目　　次

資料1	東御市防災会議条例 ・・・・・・・・・・・・	1
資料2	東御市防災会議運営規程 ・・・・・・・・・・・・	2
資料3	東御市防災会議の権限に属する事項のうち 会長が処理できる事項について ・・・・・・・・・・・・	3
資料4	東御市災害対策本部条例 ・・・・・・・・・・・・	4
資料5	東御市避難支援プラン ・・・・・・・・・・・・	5
資料6-1	長野県消防相互応援協定書 ・・・・・・・・・・・・	9
資料6-2	長野県消防相互応援協定実施細則 ・・・・・・・・・・・・	１１
資料7-1	長野県市町村災害時相互応援協定書 ・・・・・・・・・・・・	１４
資料7-2	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 ・・・・・・・・	１８
資料8	災害時における大田区と東御市との相互応援協定 に関する協定 ・・・・・・・・・・・・	２０
資料9	災害時における相互応援協定に関する協定書・・・・・・・・・ （市内郵便局）	２１
資料10	災害時の応急措置に関する協定書 ・・・・・・・・・・・・ （市建設業協会）	２４
資料10の2	災害時における物資の調達に関する協定書・・・・・・・・・・ （株式会社ツルヤ・株式会社やおふく）	２９
資料10の3	災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定書 ・・・ （有限会社シーエスエスサービス）	３１
資料10の4	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書 ・・・ （上小トラック協会）	３５
資料10の5	災害時における燃料等の供給に関する協定書 ・・・・・・ （長野県石油商業組合上小支部）	３８
資料10の6	災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書・・・ （社団法人上田薬剤師会）	３９
資料10の7	医療救護活動及び医薬品等供給実施細則 ・・・・・・・・・・	４２
資料10の8	災害用医薬品一覧表 ・・・・・・・・・・	５２
資料10の9	災害時における地域応援活動に関する協定書 ・・・・・・・・ （株式会社信越精密）	５３
資料10の10	災害時における物資供給に関する協定書 ・・・・・・・・ （ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）	５６
資料10の11	し尿収集業務応援協定書 ・・・・・・・・・・ （長野県環境整備事業協同組合）	５９
資料10の12	災害時における施設使用及びボランティアに関する協定書・・ （学校法人成田会長野救命医療専門学校）	６０
資料10の13	災害時における飲料水の提供に関する協定書 ・・・・・・・・ （北陸コカ・コーラボトリング株式会社）	６２
資料10の14	災害時における大型クレーン作業の提供に関する協定書・・・ （長門運輸有限会社）	６７
資料10の15	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書 ・・・ （社会福祉法人ちいさがた福祉会・医療法人緑風会 社会福祉法人みまき福祉会・特定非営利活動法人おもいやり 乙女平･株式会社ライフサポート陽心）	７２
資料10の16	災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定書 ・・・・ （長野ＬＰ協会上小支部　一般社団法人長野県ＬＰガス協会）	８２

資料10の17　災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定　・・・・・　８４
(株式会社エフエムとうみ)
資料10の18　災害時における東御市と美郷町との相互応援に関する協定　・　８６
資料10の19　災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書　・・　８８
(社団法人長野県建築士会上小支部)
資料10の20　災害時における物資供給に関する協定書　・・・・・・　９０
(東御市くらしの会)
資料10の21　災害時における飲料水等の供給に関する協定書　・・・・・・　９３
(サントリービバレッジサービス株式会社)
資料10の22　災害時における電気の保安に関する協定書　・・・・・・　９５
(一般財団法人中部電気保安協会)
資料10の23　災害時における施設使用に関する協定書　・・・・・・　９７
(学校法人郁文館夢学園)
資料10の24　災害時における災害対応の協力に関する協定　・・・・・・　９９
(信州うえだ農業協同組合)
資料10の25　災害時の医療救護についての協定書　・・・・・・　１０１
(社団法人上田市医師会・社団法人小県郡医師会
社団法人上田小県歯科医師会)
資料10の26　災害時等における応援に関する協定書　・・・・・・　１０６
(ヴェオリア・ジェネッツ株式会社)
資料10の27　給水援助協定（上田市上下水道事業管理者）　・・・・・・　１０８
資料10の28　上水道緊急時の給水相互支援協定書（小諸市）　・・・・・・　１０９
資料10の29　長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱　・・・・・・　１１０
資料10の30　電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板　・・・・・　１１３
に関する協定（中電興業株式会社上田営業所）
資料10の31　災害時における応援協力に関する協定書　・・・・・・　１１５
(上小生コン事業共同組合)
資料10の32　災害時における応急生活物資供給等に関する協定書　・・・・　１２１
(生活共同組合コープながの)
資料10の33　災害時における相互協力に関する協定書　・・・・・・　１２３
(中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー)
資料10の34　災害に係る情報発信等に関する協定　・・・・・・　１２５
(ヤフー株式会社)
資料10の35　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書　・・・・　１２７
(株式会社ゼンリン)
資料10の36　災害時における相互協力に関する協定書　・・・・　１２９
(東日本電信電話株式会社)
資料10の37　災害時における物資供給の協力に関する協定　・・・・　１３１
(コムパックシステム株式会社)
資料10の38　災害時における無人航空機の活用に関する協定　・・・・　１３３
(NPO法人長野県G空間情報技術協会)
資料10の39　災害時におけるケーブルテレビ放送及び
ラジオ放送の要請に関する協定　・・・・　１３６
(株式会社上田ケーブルビジョン)
資料10の40　災害発生時等における支援協力に関する協定書　・・・・　１３８
(カクイチ建材工業株式会社)
資料10の41　大規模災害時における応急対策業務に関する協定　・・・・　１４２
(長野県建設業協会上小支部)

資料10の42	災害時等における避難所等への電力供給に関する協定書・・・・（株式会社アドバンテック）	１４４
資料11	水力発電の現況 ・・・・・・	１４５
資料12	変電所の現況 ・・・・・・	１４５
資料13	都市ガス事業の現況 ・・・・・・	１４５
資料14	危険物製造所等一覧表 ・・・・・・	１４５
資料15	防災事業所 ・・・・・・	１４５
資料16	救急病院 ・・・・・・	１４６
資料17	市内医療機関の状況 ・・・・・・	１４６
資料18	文化財の防火施設の設置状況 ・・・・・・	１４６
資料19	気象観測所及び雨量観測所 ・・・・・・	１４７
資料20	東御市雨量等観測システム ・・・・・・	１４７
資料21	急傾斜地崩壊危険箇所 ・・・・・・	１４８
資料22	地すべり危険区域 ・・・・・・	１５２
資料23	土石流危険渓流一覧表 ・・・・・・	１５３
資料24	土砂崩壊危険箇所調書 ・・・・・・	１５４
資料25	山腹崩壊危険地区位置図 ・・・・・・	１５７
資料26	崩壊土砂流出危険地区位置図 ・・・・・・	１５７
資料27	重要水防区域 ・・・・・・	１５８
資料28	応急仮設住宅建設候補地 ・・・・・・	１６０
資料29	危険物取扱所（給油取扱所）の現況 ・・・・・・	１６０
資料30	農業用ため池集計表 ・・・・・・	１６１
資料31	ダム施設一覧表 ・・・・・・	１６７
資料32	指定緊急避難場所・指定避難所（広域避難施設）・・・・・	１６８
資料33	指定緊急避難場所（広域避難地） ・・・・・・	１６９
資料34	指定緊急避難場所･指定避難所（地区別避難場所）・・・・・	１７０
資料35	福祉避難所 ・・・・・・	１７２
資料36	東御市災害対策本部標札 ・・・・・・	１７３
資料37	東御市災害対策本部職員腕章 ・・・・・・	１７４
資料38	東御市災害対策本部車両標識 ・・・・・・	１７５
資料39	大規模特殊災害時における広域航空応援 ・・・・・・	１７６
資料40	消防広域応援交付金細則 ・・・・・・	１８１
資料41	災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表 ・・・・・	１８５
資料42	庁用車両の現況一覧表 ・・・・・・	１８６
資料43	東御市ＭＣＡ無線一覧表 ・・・・・・	１８９
資料44	無線通信施設一覧表 ・・・・・・	１８９
資料45	緊急輸送車両確認申出書 ・・・・・・	１９１
資料46	救助の実施要領の基準（概要） ・・・・・・	１９２
資料47	備蓄食料品の現況 ・・・・・・	１９６
資料48	救助用特殊資機材一覧表 ・・・・・・	１９６
資料49	災害用医薬品・衛生材料備蓄場所（県指定） ・・・・・・	１９６
資料50	水防倉庫別備蓄資材一覧表 ・・・・・・	１９７
資料51	防災関係機関一覧表 ・・・・・・	１９７
資料52	土砂災害のおそれのある区域に立地している要配慮者利用関連施設 ・・・・・・	１９９
資料53	浸水のおそれのある区域に立地している要配慮者利用関連施設 ・・・・・・	２０１
資料54	浅間山の火山活動記録 ・・・・・・	２０６
資料55	噴火警報、噴火予報 ・・・・・・	２１４

資料56　土砂災害の前兆現象　・・・・・・・　２１８
資料57　土砂災害警戒区域等について　・・・・・・・　２１９

各種マニュアル等

１　避難情報の判断・伝達マニュアル　・・・・・・　Ｐ１～１８
２　東御市避難所運営マニュアル　・・・・・・　Ｐ１～６３
３　東御市避難所運営マニュアル【別冊】　・・・・・・　Ｐ１～３６
４　東御市受援計画　・・・・・・　Ｐ１～７４

○東御市防災会議条例

平成16年4月1日
条例第16号

(趣旨)

第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、東御市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　東御市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に対し意見を述べること。
(3)　前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

4　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(2)　長野県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
(3)　長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
(4)　市の職員のうちから市長が任命する者
(5)　教育長
(6)　消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
(9)　その他特に必要と認め市長が委嘱する者

6　前項の委員の定数は、30人以内とする。

7　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附　則（平成24年10月5日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

東御市防災会議運営規程

（目的）
第１条　この規定は、東御市防災会議条例（平成 16 年東御市条例第 16 号）第 5 条に基づき、東御市防災会議（以下「防災会議」という）の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議）
第２条　防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
２　委員は、防災会議の必要あると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。
３　防災会議の招集は、開会の日前 5 日までに委員に通知しなければならない。ただし急を要する場合は、この限りでない。
４　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
５　防災会議は、会長が必要と認めた場合に、書面等により開催することができる。

（防災会議の委員による処理）
第３条　防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。
２　前項の規定により処理したときは､会長は次の防災会議にこれを報告しなければならない。

（専門委員）
第４条　東御市防災会議条例第４条の専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

附　則
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この規定は、令和４年２月２４日から施行する。

資料３

東御市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

東御市防災会議運営規程第３条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

１　東御市の地域において災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

２　東御市の地域において災害が発生した場合において、当該災害の係る災害応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図る。

３　関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供及び意見の開陳その他必要な協力を求めること。

○東御市災害対策本部条例

平成16年4月1日
条例第17号

(趣旨)
第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の２第8項の規定により、東御市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)
第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)
第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4　部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)
第4条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)
第5条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、平成16年4月1日から施行する。
附　則（平成 24 年 10 月 5 日条例第 20 号）
この条例は、公布の日から施行する。

東御市避難支援計画（支えあい台帳及び個別避難計画）

１　基本的考え方(避難支援計画の目的、自助・共助・公助の役割分担等)

近年の大規模な災害に伴う被災者のうち、避難に時間を要する要配慮者の被災が目立っていることから、あらかじめ気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域または区において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援計画（支えあい台帳及び個別避難計画)」を策定していく必要がある。

なお、要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、支えあいマップ等を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅障がい者の状況把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、本市における要配慮者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要配慮者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

（１）　自助、共助、公助

「自助」

「自助」とは自ら身を守ることであり、災害発生時には最も重要となってくる。

「共助」

「共助」とは近隣住民と協力して地域を守る備えと行動である。要配慮者は、その身体的特性から「自助」が困難である場合が想定されることから、要配慮者の支援においては、近隣住民等の地域における支援活動「共助」が特に重要になってくる。

「公助」

「公助」とは市を始め、警察・消防・国・県といった行政機関、ライフライン各社を始めとする公共企業等の応急対策活動である。

２　避難支援計画の対象者の考え方（範囲）

本市における避難支援計画の対象者となる要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方を対象とする。

（１）　高齢者(寝たきり･ひとり暮らし･認知症高齢者、高齢者世帯)
（２）　身体障がい者(難病患者を含む。)
（３）　知的障がい者
（４）　精神障がい者
（５）　その他の障がい者(発達障害者、高次脳機能障害者等)
（６）　妊産婦
（７）　乳幼児・児童
（８）　外国人(日本語の理解が十分でない外国人)

※発達障害とは・・・人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態を「発達障害」と呼ぶ。

※高次脳機能障害とは・・・脳の３つの機能のうち高次脳機能が脳疾患及び脳外傷等により損傷された状態

＜３つの機能＞

①　運動動機能（手足を動かす等）
②　知覚機能（音やにおい・手触り等）

③　高次脳機能（記憶・認知・感情・言語）

３　要配慮者情報の収集・共有の方法

災害発生時において要配慮者の避難誘導や安否の確認、また避難所での生活支援を的確に行うためには、要配慮者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

＜同意方式＞

区長、自主防災組織、民生・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要配慮者リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、区長等に個人情報を開示することについて要配慮者本人又は家族から同意を得る。

＜関係機関共有方式＞

市は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している要配慮者に関する情報について、東御市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、関係部局での共有に努める。

４　避難支援体制（市及び関係機関の役割分担等）

要配慮者支援班

市役所内に、横断的組織として「東御市災害時要配慮者支援班」を設ける。要配慮者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

①　【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なＰＴ（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

②　【構成】

平常時は、班長（福祉担当課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組みを進めていくに当たっては、区長、自主防災組織、民生・児童委員等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当課長、福祉担当者で構成。

③　【業務】

平常時：要配慮者情報の共有化、避難支援計画の策定及び更新、広報等。

災害時：高齢者等避難、避難指示等の伝達業務、避難誘導、安否確認･避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等。

市は、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の要配慮者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要配慮者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、近隣住民等から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要配慮者に対し、要配慮者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要配慮者の支援が困難となる場合もあり、要配慮者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要配慮者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要配慮者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

５　高齢者等避難・避難指示等の発令・伝達方法

市の避難情報の判断・伝達マニュアルにより、高齢者等避難、避難指示等（以下「避難指示等」という。）を発令する。情報伝達は、下記によって行う。

①　情報伝達ルート

避難指示等については、市から区長を通じて要配慮者及び地域避難支援者等へ伝達する。この際、福祉関係機関・団体ネットワークを情報伝達に活用する。

または、防災無線等を活用し、直接要配慮者及び地域避難支援者等へ伝達する。

② 情報伝達手段

情報の伝達手段は、電話、ＦＡＸ、メール又は直接伝達により行い、防災行政無線、広報車も活用する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、地域避難支援者等が要配慮者宅を直接訪問して、避難指示等を伝えることも考慮する。

6　土砂災害・洪水ハザードマップ等の活用方法

ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口での配布、インターネットの利用による公開等（市ホームページ）を行うものとする。

また、ハザードマップを用いて要配慮者関連施設の位置や指定避難所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう住民への周知に努めるとともに特に要配慮者を支援する人たちの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、区長と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の要配慮者に関する情報を共有し、これら情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、指定避難所や避難経路の確認等を行い、各種災害に備えるものとする。

7　避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難指示等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難支援計画に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防署、消防団の役割分担を明確にし、地域住民の協力により連携して対応する。

また、要配慮者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に地域避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

8　指定避難所における支援方法

（１）指定避難所における支援対策

指定避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

指定避難所には、要配慮者の要望を把握するため、要配慮者支援班が連携し、区長や福祉関係者、そして地域避難支援者の協力を得つつ要配慮者を支援する体制を組織し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、指定避難所から社会福祉施設への緊急避難、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等と協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

指定避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

（２）福祉避難所の指定

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整

備した福祉避難所を予め指定する。

9　要配慮者避難訓練の実施

要配慮者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要配慮者と地域避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要配慮者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から地域避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係を深めることが重要である。

このため、要配慮者や地域避難支援者とともに、要配慮者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要配慮者、地域避難支援者が積極的に参加し、要配慮者の居住情報を共有し、避難指示等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

10　避難支援計画の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要配慮者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、区長、自主防災組織、民生・児童委員等の協力を得ながら、避難支援計画を策定する。

（１）避難支援計画の策定方法

避難支援計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市は区長等の実際に避難支援に携わる関係者と要配慮者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これらの関係者が中心となって、要配慮者本人と地域避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。なお、地域避難支援者については、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団などの話し合いなどであらかじめ要配慮者に紹介できる候補者を定めるとともに、地域避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の地域避難支援者を決めておく。

また、避難支援計画は、要配慮者本人、その家族及び市役所の必要最小限の関係部署のほか地域避難支援者等 要配慮者本人が同意した者に配布し、その際には、守秘義務の徹底を図る。

（２）避難支援計画の更新

避難支援計画は、一人ひとりの要配慮者を対象としていることから、要配慮者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（１）のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、避難支援計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、地域避難支援者等の協力を得て更新を行う。

（３）避難支援計画の管理

避難支援計画の内容は、配布先として（１）に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきさないように留意する。避難支援計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

長野県消防相互応援協定書

(目的)

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織してる市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

（代表消防機関の指定）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

２　地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

３　代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

（応援要請）

第５条　災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

（１）隣接応援要請　隣接する市町村等に対して行う応援要請
（２）地域応援応援　隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
（３）全県応援要請　全ての市町村等に対して行う応援要請
（４）特殊応援要請　他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

２　市町村長等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

（応援経費等の負担）

第８条　この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

（１）応援側の負担する経費等
　ア　応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
　イ　応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
　ウ　応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
　エ　応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費

オ　燃料及び給食等に係る経費

（２）要請側の負担する経費等

ア　応援隊による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 29 条第３項の規定に基づく損失補償費及び同法第 36 条の３第１項の規定に基づく損害補償費

イ　応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費

ウ　要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費

エ　大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費

オ　第５条第４号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

（３）前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附　　則

（施行期日）

１　この協定は、平成８年２月 14 日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

２　法第 21 条の規定により、県内を 10 ブロックに編成して昭和 41 年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

附　則（平成 12 年７月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年７月１日から適用する。

附　則（平成 13 年７月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年７月１日から適用する。

附　則（平成 15 年 11 月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月１日から適用する。

附　則（平成 18 年９月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年９月１日から適用する。

附　則（平成 27 年４月８日）

この協定は、平成 27 年４月８日から効力を生ずる。

別表（第３条関係）

地域区分	市　町　村　等
北　信	長野市　須坂市　千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合　岳南広域消防組合
東　信	上田地域広域連合　佐久広域連合
中　信	松本広域連合　北アルプス広域連合　木曽広域連合
南　信	諏訪広域連合　上伊那広域連合　南信州広域連合

長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第１　この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成８年２月 14 日締結。以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２　この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。

(応援隊の名称)

第３　協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第４　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。
(2) 代表消防機関及び当該ブロック内市町村等との連絡調整に関すること。
(3) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
(4) その他必要な事項

２　地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合には、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第５　代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。
(2) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
(3) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
(4) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。
(5) その他必要な事項

２　代表消防機関が被災等によりその任務が遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(県消防相互応援隊の編成)

第６　複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の隊編成は、地域代表消防機関又は代表消防機関が行うものとする。

２　県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとする。

(県消防相互応援隊の指揮)

第７　複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長野県隊応援等実施計画（平成 24 年３月 23 日施行）の規定を準用するものとする。

(応援要請)

第８　協定第５条に規定する応援要請を行う要請側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡し、事後、別に定める様式を送付するもとする。

(1) 災害の状況、発生場所及び被害状況
(2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等
(3) 県消防相互応援隊の集結場所
(4) 県消防相互応援隊の活動範囲及び任務
(5) 使用無線周波数
(6) 安全管理上の注意事項
(7) その他必要と思われる事項

２　協定第５条２号に規定する地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。
３　協定第５条３号に規定する全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。
(県消防相互応援隊の派遣)
第９　協定第６条に基づき県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡し、事後、別に定める様式を送付するものとする。
(1) 指揮者職氏名
(2) 派遣人員
(3) 派遣車両
(4) 資機材等の種別及び数量
(5) 出発時刻及び到着予定時刻
２　協定第５条２号に規定する地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合に連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。
３　協定第５条３号に規定する全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合に連絡は、代表消防機関を経由して行うものとする。
(応援隊の誘導等)
第 10　要請側の消防長は、県消防相互応援隊の終結場所に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。
(自主応援)
第 11　市町村等の消防長は、自主応援が必要と判断した場合、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、自主応援の要否を確認するものとする。
２　地域代表消防機関は、情報収集又は被災地消防本部の応援のための必要と判断した場合、当該ブロック内の消防本部に対して、自主応援を要請することができるものとする。
３　地域代表消防機関は、当該ブロックから自主応援を行う場合、被災地消防本部、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関及び代表消防機関に対して連絡するものとする。
(応援要請の解除)
第 12　要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡し、事後、別に定める様式を送付するものとする。
(活動結果報告)
第 13　応援側の長は、応援活動終了後、別に定める様式により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。
２　要請側の消防長は、応援活動終了後、別に定める様式により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。
(応援経費等の負担)
第 14　協定第８条第２号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。
２　協定第８条第２号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
(協議)
第 15　この実施細則に定めない事項及び実施細則についての変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附　則
１　この実施細則は、平成８年２月 14 日から施行する。
２　この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。
附　則（平成 18 年９月１日）
この実施細則は、同意の日から施行し、平成 18 年９月１日から適用する。

附　則（平成 27 年４月８日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成 27 年４月８日から適用する。

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

（代表市町村の設置等）

第２条　市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記１に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

２　代表市町村が被災した場合に備え別記１に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第２順位及び第３順位の市町村を定めるものとする。

（応援の内容）

第３条　市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

（１）物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両等

エ　ごみ、し尿処理のための車両及び施設

オ　避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）

カ　火葬場

（２）人員の派遣

ア　救護及び応急措置に必要な職員

イ　消防団員

（３）その他

ア　避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ　ボランティアのあっせん

ウ　児童・生徒の受け入れ

エ　前２号に掲げるもののほか、災害救助法第 23 条第１項に定める救助

（４）前３号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援を要請する内容

ア　物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、納入場所、輸送手段、交通情報等

イ　人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ　その他、必要な事項

（緊急時における自主的活動）

第５条　代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

２　市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記１に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度６強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

４　代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記１に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

５　前項に規定する場合において、別記１に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前２項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

６　別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

７　前４項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

２　応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

３　前２項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

４　応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

　ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

５　前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第７条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（防災体制の強化等）

第９条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

２　市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補足）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この協定は、平成８年４月１日から施行する。

（協定の成立）

２　この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附　則

この協定は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

（別記１）

ブロック名	代表市町村	構　成　市　町　村
佐　　久	佐　久　市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上　　小	上　田　市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏　　訪	岡　谷　市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上　伊　那	伊　那　市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯　　伊	飯　田　市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木　　曽	木　曽　町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松　　本	松　本　市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大　　北	大　町　市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長　　野	長　野　市	長野市･須坂市･千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町･飯綱町･小川村
北　　信	中　野　市	中野市･飯山市･山ノ内町･木島平村･野沢温泉村・栄村

（別記２）

被災ブロック	応援するブロック
佐　久	上　小
上　小	佐　久
諏　訪	上伊那 木　曽
上伊那	諏　訪 飯　伊
飯　伊	上伊那 木　曽
木　曽	飯　伊 諏　訪

被災ブロック	応援するブロック
松　本	長　野
大　北	北　信
長　野	松　本
北　信	大　北

（備考）

応援するブロックが複数の場合は、河川の代表市町村が派遣。

●「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく代表市町村及び第２順位、第３順位市町村について

（応援協定第２条第２項関係）　　H24.9.20現在

ブロック	代表市町村	第２順位市町村	第３順位市町村	備　考
佐　久	佐 久 市	小 諸 市	佐久穂町	
上　小	上 田 市	東 御 市	長 和 町	
諏　訪	岡 谷 市	茅 野 市	諏 訪 市	
上伊那	伊 那 市	駒ヶ根市	辰 野 町	
飯　伊	飯 田 市	高 森 町	松 川 町	
木　曽	木 曽 町	南木曽町	木 祖 村	
松　本	松 本 市	安曇野市	塩 尻 市	
大　北	大 町 市	白 馬 村	池 田 町	
長　野	長 野 市	千 曲 市	須 坂 市	
北　信	中 野 市	飯 山 市	山ノ内町	

●「応援ブロック」から先遣隊が派遣できない場合に先遣隊を派遣する「代表市町村」について

（応援協定第５条第６項関係）

被災ブロック	応援するブロック	あらかじめ定めておく代表市町村
佐　久	上　小	松本市
上　小	佐　久	伊那市
諏　訪	上伊那 木　曽	長野市
上伊那	諏　訪 飯　伊	上田市
飯　伊	上伊那 木　曽	長野市
木　曽	飯　伊 諏　訪	上田市
松　本	長　野	佐久市
大　北	北　信	伊那市
長　野	松　本	飯田市
北　信	大　北	松本市

＊　応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

＊　「あらかじめ定めておく代表市町村」は、第２回代表市町村会議（平成24年4月27日開催）において決定された。

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)
第１条　この実施細細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)
第２条　代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 被災市町村の情報収集と状況把握
(2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
(3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
(4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
(5) 応援活動等に関する県との連絡調整
(6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
２　代表市町村が被災等により前項の業務が遂行できない場合は、協定第２条第２項の規定により、代表市町村の業務を代行する第２順位又は第３順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。
　ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記２の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)
第３条　応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。
(1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
(2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第２順位の市町村に要請するものとする。
　所属ブロックの代表市町村及び第２順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第３順位の市町村に要請するものとし、第４順位以下を定めた場合も同様とする。
(3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記２の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。
２　被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)
第４条　被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。
２　被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)
第５条　被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)
第６条　被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)
第７条　協定第５条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)
第８条　応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算出した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)
第９条　協定第７条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。
(1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
(2) 備蓄物資、資機材一覧表
(3) その他応援に必要な情報

(補則)
第 10 条　この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。
２　この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
３　前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附　則
(施行期日)
１　この実施細則は、平成８年４月１日から施行する。
(実施細則の改定)
２　この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。
(実施細則の成立)
３　この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附　則
この実施細則は、平成 24 年１月 25 日から施行する。

資料　８

災害時における大田区と東御市との相互応援に関する協定

大田区（以下「甲」という）と東御市（以下「乙」という）との間において、災害における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策」という）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）
第２条　甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め災害が発生したときは必要事項を示して応援を要請する。

（協力）
第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合はその内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）
第４条　甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。
（１）応急物資（食料、生活必需品）の供給
（２）被災者及び被災児童の一時受け入れ
（３）応急対策等に要する職員の派遣及び資機材、物資等の提供
（４）前３号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸送）
第５条　応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする

（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額について甲乙協議のうえ、定める。

（協議）
第７条　この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有する。

平成１６年１１月２３日
東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号
甲　大田区
大　田　区　長　　印

長野県東御市県２８１番地２
乙　東御市
東御市長　　印

災害時における相互応援に関する協定書

東御市内の郵便局（以下「郵便局」という）と東御市（以下「市」という）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号以下「震対法」という）の規定及び東御市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合情報の提供に関して次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、東御市内及びその周辺において大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において郵便局が市に協力して災害情報の提供をするために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）
第２条　前条における郵便局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）
第３条　この協定において、情報の提供を行うものは、東御市内の郵便局に勤務する職員とする。

（災害）
第４条　この協定において「災害」とは、災対法第２条第１項第１号に定めるものとする。

（要請）
第５条　市は、災害時において、電話通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集の必要があると認めるときは、郵便局に対し情報の提供について協力を要請することができる。

（情報の提供）
第６条　郵便局は、市から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、市に提供するものとする。

（連絡系統）
第７条　郵便局と市との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

（情報収集連絡の訓練）
第８条　郵便局及び市は、非常災害時の災害情報提供を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて訓練を行うものとする。

（協議）
第９条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じたときは協議の上決定するものとする。

附則
（施行期日）
この協定は平成１７年１月２８日から施行する。

この締結を証するため、本書７通を作成し、市と郵便局の長が署名押印の上各自１通を保有する。

平成１７年１月２８日

東御市
東御市県２８１番地２

東御市長　　印

郵便局
東御市田中１０３番地６

田中郵便局長　　印

東御市大日向２９９番地

北御牧郵便局長　　印

東御市本海野１４９６番地

本海野郵便局長　　印

東御市和２６２１番地１２

和郵便局長　　印

東御市祢津１８２４番地６

祢津郵便局長　　印

東御市滋野乙５１２番地９

滋野郵便局長　　印

郵便局による災害時応援協定連絡協定図

災害時の応急措置に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と東御市建設業協会（以下「乙」という）は、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における応急措置（下水道施設を含む）の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、防災計画に基づき応急措置を実施する必要が生じた場合は、つぎの各号に掲げる事項を明らかにした災害出動要請書（以下「要請書」という）様式第１号）により乙に協力を要請するものとする。

ただし、要請書によることが困難なときは口頭により要請し事後要請書を提出する。

（１）災害の状況及び協力を要請する理由
（２）必要とする人員
（３）必要とする資材及び機材の種類及び数量
（４）活動場所、活動内容及び期間
（５）その他必要事項

（協力の実施）

第３条　１　乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。

２　乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するとともに、速やかに甲に連絡するものとする。

３　甲は、乙の応急措置を円滑に行うために標示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第４条　応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（報告）

第５条　１　乙は、第３条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を甲に報告するとともにその業務を完了したときは、速やかに次の事項を記載した災害出動報告書（以下「報告書」という　様式第２号）により甲に報告する。

（１）応急措置に従事した人員及び名簿
（２）応急措置に使用した機器類の種別及び台数
（３）応急措置に従事した人員のそれぞれの時間
（４）応急措置に使用した機器類の使用時間数
（５）その他必要な事項

２　甲は、前項の規定による報告書を受理したときは乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

（経費の負担）

第６条　１　この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲・乙協議の上定める額を甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の清算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第７条　１　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡・負傷もしくは疾病にかかり又は障害となった場合の損害補償は労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がない場合、東御市消防団員等公務災害補償条例（平成１６年４月１日東御市条例第１６６号）の規定により補償する。

２　乙の現場活動により生じた建設機械の損傷に係る負担については、甲･乙協議の上定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第８条　応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害についてはその賠償補償法及び賠償額は、甲･乙協議の上定めるものとする。

（費用等の請求）

第９条　乙は、第６条に規定する経費および第７条に規定する損害補償（以下「費用等」という）の請求については甲の定めるところによりおこなうものとする。

（支払）

第１０条　甲は、前条の規定により費用等の請求があった時はその内容を審査し適当であると認めたときはその費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については甲･乙協議して定めるものとする。

附則

（施行期日）

この協定は平成１６年１２月１日から施行する。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲･乙署名押印して各自１通を保有するものとする。

平成１６年１２月１日

甲　東御市県２８１番地２

東御市長　　印

乙　東御市建設業協会

会長　　印

様式第１号

災害出動要請書

平成　　年　　月　　日

東御市建設業協会

会長　　殿

東御市長　　印
（公営企業管理者）

下記のとおり出動を要請します。

記

災害の内容	
災害の状況	
要請人員	半日　　人 一日　　人　　延べ合計　　人
必要な資機材	
活動場所及び内容	
活動期間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日 午前･午後　　時　　分から午前･午後　　時　　分
その他	

様式第２号

災害出動報告書

平成　　年　　月　　日

東御市長　　殿
（公営企業管理者）

東御市建設業協会

会　長

下記のとおり災害出動したので報告します。

記

１　出動人員　　合計　　人

２　作業機器の種別及び台数

３　災害応急作業の内容
（１）場　所
①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（２）場　所
①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

様式第２号の２（継続用紙）

（３）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（４）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（５）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（６）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

災害時における物資の調達に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、東御市地域防災計画に基づき災害発生時における物資の調達に関して東御市（以下「甲」という）が、株式会社ツルヤ及び株式会社やおふく（以下「乙」という）に協力を求めるに当たっての必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、物資の供給を要請する。
（調達物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給する物資は、別表に掲げる物のうち要請時点で乙が調達可能な物資とする。
（要請の方法）
第４条　第２条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請しその後速やかに文書を提出するものとする。
（要請に基づく乙の措置）
第５条　乙は、第２条の要請を受けたとき、速やかに措置を取るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。
（引渡し）
第６条　物資の引渡し場所は甲が指定する。
（費用負担）
第７条　甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む）は、甲が負担する。
（代金の請求）
第８条　乙は、甲による物資の引渡し完了の確認後災害発生前の本市通常価格を基準に適正な価格により甲に請求する。
（協定期間）
第９条　この協定は、平成１７年１月２８日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。
（疑義の決定）
第１０条　この協定の各項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。
　この協定を証するため甲と乙とは本書を２通作成しそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１７年１月２８日

甲　東御市県 281 番地２
　　東御市

　　東御市長　　印
乙　小諸市大字和田 483 番地８
　　株式会社　ツルヤ

　　代表取締役社長　　印

乙　上田市中央五丁目１番３号
　　株式会社　やおふく

　　代表取締役社長　　印

別表

食料品	パン･おにぎり・缶詰･レトルト食品･カップ麺等の非常用食料品
食器	割り箸･茶碗等の食器類
その他	調達可能な日用品等

物資調達要請書

平成　　年　　月　　日

株式会社　　殿

東御市長　　印

下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1　食料品

食料品	個数	備考
（1）パン	個	
（2）おにぎり	個	
（3）缶詰	個	
（4）		
(5)		
(6)		
(7)		

2　食器類

食器類	個数	備考
(1)紙製コップ	個	
(2)紙製食器	個	
(3)割り箸	個	
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		

3　その他

調達可能な日用品	個数	備考
(1)ティッシュペーパー		
(2)トイレットペーパー		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		

以上の物資を　　月　　日　　時までに市役所　　へ納入をお願いします。
直、間に合わない物資がありましたら市役所　　へ連絡をお願いします。

災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と有限会社シーエスエスサービス（以下「乙」という）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において仮設トイレ設置業務等の応援に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、仮設トイレ設置業務のため、乙の所有する仮設トイレによる設置が必要と認めるときは乙に対して次の掲げる事項を明らかにして文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは口頭で要請しその後速やかに要請書を提出する。

（１）応援を必要とする簡易トイレ（汲み取り式）の個数、場所（地図添付）及び期間
（２）現場責任者
（３）その他必要な事項

（業務の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

（１）乙は、甲の要請する期間、仮設トイレ（汲み取り式）を甲に貸与すること。
（２）乙は、甲の要請に基づき、乙の所有する仮設トイレ（汲み取り式）を甲の指定する場所に設置すること。
（３）乙は、甲に貸与していた仮設トイレ（汲み取り式）の要請期間又は必要がなくなったときの撤収
（４）乙は、甲から第１条の規定により仮設トイレ設置の応援要請があった時は当該期間中の仮設トイレについてについてのメンテナンス及び汚物回収を行うこと。

（協力）

第３条　乙は、甲から第１条の規定により仮設トイレ設置の応援要請があった時は特別の理由がない限り仮設トイレ（汲み取り式）を甲に提供し、第２条各号に規定する業務の区分により、次に掲げる報告事項について文書で報告するものとする。

ただし、文書をもって報告する暇がないときは口頭で報告しその後、速やかに報告書を提出するものとする。

応援業務	報告事項	報告期間
第２条第１号	仮設トイレ設置個数（汲み取り式）設置場所及び設置日時	仮設トイレ設置終了後
第２条第３号	仮設トイレ撤収個数（汲み取り式）撤収場所及び撤収日時	仮設トイレ撤収後
第２条第４号	交換品等メンテナンス及び汚物回収に要した費用	指定する日

（経費の負担）

第４条　１　第２条第１号から第４号に規定する業務に要する費用は、甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の価格は災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第５条　この協定に基づいて業務に従事した者が､本業務において負傷もしくは疾病にかかり、

又は死亡した場合の災害補償については乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定に関する責任者は、甲においては災害対策本部組織の中から本部長が指名する者、乙においては、事業部長とする。

（費用等の請求）

第７条　乙は、第４条に規定する経費の請求については第３条の報告書に基づき請求するものとする。

（支払）

第８条　甲は、前条の規定により費用等の請求があった時はその内容を審査し適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第９条　この協定は、平成１７年１月２８日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

（疑義の決定）

第10条　この協定の各項の解釈について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については甲・乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

平成１７年１月２８日

甲　東御市県２８１番地２

東御市

東御市長　　印

乙　上田市諏訪形１０９４番地３

有限会社　シーエスエスサービス

代表取締役　　印

様式第１号

平成　　年　　月　日

要　請　書

殿

東御市長　　印

災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定に基づき要請をいたします。

１　応援を必要とする個数	個
２　応援を必要とする場所	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
３　応援を必要とする期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
４　現場責任者	氏名 ＴＥＬ ＦＡＸ
５　その他必要事項	

様式第２号

報告書（設置用）

東御市長　　殿

株式会社

災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定に基づき報告をいたします。

１　仮設トイレ設置個数	個
２　設置場所	番地
３　設置日時	平成　　年　　月　　日　　時
４　報告書	氏名 ＴＥＬ ＦＡＸ
５　連絡事項	

様式第３号

報告書（撤去用）

東御市長　　殿

株式会社

災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定に基づき報告をいたします。

１　仮設トイレ撤去個数	個
２　撤去場所	番地
３　撤去日時	平成　　年　　月　　日　　時
４　報告者	氏名 ＴＥＬ ＦＡＸ
５　連絡事項	

様式第４号

報告書（経費用）

東御市長　　殿

株式会社

災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定に基づき報告をいたします。

１　汚物回収に要する費用	円
２　汚物回収日時	平成　　年　　月　　日　　時
３　連絡事項	

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と、上小トラック協会（以下「乙」という）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）発生に際し、応急生活物資（以下「物資」という）の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害発生時における物資の緊急輸送に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時における物資の緊急輸送の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請書をもって物資の緊急輸送を実施するものとする。
ただし、応援要請書（様式第１号）によることが困難なときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。
（１）災害に状況及び応援を必要とする理由
（２）必要とする台数
（３）輸送場所
（４）その他必要事項

（要請に対する協力）
第３条　１　乙は、甲から前条の要請を受けたときは特に業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに輸送業務を行うものとする。
２　甲は、乙の緊急輸送を円滑に行うために標示旗、現地への誘導及び現地での指示等必要な援助を行うものとする。

（輸送業務）
第４条　甲の要請により輸送に従事する乙は、応援要請書に記載された甲の担当者の指示に従い指定された場所で物資を受領し、指定された場所へ輸送するものとする。

（事前計画）
第５条　緊急輸送の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）
第６条　乙が緊急輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

（価格の決定）
第７条　甲が負担する緊急輸送にかかった経費は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の支払）
第８条　乙の経費の請求に当たっては、乙の緊急輸送業務の活動実績を集計した活動実績報告書（様式第２号）の請求書に添付して甲に対し一括請求するものとする。甲は、適正な請求書受理後その費用を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第９条　この協定は、平成１７年１月２８日からその効力を有するものとし甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を維持する。

（協議）

第１０条　この協定の実施について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲･乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは、本書２通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成１７年１月２８日

甲　長野県東御市県２８１番地２

東御市

東御市長　　印

乙　長野県上田市大字殿城５８１番地６
上小トラック協会

会長　　印

様式第１号

平成　　年　　月　　日

応援要請書

殿

東御市長　　印

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定に基づき、応援を要請します。

要請担当者	所属 電話番号 氏名	
災害の内容		
災害の状況		
輸送物資の内容及び必要台数		
輸送場所	物資受領先名 住所 電話 担当者	物資輸送先名 住所 電話 担当者
要請期日又は期間		
その他		

様式第２号

平成　　年　　月　　日

活動実績報告書

東御市長　　殿

上小トラック協会

印

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定に基づき、応援活動を行ったので報告します。

担当者 連絡先	電話番号
従事車両 及び内容	
従事者	別添名簿のとおり
従事日数 従事件数	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで 件数　　（内訳は別紙のとおり）
その他	

災害時における燃料等の供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と、長野県石油商業組合上小支部（以下「乙」という）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生した場合、災害活動用車両燃料及び避難施設用燃料を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時における活動用車両燃料及び灯油等の燃料を確保する手続及び価格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第２条　協定の内容は、乙で取り扱っている石油類のうち甲が緊急に必要とする災害用燃料である「ガソリン」「軽油」及び「灯油」（以下「燃料」という）を供給するものである。

（要請）

第３条　大規模な災害が発生し、燃料が緊急に必要になった場合、甲は乙に対し燃料の供給要請することができる。

（要請に対する協力）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは特に業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り他の業務に優先して要請事項について速やかに燃料の供給を行うものとする。

（供給手続）

第５条　甲が燃料の供給を受けようとするときは、乙に燃料の種類及び数量その他必要事項を連絡するものとする。

（引渡し）

第６条　乙が甲の要請を受けた場合、速やかに甲の指定する場所において燃料を引き渡すものとする。

（価格の決定）

第７条　乙が甲に供給する燃料の価格については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定期間）

第８条　この協定は、平成１７年１月２８日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

（協議）

第９条　この協定の実施について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１７年１月２８日

甲　長野県東御市県２８１番地２
　　東御市

　　東御市長　　印

乙　長野県上田市常田２丁目２０番２６号
　　長野県石油商業組合上小支部

　　支部長　　印

災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書

上田地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と社団法人上田薬剤師会（以下「乙」という。）とは災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、災害時における広域的な対応を図るため、甲を組織する市町村（坂城町を除く。以下「組織市町村」という。）がそれぞれ策定する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に行う医療救護及び医薬品等の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第２条　乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

３　甲は、前２項の規定により乙から提出を受けた医療救護計画を、組織市町村に周知するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第３条　組織市町村は、それぞれの防災計画に基づき、必要に応じ乙に薬剤師班の派遣を要請するとともに、甲に報告するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、薬剤師班の派遣を要請した組織市町村に派遣するものとする。

３　緊急やむを得ない事情により、乙が第１項の規定による組織市町村からの要請を待たずに薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲を通じて派遣した組織市町村に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第４条　乙が派遣する薬剤師班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な円滑な運営を図るため、派遣を受ける組織市町村が乙の代表者を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第５条　乙が派遣する薬剤師班は、派遣を受ける組織市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所及び医薬品等の集積場所において医療救護を行う。

２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者等に対する調剤及び服薬指導

（２）　医療救護班への薬剤服用に関する助言

（３）　医薬品等の仕分け及び管理

（４）　その他必要な事項

（薬剤師班の輸送）

第６条　派遣を受ける組織市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

２　派遣した組織市町村から医薬品等の供給の要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（救護所の設置等）

第８条　組織市町村又は甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

２　派遣を受ける組織市町村又は甲は、救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水を行うものとする。

（調剤費）

第 9 条　救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第 10 条　派遣を受けた組織市町村は、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

（1）　薬剤師班の派遣に要する費用

（2）　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2　医薬品等の供給を要請した組織市町村は、医薬品等を供給した場合の実費を負担するものとする。

3　前 2 項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第 11 条　派遣を受けた組織市町村は、医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、甲の上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織町村の条例を準用する条例（平成 3 年組合条例第 16 号）第 2 条第 9 号の規定に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

2　第 8 条の規定により設置した救護所において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、派遣を受けた組織市町村が負担する。

（第三者に対する損害賠償）

第 12 条　医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第 13 条　乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を派遣した組織市町村に報告するものとする。

2　乙は、第 7 条第 2 項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、そのつど甲の定めるところにより供給した組織市町村に報告するものとする。

3　組織市町村は、前 2 項に規定する報告を乙等から受けたときは、報告書を取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。

（費用等の請求）

第 14 条　乙は、第 10 条に規定する費用及び第 11 条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

（費用等の支払）

第 15 条　派遣及び医薬品等の供給を受けた組織市町村は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに乙に支払うものとする。

（細目）

第 16 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第 18 条　この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成 9 年 2 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。

2　前項の協定期間の満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 9 年 2 月 1 日

長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
甲　上田地域広域行政事務組合
上記代表者
上田地域広域行政事務組合長　竹下　悦男

長野県上田市大字国分 994 番地 1
乙　社団法人　上田薬剤師会
上記代表者
上田薬剤師会長　工藤　義房

資料１０の７　医療救護活動及び医薬品等供給実施細則

平成９年２月１日付をもって締結した「災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書」（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（薬剤師班）
第１条　薬剤師班は、薬剤師２名で構成し、必要がある場合は、人数を増やすことができる。
（実施報告）
第２条　乙は、協定書第３条の規定に基づき薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各班ごとの医療救護活動実施報告書（様式第１号）、医療救護報告書（様式第２号）、医薬品等使用報告書（様式第３号）及び医薬品等分類報告書（様式第４号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。
２　乙は、協定書第７条第２項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、そのつど医薬品等引渡し書（様式第５号）により速やかに供給した組織市町村に報告するものとする。
（事故報告）
第３条　乙は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式第６号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。
（施設等損傷報告書）
第４条　乙は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、施設及び設備を損傷したときは、施設及び設備損傷報告書（様式第７号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。
（費用弁償の額）
第５条　協定書第10条第１項第１号に規定する額は、別表に定める額とする。
（費用等の請求）
第６条　乙は、協定書第14条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書（様式第８号）、医薬品等実費弁償請求書（様式第９号）及び施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書（様式第10号）により派遣した組織市町村に請求するものとする。

（別表）

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
報酬	薬剤師	災害救助法施行規則（昭和34年長野県規則第３号）第９条別表第３の１の例による。この場合において、同表の１のア中「日当」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
旅費	薬剤師	職員の旅費に関する条例（昭和46年上田地域広域行政事務組合条例第７号）第２条の規定に基づく職員の旅費に関する条例（昭和35年上田市条例第40号）の例による。
時間外勤務手当	薬剤師	上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織町村の条例を準用する条例（平成３年上田地域広域行政事務組合条例第16号）第２条第11号の例による。この場合において、同条第11号に規定する条例第42条の勤務１時間当たりの給与額は、災害救助法施行規則第９条別表第３の１に規定する日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

※　様式は省略

（様式第１号）

医療救護活動実施報告書

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

（班名　　）

従事者名	職種	従事月日	従事時間	救護活動場所
		月　　日 曜日	時　　分から 時　　分まで	
		月　　日 曜日	時　　分から 時　　分まで	
		月　　日 曜日	時　　分から 時　　分まで	
		月　　日 曜日	時　　分から 時　　分まで	
		月　　日 曜日	時　　分から 時　　分まで	
		月　　日 曜日	時　　分から 時　　分まで	

（様式第２号）

医　療　報　告　書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

責任者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	症状	処置概要	備考

（様式第３号）

医　薬　品　等　使　用　報　告　書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

（班名　　）

品名	規格	数量	基準単価	金額

合計金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（様式第４号）

医　薬　品　等　分　類　報　告　書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

（班名　　）

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

（様式第５号）

医薬品等引き渡し書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

（班名　　）

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

（様式第６号）

事　故　報　告　書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動において、次のとおり事故者が発生したので報告します。

氏名		性別　男･女　年齢　　歳
住所		
職種	勤務先	所属薬剤師班名
疾病名		程度　死亡･重傷･中等傷･軽傷
外来･入院　　月　　日　診療（入院）医療機関名		
受傷（発病）日時　　年　　月　　日　午前･午後　　時　　分		
受傷（発病）場所		
死亡場所		
死亡日時　　年　　月　　日　　午前･午後　　時　　分		
事　故　発　生　時　の　状　況		

（様式第７号）

医　療　施　設　及　び　設　備　損　傷　報　告　書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

（班名　　）

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

合計金額　　円

１　薬剤師班ごとに記入。
２　物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
３　損傷の種類欄は、破壊、損傷、汚染等の種類を記入のこと。
４　損傷の程度は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入のこと。

（様式第８号）

費　用　弁　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　請求金額内訳

区　　分		単　価	算出内訳	金　　額
薬剤師	日当			
	時間外勤務手当			
	旅費			
	日当			
	時間外勤務手当			
	旅費			
	日当			
	時間外勤務手当			
	旅費			
	合計			

３　算出内訳明細　別紙医療救護活動実施報告書のとおり。

（様式第９号）

医　薬　品　等　実　費　弁　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動において使用及び供給した医薬品等の実費弁償を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
２　請求金額内訳　　別紙医薬品等使用報告書のとおり
　　別紙医薬品等引渡し書のとおり

（様式第10号）

医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書

平成　　年　　月　　日

東　御　市　長　殿

上田薬剤師会長　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る損害補償を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
２　請求金額内訳　別紙施設及び設備損傷報告書のとおり

資料　１０の８　　災害用医薬品一覧表

薬効別	成分名	単位	最低備蓄
（内服薬）催眠鎮静剤	ﾄﾘｱｿﾞﾗﾑ	0.25mg　T	
解熱鎮痛剤	ｲｿﾌﾟﾛﾌｪﾝ	100mg　T	
消炎鎮痛剤	ﾛｷｿﾌﾟﾛﾌｪﾝﾅﾄﾘｭｳﾑ	60mg　T	
抗不安薬	ｼﾞｱｾﾞﾊﾟﾑ	2mg　T	
消化器用剤（鎮痙剤）	臭化ﾌﾞﾁﾙｽｺﾎﾟﾗﾐﾝ	10mg　T	
消化器用剤（制吐剤）	塩酸ﾒﾄｸﾗﾌﾟﾗﾐﾄﾞ	5mg　T	
消化器用剤（止瀉剤）	塩酸ﾒﾍﾟﾗﾐﾄﾞ	1mg　C	
消化器用剤（下剤）	ｾﾝﾅ葉ｴｷｽ	12mg　T	
抗生物質(ｾﾌｪﾑ系・第一世代)	ｾﾌｧｸﾛﾙ	375mg　P	
抗ヒスタミン剤	ﾒｷﾀｼﾞﾝ	3mg　T	
（注射薬）局所麻酔薬	塩酸ﾘﾄﾞｶｲﾝ		
鎮痛剤	ﾍﾟﾝﾀｿﾞｼﾝ		
利尿剤	ﾌﾛｾﾐﾄﾞ		
抗生物質（ｱﾐﾉｸﾞﾘｺｼﾄﾞ系）	硫酸ｱﾐｶｼﾝ		
輸液（糖類）	ブドウ糖		
生理食塩水	生理食塩		
熱傷治療薬	滅菌凍結乾燥豚真皮		
消毒剤			
点眼薬			

薬効別	規格単位	最低備蓄数量
（衛生材料）絆創膏（紙テープ）	12m×9m　本	140
〃　（布テープ）	12m×5m　本	60
救急絆創膏	Mサイズ　19m×72m　枚	6,6,00
滅菌ガーゼ	30cm×30cm　４つ折り　反	10
〃	7.5cm×10cm　枚	2,000
脱脂綿	100g　個	132
洗浄綿	0.02%ﾋﾋﾞﾃﾝ液浸透　枚	2,600
伸縮包帯	5cm×5m　個	140
網包帯	大(1.6m)　枚	180
副木（シーネ）	腕用(M)62×8　本	60
〃　（シーネ）	足用(L)82×10　本	60
マスク	ディスポーザブルのもの　本	60
ディスポ手袋（滅菌品）	プラテック　中　足	60
輸液セット	翼状針　ベニューラ針　ｾｯﾄ	660
小児用輸液ｾｯﾄ	翼状針　ベニューラ針　ｾｯﾄ	420
ディスポーザブル注射器	2.5Ml　本	220
〃	30ml　本	600
ディスポーザブル注射針	21G　23G　本	各 500

災害時における地域応援活動に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社信越精密（以下「乙」という。）とは、火災等の災害時における地域応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙が東御市田中区内において火災等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、甲が実施する消火、延焼防止、負傷者の救出救護等の応急対策活動に、自らの事業所又は従業員が被害を受けるおそれがある場合を除き、当該地域応援に係る手続、範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　地域応援の内容は次のとおりとする。

（１）事業所の敷地外へ出動して行なう応援活動（以下「事業所外応援」）という。）

ア　火災の消火、延焼防止

イ　負傷者の救出、救護

（２）事業所の敷地内で行なう応援活動（以下「事業所内応援」という。）

ア　救出・救護資機材の貸し出し

イ　負傷者の一般的な救護

ウ　その他避難者への一般的な応援

（応援の実施）

第３条　事業者外応援は、甲の要請に基づきこれを行なうものとし、事業所内応援は、乙の判断でこれを行なうものとする。

２　地域応援は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他事業所運営を阻害するものであってはならない。

（応援活動の指揮）

第４条　乙は事業所外応援を実施するときは、甲の指揮により活動するものとする。

（第三者加害）

第５条　乙が行なう事業所外応援に関して第三者と甲又は乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

（資器材の準備）

第６条　乙は地域応援に必要な資器材の充実に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条　事業所外応援に要した経費については、原則として次の各号により甲が負担するものとする。

（１）　活動時に使用した消耗品費

（２）　機械器具類の燃料費及び破損した器具の修理費

（損害賠償）

第８条　事業所外応援により乙の従業員が、死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合の補償については、消防団員等の災害補償に関する条例（平成 16 年東御市条例第 166 号）によるものとする。

（訓練等）

第９条　甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

（運用）

第１１条　この協定に実施に係る細目については、付属書によるものとする。

（有効期限）

第１２条　この協定の有効期限は平成 18 年 4 月 26 日から平成 20 年 4 月 25 日までの 2 年間とする。ただし、有効期限の満了する 2 ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き 2 年間、自動的に有効期限を延長し、以後同様とする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 18 年 4 月 26 日

甲　東御市長

乙　株式会社　信越精密

代表取締役

火災等災害時における地域応援に関する付属書

火災等災害時における地域応援に関する協定の運用は次による。

1　協定の趣旨

協定は、田中区内の火災等発生時に置ける事業所の自発的な応援活動に指針を示すものである。

2　事業所外応援

（1）甲は、東御市田中区内に火災等の災害が発生し又は発生のおそれがある場合など緊急の必要があると認められる場合は、消防団活動の支援を行なうため乙に対し事業所外応援の要請を行なうものとする。

（2）甲は事業所外応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにするものとする。

ア　災害発生場所

イ　出動場所

ウ　災害の状況

エ　必要資機材

オ　指揮下に入るべき公設消防隊

カ　その他必要事項

（3）乙は、甲から事業所外応援の要請があった場合において、派遣の可否を決定したときは、速やかにその旨を甲に通報するものとする。

（4）乙が車両により事業所外応援をする場合は、一般の交通法規に従うものとし、緊急走行は行なわないものとする。

（5）乙は、事業所外応援で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。

3　情報連絡

事業所外応援の要請又は必要な情報の連絡は、オフトーク放送又は電話等で行なうものとする。

4　交通事故の適用除外

協定第5条の規定は、交通事故による場合を除くものとする。

5　資機材の準備

協定第6条の規定は、乙が現に保有する資機材とする。

6　付属書の改廃

この付属書は、協定の趣旨を逸脱しない範囲において、甲及び乙それぞれの担当部局の長の協議により改廃できるものとする。

災害時における物資供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画に基づき、災害発生時における物資の調達に関して甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）　別表に掲げる物資

（２）　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもっておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要精をうけた時は、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡し場所は、項が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担

するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前に置ける小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行ない、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成19年２月22日

甲　長野県東御市県281番地２

東御市長

乙　新潟県新潟市清水4501番地１

NPO法人　コメリ災害対策センター

理事長

災害時における緊急対応物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、誘導灯、ヘルメット、防塵マスク 簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具 スコップ
日用品等	毛布、タオル、バケツ、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭
電気用品等	強力ライト、懐中電灯、ラジオ、乾電池、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

し尿収集業務応援協定書

東御市（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、し尿収集運搬業務（以下「業務」という。）の応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第１条　甲は、東御市において発生した災害で、被災世帯等のし尿収集運搬に困難が生じるおそれがあると判断したときは、乙に対し、し尿収集車両（以下「応援車」という。）の応援を要請することができる。

２　乙は、甲からの応援の要請を受けたときは、遅滞なく乙に所属する応援車の応援体制を整え、甲の指揮に従うものとする。

（協定の有効期間）

第２条　協定の内容は、協定の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（応援車の確保）

第３条　乙は、長野県内の業務に支障をきたさない範囲内において、最大限の応援台数を確保する。

（委託料等）

第４条　委託料は支払請求及びその他の事項については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 18 年 7 月 4 日

（甲）　長野県東御市県 281 番地 2

東　御　市　長

（乙）　長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 957 番地 29
長野県環境整備事業協同組合

理　事　長

災害時における施設使用及びボランティアに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と学校法人成田会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命・身体・財産を守る責務を果たし、市民生活の早期安定を図るため、長野救命医療専門学校施設使用及びボランティア支援等について協定を締結する。

（施設使用目的）

第１条　甲は災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、長野救命医療専門学校本館（以下「施設」という。）を広域避難場所として市民を避難させるために使用するものとする。

（使用施設）

第２条　乙は、その所有する施設を公共福祉の立場から無償で貸し付け、甲はそれを借り受けるものとする。

（ボランティア活動への支援等）

第３条　乙は施設の使用に関するほか、専門学校生が行うボランティア活動を支援し、又ボランティアの募集及び斡旋に積極的に取り組むものとする。

２　甲は、前項の規定により乙が行うボランティアの募集及び斡旋に協力するものとする。

（手続）

第４条　甲は乙の施設を使用するときは、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。ただし、口頭の場合は事後速やかに文書を提出するものとする。

（要請の協力）

第５条　乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

２　甲は、施設を使用する場合は乙の立会いのうえ指示に従うものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第６条　乙は使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（施設の管理）

第７条　甲が、乙の施設を使用する場合の施設管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第８条　甲は、前条の施設管理及び運営に関わる費用を負担するものとする。

（開設期間）

第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から10日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所の終了及び現状復旧）

第10条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮し、避難所の早期解消に努め、終了する際は乙に使用終了届を提出するとともに現状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡担当部局）

第11条　第３条に規定するボランティアの募集及び斡旋または第４条に規定する要請の手続を迅速かつ円滑に行うための連絡担当部局を定めるものとする。

（効力）

第12条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了１箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意思表示がない場合は本協定を１年間更新し、以後同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自通を保有する。

平成19年7月19日

甲　長野県東御市県281番地2

東御市長

乙　長野県上田市中央2丁目13番27号
学校法人　成田会

理事長

災害時における救援物資提供に関する協定書

東御市（以下「甲」と言う）と北陸コカ･コーラボトリング株式会社（以下「乙」という）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

第１条　（目的）

本協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

第２条　（協力の内容）

1. 甲は東御市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、東御市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

   なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

   （１）　災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。

   （２）　その他、甲が必要と認めるとき。但し、この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

2. 甲が第１項の要請以外に商品を使用した場合は、乙は甲に使用した商品の実費を請求するものとする。

第３条　（フリーベンドキーの取扱い）

乙は、前条に定める商品の提供にあたって、商品を提供する為の災害対応自動販売機のフリーベンドキー（以下「鍵」という）を甲に貸与（２本）するものとし、甲は、鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。

尚、甲が鍵を紛失した場合は、鍵の交換費用の実費を乙に支払うものとする。

第４条　（協力要請および実施）

1. 甲は、本協定に基づき商品の提供が必要な場合、乙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
2. 乙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し商品提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が鍵の貸与を受けながらも乙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により商品を無償提供できるものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に報告し、別紙救援物資提供要請書を提出するものとする。
3. 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に提供する。提供場所は、避難所等甲の指定する場所に納入するものとする。なお、提供される飲料水の対価は災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
4. 自動販売機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。
5. 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、乙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、乙は一切責任を負わない。

第５条　（反社会勢力との関係遮断）

1. 甲および乙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第２号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力）ではないこと、および反社会的勢力との関係を一切遮断していること、ならびに今後も遮断することを表明し、保証する。
2. 甲または乙は、相手方に次の事由が一つでも認められる場合、何らの通知・催告の手続をせず、直ちに本協定を解除することができる。その場合、乙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。
   ①　反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったとき。
   ②　反社会的勢力を利用するなど前項に違反したとき。
   ③　自らの属性にかかわりなく、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条各号の定める行為を自らが行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
   ④　相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが用い、または、第三者を利用して行わせたとき。
   ⑤　相手方に対し、業務妨害を自ら行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
   ⑥　その他、前各号と同視される事項が発生したとき。
3. 甲または乙が前項の規定に基づき本協定を解除した場合、解除権を行使した当事者は相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しない。

第６条　（機密情報の取扱い）

甲および乙は、本協定書および本協定の履行を通じて知り得た相手方に関する情報（以下、機密情報という）を、機密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者へ開示または漏えいしてはならず、また、本協定の目的以外で使用してはならないものとする。なお、本条の規定は、個人情報に関しては、本協定終了後も期限の定めなく存続し、その他の機密情報に関しては、本協定終了後３年間存続する。

第７条　（協定の有効期間）

1. 本協定の有効期間は、2020 年６月１２日より 2025 年６月１１日までの 5 ヵ年間とする。なお、この期間満了の１ヵ月前までに、甲乙いずれからも、何らの申出のない場合は、本協定はさらに１ヵ年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本協定が終了、且つ乙の甲に対する鍵の貸与がある場合、甲は乙に対し終了日から１ヵ月以内に鍵を返却するものとする。

第８条　（連絡先）

1. 甲は、乙に届け出た連絡先を変更した場合、または同連絡先に１週間を超えて連絡が付かない事情が発生した場合、速やかに新たな連絡先を乙に届け出る義務を負う。
2. 甲が前項の義務を怠った結果、乙から甲に対してなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとし、乙から甲への連絡がなされたものとみなす。
3. 甲が乙からの返答を要する連絡に対してその翌日から起算して２週間以内に返答をしなかった場合、乙は何ら催告や通知を要せず、直ちに本協定の全部または一部を解除することができる。

第９条　（協定外事項の協議）

本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

2020 年６月１２日

長野県東御市県２８１－２
甲　東御市
市　長　　花　岡　利　夫

長野県東御市加沢字原 1406-1
乙　北陸コカ･コーラボトリング株式会社
東信支店
支店長　　両　角　　潔

様式１（第４条関係）

救援物資（飲料水）提供要請書

20　　年　　月　　日

北陸コカ･コーラボトリング株式会社　様

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第２条第１、２項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	災害対応型自動販売機内商品に限る
要請の事由	
救援物資使用日時	
救援物資使用場所	
電話要請日時	
電話要請者 応答者（北陸ｺｶ社）氏名	要：　　応：
物資搬入等における 担当者	部署名　　課 氏名　　電話
その他	

住所：　　長野県東御市県 281-2

印

預　り　証

災害対応型自動販売機　フリーベンドキー　　：　４本

設置自動販売機マシンコード　　：　下記一覧のとおり

貴市との災害時における救援物資提供に関する協定書に基づき、貴市設置の　自動販売機のフリーベンドキーをお預かり致しましたので、本預り証を交付いたします。

尚、災害時における救援物資提供に関する協定が解約、解除した場合、または当該自動販売機を撤去した場合は、お預かりしているフリーベンドキー、及び、開放キーを速やかに返還いたします。

記

自動販売機設置場所及び設置機種一覧

No.	ﾛｹｰｼｮﾝｺｰﾄﾞ	設置先名	機種名	ﾏｼﾝｺｰﾄﾞ
S117	6612261	東御市中央公園第三駐車場入口	F9CRG3036N*HP	4021941

No.	ﾛｹｰｼｮﾝｺｰﾄﾞ	設置先名	機種名	ﾏｼﾝｺｰﾄﾞ
S098	6579396	東御市役所庁舎ﾛﾋﾞｰ（東御市福祉団体）	F7ARG3036AHPC3	6205011

2020 年 6 月 12 日

北陸コカ･コーラボトリング株式会社　様

東御市役所総務部総務課総務係　主査　笹井政孝　印

災害時における大型クレーン作業の提供に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と長門運輸有限会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）時における障害物の除去等のための大型クレーン作業の提供に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う障害物の除去等のための大型クレーン作業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第２条　甲は、防災計画に基づき、障害物の除去等のためのクレーン作業の必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした災害出動要請書（以下「要請書」という。様式第１号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭により要請し、事後要請書を提出する。

（１）災害の状況及び協力を要請する理由
（２）必要とする人員
（３）必要とする資材及び機材の種類及び数量
（４）活動場所、活動内容及び期間
（５）その他必要事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から障害物の除去等の要請を受けたときは、速やかに作業を開始できる態勢をとり、必要な資機材及び人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、障害物の除去等の作業を実施するものとする。

２　乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。

３　甲は、乙の応急措置を円滑に行うために図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第４条　災害時における応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（報告）

第５条　乙は、第３条の規定に基づきクレーン作業に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を甲に報告するとともにその業務を完了したときは、速やかに次の事項を記載した災害活動報告書（以下「報告書」という。様式第２号）により甲に報告するものとする。

（１）クレーン作業に従事した人員及び名簿
（２）クレーン作業に使用した機器類の種類及び台数
（３）クレーン作業に従事した人員の作業時間数
（４）クレーン作業に使用した機器類の使用時間数
（５）その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。
２　前項の費用の清算価格は、災害発生時における実勢価格とする。

（損害補償）
第７条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適応がない場合、東御市消防団員等公務災害補償条例（平成１６年東御市条例第１６４号）の規定により補償する。

（第三者に対する損害賠償）
第８条　クレーン作業従事中に、第三者に対して及ぼした損害に対しては、その賠償方法及び損害額は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）
第９条　乙は、第６条に規定する経費及び第７条に規定する損害補償（以下「費用等」という。）の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払い）
第１０条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

附則

（施行期日）
この協定は、平成 21 年 8 月 6 日から施行する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 21 年 8 月 6 日

甲　東御市県 281 番地 2

東御市長

乙　上田市塩川 2500 番地 53

長門運輸有限会社

代表取締役社長

様式第１号

災害出動要請書

平成　　年　　月　　日

殿

東 御 市 長

印

下記のとおり出動を要請します。

記

災害の内容	
災害の状況	
要請人員	半日　　人 一日　　人　　延べ合計　　人
必要な資機材	
活動場所及び内容	
活動期間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日 午前･午後　　時　　分から午前･午後　　時　　分
その他	

様式第２号

災害出動報告書

平成　　年　　月　　日

東御市長　　殿

有限会社

印

下記のとおり災害出動したので報告します。

記

１　出動人員　　合計　　人

２　作業機器の種別及び台数

３　大型クレーン作業の内容

（１）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（２）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

様式第２号の２（継続用紙）

（３）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（４）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（５）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

（６）場　所

①　作業者名

②　使用機材及び使用時間

③　作業内容及び作業時間

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ちいさがた福祉会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第１号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

(1)　受入れを要請する施設名

(2)　要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等

(3)　要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(4)　受入れを要請する期間

(5)　その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第６条　甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）
第７条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成２２年１月２９日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年１月２９日

甲　東御市県 281 番地 2

東御市長

乙　東御市祢津 351 番地 1
社会福祉法人ちいさがた福祉会

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と医療法人緑風会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第１号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

(1)　受入れを要請する施設名

(2)　要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等

(3)　要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(4)　受入れを要請する期間

(5)　その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第６条　甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）
第７条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成２２年１月２９日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年１月２９日

甲　東御市県 281 番地 2

東御市長

乙　東御市祢津 343 番地 2
医療法人緑風会

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みまき福祉会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第１号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

(1)　受入れを要請する施設名

(2)　要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等

(3)　要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(4)　受入れを要請する期間

(5)　その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第６条　甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）
第７条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成２２年１月２９日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年１月２９日

甲　東御市県 281 番地 2

東御市長

乙　東御市布下 6 番地 1
社会福祉法人みまき福祉会

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人おもいやり乙女平（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第１号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

(1)　受入れを要請する施設名

(2)　要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等

(3)　要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(4)　受入れを要請する期間

(5)　その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第６条　甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第７条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２２年１月２９日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年１月２９日

甲　東御市県 281 番地 2

東御市長

乙　東御市滋野 736 番地 128
特定非営利活動法人おもいやり乙女平

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社ライフサポート陽心（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第１号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

(1)　受入れを要請する施設名

(2)　要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等

(3)　要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(4)　受入れを要請する期間

(5)　その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第６条　甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）
第７条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成２２年１月２９日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年１月２９日

甲　東御市県 281 番地 2

東御市長

乙　東御市新張 210 番地
株式会社ライフサポート陽心

代表取締役

災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と長野ＬＰ協会上小支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県ＬＰガス協会（以下「丙」という。）は、災害時におけるＬＰガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時におけるＬＰガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するＬＰガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第３条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。
２　乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。
３　前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）
第３条　協力業務は次のとおりとする。
（１）被災地域のＬＰガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
（２）供給設備設置場所以外で発見されたＬＰガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管
（３）応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのＬＰガスが供給されることとなった場合のＬＰガス供給設備工事及びＬＰガス供給
（４）販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
（５）前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びＬＰガス供給のために特に必要な業務

（費用）
第４条　前条第３号の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したＬＰガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。
２　甲は、前項に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（役割分担）
第５条　甲は、災害時において円滑にＬＰガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にＬＰガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備に努めるものとする。
２　乙は、災害時に甲の要請に基づき第３条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。
３　乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）
第６条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総務課、乙においては乙の事務局とし、

丙においては、丙の事務局とする。

２　乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にＬＰガス災害対策本部を設置する。

３　甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

４　甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

（緊急連絡網の整備）

第７条　乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

２　乙は、前項の緊急連絡網について、毎年１回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第８条　乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（災害補償）

第９条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡し、もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の災害補償は、次に掲げる場合を除き、東御市消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年東御市条令第 164 号）の規定により補償する。

（１）労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適応がある場合

（２）従業者の故意または重大な過失による場合

（３）当該損害について、乙、丙または従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（４）当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

（協定の有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、３者記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年　２月　１日

甲　東　御　市
市　長　印

乙　長野ＬＰ協会上小支部
支部長　印

丙　一般社団法人長野県ＬＰガス協会
会　長　印

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に規定する放送要請に関して、東御市長花岡利夫（以下「甲」という。）と株式会社エフエムとうみ代表取締役 加藤行孝（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定する。

（目　　的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（要請の手続き）

第２条　甲は、法第 57 条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 放送を求める理由
(2) 放送の内容
(3) 希望する放送日時
(4) その他必要な事項

（放送の実施）

第３条　乙は甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第４条　第２条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者　東御市総務課長
乙の連絡責任者　株式会社エフエムとうみ放送局長

（雑　　則）

第５条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。
第６条　この協定は、平成２２年１２月２２日から適用する。

この協定の証として、協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２２年１２月２２日

甲　長野県東御市県２８１番地２
東御市長　花　岡　利　夫

乙　長野県東御市田中２０２番地
株式会社エフエムとうみ
代表取締役　加　藤　行　孝

災害等緊急情報の放送要請に係る経費負担に関する覚書

東御市（以下「甲」という。）が株式会社エフエムとうみ（以下「乙」という。）へ行う放送要請等に係る経費については、次のとおり取扱うものとする。

（経費の発生）
第１　乙は、甲の放送要請に係る経費を甲に請求することができる。

（標準経費）
第２　放送要請に係る費用は、次の表で算出した費用を標準とし、必要に応じて甲乙協議の上、決定する。

項目	単価（税別）	単位
災害等緊急放送（災害対策本部設置時）	20,000	時間
災害等緊急放送待機	10,000	時間
緊急お知らせ放送　放送料	1,500	回

（備考）　１　災害対策本部設置時は放送料を含み、災害等緊急放送待機中に緊急お知らせ放送が発生した場合は、放送料を別途支払う。
２　委託時間が１時間に満たない場合は、１時間として算出する。
３　商用番組等に対する補償が発生した場合は、実費分を別途加算する。

（その他経費の負担等）
第３　緊急警報放送に必要な設備等の経費は、甲が負担する。

（協議事項）
第４　この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

平成 23 年２月４日
平成 26 年７月２日　変更
平成 30 年９月１日　変更

甲　所在地　長野県東御市県２８１－２
東御市
氏　名　東御市長　花岡　利夫

乙　所在地　長野県東御市田中２０２
株式会社エフエムとうみ
氏　名　代表取締役　加藤　行孝

災害時における東御市と美郷町との相互応援に関する協定

東御市（以下「甲」という）と美郷町（以下「乙」という）との間において、災害における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要　請）
第２条　甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生した時は、必要事項を示して応援を要請する。

（協　力）
第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）
第４条　甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。
（１）応急物資（食糧、生活必需品）の供給
（２）被災者及び被災児童の一時受入
（３）応急対策等に要する職員の派遣及び資機材、物資等の提供
（４）前３号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸　送）
第５条　応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする

（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定めるものとする。

（ボランティアへの支援）
第７条　甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

（協　議）
第８条　この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年１０月１５日

長野県東御市県２８１番地２
甲　東御市
東　御　市　長　　花　岡　利　夫　　印

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙１７０番地１０
乙　美郷町
美　郷　町　長　　松　田　知　己　　印

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

東御市(以下「甲」という。)と社団法人長野県建築士会上小支部(以下「乙」という。)は、東御市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東御市の地域における災害時に、東御市地域防災計画に基づき、甲が指定する避難施設等に対して行う応急危険度判定について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（応急危険度判定）

第２条　「長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」により登録された判定士が、「被災建物応急危険度判定マニュアル」により行う。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

（１）　災害の状況及び協力を要請する事由

（２）　応急危険度判定の実施内容

（３）　その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、文章をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

２　乙は、震度５弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

３　乙は、災害発生後８時間以内に応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

（事前計画）

第５条　乙は、災害時に応急危険度判定を円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制(以下「組織体制等」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。

２　乙は、組織体制等を定めた時又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。

（報告）

第６条　乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。

２　乙は、応急危険度判定を従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

（１）　応急危険度判定結果

（２）　従事した人員及び名簿

（３）　従事によって知り得た災害情報
（４）　その他必要な事項

（経費の負担）
第７条　この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙協議のうえ決定する額を甲が負担するものとする。

（災害補償）
第８条　この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の補償は、東御市消防団員等公務災害補償条例(平成１６年東御市条例第１６６号)の規定により補償するものとする。

（経費等の請求）
第９条　乙は、第７条に規定する経費及び前条に規定する災害補償(以下「経費等」という。)の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

（経費等の支払）
第１０条　甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）
第１１条　乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、平成２５年３月３１日までとする。ただし甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年１０月　３　日

甲　東御市県 281 番地 2

東御市長

乙　上田市材木町一丁目２番６号　上小地方事務所建築課内
社団法人　長野県建築士会　上小支部

支部長

災害時における物資供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と東御市くらしの会（以下「乙」という）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、東御市地域防災計画に基づき、災害発生時における物資の調達に関して甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
（１）別表に掲げる物資
（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもっておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）
第６条　乙は、前条の規定により甲から要請をうけた時は、物資の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）
第７条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前に置ける小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払）
第 9 条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行ない、災害時に備えるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 2 月 4 日

甲　長野県東御市県 281 番地 2

東御市長　　花岡　利夫

乙　長野県東御市県 281 番地 2

東御市くらしの会

会　長　　佐藤　千枝

災害時における緊急対応物資

大分類	主な品種
日用品等	ティッシュ
トイレ関係等	トイレットペーパー

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社関東・信越営業本部（以下「乙」という。）は、東御市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水等の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第３条　災害時において、甲が飲料水等を必要とするときには、乙に対して飲料水等の供給に係る協力を要請することができる。

（協力の内容）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときには、以下の内容について協力するものとする。

(1)　乙は、緊急時飲料提供型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

(2)　乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。

(3)　乙は、保有飲料水等の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第５条　甲は、この協定による要請を行う時は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第６条　飲料水等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により飲料水等の運搬を行うときには、乙が使用する車輌を優先車輌として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等を除き、乙が供給した飲料水等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

３　甲は、前２項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第８条　この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めるものとする。また、期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。
２　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議事項）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年１０月３日

甲　長野県東御市県２８１番地２

東御市長

乙　長野県長野市真島町真島１３８８番地

サントリービバレッジサービス株式会社
関東・信越営業本部

本部長

災害時における電気の保安に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第２条　乙は甲の施設の電源復旧の支援を行なう。

２　電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。

３　乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

４　甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第３条　甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第４条　甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

２　前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による支援要請が出来ない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第５条　乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第６条　甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第７条　乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第８条　乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は締結した日から平成２６年３月３１日までとする。
ただし、期間満了の３か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない

場合は、この協定を有効期間満了後１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年　１月１５日

甲　長野県東御市県２８１番地２
東御市

東御市長

乙　長野県長野市桐原一丁目５番８号
一般財団法人　中部電気保安協会

長野支店長

災害時における施設使用に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と学校法人郁文館夢学園（以下「乙」という。）とは、災害時における指定避難所の確保について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、市内で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する学校法人郁文館夢学園奈良原研修センターを指定避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）
第２条　災害時等において、乙は、甲が指定避難所として指定する学校法人郁文館夢学園奈良原研修センターの本館及び別館（以下「施設」という。）を市民等に使用させるものとする。

（施設変更の報告）
第３条　乙は、施設の増改築等により、本協定による施設の範囲及び面積等に変更が生じる場合又は事情により使用が不可能となる場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

（指定避難所の開設）
第４条　甲は、災害時等において、指定避難所を開設する必要が生じたときは、乙に対して、施設を使用することを要請することができる。
２　甲は、前項に規定する要請にあっては、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で行うものとする。ただし、口頭による場合は、後日速やかに文書を提出するものとする。
３　甲は、指定避難所を開設するときは、乙の立会いのうえ指示に従うものとする。

（協力）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次に掲げる内容について協力するものとする。
(1) 乙は、業務に支障を生じない範囲で、施設を提供することに努めるものとする。
(2) 避難者の受入れ可能人員及び必要物資等の調達については、甲乙双方が協議し、別に定めるものとす
る。

（施設使用料）
第６条　本協定に基づく施設の使用料は無料とする。

（施設の管理）
第７条　災害時等に甲が施設を使用する場合の施設の管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）
第８条　前条の施設の管理及び運営に関わる費用については、甲の負担とする。

（指定避難所解消への努力）
第９条　災害時等に指定避難場所として使用した場合、甲は、乙が早期に業務を再開できるように配慮するとともに、当該指定避難所の早期閉設に努めるものとする。

（指定避難所の閉設）
第 10 条　甲は、指定避難所を閉設するときは、乙に使用終了届を提出するとともに現状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に明け渡すものとする。

（連絡体制）
第 11 条　甲及び乙は、第４条第２項に規定する要請の手続きを迅速かつ円滑に行うため、連絡担当者を定めるものとする。また、この協定期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

（協定の有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了１ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間期間を延長するものとし、以後同様とする。

（その他）
第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 27 年７月１日

甲　長野県東御市県 281 番地２
　　東御市長　花　岡　利　夫

乙　東京都文京区向丘２－１９－１
　　学校法人　郁文館夢学園
　　理事長　　渡　邉　美　樹

災害時における災害対応の協力に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と、信州うえだ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、市内に災害が発生した場合の災害対応の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第１条　甲は、災害時における応急対策等に必要があると認めたときは、乙に対して災害対応の協力を要請できるものとする。

（災害対応の範囲）
第２条　甲が、乙に要請できる災害対応の範囲は、次に掲げる内容とする。
(1) 救援物資の一時保管場所として倉庫等の空きスペースの提供
(2) 災害対応の協議等を行う場所として会議室等の部屋の提供
(3) 救援物資の仕分け、運搬作業等に関する労務の提供
(4) 災害対応に必要な重機や車両の提供
(5) 災害応急対策に必要な燃料や物資の供給
(6) 日用品等の生活必需品や食料の供給
(7) その他甲が災害対応に必要と認め、かつ、乙が提供できる事項

（要請方法）
第３条　第１条の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭によることができるものとする。

（物資等の引渡し）
第４条　物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）
第５条　乙が提供した物資等に係る費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に掲げる費用は、災害発生時直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）
第６条　前条に掲げる費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方協議して定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了通知をしない限り、その効力を有するものとする。

平成 27 年 10 月２日

甲　東御市県２８１番地２

東御市長

乙　長野県上田市大手二丁目７番１０号
信州うえだ農業協同組合

組合長

災害時の医療救護についての協定書

上田地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と社団法人上田市医師会（以下「乙」という。）、社団法人小県郡医師会（以下「丙」という。）及び社団法人上田小県歯科医師会（以下「丁」という。）とは災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、災害時における広域的な対応を図るため、甲を組織する市町村（坂城町を除く。以下「組織市町村」という。）がそれぞれ策定する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に行う医療救護に対する乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第２条　乙等は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙等は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

３　甲は、前２項の規定により乙等から提出を受けた医療救護計画を、組織市町村に周知するものとする。

（医療救護班の派遣）

第３条　組織市町村は、それぞれの防災計画に基づき、必要に応じ乙等に医療救護班の派遣を要請するとともに、甲に報告するものとする。

２　乙等は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班の派遣を要請した組織市町村に派遣するものとする。

３　緊急やむを得ない事情により、乙等が第１項の規定による組織市町村からの要請を待たずに医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲を通じて派遣した組織市町村に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第４条　乙等が派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、派遣を受ける組織市町村が、乙等のそれぞれの代表者を通じて行う。

２　乙等のそれぞれの代表者は医療救護活動の総合調整を図るため、必要に応じて協議するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　乙等が派遣する医療救護班は、派遣を受ける組織市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 負傷の程度の判定
(2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
(3) 救急処置の実施
(4) 救急活動の記録
(5) 死体の検索
(6) その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第６条　派遣を受ける組織市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙等が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、派遣を受ける組織市町村が供給するものとする。
（救護所の設置等）
第８条　組織市町村又は甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。
２ 組織市町村又は甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙等の協力を得て救護所を設置する。
３ 派遣を受ける組織市町村は、救護所において医療救護活動が必要とする給食及び給水を行うものとする。
（医療費）
第９条　救護所における医療費は、無料とする。
２ 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。
（費用弁償等）
第１０条　派遣を受けた組織市町村は、乙等が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。
(1) 医療救護班の派遣に要する費用
(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
２ 前項に定める費用の額については、別に定める。
（損害補償）
第１１条　派遣を受けた組織市町村は、医療救護活動従事中に乙等が災害を受けたときは、甲の上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織市町村の条例を準用する条例（平成３年組合条例第１６号）第２項第９ 号の規定に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。
２ 第８条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、派遣を受けた組織市町村が負担する。
（第三者に対する損害補償）
第１２条　医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲・乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。
（報告）
第１３条　乙等は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を派遣した組織市町村に報告するものとする。
２ 組織市町村は、前項に規定する報告を乙等から受けたときは、報告書を取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。
（費用等の請求）
第１４条　乙等は、第１０条に規定する費用及び第１１条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。
（費用等の支払）
第１５条　派遣を受けた組織市町村は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を精査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに乙等に支払うものとする。
（細目）
第１６条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。
（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。
（協定期間）
第１８条　この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成９年２月１日から平成９年３月３１日までとする。
２ 前項の協定期間の満了する日の１か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁各々が記名押印のうえ、

各自１通をそれぞれ保有する。

平成９年２月１日

長野県上田市天神二丁目４番５５号
甲　上田地域広域行政事務組合
上記代表者

上田地域広域行政事務組合長　竹　下　悦　男　　印

長野県上田市中央二丁目２２番１０号
乙　社団法人上田市医師会
上記代表者

上田市医師会長　宮　下　美　生　　印

長野県上田市常田二丁目１番１０号
丙　社団法人小県郡医師会
上記代表者

小県郡医師会長　小川原　辰　雄　　印

長野県上田市材木町一丁目３番６号
丁　社団法人上田小県歯科医師会
上記代表者

上田小県歯科医師会長　宮　坂　昌　弘　　印

医療救護活動実施細則

平成９年２月１日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第１６条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護組織）
第１条　医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関から構成する。
２　医療救護班は、医師１名及び看護婦２名又は歯科医師１名及び歯科衛生士２名で構成し、必要がある場合は、保健婦又は助産婦を加えることができる。
（実施報告）
第２条　乙等は、協定書第３条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各班ごとの医療救護活動実施報告書（様式第１号）、医療報告書（様式第２号）、助産報告書（様式第３号）及び医薬品等使用報告書（様式第４号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。
（事故報告）
第３条　乙等は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式第５号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。
（医療施設等損傷報告書）
第４条　乙等は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、医療施設及び設備損傷報告書（様式第６号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。
（費用弁償の額）
第５条　協定書第１０条第１項第１号に規定する額は、別表に定める額とする。
（費用等の請求）
第６条　乙等は、協定書第１４条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書（様式第７号）医薬品等実費弁償請求書（ 様式第８号）及び医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書（様式第９号）により派遣した組織市町村に請求するものとする。

（別表）

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
報酬	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦	災害救助法施行規則（昭和３４年長野県規則第３号）第９条別表第３の１の例による。この場合において、同表の１のア中「日当」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
	歯科衛生士	災害救助法施行規則第９条別表第３の１のアの（ウ）の例による。
旅費	医師 歯科衛生士	特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和５５年上田市条例第２号)第１１条、第１２条及び第１４条の例による。
	保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	職員の旅費に関する条例(昭和４６年上田地域広域行政事務組合条例第７号)第２条の規定に基づく職員の旅費に関する条例(昭和３５年上田市条例第４０号)の例による。
時間外 勤務手当	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	上田地域広域行政事務組合に上田市および組織町村の条例を準用する条例（平成３年上田地域広域行政事務組合条例第１６号）第２条第１１号の例による。この場合において、同条第１１号に規定する条例第４２条の勤務１時間当たりの給与額は、災害救助法施行規則第９条別表第３の１に規定する日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

※様式は省略

災害時等における応援に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等により上下水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復の必要が生じたとき又は生じる恐れがあるとき（以下「災害時等」という。）における甲の業務の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に、甲の要請に基づき乙が実施する応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援の要請）

第２条　甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対して応援を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による応援の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない限り、これを受諾するものとする。

３　乙が応援の要請を受諾した時は、甲は、その業務が円滑に実施できるよう、必要な援助及び指示を行うものとする。

（要請の手続き）

第３条　前条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行うことができるものとする。

（応援業務）

第４条　甲が乙に応援を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 電話及び窓口対応業務
(2) 広報活動業務
(3) 情報収集業務
(4) 乙が所有する給水車両による応急給水等の支援活動業務
(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が災害時等において必要と認める業務であって、乙が提供できるもの

（労災補償）

第５条　この協定に基づき応援業務に従事した者が当該活動により負傷し､若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙の労災保険により補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第６条　乙が、この協定に基づく応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（応援業務の報告）

第７条　乙は、応援業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 従事した人数及び従事した期間
(2) 使用した機材等の種類、数量及び使用時間
(3) 前２号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（経費の負担）

第８条　応援業務に要した経費については、甲乙が協議して決定した額を、甲が負担するものとする。

（経費の支払）

第９条　甲は、乙より経費の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

（協定の期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成31年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１カ月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（継承）

第11条　甲又は乙の組織に変更があったときは、この協定を変更後の組織へ継承するものとする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成28年１月29日

甲　長野県東御市県281番地２
長野県東御市

東御市長　㊞

乙　東京都港区海岸３丁目20番20号ヨコソーレインボータワー
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

代表取締役　㊞

給　水　援　助　協　定

東御市長　花岡利夫（以下「甲」という。）と上田市上下水道事業管理者　小山田秀士（以下「乙」という。は、災害時等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定する。

（給水援助の範囲）
第１条　甲及び乙は、災害時等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲で相互に給水援助をするものとする。

（給・受水の地点）
第２条　甲及び乙が相互に行う給水援助地点は以下の地点とする。
上田市大屋 438 番地先

（給水の手続き）
第３条　甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

（経費の負担）
第４条　給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

（協定期間）
第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに甲、又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに１年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

（補則）
第６条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し甲乙記名押印のうえ各自１通所持する。

平成 20 年 10 月　1 日
甲　東御市長
花岡　利夫

乙　上田市上下水道事業管理者
小山田　秀士

上水道緊急時の給水相互支援協定書

小諸市長　芹澤　勤と東御市長　花岡利夫とは、上水道の緊急給水に関する相互支援災害時等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小諸市上水道施設と東御市上水道施設とが近接していることから、両者の水道施設（配水管）の接続をおこない、どちらかの水道施設の配水機能が停止し、断水が発生した配水区域に緊急給水を要するとき、相互支援を行うものとする。

（施設整備と費用負担）

第２条　両者の水道施設（配水管）の接続に伴う費用（調査・設計・積算・発注及契約等に掛かる経費並びに工事費）は折半とする

（送配水手段と配水区域）

第３条　送配水施設については、既設の送配水施設を利用するものとし、小諸市は芝生田配水池水系、東御市は中屋敷配水地水系からの送配水とする。配水区域については、それぞれの配水地が抱える配水区域の配水量と配水能力等を考慮し、別途の配水区域図（資料―１）を基本とするが、送配水の発生時点において配水池能力並びに送配水状況等を掌握するなかで、両者協議のもと配水区域の設定を行うものとする。

（接続管の開閉栓と経費）

第４条　緊急給水が必要となる事態が発生した場合は、送配水の支援要請を市長に行い、両者の上水道職員の立会いのもとで接続管の開(閉)栓を行うものとする。開(閉)栓に掛かる経費は支援要請側の負担とする。

（水道料金等）

第５条　水道料金等については、給水量等の算定後、その都度、両者で協議するものとする。

（給水支援に関わる対応責任）

第６条　給水支援に関わる送配水並びに給水及び苦情等の対応については、両者でその対応についての検討・協議を行うが、その対応責任は事由発生側にあるものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成２１年４月１日からとし、どちらからも異議の申し出がない限り、継続するものとする。

（疑義の決定）

第８条　この協定に関し、疑義が生じた場合又は協定に定めがない事項については、両者協議のうえ決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書を２通作成し、両者署名押印のうえ各１通を保有する。

平成 21 年 3 月 25 日

小諸市長

東御市長

長野県水道協議会
水道施設災害等相互応援要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

（会長等の責務）

第２条　会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

２　会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

３　部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

（会員の責務）

第３条　災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

２　災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

（相互応援地区）

第４条　応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

２　応援地区は、東信、北信、中信、南信の４地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

３　応援地区の業務は、当該地区の理事４人をもって構成する応援地区会議により運営する。

４　前項の理事の互選により１名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

５　応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

６　応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

７　前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

（応援要請）

第５条　被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

(1)　水道等の被害状況

(2)　応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供等）

(3)　必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(4)　応援の期間・場所
(5)　前号の集合日時及び集合場所
(6)　応援先の連絡先・責任者
（応援活動）
第６条　応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。
２　前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。
(1)　応急給水作業
(2)　応急復旧作業
(3)　応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出
３　前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。
（連絡担当部局等）
第７条　各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。
（応急給水作業）
第８条　応急給水作業の応援期間は、原則として１５日以内とする。
２　各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。
（応急復旧作業）
第９条　応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。
（応急復旧資材の供出）
第10条　各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請のあったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。
（応援職員の派遣）
第11条　各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。
２　前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは必要な給水用具、作業用工器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。
３　応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。
４　応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。
５　応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。
（応援経費の負担）
第12条　この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。
（連絡担当部局等の報告）
第13条　各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年４月１日現在の状況を、様式第１号から様式第４号までに掲げるところにより、４月１５日までに会長に報告するものとする。
２　会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するも

のとする。

（会員以外の市町村等への応援等）

第 14 条　会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

２　日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

（防災連絡会議の設置）

第 15 条　応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

２　防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

（補　則）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和５９年１１月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年１月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年５月２５日から施行する。

電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板に関する協定

東御市長花岡利夫（以下「甲」という。）と中電興業株式会社上田営業所長三浦明史（以下「乙」という。）は、東御市内の屋外広告物禁止地域における電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板（以下「広告付誘導看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東御市内に広告付誘導看板を掲出することにより、市民等に対し、災害時の避難場所を周知するとともに、平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 避難場所　甲が定める指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。
(2) 広告主　本協定の趣旨に賛同し広告を掲出する企業等をいう。
(3) 電柱　中部電力株式会社が所有する電柱をいう。

（避難場所の情報提供）

第３条　甲は、広告付誘導看板掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な協力を行うものとする。

（乙の業務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

(1) 広告主を募り、広告付誘導看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
(2) 掲出された広告付誘導看板の維持管理及び市民等からの申し出等に対しての対応を行うこと。
(3) 広告付誘導看板の掲出状況について、甲の求める時及び新規掲出のあった時に報告を行うこと。
(4) 避難場所の変更等により、広告付誘導看板の表示に訂正の必要が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに修正を行うこと。

（広告付誘導看板の仕様及び掲出）

第５条　広告付誘導看板の仕様及び掲出については、甲乙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとするとともに、次の各号に該当するもので、周辺の景観及びユニバーサルデザインに十分配慮するものとする。

(1) 広告付誘導看板の掲出数は美観風致維持の観点から必要最低限とすること。
(2) 広告付誘導看板のスポンサー広告の占める割合は長さの１/4 以下かつ 30 ㎝以下であること。
(3) 平成６年策定の長野県内における電柱広告の自主規制指針を遵守したものであること。

２　広告付誘導看板に記載する避難場所誘導案内表示は、広告付誘導看板の掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情並びに河川及び道路等の状況により、これにより難い場合は、この限りではない。

（経費等）

第６条　広告付誘導看板の掲出及び維持管理に必要な一切の経費は、乙及び広告主が負担する。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２９年５月２２日

甲　長野県東御市県２８１番地２
　東御市長　　印

乙　長野県上田市中央一丁目７番２９号
　中電興業株式会社　上田営業所
　所　長　　印

災害時における応援協力に関する協定書

上田地域広域連合（以下「甲」という。）、上小生コン事業協同組合（以下「乙」という。）及び上田地域広域連合規約（平成１０年長野県指令９地第１２８９号。）第４条第６号の消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く）を共同処理する（別表の第６項の市町村欄に掲げる）市町村（以下「丙」という。）は、丙の区域内に係る火災、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙の区域内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害防ぎょ活動に係るこの応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請及び応援要請）

第２条　甲は、災害時において、丙から要請があったときに、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。ただし、甲が、災害防ぎょ活動のため必要があると判断したときは、この限りでない。

２　乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第３条　前条第２項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

（１）消火用水の供給

（２）資材用砂、砂利等の供給

（３）乙の組合員が所有する工場敷地の提供

（４）その他、乙の応援協力が可能なもので甲及び丙が必要と認めるもの

（要請手続）

第４条　甲は、第２条第１項に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の対応）

第５条　乙は、甲から第２条第１項に規定する要請を受けたときは、直ちに要請事項に対応するものとする。

（報告）

第６条　乙は、第２条第２項及び第３条に規定する応援協力を実施したときは、その応援協力の終了後、速やかに応援協力報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　第２条第２項及び第３条に規定する応援協力に要した経費は、被災した市町村が負担するものとする。

２　前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（経費の支払）

第８条　前条の規定により、乙から経費の請求があった場合、甲及び丙がその内容が適当であると認めたときは、丙は、その経費を速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第９条　甲及び乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第３号）により相手方に報告するものとする。その内容に変更があった場合も同様とする。

（災害補償）

第１０条　この協定に基づく業務に従事した者に係る災害補償は、その応援協力を受けた市町村の消防団員等公務災害補償条例の損害補償の規定によるものとする。

（情報提供）

第１１条　乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び丙に可能な限り速やかに提供するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間終了日１か月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の通知がない場合は、さらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙間で協議のうえ、決定するものとする。

（附則）

第１４条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書を６通作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各自１通保有する。

平成３０年　　月　　日

甲　長野県上田市上丸子１６１２番地
上田地域広域連合
広域連合長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　長野県上田市蒼久保１０３９番地６
上小生コン事業協同組合
理事長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

丙　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上田市長母袋創一代理　上田市副市長

長野県東御市県２８１番地２
東御市
東御市長

長野県小県郡長和町古町４２４７番地１
長和町
長和町長

長野県小県郡青木村大字田沢１１１番地
青木村
青木村長

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

上小生コン事業協同組合
理事長　　様

上田地域広域連合
広域連合長

応援協力要請書

災害時における応援協力に関する協定書第４条に基づき、下記のとおり応援協力を要請します。

記

１　要請日時

２　災害の種別

３　災害発生場所

４　災害の状況

５　応援協力の種別

６　その他必要な情報

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

上田地域広域連合
広域連合長　　様

上小生コン事業協同組合
理事長

応援協力報告書

災害時における応援協力に関する協定書第６条に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　災害の種別

２　災害発生場所

３　災害発生日時

４　応援協力受報時間

５　応援協力の種別

６　応援協力の行動経過
（１）従事時間（開始時間及び終了時間）
（２）車両等の種別及び台数
（３）人員

７　応援協力の概要

８　応援協力に要した資材等の種別及び数量

９　応援協力従事者の負傷等の有無及び状況

１０　その他必要事項

様式第３号（第９条関係）

連絡責任者届

（団体名）　　年　　月　　日現在

役職	ふりがな 氏名	連絡先 電話番号	備考 （連絡順等）

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲の域内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。
（応急生活物資供給の協力要請）
第３条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給および運搬について協力を要請するものとする。
（応急生活物資供給の協力実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。
（応急生活物資）
第５条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。
（応急生活物資供給等の要請手続）
第６条　甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。甲と乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。
（応急生活物資の運搬）
第７条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。また、運搬に関する費用が大きくかかる場合は、協議の上負担について決定するものとする。
（応急生活物資の取引）
第８条　応急生活物資の引き渡し場所は、協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。
（費用）
第９条　第４条及び第７条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、協議のうえ決定するものとする。
（広域的な支援体制）
第１０条　乙は、他の生活協同組合等と相互に連携を強化し、広域な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。
（その他必要な支援）
第１１条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、協議のうえ決定するものとする。
（法令の遵守）
第１２条　この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和２３年法律第２００号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協定期間）

第１３条　この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定書締結の日から１年間とする。

２　協定期間満了日の１月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間満了日の翌日から更に１年間延長されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年２月１４日

甲　長野県東御市県２８１番地２

東御市長

乙　長野県長野市篠ノ井御幣川６６８
生活協同組合コープながの

代表理事理事長

東御市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニーの

災害時における相互協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「東御市区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第２条　甲及び乙は、東御市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

２　前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第３条　甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

２　甲は、前項第１号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第４条　乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

２　甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第５条　乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

２　乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（打ち合わせ会の設置）

第６条　甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため打ち合わせ会を設置し、定期的な情報交換等を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第８条　本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第９条　損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の施設等を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。

(2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意又は過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。

２　前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

（協定の有効期間）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定の締結日から１年間とする。

２　期間満了３か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（対応窓口）

第 11 条　本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲　：　東御市　総務部 総務課 防災係

乙　：　中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー上田営業所　総務グループ

（疑義等の解決）

第 12 条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

（その他）

第 13 条　本協定は２通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

２０１９年３月２６日

甲　　長野県東御市県２８１－２

東 御 市 長　　花岡　利夫

乙　　長野県上田市中央一丁目７－２９

中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー

上田営業所長　　中山　洋一

災害に係る情報発信等に関する協定

東御市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）
本協定は、東御市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、東御市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ東御市の行政機能の低下を軽減させるため、東御市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）
１　本協定における取組みの内容は次の中から、東御市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
(1) ヤフーが、東御市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、東御市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
(2) 東御市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(3) 東御市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(4) 東御市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(5) 東御市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(6) 東御市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
２　東御市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、東御市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）
前条に基づく東御市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）
ヤフーは、東御市から提供を受ける情報について、東御市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）
本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、東御市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、東御市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、東御市とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和１年１１月６日

東御市：長野県東御市県 281 番地 2
東御市長　　花　岡　利　夫

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、東御市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、東御市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和元年１２月１９日

甲）長野県東御市県 281 番地 2

東御市

市　長

乙）長野県長野市三輪荒屋 1151-1　サンライズビル 2F

株式会社ゼンリン　長野営業所

所　長

災害時における相互協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「東御市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の
自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場
合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第２条　甲及び乙は、東御市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

２　前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第３条　甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
(2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

２　甲は、前項第１号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第４条　乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

２　甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第５条　甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第６条　本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第１条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

２　秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

３　甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

４　甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

５前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

６　本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

（連絡責任者）

第７条　本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

（安全管理）

第８条　本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第９条　損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

２　前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

（協定の期間及び更新）

第１０条　本協定の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第１１条　本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の１か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

２　甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

（協議）

第１２条　本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　２年　　月　　日

甲　長野県東御市県２８１-２
東御市長　　花岡　利夫

乙　長野県長野市新田町１１３７－５
東日本電信電話株式会社
長野支店長　　岩井　修

災害時における物資供給の協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とコムパックシステム株式会社（以下「乙」という。）は、東御市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と相互に協力して被災者に対する物資の供給を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　災害時において、甲が物資を必要とする時には、甲は乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

（供給物資の種類）
第３条 甲が乙に供給を要請する物資の種類は次のとおりとし、乙が調達可能な物資とする。
（１）段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り（折り畳んだ状態のもの）
（２）段ボール製シート、段ボールケース等の段ボール製品
（３）粘着テープ
（４）その他乙の取扱商品

（要請手続）
第４条　甲の乙に対する要請手続は物資供給要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、物資の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）
第６条　乙は、甲と調整のうえ、甲が指定する場所へ物資を納入するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。
２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。
３　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）
第７条　第５条及び第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生時直前における価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）

第８条　物資の供給及び運搬に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときには、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（平常時の協力）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

２　平常時において、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加し、供給物資に関して市民への周知に努める。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、期間満了日までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年６月１８日

長野県東御市県２８１－２
甲　東御市
市　長　　花岡　利夫

長野県上田市秋和９４０
乙　コムパックシステム株式会社
代表取締役社長　鈴木　由彦

災害時における無人航空機の活用に関する協定

東御市（以下「甲」という。）とNPO 法人長野県G 空間情報技術協会（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、東御市内に地震、風水害、大火災等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が情報収集活動等のため乙に対して要請する無人航空機の活用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請内容）
第２条　災害時において、甲が乙に対し要請する内容は、以下のとおりとする。
（１）災害現場の撮影及び画像解析等
（２）捜索活動等に対する画像提供
（３）その他、甲と乙が協議し必要と認める事項

（要請の実施範囲）
第３条　要請の実施範囲は東御市内とする。ただし、甲が特に必要と判断し、東御市外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、乙はこれに応じるものとする。

（協力要請及び受諾）
第４条　甲は、情報収集活動等のため無人航空機の活用が必要であると認められる場合は、乙に対して協力を要請するものとする。
２　前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書によるよることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
３　乙が災害状況を把握しているにも関わらず、甲から要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

（協力活動の実施）
第５条　乙は、第４条に基づく要請があった場合は、特別な理由がない限り直ちに撮影対応可能な者を選出の上、甲に報告するものとする。ただし、乙が機体や第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合は、乙の判断により飛行を中止することができる。
２　活動の指示は、東御市職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
３　甲は、前項による指示者を指定したときには、速やかに乙に通知するものとする。
４　乙は、市有施設の上空付近を飛行する場合、飛行前に指示者に報告すること。
指示者は、乙の報告を受け、市災害対策本部又は市有施設の管理者へ報告するものとする。

（活動の終了）
第６条　乙は、この協定による活動の終了は、指示者が活動の終了を告げたとき、又は無人航空機による情報収集活動等の続行が不可能となったときとする。

（活動の報告等）
第７条　乙は、第２条に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに文書により実施した活動内容等を、甲に報告するものとする。
２　第２条に基づく協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第８条　乙は、甲に対し前条第２項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８条）第１７条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

２　前項の著作権は前条第１項による報告の際に、乙から甲に移転するものとする。

３　乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第１７条第１項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用負担等）

第９条　この協定に基づく活動に要した費用は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

（補償）

第１０条　この協定に基づく活動及び訓練に伴って生じた損害及び補償（第三者に対する損害及び補償を含む。）は、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、明らかに甲の責に帰する原因による損害及び補償については、甲がその責任を負うものとする。

２　乙は前項の損害及び補償に備え損害保険に加入するものとし、事前に甲に通知するものとする。

（法令の遵守）

第１１条　無人航空機の活用に当たっては、甲乙双方が関係法令を遵守し、適切な使用に努めるものとする。

２　無人航空機の活用に必要な届出等は、乙が行うものとする。

（プライバシーの保護）

第１２条　この協定に関する無人航空機による空撮画像等の取扱いについては、国のガイドライン等を参考にして、個人のプライバシーを侵害することのないよう適切に取扱うものとする。

（無人航空機を飛行させる者）

第１３条　乙は甲に対して「無人航空機を飛行させる者（資格保持者）」を記載した資格確認書を提出する。

（災害時に備えた技術研鑽）

第１４条　甲と乙は、災害時に備えた研究開発や共同研究等の技術研鑽を協議したうえで協力して行う。

（有効期間）

第１５条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１６条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和２年８月２７日

甲　東御市県２８１－２
　　東御市長　花　岡　利　夫

乙　上田市上田原１０７３－４
　　（株式会社みすず綜合コンサルタント内）
　　NPO 法人長野県G 空間情報技術協会
　　会　　長　増　沢　延　男

災害時におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送の要請に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と株式会社上田ケーブルビジョン（以下「乙」という。）は、地震、風水害及び武力攻撃事態、その他の非常事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定を締結する

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「災対法」という。）第５７条及び大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号、以下「大震法」という。）第２０条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第２条　甲は、災対法第５６条の規定による通知又は警告が必要なときは、災対法第５７条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

２　前項の規定は、甲が大震法第９条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第２０条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときにも準用する。

３　前２項の規定のほか、甲は、災害等の発生防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を求めることができる。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして放送の要請を行うものとする。

（１）　放送要請の理由

（２）　放送事項

（３）　その他必要な事項

２　前項の要請手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は他の手段をもって行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（臨時災害放送局の開設）

第４条　甲は、乙が行うラジオ放送が住民への災害情報の伝達に有効と判断される場合、かつ、株式会社エフエムとうみが要請を受けられないときは、乙に対し臨時災害放送局の開設及び運営を要請することができる。

２　乙は、甲に対し臨時災害放送局の開設及び運営に関する人的及び物的支援を行うものとする。

３　乙は、臨時災害放送局の運営に関し、可能な範囲においてあらゆる放送手段を講じるものとする。

４　開設する場合の免許主体及び事業主体は、甲とする。

５　乙は、甲の要請を受けられない場合は、速やかに申し入れることとする。

（災害情報の提供）

第５条　甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、可能な限り速やかに提供できるよう努めるものとする。

（放送の実施）

第６条　乙は、甲からの要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

２　乙は、甲の保有する国から災害等の情報を受信する装置を通じて提供を受けた次の各号に掲げ

る緊急度の高い情報に関しては、第２条及び第３条の規定にかかわらず、放送を実施するものとする。

（１）　市民に避難等の危険回避行動を求める情報
（２）　市民に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある災害等に関する情報
（３）　その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報

（連絡責任者等）

第７条　第３条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者をおくものとする。

２　連絡責任者をおいた場合及び変更があった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

３　連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つものとする。

４　連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は令和３年１月８日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有するものとする

令和３年１月８日

甲　長野県東御市県２８１番地２
東御市
東　御　市　長

乙　長野県上田市中央六丁目１２番６号
株式会社上田ケーブルビジョン
代表取締役社長

災害発生時等における支援協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とカクイチ建材工業株式会社（以下「乙」という。）は、東御市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）における休憩所および電源供給等の支援協力（以下「支援協力等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害発生時等における支援協力等について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）
第２条 甲が乙に要請を行うことのできる支援協力等の内容は、次のとおりとする。
（１）一時休憩所の開設
（２）太陽光発電設備による電源供給
（３）その他必要と認める業務

（休憩所等の利用）
第３条　市民等は、乙の保有する施設(本社敷地内にある研修棟１階部分)を一時休憩所として利用するとともに乙保有の太陽光発電設備による電源供給等により携帯電話の充電等を行うことができる。
２　休憩所等の利用等に関し、施設管理および運営等については、乙が行うものとする。

（費用負担）
第４条　乙が実施した支援協力等に要した費用は、乙が負担するものとする。

（支援協力等の提供等）
第５条　甲は、災害発生時等において、支援協力等を必要とするときは、乙に対し、支援協力要請書（様式第１号）により、乙による支援協力等を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等による要請を行うことができる。
２　甲は、前項の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、支援協力要請書を乙に提出するものとする。
３　乙は、第１項の規定による要請があったときは、甲に対し、支援協力要請書の内容に基づき、支援協力等を行うものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合、その他の支援協力等が困難であると認められるときは、この限りではない。

（支援協力等の終了）
第６条　前条の規定による支援協力等を終了とする場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて支援協力終了連絡書（様式第２号）にて通知するものとする。

（連絡窓口）
第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、担当者の変更があった場合も同様とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、期間満了日までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年５月１２日

長野県東御市県２８１－２
甲　東御市
市　長　　花岡　利夫　　印

長野県東御市加沢７７８
乙　カクイチ建材工業株式会社
代表取締役　　田中　離有　　印

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

カクイチ建材工業株式会社

代表取締役　　様

東御市長

支　援　協　力　要　請　書

災害発生時等における支援協力に関する協定書の第５条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による 要請日時	年　　月　　日　　時　　分
要請内容	□　休憩所の開設 □　太陽光発電設備による電源供給 □　その他必要と認める業務
備　　考	

＜東御市連絡担当者＞

所　　属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

カクイチ建材工業株式会社

代表取締役　　様

東御市長

支援協力終了連絡書

災害発生時等における支援協力に関する協定書の第６条の規定に基づき、次のとおり支援の終了を通知します。

日　　時	年　　月　　日　　時　　分
協力内容	□　休憩所の開設 □　太陽光発電設備による電源供給 □　その他必要と認める業務
備　　考	

＜東御市連絡担当者＞

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と長野県建設業協会上小支部長（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、大規模災害発生時における甲が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務という」）に関して、乙に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）
第２条　応急対策業務は、甲が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）
第３条　甲は、第２条に規定する業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なとき、乙に協力を要請することができる。
２　乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）
第４条　乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

（連絡体制）
第５条　甲と乙は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。
２　甲は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）
第６条　甲は、第３条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、乙に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。
２　甲は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。
３　乙は、第１項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、乙は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）
第７条　乙から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。
２　会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を乙に報告するものとする。乙はこれを取りまとめ甲に報告するものとする。

（業務の指示）
第８条　応急対策業務の実施に当たっては、甲が原則書面により指示し、乙はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。
　また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、甲は、長

野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

（業務の報告）

第９条　会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに乙に報告し、乙はこれを取りまとめ甲に報告するものとする。

（請負契約）

第 10 条　甲と会員とは、東御市財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

２　会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

（損害補償）

第 11 条　請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

２　会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

（協　議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附　則

この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。

ただし、期間満了の日から１ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときはさらに１年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年１１月１８日

甲　東御市

東 御 市 長　　花 岡　利 夫　　印

乙　長野県建設業協会上小支部

支　部　長　　柳 沢　昌 美　　印

災害時等における避難所等への電力供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社アドバンテック（以下「乙」という。）は、災害時等における避難所及び他の施設（避難所以外の市施設、一般住宅、事業所を含む。）（以下「避難所等」という。）への電力提供について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等における市内の避難所等への電力供給について、甲乙が連携し、安心安全で暮らしやすい地域社会の形成に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

（電力供給に関する連携等）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

(1) 電力提供のための再生可能エネルギー発電設備及び産業用蓄電池等（以下「設備」という。）の設置等に関すること

(2) 乙が所有又は運営する設備を利用した避難所等への電力の無償提供に関すること

(3) その他この協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

２　前項は、甲乙の協議により定める方針に基づき実施するものとし、更なる効果的な推進を図るため、甲及び乙は具体的な連携内容、推進方法及び役割等について協議を行うものとする。

（秘密保持）

第３条　甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た個人情報、秘密情報その他の甲乙又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れのある情報については、この協定の有効期間中及び有効期間満了後であっても、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に甲及び乙の相互の承諾がある場合は、この限りでない。

（有効期間等）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の申出が無い場合には、その有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第５条　甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和３年 12 月１日

甲　長野県東御市県 281 番地 2
東御市
市　長　　花　岡　利　夫

乙　東京都千代田区丸の内 1-8-3
株式会社アドバンテック
代表取締役社長　山　名　正　英

資料　１１

水力発電の現況

１　中部電力㈱長野支店管内　（信濃川水系）

河川名	発電所名	所在地	計画洪水量（㎥/ｓ）	流域面積（ｋ㎡）	最大出力（ｋｗ）	水路距離（ｋｍ）
所沢西川他	塩沢第一	新張 758-1	19.4	9.3	360	1.2
所沢川	塩沢第二	新張 1262-2	33.0	12.3	410	0.2

※　災害時の連絡先（中部電力㈱上田電力所　0268-35-3980）

２　東京電力㈱

河川名	発電所名	所在地	計画洪水量（㎥/ｓ）	流域面積（ｋ㎡）	最大出力（MW）	水路距離（ｋｍ）
千曲川	島川原	島川原 109			16.3	

災害時の連絡先（東京電力㈱千曲川総合制御所　0267-27-3010）

資料　１２

変電所の現況

１　中部電力㈱長野支店管内

所名	所在地	許可容量（MVA）
加沢	加沢 486-1	20

※　災害時の連絡先　（中部電力㈱上田電力所　0268-35-3980）

資料　１３

都市ガス事業の現況

事業主体	所在地	供給地域	その他
長野都市ガス	長野市	東御市	東信支店丸子出張所　0268-42-4490
帝国石油株式会社		ガスパイプライン	帝石パイプライン㈱　0257-24-2143

資料　１４

危険物製造所等一覧表

１　火薬類製造所、火薬庫一覧表

企業名	所在地	火薬庫所在地	種類	最大貯蔵量
武舎煙火工業㈱	和 2883-1	和 2942	煙火火薬庫１棟	2,000kg

資料　１５

防災事業所

１　LP ガス

担当地区	事業所名	住所	連絡責任者	電話
上小	㈱サイサン	滋野乙 1624	昼間　事務所	0268-62—0425
			夜間　宿直員	〃

２　一般

担当地区	事業所名	住所	連絡責任者	電話
上小	宮原酸素㈱	本海野 1708	昼間　事務所	0268-62-0888
			夜間　宮原亮平	0268-22-1067

資料　１６

救急病院（市関係分）

救急病院又は診療所名	所在地	病床数	救急専用病床
東御市民病院	鞍掛 198	60	3

資料　１７

市内医療機関の状況

医療機関名・TEL	診　療　科　目	所在地・管理者
東御市民病院　62-0050	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・リハビリテーション科・泌尿器科（人工透析）・乳腺外科・アレルギー科・麻酔科・産婦人科	鞍掛 結城　敬
みまき温泉診療所 61-6002	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科	布下 奥泉　宏康
荻原眼科医院 64-3834	眼科	県 西　葉子
酒井医院 64-3170	内科・小児科・皮膚科	田中 酒井　康弘
ささき医院 64-3711	脳神経外科・内科・神経内科・小児科・外科・肛門科	本海野 佐々木　亮三
信濃病院 64-3366	内科・精神科・神経科	滋野 井上　文明
春原整形外科ｸﾘﾆｯｸ 64-6200	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	常田 春原　久幸
せき内科ｸﾘﾆｯｸ 64-7171	内科・小児科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科	本海野 関　健
東御記念ｾﾝﾄﾗﾙｸﾘﾆｯｸ 62-1231	内科・外科・小児科・整形外科・心療内科・消化器科・整形外科・皮膚科・肛門科・リハビリテーション科	県 太田　心平
祢津診療所 62-0273	内科・小児科・神経科・皮膚科・循環器科・歯科・神経内科・精神科・心療内科・リハビリテーション科	祢津 太田　篤子
長谷川耳鼻咽喉科医院 62-2006	耳鼻咽喉科・アレルギー科	県 長谷川　浩通
ほしやま内科 62-3115	内科・小児科・胃腸科・リハビリテーション科	常田 星山　直基
柳沢医院 62-0192	内科・小児科	滋野 柳沢　泰彦

資料　１８

文化財の防火施設の設置状況

名称	設置してある防火設備等
春原家住宅	自動火災報知設備、消火設備
和記念館	自動火災報知設備
西宮歌舞伎舞台	自動火災報知設備
東町歌舞伎舞台	自動火災報知設備
力士雷電の生家	自動火災報知設備
山浦真雄宅跡	自動火災報知設備

資料　１９

気象観測所及び雨量観測所（気象台関係）

１　地域気象観測所

観測所	設置機器	所在地	観測開始	種　別
東御市	雨量計	新張 716 番地	昭和 53 年 12 月 1 日	地域気象
同上	気温計	同上	同上	同上
同上	風向風速計	同上	同上	同上

資料　２０

東御市雨量等観測システム（防災気象情報システム）

東御市雨量観測所の設置場所、機器類

観測所地区	設置機器	所在地	観測開始	種　別
田中地区	雨量計	県 268-1 番地	平成 27 年 7 月 1 日	地域気象
〃　〃	温度計	〃　〃	〃　〃	〃　〃
〃　〃	積雪計	〃　〃	〃　〃	〃　〃
滋野地区	雨量計	滋野乙 2537 番地 3	〃　〃	〃　〃
〃　〃	温度計	〃　〃	〃　〃	〃　〃
和地区	雨量計	和 2986 番地	〃　〃	〃　〃
〃　〃	温度計	〃　〃	〃　〃	〃　〃
湯の丸地区	雨量計	新張字新張山国有林 1012 ツ林小班	〃　〃	〃　〃
〃　〃	温度計	〃　〃	〃　〃	〃　〃
北御牧地区	温度計	大日向 343 番地 1	〃　〃	〃　〃

※東御市内にある既存観測所データを活用させていただき、全域を網羅しています。
　祢津地区は、気象庁アメダス観測所、北御牧地区は県の雨量計活用。

資料　２１　　急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇　所　名	位　　置	警戒区域戸数	延長(m)	特別警戒区域戸数	備　　考
1	長入	田沢集落西側		288		自然斜面
2	長入	田沢集落西側		265		〃
3	長入	西田沢西側		194		〃
4	タタラ堂	タタラ堂集落西側	3	207	2	〃
5	西入１号	西入集落西側	1	214		〃
6	西入２号	浅間カントリー東側	1	45		〃
7	東入	大富士池西側		26		〃
8	西入３号	大田区グランド北側		71	1	〃
9	西入４号	大田区キャンプ場西側		78		〃
10	西入５号	大田区本館北側	1	148		〃
11	西入６号	大田区本館西側		276		〃
12	西入７号	大室農場西側	1	245		〃
13	田沢	田沢集落東側斜面	2	40		〃
14	西田沢	旧有料道路沿東側斜面		171		〃
15	姫子沢１号	バルブステーション北側		72		〃
16	姫子沢２号	姫子沢集落西側		33		〃
17	姫子沢３号	姫子沢集落東側	2	24		〃
18	姫子沢４号	姫子沢入口北側斜面	1	51		〃
19	宮の入１号	西宮集落西側	3	396	3	〃
20	宮の入２号	御姫尊北側斜面		258	1	〃
21	宮の入３号	御姫尊		149		〃
22	宮の入４号	御姫尊南側斜面		75	1	〃
23	西宮	定津院東側斜面		75	2	〃
24	東町	東町集落東側		30	1	〃
25	滝ノ沢１号	滝ノ沢集落入口	2	125	1	〃
26	滝ノ沢２号	所沢砂防ダム下		315	1	〃
27	滝ノ沢３号	滝ノ沢集落東側	2	145		〃
28	滝ノ沢４号	滝ノ沢集落北側斜面	1	155		〃
29	滝ノ沢５号	滝ノ沢集落北側斜面	1	100		〃
30	新張	牧舎みねむら西側	2	621		〃
31	奈良原１号	奈良原集落西側斜面		93		〃
32	奈良原２号	郁文館学園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ北側斜面		135	1	〃
33	奈良原３号	郁文館学園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ南側斜面	4	90		〃
34	奈良原４号	西川ペンション北側斜面		45		〃
35	奈良原５号	奈良原別荘地北側	2	120	1	〃
36	奈良原６号	塩沢発電所		145	1	〃
37	奈良原７号	三十五番東側斜面	1	75		〃
38	奈良原８号	消防庫北側		30		〃
39	奈良原９号	あさま苑東側	2	145		〃
40	奈良原10号	塩沢第二発電所	3	200		〃
41	横堰１号	横堰池東側	0	135		〃
42	横堰２号	倉島宅東側	3	295		〃
43	横堰３号	楢原宅北側		95		〃
44	新張２号	滋野神社北側		80		〃

№.	箇　所　名	位　　置	警戒区域戸数	延長（m）	特別警戒区域戸数	備　考
45	聖	若林園芸東側		300		〃
46	赤岩１号	㈱長野三洋化成北側	2	155		自然斜面
47	赤岩２号	千曲川河川敷	1	35		〃
48	赤岩３号	大石沢川東側	5	215		〃
49	赤岩４号	大石沢川西側	6	305		〃
50	赤岩５号	赤岩本郷東側	6	419		〃
51	赤岩６号	赤岩本郷集落西側		70		〃
52	桜井１号	中澤宅南側	1	159		〃
53	桜井２号	ミマキ電子部品南側	2	365	2	〃
54	加沢	塩沢産業スタンド南側	1	400		〃
55	島川原１号	白川宅西側	2	90		〃
56	島川原２号	島川原集落北側	2	720		〃
57	布下１号	布下集落北側	2	61		〃
58	布下２号	布下集落西側		71	2	〃
59	布下３号	常満団地南側斜面	25	400	2	〃
60-1	布下４号	常満団地南側斜面	4	844		〃
60-2	布下５号	常満団地西側斜面	1	280		〃
61	島川原３号	道の駅みまき東側		264	1	〃
62	御牧原１号	小山宅北側斜面	1	148		〃
63	島川原４号	道の駅みまき西側	1	225		〃
64	島川原５号	島川原発電所東側		60		人工斜面
65	島川原６号	県道北側		84	1	自然斜面
66	島川原７号	県道東側斜面	7	878	1	〃
67	大日向１号	北御牧小学校南側斜面	2	135		〃
68	切久保１号	県道東側斜面	1	250		〃
69	切久保２号	御八城大橋東側斜面	1	31		〃
70	切久保３号	切久保集落東側	3	118	4	〃
71	切久保４号	切久保北側ビューライン		70		〃
72	切久保５号	切久保沢		46		〃
73	八反田１号	切久保集落センター東側	5	211	6	〃
74	八反田２号	田中製材南側	4	100		〃
75	八反田３号	渡辺宅東側		38		〃
76	八反田４号	鹿田工務店東側		86	1	〃
77	八反田５号	永井商店東側		283	1	〃
78	下之城１号	第一化学工業北側		98		〃
79	田之尻１号	永井製穀南東側		289		〃
80	田之尻２号	井出野屋北側		76	1	〃
81	田之尻３号	第一化学工業西側斜面		130	3	〃
82	御牧原３号	竹内工業西側斜面	1	64		〃
83	宮	渡辺宅東側斜面		37	1	〃
84	下之城２号	畑田宅東側斜面	1	41	1	〃
85	畔田１号	小林宅東側斜面		45		〃
86	畔田２号	飯島宅東側斜面	2	48	1	〃
87	畔田３号	今井宅北側		65	2	〃
88	御牧原４号	柳沢宅東側		55		〃

No.	箇　所　名	位　置	警戒区域戸数	延長（m）	特別警戒区域戸数	備考
89	御牧原５号	小林宅北側		144		〃
90	畔田４号	渡辺宅南側		94		〃
91	畔田５号	小林宅西側	1	100		自然斜面
92	畔田６号	川西衛生センター北側	3	159		〃
93	玉の井１号	玉の井集落南側	3	159	1	〃
94	玉の井２号	玉の井集落北側	1	97		〃
95	田之尻４号	タイシン興業南側	1	544		〃
96	下之城３号	永井商店南側	1	27	1	〃
97	下之城４号	小宮山宅南側		149		〃
98	下之城５号	小宮山宅西側	2	87		〃
99	下之城６号	渡辺宅北側	4	250	1	〃
100	八反田６号	渡辺宅南側	2	194	1	〃
101	八反田７号	大塚宅南側	1	21		〃
102	八反田８号	大塚宅南側	2	17		〃
103	八反田９号	渡辺宅西側		31		〃
104	八重原１号	山崎コミュニティﾌﾟﾗﾝﾄ東側		47		〃
105	切久保６号	武井宅西側	1	57		〃
106	切久保７号	武井宅南側	3	128		〃
107	大日向２号	北御牧中学校北側	1	166		〃
108	大日向３号	中山宅西側	3	110		〃
109	大日向４号	森田宅東側		130		〃
110	大日向５号	御八城大橋北側		206		〃
111	大日向６号	中央保育園西側	1	46		〃
112	大日向７号	総合支所北側		33	1	〃
113	大日向８号	大日向駐在所北側	1	15		〃
114	大日向９号	総合支所北側	6	161		〃
115	大日向10号	総合支所北側	2	77		〃
116	大日向11号	光が丘団地北側	2	28		人工斜面
117	八重原２号	白樺団地下	2	72	1	自然斜面
118	羽毛山１号	木戸坂		157		〃
119	羽毛山２号	県道沿い		239	1	〃
120	羽毛山３号	羽毛山集落西側	2	185		〃
121	羽毛山４号	田中橋東側	3	660	1	〃
122	郷仕川原	県道沿い南側	2	287		〃
123	加沢２号	リサイクルセンター南側		125		〃
124	加沢３号	所沢川北側	2	100		〃
125	田中１号	大地南側がけ		85		〃
126	田中２号	三井金属南側がけ	3	240	2	〃
127	田中３号	東部通商南側		40	1	〃
128	田中４号	田中橋北側がけ	2	405		〃
129	県	東御清翔高校北側	2	130		〃
130	海善寺	佐川急便北側		140		〃
131	本海野１号	佐川急便東側	2	125		〃

	箇　所　名	位　置	警戒区域戸数	延長（m）	特別警戒区域戸数	備　考
132	本海野２号	長野日産東側	3	100		〃
133	本海野３号	長野日産南側	3	70		〃
134	本海野４号	長野日産西側	2	115		〃
136	本海野６号	ライフタウン西側	6	150		〃
137	本海野７号	教習所南側	8	482		自然斜面
138	本海野８号	長野ヤナセ西側		25		〃
139	西海野１号	しなの鉄道北側	5	270		〃
140	西海野２号	足穂神社南側		38		〃
141	西海野３号	しなの鉄道北側	4	488		〃
142	西海野４号	笠石川東側		135	1	〃
143	西深井	穂見神社東側	2	100		〃
144	曽根	メカニカル南側	4	80		〃
145	日向が丘	日向が丘団地西側	5	100		〃
146	海善寺１号	内山石油北側斜面	1	10		〃
147	海善寺２号	寺坂住宅団地北側	4	120	2	〃
148	海善寺３号	屋台村北側斜面		30		〃
149	栗林	西川	1	25		〃
150	大川１号	西川西側	1	175		〃
151	大川２号	県道沿い	4	70		〃
152	海善寺４号	黒柳宅南側		17		〃
153	海善寺５号	西川東側		70		〃
154	海善寺６号	JA 信州うえだ和支所	1	170		〃
155	奈良原 11 号	N439　高橋宅東側	1	47		〃
156	奈良原 12 号	N438　終点江上宅東側	1	60	1	〃
157	滝ノ沢６号	N59　終点側山側	1	62		〃
158	田沢２号	ゴルフ場入口山側	1	163		〃
159	田沢３号	K452　今井宅南側	2	35		〃
160	寺坂	大東建託北側	16	50	8	〃
161	大日向 12 号	光が丘団地北西側		26		〃
162	大日向 13 号	大日向住宅団北側	6	92		〃
163	御牧原６号	御牧台線　宮沢宅東側	1	72		〃
164	切久保８号	青年研修センター東側	1	28		〃
165	八反田 10 号	八反田御牧原線 渡辺宅東側	1	23	1	〃
166	宮２号	宮とや原線　大宮宅北側	1	43	1	〃
167	宮３号	宮とや原線　下之城用水上	6	146	2	〃
168	中銀１号	中央線　若松宅付近	1	47		〃
169	中銀２号	中央線　大塚宅付近	4	88	4	〃
170	下八重原	ビューライン　後藤宅付近	1	130	1	〃
171	切久保９号	北御牧ふれあい体育館西側	5	146	1	〃

地すべり危険区域

番号	区域の名称	ブロック名	長さ（m）	幅（m）	面積（㎡）	警戒区域戸数	特別警戒区域戸数
1	田沢	A	67	48	5,814		
2		B	139	111	27,626		
3		C	86	72	11,001		
4	西田沢	A	164	77	17,923		
5		B	172	93	28,766	5	
6		C	148	88	25,486	3	
7		D	96	101	17,339		
8	和姫子沢	A	196	140	50,882	30	
9		B	237	113	42,426	19	
１０	祢津姫子沢	A	406	389	191,390	52	
１１	城前（日向）	A	183	75	24,852	19	
１２		B	107	134	23,824	24	
１３	滝の沢	A	174	74	20,459	5	
１４		B	102	67	11,368	2	
１５	赤岩本郷	A	92	170	27,626	2	
１６		B	175	153	42,927	1	
１７	島川原２	A	77	79	10,651	1	
１８	切久保	A	154	201	54,780	4	
１９	大日向	A	127	92	21,363	6	
２０		B	80	77	10,657	3	
２１		C	70	45	5,554		
２２		D	45	22	1,774	2	

※地すべり危険箇所の特別警戒区域の指定はありません。

資料　２３

土石流危険渓流一覧表

№.	水　系　名	渓　流　名	位　置	警戒区域戸数	面積（㎡）	特別警戒区域戸数	面積（㎡）
1	千曲川	成沢川１	西入	228	2,015、537		2,096
2	〃	成沢川２	東入	2,535	6,051、783		10,756
3	〃	金原川２	東入	47	796,054		9,798
4	〃	三分川	姫子沢	248	1,498,691		4,614
5	〃	から沢	西町	333	549,959		1,894
6	〃	祢津沢	東町	743	2,433,063		24,282
7	〃	所沢川１	滝ノ沢	5	75,395		
8	〃	所沢川２	横堰	6	75,921		10
9	〃	所沢川３	奈良原		114,941		5,150
10	〃	所沢川４	奈良原	7	224,463		1,038
11	〃	所沢川５	奈良原	116	646,295		1,041
12	〃	所沢川６	奈良原	3	557,640		20,140
13	〃	熊沢	横堰	693	4,987,639		40
14	〃	栗生沢	横堰	2259	7,705,020		370
15	〃	大石沢川	横堰	7	125,972		1,685
16	鹿曲川	小相沢川	島川原		14,805		408
17	〃	切久保沢川	切久保	32	66,722		
18	〃	八反田沢川	八反田	26	83,735		1,838
19	〃	諸沢川	本下之城	5	33,784		122
20	〃	豊原の沢	田之尻	31	133,110		378
21	〃	宮沢	宮	17	47,624		516
22	〃	中村沢川	畔田	21	69,954		
23	〃	梨木沢川	畔田	3	30,511		101
24	〃	玉の井沢	宮	9	23,453		402
25	〃	八町久保の沢	大日向	24	54,834		196
26	〃	舟木沢川	大日向	41	76,455		
27	千曲川	外山の沢	羽毛山	11	77,565		1,403
28	〃	金原川１	東入		66,402		8,528
29	〃	常満	常満	48	36,640		309
30	〃	布下	布下	6	27,712		153
31	〃	布下１	布下	11	62,142		449
32	鹿曲川	本下之城１	本下之城	8	54,859		
33	〃	本下之城２	本下之城	41	74,418		
34	〃	六ヶ沢川	切久保	8	63,370		1,480

資料　２４

土 砂 崩 壊 危 険 箇 所 調 書

市町村名	東御市	水 系 名	千曲川

No	施設番号	地区名	所 在 地 (大字、字)	管 理 団体名	受益 戸数 (戸)	受益 面積 (ha)	工 事 内 容			被 害 数 量	地 域 指 定								備 考
							工 種	構 造	事業量 (m)		振興山村	特定農山村	豪雪地帯	過疎地帯	地すべり	土砂災害警戒区域	重要水防区域	山地災害危険地区	
1	219101	臣村	大字和字西成沢～丸山	曽根区	76	16.0	排水路	鉄筋コンクリート三面張	700	農地 30a 用水路 800m 外		○							
2	219102	赤石	大字和字西田～赤石	曽根区	61	12.0	用水路	U-60	400	農地 50a 用水路 100m 外		○							
3	219103	本海野	大字県字瓜田	所沢川水系土地改良区	107	18.0	トンネル	コンクリート暗渠	700	用水路 60m 農道 210m 外		○							
4	219104	加沢新堰	大字滋野甲字坂下～下町田	加沢新堰組合	129	26.0	トンネル	コンクリート暗渠	1,800	農地 150a 用水路 480m 外		○							
5	219105	高石	大字滋野乙字高石～白木	原口区	60	35.0	排水路	U-60	1,000	農地 70a 用水路 200m 外		○							
6	219106	原口堰	大字新張字前久保～大字滋野乙字竹ノ花	所沢川水系土地改良区	394	130.0	用水路	U-60	1,200	農地 150a 用水路 430m 外		○							
7	219107	栗生沢	大字新張字栗生沢	新張区	394	130.0	用水路	U-60	200	農地 30a 用水路 100m 外		○				○			

8	219108	下横堰	大字新張字熊沢～下横堰	所沢川水系土地改良区	394	130.0	用水路	U-60	300	農地 50a 用水路 50m 外		○							
9	219109	横堰	大字新張字矢原～下糖割	所沢川水系土地改良区	678	278.0	用水路	U-60	1,000	農地 150a 用水路 100m 外		○							
10	219110	十二平	大字祢津字十二平	二分堰組合	132	100.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	400	農地 40a 用水路 100m 外		○							
11	219111	大星	大字祢津字城山～上ノ山	西宮区	34	10.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	300	農地 80a 用水路 100m 外		○							
12	219112	上ノ畑	大字和字上野畑	姫子沢区	30	22.0	排水路	U-60	250	農地 30a 用水路 200m 外		○							
13	219113	薬師堂	大字和字片山～日陰	神川沿岸土地改良区	878	440.0	サイフォン	ダクタイル鋳鉄管	1,200	農地 200a 用水路 200m 外		○				○			
14	219113	竹原	大字和字竹原～大字祢津字西飼戸田	神川沿岸土地改良区	878	440.0	サイフォン	ダクタイル鋳鉄管	200	農地 300a 用水路 150m 外		○				○			
15	219113	上ノ屋敷	大字祢津字西飼戸田～上野坂	神川沿岸土地改良区	878	440.0	サイフォン	ダクタイル鋳鉄管	500	農地 200a 用水路 200m 外		○				○			
16	219113	宮獄	大字祢津字東飼戸田～御射山	所沢川水系土地改良区	878	440.0	サイフォン	ダクタイル鋳鉄管	500	農地 100a 用水路 200m 外		○				○			
17	219113	東前橋	大字祢津字立野～原	所沢川水系土地改良区	878	440.0	サイフォン	ダクタイル鋳鉄管	500	農地 400a 用水路 200m 外		○							
18	219114	東入	大字和字菖蒲平	和水利組合	15	7.0	用水路	U-45	150	農地 40a 用水路 200m 外		○				○			
19	219115	大富士池導水路	大字和字西入	和水利組合	18	5.0	用水路	U-45	100	農地 40a 用水路 250m 外		○							
20	219116	池の沢	大字和字池の沢	和水利組合	645	130.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	100	農地 40a 用水路 250m 外		○				○			

21	219201	八重原(1)	大字八重原字飯綱裏～西白水添	八重原土地改良区	469	172.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	800	農地 100a 外		○		△					
22	219201	八重原(2)	大字八重原字島浦	八重原土地改良区	469	172.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	80	農地 50a 外		○		△					
23	219201	八重原(3)	大字八重原字高山～下前島	八重原土地改良区	469	172.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	2,500	農地 400a 外		○		△					
24	219201	八重原(4)	大字八重原字土手下	八重原土地改良区	469	172.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	400	農地 100a 外		○		△					
25	219201	八重原(5)	大字八重原字備中	八重原土地改良区	469	172.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	150	農地 50a		○		△					
26	219201	八重原(6)	大字八重原字下日向	八重原土地改良区	469	172.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	150	農地 50a		○		△					
27	219202	上八重原	大字八重原字田楽平～下間切	八重原土地改良区　上組	129	40.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	2,000	農地 1000a 用水路 10m 外		○		△					
28	219203	中八重原	大字八重原字島浦～高山下	八重原土地改良区　中組	91	30.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	1,100	農地 500a 外		○		△					
29	219204	下之城	大字下之城字京免～道上	下之城水利組合	319	45.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	3,500	農地 3,000a 用水路 120m 外		○		△		○			
30	219205	畔田大池	大字御牧原字御牧上～上猫田	御牧ヶ原台地土地改良区	69	30.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	700	農地 600a 農道 80m 外		○		△					
31	219206	大池はす池	大字御牧原字御牧上	御牧ヶ原台地土地改良区	81	10.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	500	農地 300a 農道 120m 外		○		△					
32	219207	とや原	大字御牧原字御牧下～中尾	御牧ヶ原台地土地改良区	52	20.0	用水路	鉄筋コンクリート三面張	600	農地 400a 外		○		△					
33	219208	羽毛山	大字羽毛山字木戸坂～細田	八重原土地改良区	469	172.0	排水路	自然水路	720	農地　100a 外		○		○					

34	219209	上八重原 2	大字八重原字田楽平	八重原土地改良区	7	2.0	用水路	BF-800 型	40	農地 100a		○		○					
35	219210	西深井 1	大字和字十代	西深井	8	2.0	用水路	巨石積石精水路	200	農地 100a		○							
36	219211	西深井 2	大字和字今井	西深井	8	2.0	排水路	コルゲートパイプ 800Φ	50	農地 50a		○							
	小計	36 地区			11,112	4,634			24,990			36		14		8			

資料　２５

山腹崩壊危険地区位置図

1　東御市新張字真虫久保　２ｈａ
2　東御市祢津字角屋　１ｈａ
3　東御市滋野字小名郷土　１ｈａ
4　東御市本海野字岩下　２ｈａ
5　東御市八重原字中猿岩　１ｈａ
6　東御市島川原字崩途　１ｈａ
7　東御市御牧原字御牧原中原１ｈａ
8　東御市羽毛山字外山　５ｈａ
9　東御市羽毛山字山の神　３ｈａ
10　東御市布石下　７ｈａ
11　東御市御牧原字七尋石　１ｈａ
12　東御市下之城字池ノ上　１ｈａ

資料　２６

崩壊土砂流出危険地区位置図

1　東御市祢津字上滝ノ沢　１１.４ｈａ
2　東御市大日向字池の上　０.２４ｈａ
3　東御市八重原字長久保　０.２１ｈａ
4　東御市下之城字大洞　０.２７ｈａ
5　東御市布下字前の山　３.６ｈａ
6　東御市下之城字切久保　０.０５ｈａ

重要水防区域

箇所番号	河川名	河川の管理者	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)(箇所)	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
1	千曲川	県	一級	右	A	400(1)	田中橋下	15.0 (10～20)	無堤地 土砂崩落	木流し 蛇籠
2	千曲川	県	一級	右	A	150(1)	境橋上下	15.0 (10～20)	無堤地 土砂崩落	木流し 蛇籠
3	千曲川	県	一級	右	A	300(1)	羽毛山橋上下	15.0 (10～20)	無堤地 土砂崩落	木流し 蛇籠
4	笠石川	県	一級	左	A	100(1)	国道上下	1.2	堤防高不足 越水	積土俵
				右	A	100(1)				
5	金原川	県	一級	左	A	130(1)	小諸上田線～真田東部線	1.0	無堤地 越水	積土俵
				右	A	130(1)				
6	金原川	県	一級	左	A	1,300(1)	国道上～小諸上田線	0.8	護岸(堤防)老朽 越水	積土俵
				右	A	1,300(1)				
7	金原川	県	一級	左	A	700(1)	真田東部線上	0.5	護岸(堤防)老朽 決壊	積土俵
				右	A	700(1)				
8	金原川	県	一級	左	A	320(1)	国道下	1.2	川幅狭小 内水氾濫	積土俵
				右	A	320(1)				
9	三分川	県	一級	左	B	50(1)	国道下	1.2	堤防高不足 越水	積土俵
10	三分川	県	一級	右	B	100(1)	井高下	1.2	護岸(堤防)老朽 決壊	積土俵
11	三分川	県	一級	左	A	500(1)	姫子沢、村内	0.8	護岸(堤防)弱体 洗堀越水	積土俵 木流し
				右	A	500(1)				
12	求女川	県	一級	左	A	70(1)	祢津宮ノ入	0.8	護岸(堤防)弱体 越水	積土俵
				右	A	70(1)				
13	求女川	県	一級	左	A	600(1)	高速道上	1.2	護岸(堤防)老朽 越水決壊	積土俵 木流し
				右	A	600(1)				
14	求女川	県	一級	左	A	360(1)	新屋下	1.3	護岸(堤防)老朽 越水決壊	積土俵
				右	A	360(1)				
15	祢津東川	県	一級	左	B	750(1)	高速道上	0.8	護岸(堤防)老朽 決壊	積土俵
				右	B	750(1)				
16	針ノ木川	県	一級	左	B	440(1)	旧道上流～国道	1.2	堤防高不足 決壊	積土俵
				右	B	440(1)				
17	所沢川	県	一級	左	B	40(1)	国道上	1.5	無堤洗堀	木流し
18	所沢川	県	一級	左	B	100(1)	金山橋上	1.5	無堤決壊	木流し
				右	B	100(1)				
19	所沢川	県	一級	左	B	700(1)	所沢ダム下	1.5	護岸(堤防)老朽 越水決壊	積土俵
				右	B	700(1)				
20	所沢川	県	一級	左	B	1,200(1)	金井西	1.8	護岸(堤防)老朽	積土俵

				右	B	1,200(1)			越水決壊	木流し

21	所沢川	県	一級	左	A	70(1)	国道下	1.5	護岸(堤防)老朽 越水決壊	積土俵
				右	A	70(1)				
22	平沢川	県	一級	左	B	300(1)	しなの鉄 道南	1.0	護岸等の洗堀 決壊	積土俵 木流し
				右	B	300(1)				
23	平沢川	県	一級	左	B	400(1)	旧道下	1.0	護岸等の洗堀 決壊	積土俵 木流し
				右	B	400(1)				
24	大石 沢川	県	一級	左	A	20(1)	市道赤岩 原口線下	1.2	川床洗堀 決壊	石積
25	大石 沢川	県	一級	左	B	130(1)	国道上	1.2	護岸等の洗堀 決壊	積土俵 木流し
				右	B	130(1)				
26	大石 沢川	県	一級	左	B	300(1)	国道下	1.2	護岸等の洗堀 決壊	積土俵 木流し
				右	B	300(1)				
27	鹿曲川	県	一級	左	A	70(1)	玉の井橋上	3.0	堤防高不足 越水	積土のう
28	鹿曲川	県	一級	左	B	60(1)	大日向	2.0	天然護岸 決壊	木流し
29	小相 沢川	県	一級	左	A	400(1)	平和橋上		護岸(堤防)老朽 決壊	積土俵 木流し
				右	A	400(1)				
30	小相 沢川	県	一級	左	A	400(1)	道の駅上		護岸(堤防)老朽 決壊	積土俵 木流し
				右	A	400(1)				
31	西川	市	準用	左	A	60(1)	国道上	1.0	川幅狭小 内水氾濫	積土俵
				右	A	60(1)				
32	西川	市	準用	左	A	100(1)	国道下	1.0	堤防高不足 越水	積土俵
				右	A	100(1)				
33	八反田 沢川	市	普通	左	A	400(1)	県道上下	1.5	護岸(堤防)老朽 越水	積土俵
				右	A	400(1)				
34	舟木 沢川	市	普通	左	B	170(1)	大日向(県道 上～合流点)	2.0	護岸老朽 越水	積土のう
				右	B	170(1)				
35	梨木 沢川	市	普通	左	B	200(1)	畔田(県道下 ～合流点)	2.0	天然護岸 決壊	木流し

資料　２８

応急仮設住宅建設候補地

名　　称	住　　所	敷地面積	住宅等建設可能面積
東御中央公園 第１駐車場	東御市鞍掛 205 番地 1	５５２６㎡	３４００㎡
東御中央公園 第３駐車場	東御市常田 481 番地 1	７７５０㎡	５０００㎡
稚蚕飼育所跡地	東御市八重原 3533 番地 752	７７８５㎡	２７００㎡

資料　２９

危険物取扱所(給油取扱所)の現況

令和４年３月１日現在

取　扱　所　名	管　理　者	電　話	所　在　地
㈱高木屋	西　澤　佳　夫	６２−０３３７	県 139 番地 1
㈱オーツカ	大　塚　喜　雄	６２−１６０６	本海野 1704-1
㈱オーツカサンライン給油所	大　塚　喜　雄	６４−１１００	鞍掛 427-1
㈱ジェイエイサービス サンライン給油所	眞　島　実	６３−６４６５	和 3457-1
中田石油㈱	中　田　正	６４−３３３３	滋野乙 2479
㈱高見澤セルフ東御ＳＳ	内　川　尚　和	６２−１８１８	滋野乙 2276
㈱高見澤セルフ浅間サンラインＳＳ	内　川　尚　和	６３−１２００	和 3630-1
㈱塩沢産業	山　口　英　俊	６３−６１５５	加沢 277 番地 2
丸紅エネルギー㈱	鳥　居　敬　三	６２−４４６１	滋野乙 2299-1
東日本高速道路㈱IC（上り線）	小　畠　徹	６１−０５００	祢津 2081
東日本高速道路㈱IC（下り線）	小　畠　徹	６１−０２７１	祢津 1272-3
㈱塩沢産業 オートライフ塩沢かのう店	山　口　英　俊	６４−１３１９	和 3603-1
㈱東日本宇佐美 18 号バイパス東部インター店	宇　佐　美　三　郎	６４−８６５８	祢津 1130-1
ＪＡ佐久浅間㈱アメック	浅　沼　博	６７−００７１	大日向 277-1

資料　３０

農業用ため池集計表

市名	東御市	水系名	千曲川

№.	ため池名	所在地	管理者	築造年	状態	貯水量	面積(ha)	改修暦
1	和池	和 6597-2 他	和水利組合	昭和２９年	漏水･取水装置	80,000	185.0	桶門改修(s51)、護岸改修(H11)、護岸グラウト工等(H14)
2	大富士池	和 6515-293	田沢区	延享３年（約 256 年前）	堤体異状・底桶外	5,000	5.0	斜桶改修(s35)、護岸グラウト工等(H14)、提体改修(H24)
3	深井池	和 627-3 他	東深井区	宝暦 12 年(約 240 年前)	漏水･堤体異状	37,000	30.0	波除護岸･桶菅工(S45)、護岸工(S63)
4	曽根池	和 2269-1 他	曽根区	文政２年(約 183 年前)	取水装置･底桶	18,000	9.0	波除護岸（Ｓ46）、土砂搬出・護岸工(S49)
5	長峰池	和 8169-2 他	海善寺区	（約 140 年前）	堤体異状･放水路	4,000	5.0	波除護岸（Ｓ42･43）外、護岸・底樋(S52)
6	海善寺池	海善寺 206-1 他他	海善寺区	承応元年(約 350 年前)		62,000	27.0	土砂搬出･波除護岸(S40～62)、護岸工(S63)、刃金土(H22～
7	諸田池	和 7087 他	東上田区	(約 160 年前)	余水吐･放水路	4,000	6.0	波除護岸･承水吐（S50･51）
8	井高池	和 7376-1 他	東上田区	(約 260 年前)	放水路	5,000	7.0	桶菅改修･波除護岸(S47･48)、護岸・余水吐(S57)
9	長坂池	県 7376-1	長坂水利組合	文化 12 年(約 180 年前)	余水吐	14,000	6.0	桶菅工･ｸﾗｳﾄ（S42）、グラウト工等(H13)
10	加沢池	加沢 1500-3 他	北水水利組合	昭和 25 年	余水吐	5,000	14.0	護岸波除(S44･49･50)、護岸工(S52)
11	弁天池	滋野乙 3793-2	所沢川水系水利組合	昭和 29 年		112,000	240.0	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ・波除護岸外(S35～61)、護岸工(S61)、波除護岸(H14)
12	前久保池	新張 639-1	所沢川水系水利組合	昭和 40 年	漏水	28,000	240.0	ｸﾞﾗｳﾄ･放水路（S51）
13	横堰池	新張 1265-6	所沢川水系水利組合	平成２年		193,000	270.0	遮水シート張替(H26)
14	前橋池	新張 783-36 他	所沢川水系水利組合	平成 13 年		110,000	234.0	遮水シート張替(H27)
15	田中池	御牧原 30 他	田中靖久	明治５年	堤体異状	1,500	0.3	
16	みどり池	御牧原 45	土屋登	明治 10 年	堤体異状	10,000	3.0	
17	史一前池	御牧原 600	土屋登	明治５年		5,000	0.5	
18	宮脇池	御牧原 600 他	加藤けい子	明治 40 年		700	0.3	
19	四ツ京大池	御牧原 606	丸山正幸	明治４年	漏水	34,878	3.0	波止工余れい土(S48･50)堤体・取水施設・洪水吐工(H27～30)
20	野元池	御牧原 129	野元栄一	不明		1,480	0.8	
21	光生池	御牧原 145	依田光生	不明		1,701	0.4	
22	茂行池	御牧原 178-2	小林茂行	昭和 33 年		650	0.3	
23	鳥居池	御牧原 177	依田光生	明治３年	漏水	2,400	0.7	

							市名	東御市	水系名	千曲川
№.	ため池名	所在地	管理者	築造年	状態	貯水量	面積(ha)	改修暦		
24	江戸沢池	御牧原 695	丸山正幸	不明	漏水	2,214	0.7			
25	寅の池	御牧原 250	小林茂樹	不明	漏水	2,040	0.3			
26	切提池	御牧原 276 他	小林順人	明治 40 年	提体異常	16,931	1.8			
27	鍋蓋池	御牧原 542	掛川久善	明治 5 年	堤体異状	5,443	1.7			
28	巳の作池	御牧原 318	小林正志	明治 30 年		5,304	0.5			
29	義雄池	御牧原 577 他	掛川久善	不明	堤体異状･余水吐	1,962	2.5			
30	喜多池	八重原 187-7	相場光子	200 年前	堤体異状	10, 870	6. 4			
31	よごろ池	御牧原 636	掛川一	明治 40 年		2,400	0.6			
32	新池	御牧原 721-1 他	丸山正幸	明治 20 年	堤体異状	12,000	3			
33	はす池	御牧原 722-1	丸山正幸	明治 40 年	堤体異状	2,400	0.5			
34	隆池	御牧原 1450-1	土屋一	昭和 22 年	堤体異状	1,800	0.5			
35	出合いの池	御牧原 1468	丸山正幸	明治 40 年	堤体異状	4,500	1.6			
36	山の神池	御牧原 1826-1	渡邊富久多	明治 20 年		252	0.1			
37	治郎池	御牧原 562-1	小林八衛	明治 40 年		1,560	0.2			
38	御牧小池	御牧原 437	小林八衛	明治 20 年		1,008	0.5			
39	藤森池	御牧原 468	藤森一行	不明		2,728	1			
40	上平池	御牧原 538	青木正良	明治 30 年	堤体異状	3,600	0.9			
41	柳沢池	御牧原 776	柳沢章	大正 1 年	漏水･堤体異状	6,600	0.5			
42	六部池	御牧原 896	丸山正幸	明治 40 年	漏水	1,464	0.7			
43	重一池	御牧原 769	堀込けみ子	明治 30 年		1,824	0.1			
44	から池	御牧原 879	吉井晃一	明治 40 年	漏水･堤体異状	2,232	1.4			
45	小古池	御牧原 962	小宮山秋重	明治 35 年		14,000	1.2			
46	にごり池	御牧原 1235	堀込重美	昭和 12 年	漏水･堤体異状外	1,378	0.1			
47	はす池	御牧原 1269	堀込けみ子	明治 3 年	漏水･堤体異状外	1,400	0.6			

市名	東御市	水系名	千曲川

№.	ため池名	所在地	管理者	築造年	状態	貯水量	面積(ha)	改修暦
48	金割の池	御牧原 1258	三浦美子	明治 45 年	堤体異状	800	0.1	
49	井出裏の池	御牧原 1592-1	井出壽範	昭和 15 年		2,240	0.5	
50	吉井池	御牧原 1603	吉井晃一	昭和 5 年	堤体異状	2,874	0.2	
51	中村池	御牧原 1630	中村一夫	大正 2 年	漏水・堤体異状	10,500	1.5	
52	和人池	御牧原 1611 他	小林和美	昭和 30 年	堤体異状	150	0.2	
53	祐一池	御牧原 1706-1	吉井晃一	昭和 5 年	漏水・堤体異状	2,236	0.3	
54	小林池	御牧原 1293	小林栄一	昭和 15 年	堤体異状	1,200	0.1	
55	沢入池	御牧原 2045-1 他	高島高光	明治 10 年	堤体異状	1,757	0.7	
56	大原池	御牧原 2225-1	渡辺英樹	不明		7,459	2.2	
57	甲子三池	御牧原 2415	小林和樹	昭和 5 年		230	0.1	
58	義信池	御牧原 2399	柄沢晴敬	不明		1,548	0.6	
59	弁天池	御牧原 2315	渡辺重昭	不明		8,700	1.2	
60	観音池	御牧原 2562	関義巳	大正 2 年		2,940	1.3	波止工(S47)
61	畔田大池	御牧原 1729	小林雅則	明治 5 年	漏水・堤体異状外	30,760	10.5	
62	昭一池	御牧原 1718	田村志さ子	不明		2,320	0.9	
63	山の中池	御牧原 1779	大森登	明治 3 年	漏水・堤体異状	1,484	0.4	
64	新池	御牧原 1783-1	関義巳	昭和 5 年	堤体異状	6,656	2	
65	野村池	御牧原 1324	野村幸夫	不明	漏水・堤体異状外	2,330	0.4	
66	光男池	御牧原 1329-1	依田正	不明	堤体異状	1,420	0.2	
67	明神池	御牧原 1369	堀込清三	昭和 10 年		3,300	0.2	
68	峰雄池	御牧原 1281-1 他	小林林次郎	不明	堤体異状	540	0.2	
69	栄池	御牧原 1311	小林政幸	不明		1,739	0.2	
70	秋茂池	御牧原 1339	小宮山秋重	明治 35 年	漏水・堤体異状外	1,245	0.3	
71	太蔵池	御牧原 1063	小林　政	不明		15,460	5.4	

市名	東御市	水系名	千曲川

№.	ため池名	所在地	管理者	築造年	状態	貯水量	面積(ha)	改修暦
72	忠雄池	御牧原 1035	小林宗雄	明治 10 年	漏水・堤体異状外	2,940	0.9	堤体工(H16)
73	唐沢裏の池	御牧原 1146-2	唐沢元生	明治 20 年		2,446	0.1	
74	貞義池	御牧原 1151-1	唐沢元生	不明		180	0.4	
75	武衛池	御牧原 1186-1	清水清司	不明		5,060	1.5	
76	大森池	御牧原 2729-1	大森登	不明		1,056	0.1	
77	衛池	御牧原 2769-1	清水勉	不明	漏水・堤体異状外	582	0.1	
78	土堂大池	御牧原 2773-1 他	中山源寿	明治 5 年	漏水・堤体異状外	22,046	1.7	
79	がま池	御牧原 2786-1	小林今朝市	明治 10 年		3,454	3.6	
80	四郎池	御牧原 4758-1	清水勉	不明		20,984	2.7	波止工・余水吐(S51～53)
81	切久保部分林池	御牧原 2816-1 他	武井袈裟市	不明		4,745	0.5	波止工(Ｓ46)
82	武井共有池	御牧原 2814-1	武井正次	明治 5 年	漏水・堤体異状外	2,396	0.9	
83	より池	御牧原 2941 他	武井正次	明治 3 年		3,600	2.7	
84	末太郎池	御牧原 2744 他	山浦清美	不明	漏水・堤体異状	1,648	0.3	
85	今朝春池	御牧原 2706 他	竹内広幸	不明	漏水・堤体異状	1,230	0.4	
86	原池	御牧原 2914	渡辺忠信	明治 20 年	漏水・堤体異状外	4,528	0.9	提体補強、余水吐、取水工(H10)
87	たけし池	御牧原 3028-1 他	小林宗雄	不明		892	0.1	
88	由蔵池	御牧原 2813-1 他	武井夏雄	明治 5 年	堤体異状・余水吐	1,665	0.7	
89	鶴の池	御牧原 3048-1 他	小宮山丈夫	明治 10 年		1,200	0.4	
90	忠之助の池	御牧原 3097-1 他	小宮山英一	不明	堤体異状	128	0.4	
91	義一池	御牧原 3100 他	小宮山洋一	明治 15 年	堤体異状	970	0.4	
92	今朝茂池	御牧原 3734	小宮山智子	不明		877	0.3	
93	耕地整理池	御牧原 3217 他	田中勝茂	明治 3 年		10,023	0.5	
94	三次池	御牧原 3242-1 他	小宮山敏三	明治 20 年	堤体異状	1,438	0.5	
95	正兵衛池	御牧原 3250	小宮山芳正	不明	漏水・堤体異状外	559	0.2	

							市名	東御市	水系名	千曲川
№.	ため池名	所在地	管理者	築造年	状態	貯水量	面積(ha)	改修暦		
96	たけし共有池	御牧原 3394-1 他	荻原喜信	明治 10 年		9,821	0.6			
97	八反田 2 号池	御牧原 3868 他	荻原喜信	明治 5 年		17,248	6			
98	瀬喜池	御牧原 3843-1 他	渡辺良平	不明	堤体異状･取水	4,183	1.3			
99	正蔵池	御牧原 3813	大塚元美	不明	堤体異状･取水	1,970	0.5			
100	栄重池	御牧原 3829	大塚文孝	不明	堤体異状･取水	2,264	0.4			
101	作市池	御牧原 4022	大塚正枝	明治 3 年		3,420	0.3			
102	儀一池	御牧原 3980	武井一弘	明治 5 年	堤体異状･取水	2,300	0.8			
103	袈裟雄池	御牧原 3964-1 他	吉池直美	明治 3 年	堤体異状･取水	2,200	0.4			
104	つぎ池	御牧原 2857	武井夏雄	不明	堤体異状	966	0.5			
105	末六大池	御牧原 3782 他	武井勝政	明治 5 年		11,304	1	波止工(S45)		
106	作平池	御牧原 3926 他	中山源寿	明治 3 年	堤体異状･取水	3,362	0.8			
107	清池	御牧原 4862-1 他	吉池修	不明		9,811	0.7			
108	四郎共有池	御牧原 4834	清水勉	明治 20 年	堤体異状･取水	6,870	2.7			
109	徳人池	御牧原 4875 他	中山千久雄	明治 20 年	堤体異状･取水	3,783	0.2			
110	又沢池	御牧原 4054	武井照幸	不明		8,641	1	波止工(S46)		
111	作平池	御牧原 4078	中山源寿	明治 5 年		2,156	0.5			
112	八反田 1 号池	御牧原 3608-1 他	荻原喜信	明治 30 年	漏水･堤体異状外	28,488	5.4			
113	正義池	御牧原 3599	依田辰三	不明	堤体異状	1,980	0.8			
114	久池	御牧原 4182 他	渡辺博文	明治 5 年	堤体異状	3,652	0.3			
115	万作池	御牧原 4445	吉池修	不明		830	0.2			
116	恒太池	御牧原 4457-1	吉池精一	不明	堤体異状	561	0.2			
117	二子池	御牧原 4373	中山丈志	明治 5 年		34,189	9.4	余水吐･波止工（S46）		
118	太郎池	御牧原 4210 他	直井太郎	明治 10 年		10,883	3.3	余水吐・波止工(S49～50)		
119	中山池	御牧原 4376-1 他	中山耕二	明治 30 年		1,764	0.2			
120	十八池	御牧原 4257 他	中山丈志	不明		6,408	0.5			
121	忠弥池	御牧原 4253-1 他	中村一夫	200 年前	堤体異状･余水吐	11,700	3			
122	直次池	御牧原 934-1 他	野元安武	不明		1,100	0.8			

市名	東御市	水系名	千曲川

No.	ため池名	所在地	管理者	築造年	状態	貯水量	面積(ha)	改修暦
123	竹重池	八重原 3460-1 他	竹重　俊文	150 年前	堤体異状	1,567	0.5	
124	緑川池	八重原 3416-1	鳴澤　俊一	200 年前	漏水・堤体異状外	2,000	0.9	
125	第一池	八重原 3519	沖浦　哲男	不明	漏水・堤体異状外	25,000	40	
126	塚田池	八重原 3330-1	笹平正揚　外 1 名	250 年前	漏水・堤体異状	2,325	0.8	
127	円蔵池	八重原 3335-1	小林文夫	250 年前	漏水	686	0.8	
128	石田池	八重原 3214-1	笹平　修	150 年前	漏水	2,031	3	
129	伊三郎池	八重原 3052-1	鳴沢泉	不明	漏水	477	0.3	波止工(S51)
130	韮川池	八重原 3045-1 他	鳴沢　富士男	100 年前		1,973	0.9	波止工(S50)
131	要造池	八重原 3280	鳴澤　正幸	140 年前	堤体異状	846	0.8	波止工(S53)
132	第 2 池	八重原 3289-2	沖浦　哲男	昭和 36 年		12,360	40	波止工(S44・45)
133	寺前池	八重原 2537	古畑　良憲	300 年前	漏水・堤体異状	380	0.3	
134	弁天池	八重原 2502-1	鳴沢　一登	200 年前		2,849	0.7	波止工(S52)
135	明神池	八重原 2154-1	八重原土地改良区	320 年前		147,300	173	取水装置・波止工・余水吐(S52)
136	新池	八重原 903 他	八重原土地改良区	300 年前	漏水・堤体異状	10,800	30	
137	第 3 池	八重原 3533-25	沖浦　哲男	昭和 40 年	堤体異状	14,400	40	余水吐(S49)
138	大工池	八重原 914	八重原土地改良区	280 年前	漏水・余水吐	20,000	10.0	クラウト工(S50)
139	中島池	八重原 1852-1	荒井　実	150 年前		890	0.4	
140	四ツ家池	八重原 1340	池本　智恵子	200 年前	堤体異状	1,909	0.8	
141	前の池	八重原 1004-1	白倉　一利	200 年前		120	0.1	
142	島添池	八重原 563-1	柳澤　謙太郎	250 年前	堤体異状	1,386	0.5	
143	千里池	八重原 506-2	赤尾　誠司	200 年前		524	0.2	
144	用水池	八重原 832-1	八重原土地改良区	大正 1 年	堤体異状	3,520	8	
145	荒木池	八重原 758-1	荒木　夫三郎	200 年前	堤体異状	510	0.2	
146	菊女池	八重原 479	柳澤　謙太郎	200 年前	堤体異状	3,023	1	
147	荻原池	八重原 336-1	荻原　勇治	不明		844	0.6	
148	小山池	八重原 342-1	小山　孝之	200 年前	漏水・堤体異状	1,485	0.8	
149	増田池	八重原 99-1 他	八重原土地改良区	200 年前		1,500	0.5	

							市名	東御市	水系名	千曲川
№.	ため池名	所在地	管理者	築造年	状態	貯水量	面積(ha)	改修暦		
150	信太郎池	八重原 369-1 他	御所窪　節子	不明	堤体異状	1,056	0.3			
151	甚太郎池	八重原 70-4	武井佳幸	150 年前	堤体異状	3,940	1.3			
152	好衛池	八重原 96-2 他	金井郁夫	120 年前	堤体異状	1,624	0.6			
153	正次郎池	八重原 79-2	㈲信州ファーム荻原	300 年前	堤体異状	4,698	0.4			
154	田楽池	八重原 1-123 他	八重原土地改良区	120 年前	堤体異状	50,960	110			
155	田楽池（藤原田）	八重原 1-123 他	八重原土地改良区	**江戸時代以前**	堤体異状	78,000	20			
156	類次郎池	八重原 5-1	小宮山　操	不明	堤体異状	360	0.1			
157	姥ケ沢共有池	八重原 1630-1	八重原土地改良区	昭和 58 年	堤体異状	2,000	3.5			
158	山田池	八重原 2-179 他	白倉　一利	昭和 63 年	堤体異状	2,000	0.8			
159	向原池	八重原 1240-1	八重原土地改良区	平成 10 年		84,300	1.0			

資料　３１　ダム施設一覧表

№.	河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準	電話番号
1	金原川	金原ダム	和	長野県	上田建設事務所長	金原ダム操作規則	23-1260
2	所沢川	所沢ダム	横堰	長野県	上田建設事務所	大雨洪水注意報の場合手動操作	25-7166
3	千曲川	羽毛山堰堤	羽毛山字山ノ神	東京電力㈱	千曲川総合制御所土木グループ	塩川発電所取水規程	0267-23-0576
4	千曲川	加沢新堰	滋野	加沢新堰組合	加沢新堰組合（緊急連絡先耕地林務係掌握）	状況に応じて手動操作	62-1111
5	千曲川	川原田頭首工	田中	本海野川原田水利組合	本海野川原田水利組合（〃）	状況に応じて手動操作	62-1111
6	鹿曲川	鹿曲川堰堤	下之城字田之尻	東京電力㈱	千曲川総合制御所土木グループ	取水設備管理規定	0267-23-0576

資料　３２　　**指定緊急避難場所・指定避難所**（広域避難施設）

№	名　　称	住　　所	指定緊急避難場所			指定避難所
			災害種別ごとの指定			
			地震	洪水	土砂災害	
1	東御清翔高等学校	県 276	○	○	○	○
2	東部中学校	常田 300-2	○	○	○	○
3	田中小学校	県 71-2	○	○	○	○
4	田中保育園	田中 459-2	○	－	○	○
5	田中児童館	県 109	○	－	○	○
6	東部子育て支援センター	県 282-2	○	○	○	○
7	文化会館	常田 505-1	○	○	○	○
8	東部人権啓発センター	県 288-3	○	○	○	○
9	長野救命医療専門学校	田中 66-1	○	－	○	○
10	ゆうふる tanaka	田中 278-18	○	－	○	○
11	中央公民館	県 288-4	○	○	○	○
12	滋野小学校	滋野乙 2966-3	○	○	－	○
13	滋野保育園	滋野乙 2023-1	○	－	－	○
14	滋野児童館	滋野乙 507-7	○	－	－	○
15	滋野コミュニティーセンター	滋野乙 2962	○	○	○	○
16	祢津小学校	祢津 1009	○	○	○	○
17	祢津保育園	祢津 1262	○	－	－	○
18	祢津児童館	祢津 917-4	○	－	－	○
19	東御中央公園第一体育館	鞍掛 177-2	○	○	○	○
20	東御中央公園武道館	鞍掛 167	○	○	○	○
21	祢津公民館	祢津 917-4	○	－	－	○
22	和小学校	海善寺 1244-1	○	○	○	○
23	和保育園	和 8017-2	○	－	○	○
24	和児童館	和 7999-3	○	－	○	○
25	和コミュニティーセンター	和 2628	○	－	－	○
26	湯楽里館	和 3875	○	○	○	○
27	北御牧中学校	下之城 947	○	○	○	○
28	北御牧小学校	大日向 623	○	－	○	○
29	北御牧体育館	下之城 978-1	－	○	－	○
30	ふれあい体育館	下之城 962-3	○	○	－	○
31	青年研修センター	下之城 962-5	○	○	－	○
32	北御牧人権啓発センター	八重原 2813-1	○	○	○	○
33	北御牧保育園	大日向 102	○	○	－	○
34	北御牧公民館	大日向 337	○	－	－	○
35	みまき未来館	大日向 338-1	○	－	－	○
36	明神館	八重原 1806-1	○	○	○	○
37	御牧乃湯	布下 35-4	○	－	○	○
38	奈良原研修センター鴻夢館	新張 1931				○

地震欄「○」は建物が耐震基準を満たしているため施設及び敷地を指定する

地震欄「－」は建物の耐震性が不十分であるため指定基準を満たさない

洪水欄「○」は浸水想定区域外に立地しているため施設及び敷地を指定、及び浸水深 0.5m以下の想定区域内に立地する施設にあっても避難スペースが浸水深以上の高さにある施設のみを指定する

洪水欄「－」は浸水想定区域内に立地しているため指定基準を満たさない

土砂災害欄「○」は土砂災害警戒区域等の区域外に立地しているため施設及び敷地を指定する

土砂災害欄「－」は土砂災害警戒区域等の区域内に立地しているため指定基準を満たさない

奈良原研修センター鴻夢館は災害時応援協定により指定避難所として指定する

資料　３３　　**指定緊急避難場所**（広域避難地）

№	名　　称	住　　所	災害種別ごとの指定		
			地震	洪水	土砂災害
1	不動公園	和 1654-2	○	－	－
2	伊豆宮公園	常田 142-1	○	－	－
3	原公園	加沢 1409-105	○	○	－
4	田中公園	県 147	○	－	○
5	田町公園	田中 35-4	○	－	○
6	城ノ前公園	田中 800-46	○	－	○
7	市民交流広場（市役所）	県 281-2	○	－	○
8	あがた御膳水公園	県 192-10	○	－	○
9	白鳥台遊園地	本海野 1496-145	○	－	－
10	原口農村広場	滋野乙 3410-1	○	○	○
11	大石農村広場	滋野乙 1872-1	○	－	－
12	乙女平山公園	滋野 736-240	○	○	○
13	別府公園	滋野乙 4675-1	○	○	－
14	東御中央公園芝生広場	鞍掛 177-2	○	－	○
15	西宮公園	祢津 2275	○	○	○
16	新張青少年広場	新張 1123-6	○	○	－
17	奈良原青少年広場	新張 2085	○	○	－
18	なかよし公園	海善寺 1069-3	○	－	－
19	田沢農村公園	和 4858-3	○	－	－
20	東上田運動広場	和 7622-2	○	－	○
21	東上田井高公園	和 8482-1	○	－	－
22	西深井農村公園	和 201-7	○	－	○
23	大田区休養村とうぶ多目的グラウンド	和 6714-1 他	○	○	○
24	日向が丘ひだまりの園	海善寺 854-22	○	－	－
25	寺坂団地公園	和 8333-119	○	○	－
26	菖蒲沢団地公園	御牧原 1130-3	○	○	○
27	北御牧グラウンド	下之城 965-1	○	○	－
28	芸術むら公園	八重原 1806-1	○	○	○
29	南部農村公園	御牧原 716	○	○	○
30	中八重原コミュニティー広場	八重原 1439-1	○	○	○
31	白水グラウンド	八重原 3533-47	○	○	○
32	白樺団地公園	八重原 3533-1050	○	○	○

地震欄「○」は指定緊急避難場所として敷地を指定する

洪水欄「○」は浸水想定区域外に立地しているため敷地を指定する

洪水欄「－」は浸水想定区域内に立地しているため指定基準を満たさない

土砂災害欄「○」は土砂災害警戒区域等の区域外に立地しているため敷地を指定する

土砂災害欄「－」は土砂災害警戒区域等の区域内に立地しているため指定基準を満たさない

資料　３４　　**指定緊急避難場所・指定避難所**（地区別避難場所）

No.	名　　称	住　　所	指定緊急避難場所			指定避難所
			災害種別ごとの指定			
			地震	洪水	土砂災害	
1	加沢公民館	加沢 1206-1	○	○	－	○
2	常田公民館	田中 135-1	○	○	○	○
3	田中公民館	田中 97-2	○	○	○	○
4	県公民館	県 381-1	○	－	○	○
5	海野宿ふれあいセンター(本海野区)	本海野 1125-1	○	－	－	○
6	海野宿囲炉裏の家(西海野区)	本海野 461-1	○	－	－	○
7	白鳥台公民館	本海野 1496-66	○	○	－	○
8	城ノ前公民館	田中 590-85	○	○	○	○
9	赤岩公民館	滋野甲 1970	○	○	○	○
10	片羽区公民館	滋野乙 3104-1	○	○	○	○
11	桜井公民館	滋野乙 605-1	○	○	－	○
12	大石公民館	滋野乙 2331-3	○	○	－	○
13	中屋敷公民館	滋野乙 2923-1	○	○	○	○
14	別府公民館	滋野乙 4641-5	○	○	－	○
15	原口公民館	滋野乙 3967-5	○	○	－	○
16	聖公民館	滋野甲 4175-2	－	○	○	○
17	乙女平公民館	滋野 736-243	○	○	○	○
18	王子平公民館	滋野乙 1621	○	○	－	○
19	新張公民館	新張 1125	○	○	－	○
20	横堰公民館	新張 690-1	○	○	－	○
21	出場構造改善センター	鞍掛 1184	○	○	－	○
22	金井公民館	鞍掛 633	○	○	－	○
23	新屋公民館	新屋 98-2	○	○	－	○
24	東町公民館	祢津 901-1	○	○	○	○
25	西宮公民館	祢津 2144-1	○	－	－	○
26	姫子沢公民館	祢津 2938-1	○	○	－	○
27	滝ノ沢集会所	祢津 493-2	－	○	－	○
28	湯の丸高原ビジターセンター	新張 1269	○	○	○	○
29	祢津南公民館	祢津 300-71	○	－	○	○
30	奈良原公民館	新張 2544-2	○	○	－	○
31	伊勢原公民館	常田 222-56	○	－	○	○
32	リードリーくらかけコミュニティーセンター	鞍掛 942-55	○	○	－	○
33	東上田公民館	和 7563-1	○	－	○	○
34	田沢公民館	和 5145	○	－	－	○
35	大川公民館	和 2613-1	○	○	－	○
36	栗林公民館	和 3419-1	○	－	－	○
37	海善寺公民館	海善寺 834-2	－	－	－	○
38	曽根公民館	和 1846	○	－	－	○
39	東深井公民館	和 715-1	○	○	○	○
40	西深井公民館	和 395-1	○	○	○	○

指定緊急避難場所・指定避難所（地区別避難場所）

No.	名　　称	住　　所	指定緊急避難場所			指定避難所
			災害種別ごとの指定			
			地震	洪水	土砂災害	
41	西入集会所	和 6710-2	○	○	○	○
42	東入集会所	和 6739-6	○	○	－	○
43	日向が丘公民館	海善寺 854-90	○	○	－	○
44	海善寺北公民館	海善寺 741-6	○	○	－	○
45	寺坂コミュニティーセンター	和 8333-65	○	○	○	○
46	県営日向が丘団地集会所(睦区)	海善寺 854-91	○	○	－	○
47	上八重原公民館	八重原 523-2	○	○	○	○
48	田楽平公民館	八重原 2-576	○	○	○	○
49	中八重原生活改善センター	八重原 1441-1	○	○	○	○
50	旧山崎公民館	八重原 1884-1	○	○	○	○
51	下八重原生活改善センター	八重原 2916-1	○	○	○	○
52	芸術むら公民館	八重原 3533-646	○	○	○	○
53	白樺公民館	八重原 3533-1110	○	○	○	○
54	切久保集落センター	下之城 779-6	○	○	－	○
55	本下之城集落センター	下之城 457-5	○	○	－	○
56	八反田公民館	下之城 625-9	○	○	－	○
57	田之尻公民館	下之城 324-5	○	○	－	○
58	宮公民館	下之城 110-1	○	○	－	○
59	生きがい交流センター（畔田区）	下之城 45-6	○	○	○	○
60	南部公民館	御牧原 730	○	○	○	○
61	北部区公民館	御牧原 1404-1	○	○	○	○
62	布下公民館	布下 315-1	○	－	○	○
63	常満団地集会所	布下 430-59	○	○	－	○
64	島川原農業生活改善施設	島川原 265	○	－	○	○
65	大日向集落センター	大日向 174	○	○	－	○
66	光ヶ丘集会所	大日向 440-21	○	○	○	○
67	羽毛山コミュニティーセンター	羽毛山 336-1	○	－	○	○
68	羽毛山団地集会所(牧ヶ原区)	羽毛山 717-1	○	－	○	○

地震欄「○」は建物が耐震基準を満たしているため施設及び敷地を指定する
地震欄「－」は建物の耐震性が不十分であるため敷地を指定する
洪水欄「○」は浸水想定区域外に立地しているため施設及び敷地を指定、及び浸水深 0.5m 以下の浸水区域内に立地する施設にあっても避難スペースが浸水深以上の高さにある施設のみを指定する
洪水欄「－」は浸水想定区域内に立地しているため指定基準を満たさない
土砂災害欄「○」は土砂災害警戒区域等の区域外に立地しているため施設及び敷地を指定する
土砂災害欄「－」は土砂災害警戒区域等の区域内に立地しているため指定基準を満たさない

資料　３５

福祉避難所

No.	名　　称	住　　所	災害種別ごとの指定		
			地震	洪水	土砂災害
1	介護福祉施設　こころ	祢津 1098-1	○	○	○
2	祢津診療所	祢津 343-2	○	―	○
3	介護老人保健施設 ハーモニック東部	祢津 346-1	○	―	○
4	グループホーム御姫尊	祢津 337-2	○	―	○
5	グループホーム桃源郷	祢津 323-3	○	―	○
6	ショートステイケアポートみまき	布下 37	○	―	○
7	デイサービスセンターきたみまき	布下 37	○	―	○
8	デイサービスセンターあぜだ	下之城 21-4	○	○	―
9	やえはらデイサービス・みはらしの郷	八重原 2149	○	○	○

福祉避難所では、災害時において、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、一般の避難所では生活が困難な方が安心・安全に避難生活が出来るよう、必要に応じて開設する避難所です。

（注）福祉避難所は、一般の避難所への避難者の状況により開設する二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

東御市災害対策本部標札

（１）本部

東御市○○災害対策本部

（２）現地本部

東御市○○災害対策現地本部

＜備考＞

1　標札の大きさは適宜とする。
2　○○欄は、異常気象名又は災害名とする。

東御市災害対策本部職員腕章

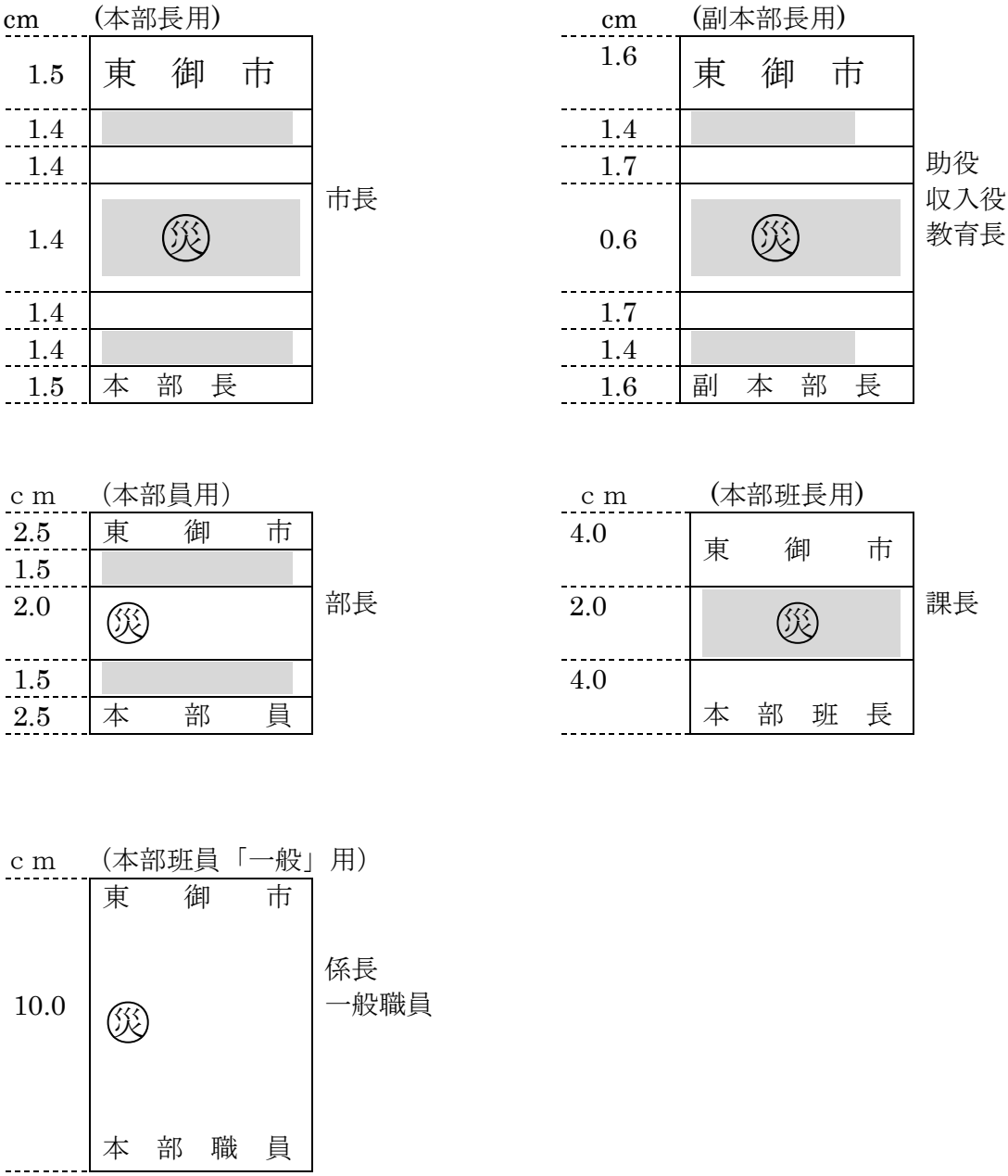

（備考）　１　腕章の大きさは、長さ 38ｃｍ幅 10ｃｍとする。

２　文字及び円の記号の色彩は、黒色(班員･一般)用は㊩は赤色とする。

横線の色彩赤色、地の色彩は白色とする。

東御市災害対策本部車両標識

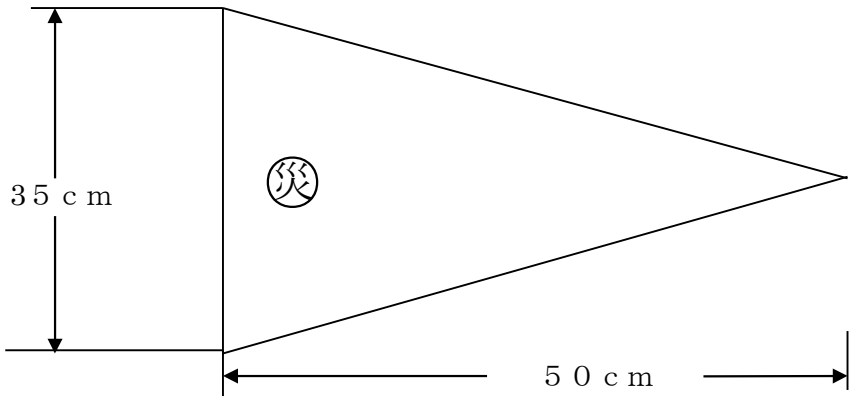

（備考）

災の色彩は赤色、その他の文字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とする。

大規模特殊災害時における広域航空応援

大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱(抜粋)

１　対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

（１）大規模な地震､風水害などの自然災害。

（２）山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

（３）高層建築物の火災

（４）航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

（５）その他各号に掲げる災害に準ずる災害

２　広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

（１）調査出場

現状把握、情報収集、指揮支援等のための出場

（２）火災出場

消火活動のための出場

（３）救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これ付随する救急搬送活動も含む。）

（４）救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

（５）救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

３　広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

４　広域航空消防応援の要請手続

（１）要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

①　要請先市町村

②　要請者・要請日時

③　災害の発生日時・場所・概要

④　必要な応援の概要

（２）要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

（３）消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。

（４）応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
（５）要請側市町村の消防長は、第１号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第２号から第４号までの規定に準じて行うものとする。
① 必要とする応援の具体的内容
② 応援活動に必要な資機材等
③ 離発着可能な場所及び給油体制
④ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
⑤ 離発着場における資機材の準備状況
⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
⑧ 気象の状況
⑨ ヘリの誘導方法
⑩ 要請側消防本部の連絡先
⑪ その他必要事項

５　広域航空消防応援の決定通知
（１）応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
（２）応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

６　広域航空消防応援の中断
（１）応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
（２）都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
（３）前２号により広域航空消防応援を中断したときは、前５項又は前項おいて準用して適用する第５項に準じてその連絡を行うものとする。

７　広域航空消防応援の始期及び終期
（１）広域航空消防応援は、第２号及び第３号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
（２）ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
（３）ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があった時はそのときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

８　広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮等

（１）広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
（２）当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

９　広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
（１）要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画書をあらかじめ作成しておくものとする。
（２）前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

10　広域航空消防応援に要する経費の負担区分
広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。
（１）ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
（２）前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
（３）応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
（４）前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
（５）全各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

11　この要請の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

様式　1

広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表

要請側消防本部連絡者	要請側都道府県連絡者	消　防　庁	応援側都道府県連絡者	応援側消防本部連絡者

要請先 市町村名		
②　要請者職･氏名	消防本部消防庁 市町村長	
③　要請日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分	
④　災害発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分	
⑤　災害発生場所		
災害の概要		
⑥　応援の種類	①　調査　②　火災　③　救助　④　救急　⑤　救援	
活動の拠点	①　定置場　　②　離発着場	
⑦　応援の概要		
⑧　応援の具体的内容及び必要資機材		
⑨　離発着可能な場所	第　1　順　位	
	第　2　順　位	
⑩　給油体制	給油の可否	可　・　否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	

⑪ 現場最高指揮者 職･氏名･無線局名	
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況	
⑬ 他機関の航空機及びヘリの活動状況	
⑭ 他の消防本部等に対する応援ヘリ要請状況	
⑮ 気象の状況	天気　　風向　　風力　　m／s　　視界　　m
⑯ ヘリの誘導方法	
⑰ 要請側消防本部連絡先	
⑱ その他	

消防広域応援交付金細則

(趣旨)
第１条　この細則は、財団法人　全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程(昭和 62 年規程第 26 号。次条において「規程」という。)第 5 条の規程に基づき、財団法人　全国市町村振興協会(以下「協会」という。)が市町村に交付する消防広域応援交付金(以下「交付金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)
第２条　規程第４条に規程する消防広域応援を受けた市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。)の申請は、様式第１号の消防広域応援交付金交付申請書に様式第２号の消防広域応援実績報告書(受援市町村用)を添付して行うものとする。

２　前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。)に交付金の交付を申請した旨通を通知するものとする。

(応援市町村の報告)
第３条　前条第２項の通知を受けた応援市町村は、様式第３号の消防広域応援実績報告書(応援市町村用)により消防広域応援内容を協会に報告するものとする。

(交付決定の通知)
第４条　協会は、交付金の交付を決定したときは、応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

(納入通知書の送付)
第５条　応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ納入通知書を送付するものとする。

(交付金の交付)
第６条　協会は、前条の納入通知書の送付があったときは、応援市町村に交付金を交付するとともに受援市町村に交付金の交付済通知を行うものとする。

(都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例)
第７条　応援市町村が都道府県の所有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第２条第２項中「消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む以下「応援市町村」という。)とあるのは「消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。)の属する都道府県(以下「都道府県」という。)」と、第３条から第６条までの規程中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第１号中「下記市(町村)とあるのは「下記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「○○市(町村)とあるのは「○○県(都道府)」と、様式第２号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第３号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第３号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附　則
　この細則は、昭和 62 年４月１日から実施する。
　この細則は平成６年９月１日から施行し、同年８月１日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

様式第１号

号
平成　　年　　月　　日

財団法人全国市町村振興協会
理事長　　殿

市町村長　　印

消防広域応援交付金交付申請書

　別紙のとおり消防広域応援を受けたので、消防広域応援交付金交付規程第４条に基づき、下記市（町村）に対し交付金を交付されるよう申請します。

記

応援市町村名　　○　○　市　(町村)

様式第２号

消防広域応援実績報告書(受援市町村用)

都道府県名　　市町村名

災害名			
災害発生場所			
災害発生日時及び期間			
災害の概要	災害の状況		
	人的被害状況	死者	
		行方不明	
		負傷者	
		計	
	物的被害状況		
※消防広域応援の概要	応援要請年月日		
	応援消防機関名		
	応援期間 （受援開始日時から 終了日時まで）		
	応援人員 (日別、部隊別)		
	応援車両等 (種別、数量)		
	応援資機材 (種別、数量)		
	応援活動内容		
特記事項 (応援活動による人命救助、被害の軽減等の状況等)			

(注)※印の欄については、複数の市町村から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

報告書作成担当部局 作成者職･氏名 連絡先	

消防広域応援交付金申請手続き

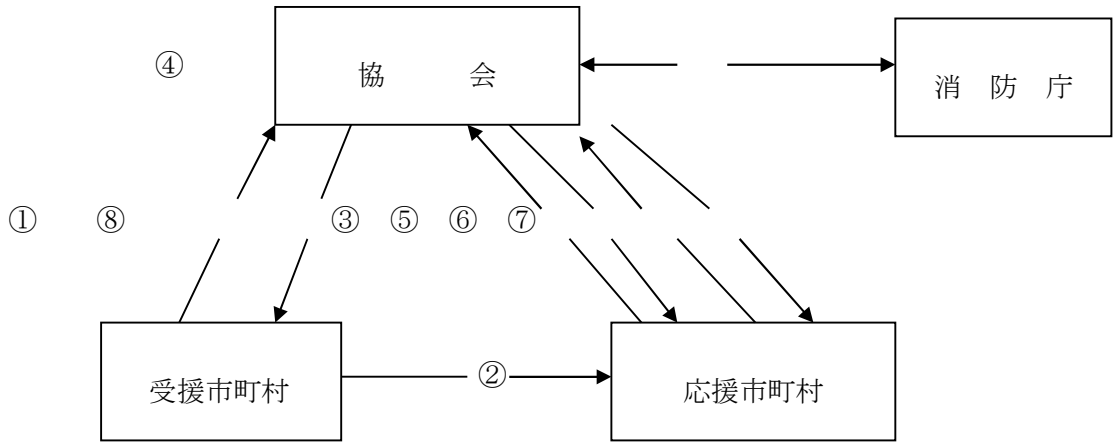

① 交付金の交付申請
（応援実績報告添付）
② 交付申請をした旨の通知
③ 応援実績報告
④ 意見聴取
⑤ 交付決定通知
⑥ 納入通知書の送付
⑦ 交付金の交付
⑧ 交付金交付済み通知

資料　４１

災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

(市町村名　東御市)

№.	所在地	名称	管理者	施設規模	広さ m
物拠１	鞍掛 177 番地 2	東御中央公園第二体育館	東御市長		
物拠２	下之城 962 番地 3	北御牧ふれあい体育館	東御市長		
Ｈ拠１	鞍掛 188 番	東御中央公園グラウンド	東御市長	大型	100×160
Ｈ拠１	八重原 1807 番地 1	八重原グランド	東御市長	中型	110×90

注１　上段から物資輸送拠点、拠点ヘリポート、その他ヘリポートの順に記載する。
　２　№.欄は、物資輸送拠点は『物拠１』、拠点ヘリポートは『Ｈ拠 1』、その他は『1』等と記入し、数字は項目ごとの連番とする。

資料　４２

庁用車両の現況一覧表

令和５年３月１日現在

部・局等	課名・係名等	車種	社名	拡声	登録番号	定員	備考
総務部	**総務課**	**ｳﾞｪﾙﾌｧｲﾔ**	**トヨタ**		**300 る 1244**	**7**	**ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ**
	秘書課	アルファード	トヨタ		300 も 6214	7	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	総務課	**プリウス**	**トヨタ**		**300 ゆ 6120**	**5**	**ﾊｺｶﾞﾀ**
	総務課	**ハイエース**	**トヨタ**		**300 は 9972**	**10**	**ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ**
	総務課	アクア	トヨタ		501 も 4553	5	ﾊｺｶﾞﾀ
	総務課	ミニカ	ミツビシ	○	480 き･730	2（4）	ﾊﾞﾝ
	総務課	プロボックス	トヨタ	○	400 つ・529	5	ﾊﾞﾝ
	総務課	ハイエース	トヨタ		301 た 3408	10	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	総務課	キャロル	マツダ		580 ま 7213	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	★消防課	エルフ	いすゞ	○	800 す 4821	3	公共応急作業車
	★消防課	ファイター	ミツビシ	○	800 さ 5570	3	団ﾀﾝｸ車
	★消防課	ノア	トヨタ	○	831 ゆ･119	8	団広報車
	★消防課	ライトエース	トヨタ	○	800 す 5048	2（5）	団資器材搬送車
企画振興部	企画振興課	キャロル	マツダ	○	580 ま 7214	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	企画振興課	キャロル	マツダ		580 あ 5047	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	文化スポーツ振興課	ＡＤバン	ニッサン	○	400 た･195	2（5）	ﾊﾞﾝ
	文化スポーツ振興課	アクティ	ホンダ		480か1979	2	キャブオーバ
	文化スポーツ振興課	ＡＤバン	ニッサン		400 た 2417	2（5）	ﾊﾞﾝ
	文化スポーツ振興課	ミニキャブ	ミツビシ		480か8251	2	ダンプ
	文化スポーツ振興課	ハイエース	トヨタ		40 つ 9336	3（6）	ﾊﾞﾝ
	文化スポーツ振興課	キャロル	マツダ		581 き 7104	4	ハコガタ
	地域づくり支援室	アクティ	ホンダ		480 か 2155	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
		キャロル	マツダ		581 き 7102	4	ハコガタ
市民生活部	市民課	ライフ	ホンダ		580 せ 4369	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	生活環境課	エルフ	いすゞ		400 た 8200	3	ﾀﾞﾝﾌﾟ
	生活環境課	スクラム	マツダ		480 つ 3412	2（4）	バン
	生活環境課	ＡＤバン	ニッサン	○	400 つ 7259	2（5）	ﾊﾞﾝ
	生活環境課	キャリー	スズキ		41 た･307	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	生活環境課	ﾃﾞｯｷﾊﾞﾝ	ダイハツ		480 ち 2426	4	ﾋﾟｯｸｱｯﾌﾟ
	生活環境課	ｅ-ＮＶ200GX	ニッサン		100 す 7244	2（5）	ﾊﾞﾝ電気自動車
	税務課	ミニキャブ	ミツビシ		480 さ 6154	2（4）	ﾊﾞﾝ
	税務課	**ミニキャブ**	**ミツビシ**	**○**	**480 く 2126**	**2（4）**	**ﾊﾞﾝ**
	税務課	キャロル	マツダ		581 か 2913	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	税務課	キャロル	マツダ		581 き 7103	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	税務課	スクラム	マツダ		480 て 3904	2（4）	ﾊｺｶﾞﾀ
	人権同和政策課	ワゴンＲ	スズキ		80 あ 1305	3	身体障害者輸送車
	人権同和政策課	ミニキャブミーブ	ミツビシ		480 す 1500	2（4）	ﾊﾞﾝ電気自動車
健康福祉部	子育て支援課	ミニキャブ	ミツビシ		480 す 6269	2（4）	ﾊﾞﾝ
	子育て支援課	キャリー	スズキ		480 さ 5095	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	子育て支援課	ミニキャブ	ミツビシ	○	480 き･729	2（4）	ﾊﾞﾝ
	福祉課	エアロ	ミツビシ		200 は･121	37	ﾘﾔｰｴﾝｼﾞﾝ
	福祉課	ローザ	ミツビシ		200 さ 2069	29	
	福祉課	ローザ	ミツビシ		200 さ 1393	29	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ

	福祉課	キャロル	マツダ		580 ま 7210	4	ﾊｺｶﾞﾀ
部・局等	課名・係名等	車種	社名	拡声	登録番号	定員	備考
健康福祉部	福祉課	ミニキャブバン	ミツビシ		480 こ 2667	2（4）	ﾊﾞﾝ
	福祉課	ミニキャブバン	ミツビシ		480 さ 2877	2（4）	ﾊﾞﾝ
	福祉課	ミニキャブバン	ミツビシ		480 け 1969	2（4）	ﾊﾞﾝ
	福祉課	アルト	スズキ		580 ま 5057	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	福祉課	アルト	スズキ		480 こ 2675	2（4）	ﾊｺｶﾞﾀ
	福祉課	キャロル	マツダ		580 ま 7211	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	福祉課	アルト	スズキ		580 の 1014	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	福祉課	アルト	スズキ		580 さ･731	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	福祉課	ミニキャブバン	ミツビシ		480 け 1454	2（4）	ﾊﾞﾝ
	福祉課	ハイゼットカーゴ	ダイハツ		480 さ･386	2（4）	ﾊﾞﾝ
	健康保健課	ミニキャブ	ミツビシ	○	480 く 2127	2（4）	ﾊﾞﾝ
	健康保健課	キャロル	マツダ		580 ま 7212	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	健康保健課	ミニカ	ミツビシ		480 け 2733	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	健康保健課	アルト	スズキ		580 ほ 2954	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	健康保健課	ソリオ	スズキ		501 も 4013	5	ﾊｺｶﾞﾀ
	健康保健課	アルト	スズキ		480 こ 9215	2（4）	ﾊﾞﾝ
	健康保健課	ライフ	ホンダ		580 せ 4370	4	ﾊｺｶﾞﾀ
産業経済部	農林課	ラッシュ	トヨタ		501 せ 2497	5	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	農林課	アクティ	ホンダ		41 す 3189	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	農林課	ＡＤバン	ニッサン	○	400 た 2037	2（4）	ﾊﾞﾝ
	農林課	エブリイバン	スズキ		480 と 4280	2（4）	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	農林課	ジムニー	スズキ		580 ゆ 4347	4	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	農林課	**スクラム**	**マツダ**		**480 た 7607**	**2（4）**	**ﾊﾞﾝ**
	商工観光課	ＡＤバン	ニッサン		400 た 8543	2（5）	ﾊﾞﾝ
	商工観光課	エブリイバン	スズキ		480 と 5703	2（4）	ﾊﾞﾝ
	商工観光課	シビック	ホンダ		300 ひ 8336	5	ﾊｺｶﾞﾀ
都市整備部	建設課	ＡＤバン	ニッサン		400 ち 1605	2（5）	ﾊﾞﾝ
	建設課	スクラム	マツダ		480 せ 4347	2（4）	ﾊﾞﾝ
	★建設課	**エクストレイル**	**ニッサン**		**800 さ 8171**	**5**	**公共応急作業車**
	建設課	アクティ	ホンダ		480 か 2600	2	ﾀﾞﾝﾌﾟ
	建設課	ミニキャブ	ミツビシ		480 す 3715	2（4）	ﾊﾞﾝ
	建設課	スクラムバン	マツダ		480 て 6592	2（4）	ﾊﾞﾝ
	建設課	パートナー	ホンダ		400 そ 5499	2（5）	ﾊﾞﾝ
	建設課	ＨＲ－Ｖ	ホンダ		500 な 6051	5	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	上下水道課	**カーゴ**	**ダイハツ**	**○**	**41 す 3923**	**2（4）**	**ﾊﾞﾝ**
	上下水道課	**キャンター**	**ミツビシ**		**88 さ 8853**	**3**	**タンク車**
	上下水道課	**テリオスキッド**	**ダイハツ**	**○**	**880 あ･517**	**4**	**公共応急作業車**
	上下水道課	フィット	ホンダ		501 と 7107	5	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	上下水道課	レンジャー	ヒノ		800 さ 5712	2	清掃車
	上下水道課	**テリオスキッド**	**ダイハツ**		**580 さ 3023**	**4**	**ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ**
	上下水道課	**ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ**	**ダイハツ**		**480 そ 5340**	**2**	**ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ**
	上下水道課	タフト	ダイハツ		581 て 29	4	ハコガタ
	上下水道課	エルフ	いすゞ		400 つ 3901	6	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ

部・局等	課名・係名等	車種	社名	拡声	登録番号	定員	備考
教育部	教育課	スクラム	マツダ		480そ7489	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	教育課	スクラム	マツダ		480せ4348	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	教育課	スクラム	マツダ		480そ7488	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	教育課	スクラム	マツダ		480た4513	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	教育課	スクラムトラック	マツダ		480つ6036	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	教育課	スクラムトラック	マツダ		480つ6448	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	教育課	スクラム	マツダ		480た111	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞｰ
	教育課	キャンター	ミツビシ		100す6173	3	ﾊﾞﾝ給食車
	教育課	**スクラム**	**マツダ**		**480つ3410**	**2（4）**	**ﾊﾞﾝ**
	教育課	**スクラム**	**マツダ**		**480つ3411**	**2（4）**	**ﾊﾞﾝ**
	教育課	ＡＤバン	ニッサン	○	400た･196	2（5）	ﾊﾞﾝ
	生涯学習課	ミニキャブ	ミツビシ	○	480こ5969	2（4）	ﾊﾞﾝ
	生涯学習課	エブリイ	スズキ	○	480と299	2（4）	ﾊﾞﾝ
	生涯学習課	キャンター	ミツビシ		800さ6287	3	図書館車
議会事務局	議会事務局	クラウン	トヨタ		332も1003	5	ﾊｺｶﾞﾀ
外部	福祉課	セレナ	ニッサン		500に8672	8	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	福祉課	アルト	スズキ		41き5574	2（4）	ﾊﾞﾝ
市民病院	市民病院	フィット	ホンダ		501の8090	5	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ
	市民病院	キャリー	スズキ		480き1682	2	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
	市民病院	ワゴンＲ	スズキ		580い9224	4	ﾊｺｶﾞﾀ
	市民病院	**プリウス**	**トヨタ**		**300ふ4856**	**5**	**ﾊｺｶﾞﾀ**
	市民病院	バモスホビオ	ホンダ		480そ5557	2（4）	ﾊｺｶﾞﾀ
温泉診療所	温泉診療所	スウィフト	スズキ		501と3300	5	往診車
	温泉診療所	ミラ	ダイハツ		480う9297	2（4）	ﾊﾞﾝ

※市所有及びリース契約車両も含みます。
拡声欄○は車両に取付けたマイク等により外付け拡声装置から広報が可能な車両です。
太字車両は、緊急通行車両等の事前届出済の車両です。
★印太字車両は、緊急自動車指定車両です。

資料４３

東御市ＭＣＡ無線一覧表

No.	無線機呼称	種　　別	所管課等	配置場所
1	とうみ指令局 東御市災害対策本部	基地局	総務課	総務課
2	とうみ１	移動局	総務課	総務課
3	とうみ２		総務課	総務課
4	とうみ３		総務課	総務課
5	とうみ４		総務課	総務課
6	とうみ５		総務課	総務課
7	とうみ６		総務課	総務課
8	とうみ７		総務課	総務課
9	とうみ８		総務課	総務課
１０	とうみ９		総務課	総務課
１１	とうみ１０		総務課	総務課
１２	とうみ１１		市民課	北御牧庁舎
１３	とうみ１２		市民課	北御牧庁舎
１４	とうみ１３		福祉課	総合福祉センター
１５	とうみ１４		福祉課	総合福祉センター
１６	とうみ１５		農林課	農林課
１７	とうみ１６		農林課	農林課
１８	とうみ１７		農林課	農林課
１９	とうみ１８		建設課	建設課
２０	とうみ１９		建設課	建設課
２１	とうみ２０		建設課	建設課
２２	とうみ２１		上下水道課	上下水道課
２３	とうみ２２		上下水道課	上下水道課
２４	とうみ２３		上下水道課	上下水道課
２５	とうみ２４		市民病院	市民病院
２６	とうみ２５		市民病院	市民病院
２７	とうみ２６		総務課	東御消防署
２８	とうみ２７		総務課	東御消防署
２９	とうみ２８		総務課	東御消防署
３０	とうみ２９		総務課	東御消防署
３１	とうみ３０		総務課	聖区
３２	とうみ３１		総務課	西入区

資料　４４

無線通信施設一覧表

１　長野県防災行政無線

設置場所		番　　号
東御市役所	総務課	３７１－７９
	防災ＦＡＸ	３７１－７６
北御牧庁舎	北御牧総合支所	３５３－７９
	防災ＦＡＸ	３５３－７６

２　無線通信局

消防無線

設置場所	名　称	出力	設置場所	名　称	出力
東御消防署	とうみしき１	D:５ｗ A:１０ｗ	携帯移動局	とうみしょうぼう１	２ｗ
移動局	とうみしれい１			とうみしょうぼう２	２ｗ
	とうみたんく１			とうみしょうぼう３	２ｗ
	とうみすいそう１			とうみしょうぼう４	２ｗ
	とうみぽんぷ１			とうみしょうぼう５	２ｗ
	とうみこうさく１			とうみしょうぼう６	２ｗ
	とうみきゅうきゅう１			とうみしょうぼう７	２ｗ
	とうみきゅうきゅう２			とうみしょうぼう８	２ｗ
	とうみしどう１	５ｗ		とうみしょうぼう９	２ｗ
	とうみさぎょう１	５ｗ		とうみしょうぼう１０	２ｗ
				とうみしょうぼう１１	２ｗ

Ｄ：デジタル無線出力

Ａ：アナログ無線出力

（様式第１号）

緊急輸送車両確認申出書

平成　　年　　月　　日

緊　急　輸　送　車　両　確　認　申　出　書

長　野　県　知　事　殿

氏名　　㊞

輸送目的			
番号標に標示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	経由地	目的地
備考			

資料　４６

救助の実施要領の基準(概要)

救助の種類	対　　象	費用の範囲	費　用　の　限　度　額	期　間	備　　考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置・維持・管理運営経費（賃金、消耗機材費、建物の使用謝金、備品等の使用謝金・購入費、燃料費）	(基本額) 1人　1日当たり　300円以内 (加算額) ○冬期(10月～3月)加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生の日から7日以内	○避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む ○輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費（建築費・付帯工事費・老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費）、リース料、集会所建築費	【基準面積】 1戸当たり　29.7㎡ 【基準額】2,387,000円以内 【集会所設置費】 基準額以内で別途定める(住宅50戸以上設置の場合)	災害発生の日から20日以内に着工→供与期間は工事完了日から2年以内	○実情により輸送費別途計上
炊き出し､その他による食品の供与	○避難所に収容された者 ○住家に被害を受けて炊事のできない者 ○住家に被害を受け一時縁故地帯へ避難する必要のある者	食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるもの 主食費､副食費､燃料費等	1人1日当たり1,010円以内	災害発生の日から7日以内 ※被災地から縁故先等に避難する場合は3日分以内	○輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費並びに薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	○輸送費､賃金は別途計上

被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、被服等生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料	別表の範囲内 災害発生日により限度額を区分 夏期（4 月～9 月） 冬期(10 月～3 月)	災害発生の日から10 日以内	○現物給付に限る
医療	災害のため医療の方途を失った者	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	１救護班 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ２一般の病院又は診療所 国民健康保健の診療報酬又は療養費の額以内	災害発生の日から14 日以内	○原則、救護班が現地により処置 ○救護班では治療困難な重傷患者等がある場合又は救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置 ○患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって、災害のため助産の方途を失った者	・分娩の介助 ・分娩前及び分娩後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	１救護班 使用した衛生材料等の実費 ２助産師 慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分娩した日から 7 日以内	○妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するもの	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3 日以内	○輸送費、賃金は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半焼し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難ある程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の修理費	1 世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から１月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うもの	機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるもの	生業費　１件当たり 30,000 円 就職支度金　１件当たり 15,000 円	災害発生の日から１月以内	○償還能力のある者 貸与期間　２年以内 利子　無利子

学用品の給与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うもの	・教科書 ・文房具 ・通学用品	小学校児童　1人当たり　4,100円 中学校生徒　1人当たり　4,400円 高等学校等生徒　1人あたり　4,800円	教科書 災害発生の日から1月以内 その他の学用品 災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもの	・棺(付属品含む) ・埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費含む。) ・骨つぼ及び骨箱	1体当たり 大人 201,000円以内 小人 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	○輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害に際死亡した者	死体の洗浄、縫合、消毒等の処置	1体当たり　3,300円以内	災害発生の日から10日以内	○輸送費、賃金は別途計上
		死体の一時保存	○既存建物借上　通常の実費 ○既存建物を利用できない場合 1体当たり　5,000円以内 ○ドライアイス等購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算		
		検案(原則として救護班によって行う)	救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内		
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することが困難状態にある場合で、自らの資力ではこれを除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及賃金職員等雇上費等	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	

応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	１被災者の避難 ２医療及び助産における移送 ３被災者の救出 ４飲料水の供給 ５死体の捜索 ６死体の処理 ７救済用物資の整理、配分及び輸送	輸送費 賃金職員等雇上費	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実施が認められる期間以内	

実費弁償	施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	実費弁償に要した経費	１人１日当たり	救助の実施が認められる期間以内	○時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
		○医師・歯科医師	17,400 円以内		
		○薬剤師	11,900 円以内		
		○保健師・助産師・看護師	11,400 円以内		
		○土木・建築技術者	17,200 円以内		
		○大工・左官・とび職	20,700 円以内		

別表　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用

1　住家の全焼、全壊又は流出により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人を増すごとに加算
夏季（4～9 月）	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
冬季（10～3 月）	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400

2　住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人を増すごとに加算
夏季（4～9 月）	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬季(10～3 月)	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

資料４７

備蓄物資の現況　　令和４年３月１日

品目	数量	規格等	品目	数量	規格等
ｱﾙﾌｧ米	4,400 食	100g	おかゆ	1,600 食	100g
みそ汁・スープ	1,100 食		パン	1,200 食	100g
飲料水	3,600 本	500ml	缶入クラッカー	400 缶	
乾パン	312 缶	100g	粉ミルク	400 回分	0～1 歳児用

資料４８

救助用特殊資機材一覧表　（東御消防署）　　令和３年３月１日

品名	数	備考	品名	数	備考
カギ付単はしご	2	3.1m	救命ボート	2	
帯電衣	6		救命浮環	4	
3 連はしご	3		複合ガス検知器	1	
空気呼吸器	１７		放射線測定器	1	
大型油圧救助器具	一式	ルーカスツール	金てこ	7	
ウインチ	1	チルホール	万能斧	7	弁慶
エアージャッキ	2	エアマイティー	発電機	5	
平担架	2	バーティカルストレッチャー含む	投光器	9	バルーンライト含む
舟形担架	2		チェーンソー	2	
エンジンカッター	2		救命索発射銃	1	

資料４９

災害用医薬品・衛生材料備蓄場所

◎　災害用医薬品備蓄場所（県防災計画抜粋）

名　　称	所　在　地	電話番号 FAX 番号
㈱メディセオ上田支店	上田市大字秋和 262 番地	TEL　0268-22-3510 FAX　0268-24-2949

◎　災害用衛生材料備蓄場所（県防災計画抜粋）

地区名	名　　称	所　在　地	電話番号 FAX 番号
東　信	中日本メディカルリンク ㈱　佐久営業所	佐久市猿久保 127 番地 6	TEL　0267-68-8810 FAX　0267-68-8479

資料５０

水防倉庫別備蓄資材一覧表

資機材名	本海野	消防署	合計	資機材名	本海野	消防署	合計
樹脂袋	1,200	2,886	4,086	掛矢	6		6
ブルーシート	13	20	33	標識ロープ（100m）	9	3	12
一輪車	4	4	8	ﾉｺｷﾞﾘ	7	6	13
スコップ	76	6	82	つるはし	38		38
鉄線	400		400	斧	3		3
蛇籠	70		70	鉄杭（φ16×1.2m）	130	50	180
かすがい	100		100	砂	2m^3	6m^3	8m^3
番線ｶｯﾀｰ	2		2	くわ	4		4
ﾍﾟﾝﾁ	5		5	ハンマー	11		11
鎌	29	16	45	FRP ボート	田楽部１艘、大日向部１艘		
なた	4	8	12				

資料５１　　防災関係機関一覧表

（１）県の機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
上田地域振興局	上田市材木町 1-2-6	0268-23-1260
上田建設事務所	上田市材木町 1-2-6	0268-23-1260
上田保健福祉事務所	上田市材木町 1-2-6	0268-25-7147
上田警察署	上田市天神 3-15-74	0268-22-0110

（２）指定地方行政機関及びその他出先機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-3773
千曲川工事事務所戸倉出張所	千曲市戸倉芝宮 2222	026-275-0133
長野国道事務所上田出張所	上田市踏入 2-16-33	0268-22-2737
関東農政局長野地域ｾﾝﾀｰ佐久支所	佐久市瀬戸字西原 1201-2	0267-62-6271
東信森林管理署	佐久市臼田 1822	0267-82-2036
上田労働基準監督署	上田市常田 2-4-70	0268-22-0338

（３）自衛隊の機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
陸上自衛隊第 13 普通科連隊	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

（４）指定公共機関及びその他出先機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
しなの鉄道㈱田中駅	東御市田中 278	0268-62-0103
上小トラック協会	上田市殿城 581-6	0268-27-1316
長野都市ガス㈱東信支店	佐久市岩村他 1718 - 3	0267-68-5252
東日本高速道路㈱佐久管理事務所	佐久市岩村田 116	0267-68-8861
中部電力㈱上田営業所	上田市中央 1-7-29	0120-985-232
中部電力㈱佐久営業所	佐久市跡部 167-1	
東日本電信電話㈱長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389

東御郵便局	東御市田中 103-6	0268-62-0042
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073
日本銀行上田代理店	上田市中央 2-2-12 八十二銀行上田支店	0268-24-1182
ＮＨＫ長野放送局	長野市稲葉 210-2	026-291-5200
日本通運㈱上田支店上田引越センター	上田市殿城 146-1	0268-27-0202
千曲バス㈱上田営業所	上田市秋和 112	0268-22-2363
土地改良区	東御市県（市役所内）	0268-62-1111
御牧ケ原台地土地改良区	東御市御牧原 1451	0268-67-2648
八重原土地改良区	東御市八重原 1807-7	0268-67-3133

（５）その他

機　関　名	所　在　地	電話番号
東御市役所	東御市県 281-2	0268-62-1111
北御牧総合支所	東御市大日向 337	0268-67-3311
東御消防署	東御市県 268-1	0268-62-0119
東御市社会福祉協議会	東御市鞍掛 197	0268-62-4455
ＪＡ信州うえだ東御支所	東御市田中 63-4	0268-62-0113
ＪＡ佐久浅間北御牧支所	東御市大日向 337	0268-67-3322
信州上小森林組合	上田市富士山 2464-226	0268-39-8522
佐久森林組合	小諸市平原 967-1	0267-22-8501
東御市自治推進委員会	東御市県（市役所内）	0268-62-1111
東御市商工会	東御市田中 178 - 2	0268-75-5536
上田ケーブルビジョン	上田市中央 6-12-6	0268-23-1600
小県医師会	上田市常田 2-1-10	0268-24-1022
㈱エフエムとうみ	東御市田中 202	0268-63-1003

（６）報道機関一覧表

種　別	会　社　名	所　在　地	電話番号
放送関係	ＮＨＫ小諸通信部	小諸市甲字下郷土 3961-18	0267-22-0586
	ＳＢＣ上田放送局	上田市中央 1-6-27	0268-24-2141
	ＮＢＳ上田支局	上田市天神 2-1-22	0268-24-3215
	ＴＢＳ上田支局	上田市中央 2-8-11	0268-27-3393
	ＡＢＮ上田支局	上田市天神 1-8-2	0268-28-0010
	長野エフエム放送㈱	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400
新聞関係	朝日新聞社上田支局	上田市常田 3-2-8	0268-22-0713
	読売新聞社上田通信部	上田市上田 2026-5-102	0268-22-0057
	毎日新聞社長野支局	長野市妻科 545-2	026-234-2175
	中日新聞社長野支局	長野市中御所岡田 64-5	026-228-1456
	信濃毎日新聞社㈱上田支社	上田市常盤城 5-3-28	0268-23-1200
	㈲信州民報	上田市秋和問屋町 505	0268-22-7355
	㈱週刊上田新聞社	上田市中央 6-3-41	0268-22-6200
	㈱東信ジャーナル社	上田市古里 2256-7	0268-23-6632

資料５２　　土砂災害のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

地　区	施 設 名 称	住　　所	経 営 主 体	構造・階	電 話 番 号
田　中	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	Ｓ造・２	６１－０１８０
〃　〃	長野ダルク　海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	木造・２	７５－２０１３
〃　〃	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・２	６２－２８００
滋　野	滋野小学校	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・２	６２－０４０４
〃　〃	滋野児童クラブ１	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・２	６２－３３９９
〃　〃	滋野児童クラブ２	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・２	６２－３３９９
〃　〃	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・１	６３－６４６８
〃　〃	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・１	６４－００２１
〃　〃	第１おひさまこども園	滋野 736-107	(NPO)おもいやり乙女平	木造・１	７５－０７２５
〃　〃	第２おひさまこども園	滋野 736-135	(NPO)おもいやり乙女平	木造・１	７５－０７２５
〃　〃	第３おひさまこども園	滋野 736-128	(NPO)おもいやり乙女平	木造・１	７５－０７２５
〃　〃	小規模多機能型居宅介護　ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	Ｓ造・１	６４－６５４１
祢　津	祢津保育園	祢津 1262	東御市	木造・１	６３－６８１６
〃　〃	祢津児童館	祢津 917-4	東御市	木造・１	６２－５１７１
〃　〃	障がい者福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	Ｓ造・１	６４－７２０１
〃　〃	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC 造・３	６２－００５０
〃　〃	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・２	６２－０１６８

地　区	施 設 名 称	住　　所	経 営 主 体	構造・階	電 話 番 号
祢　津	日日（是好日）館	新張 1089-2	(医)緑風会	木造・１	080-5826-7121
和	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・１	６４－５１８５
〃　〃	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・１	６３－６３３８
〃　〃	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・１	７５－５６６３
〃　〃	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・２	７５－９７７１
北御牧	デイサービスセンター あぜだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・１	６７－１１６０
〃　〃	予防センター　あぜだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・１	６７－１１６０
〃　〃	北御牧保育園	大日向 102	東御市	木造・１	６７－２０９３
〃　〃	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	Ｓ造・2	６７－３６７６
〃　〃	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	Ｓ造・２	６７－３６７６
〃　〃	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC 造・３	６７－３６７６
〃　〃	特別養護老人ホームケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	６１－６００１
〃　〃	ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	６１－６００１

※病院・診療所等の施設は有床に限る

資料５３　　浸水のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

河川名※	施 設 名 称	住　　所	経 営 主 体	構造・階	想定浸水深	電 話 番 号
所沢川・求女川	東部子育て支援センター	県 282-2	東御市	Ｓ造・２	0.5m 未満	６４－５８１４
千曲川・三分川他	田中小学校	県 71-2	東御市	RC 造・３	0.5m～3m	６２－０００１
千曲川・三分川他	田中児童クラブ１	県 71-2	東御市	RC 造・３	0.5m～3m	６２－５３００
三分川・求女川他	田中児童館	県 109	東御市	Ｓ造・１	0.5m 未満	６３－５９６８
三分川・求女川他	田中児童クラブ２	県 108	東御市	RC 造・１	0.5m 未満	６３－１１７０
千曲川・所沢川	田中保育園	田中 459-2	東御市	木造・１	3～5m	６２－１６０２
所沢川	東部中学校	常田 300-2	東御市	RC 造・３	0.5～3m	６２－０１４５
求女川・所沢川	東御清翔高等学校	県 276	長野県	RC 造・３	0.5m 未満	６２－００１４
千曲川・求女川	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・２	10～20m	６２－２８００
所沢川・求女川	くるみ幼稚園	県 373	(学)くるみ学園	Ｓ造・２	0.5m 未満	７５－６１１３
所沢川・求女川	東御記念セントラルクリニック	県 165-1	(福)ちいさがた福祉会	RC 造・４	0.5～3m	６２－１２３１
所沢川・求女川他	小規模多機能型居住介護 和光	田中 193-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・１	0.5～3m	６４－１２３４
所沢川・求女川他	宅幼老所 岩井屋	田中 220	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・２	0.5m 未満	６４－１４３９
千曲川・求女川他	障がい者グループホーム 岩井屋館	田中 37-3	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・２	0.5m 未満	６４－１４３９

所沢川・求女川他	グループホームリカバリー	田中 221-3	(合)リカバリーアシスト	木造・２	0.5m～3m	７５－８０７２
所沢川・求女川他	グループホーム 円居	田中 234-2	(福)ちいさがた福祉会	木造・１	0.5m 未満	６３－００２５
所沢川	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S 造・２	0.5～3m	６１－０１８０
所沢川	介護老人福祉施設 フォーレスト	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S 造・２	0.5～3m	６４－７２００
所沢川	フォーレストデイサービスセンター	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S 造・２	0.5～3m	６４－７２００
所沢川	グループホームフォーレスト	常田 18-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・１	0.5m 未満	６４－７６６０
所沢川・求女川	さんらいずホールらくどう	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・１	0.5～3m	６３－１２２０
所沢川・求女川	障がい者就労継続支援施設 ダーチャ	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・１	0.5～3m	６２－０６８０
所沢川・求女川	リハビリサロン　夢里逢	常田 493-1	(株)アスカムライフ	木造・１	0.5m 未満	８４－１５１８
成沢川・三分川	長野ダルク　海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	木造・２	0.5m 未満	７５－２０１３
所沢川	通い処　輝楽（きら）	常田 220-1	合同会社 G.T.T.	木造・２	0.5m 未満	080-4736-3887
西沢川	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・１	0.5～3m	６３－６４６８
西沢川	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・１	0.5～3m	６４－００２１
西沢川	小規模多機能型居宅介護　ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S 造・１	0.5～3m	６４－６５４１
大石沢川	多機能型就労支援　プラスモア	滋野乙 2465-5	(NPO)プラスモア	木造・１	0.5～3m	７１－５３２８
所沢川	放課後等デイサービス　ワンズＪ１	鞍掛 69-15	ワンズ株式会社	S 造・２	0.5m 未満	７１－５６６０

所沢川	放課後等デイサービス　ワンズＪ２	鞍掛 69-8	ワンズ株式会社	木造・２	0.5m 未満	７５－０３７７
所沢川	障がい福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S 造・１	3～5m	６４－７２０１
所沢川	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC 造・３	3～5m	６２－００５０
所沢川	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・２	0.5～3m	６２－０１６８
所沢川	祢津小学校	祢津 1009	東御市	RC 造・２	0.5～3m	６２－０２５４
所沢川	祢津児童クラブ	祢津 1009	東御市	RC 造・２	0.5～3m	６２－０２９１
求女川	祢津保育園	祢津 1262	東御市	木造・１	0.5m 未満	６３－６８１６
求女川	祢津児童館	祢津 917-4	東御市	木造・１	0.5m 未満	６２－５１７１
所沢川	祢津診療所	祢津 343-2	(医)緑風会	RC 造・２	3～5m	６２－０２７３
所沢川	くらら　おやつ工房	祢津 351-1	(福)ちいさがた福祉会	RC 造・２	3～5m	６３－６６６０
所沢川	介護老人保健施設 ハーモニック東部	祢津 346-2	(医)緑風会	S 造・２	3～5m	６１－０００８
所沢川	介護老人保健施設ハーモニック東部 メロディ東部棟	祢津 346-1	(医)緑風会	S 造・２	3～5m	６１－０００８
所沢川	グループホーム 御姫尊	祢津 337-2	(医)緑風会	木造・１	0.5～3m	６４－０２２２
所沢川	グループホーム 桃源郷	祢津 337-2	(医)緑風会	木造・１	0.5～3m	６４－６４５０
所沢川	ハートハウス VATER 館	祢津 343-2	(医)緑風会	S 造・２	0.5～3m	６１－０００８
所沢川	看護小規模多機能型居宅介護 ホーミーハウス	祢津 332-2	(医)緑風会	木造・２	0.5～3m	７１－６３７１
求女川・ 所沢川	介護老人福祉施設 こころ	祢津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S 造・３	0.5m 未満	６４－０５５６

求女川・所沢川	デイサービスセンター こころ	祢津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S 造・３	0.5m 未満	６４－０５５６
所沢川	おひさまこども園祢津	祢津 1023-1	(NPO)おもいやり乙女平	木造・１	0.5～3m	５５－７９１９
所沢川	おひさま児童クラブ	祢津 1023-1	(NPO)おもいやり乙女平	木造・１	0.5～3m	５５－７９１９
金原川	和保育園	和 8017-2	東御市	木造・１	0.5～3m	６３－６８１５
成沢川・金原川	和児童館	和 7999-3	東御市	木造・１	0.5～3m	６４－３７０４
成沢川・金原川	和児童クラブ１	和 7999-3	東御市	木造・１	0.5～3m	６４－３７０４
成沢川・金原川	和児童クラブ２	和 7999-3	東御市	木造・１	0.5～3m	６４－３７０４
成沢川・金原川	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・１	0.5～3m	６４－５１８５
成沢川・金原川	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・１	0.5m 未満	６３－６３３８
成沢川・金原川	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・１	0.5m 未満	７５－５６６３
成沢川・金原川	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・２	0.5m 未満	７５－９７７１
成沢川・金原川	グループホーム　やわらぎ	和 3198-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・２	0.5m 未満	６３－６３４３
千曲川・鹿曲川	北御牧小学校	大日向 623	東御市	RC 造・３	5～10m	６７－２０２９
千曲川・鹿曲川	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S 造・２	3～5m	６７－３６７６
千曲川・鹿曲川	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S 造・２	3～5m	６７－３６７６
千曲川・鹿曲川	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC 造・３	5～10m	６７－３６７６

河川名	施 設 名 称	住　　所	経 営 主 体	構造・階	想定浸水深	電 話 番 号
千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所　くらら島川原	島川原 290-1	(福)ちいさがた福祉会	Ｓ造・１	5～10m	６７－１１２３
千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所　くらら布下	島川原 290-11	(福)ちいさがた福祉会	木造・２	5～10m	６７－１１２３
千曲川・小相沢川	特別養護老人ホーム ケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・２	0.5～3m	６１－６００１
千曲川・小相沢川	多機能型事業所ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・２	0.5～3m	４０－９０２３
千曲川・小相沢川	予防センター　みまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC 造・２	0.5～3m	６１－６００１
千曲川・小相沢川	ショートステイ　ケアポートみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC 造・２	0.5～3m	６１－６００１
千曲川・小相沢川	デイサービスセンター　きたみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC 造・２	0.5～3m	６１－６００１
千曲川	生活介護施設　ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・１	5～10m	７１－５４８１

※「求女川」は、「求女川・祢津東川」の略です
※病院・診療所等の施設は有床に限る

資料５４　浅間山の火山活動記録

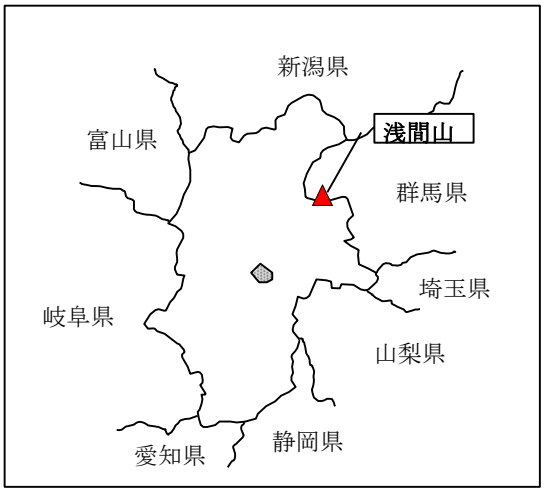

浅間山（群馬県・長野県）

○ 標高　2,568m

○ 北緯　36 度 24 分 23 秒
　東経 138 度 31 分 23 秒
　（世界測地系）

○ 概要

複雑な形成史をもつ火山。黒斑（くろふ）火山（安山岩の成層火山）、仏岩火山（溶岩流と小浅間溶岩ドーム、デイサイト、約 2 万年前）、軽石流（デイサイト、1.3 万年と 1.1 万年前）の順に生じ、約 1 万年前から前掛火山が活動を開始し、山頂部の釜山は現在も活動中。

有史後の活動はすべて山頂噴火。釜山の山頂火口（長径東西 500m、短径南北 440m）内の地形、特に火口底の深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変化する。山頂火口は常時噴気が認められ、西山腹の地獄谷にも硫気孔がある。爆発型（ブルカノ式）噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流（熱雲）が発生しやすい。1108、1783 年には溶岩流も発生。噴火の前兆現象として、火口直下に浅い地震（Ｂ型）が頻発することがある。

○ 記録に残る火山活動

年	月　日	記　　事
685（天武天皇 14）年		噴火？
1108（天仁元）年	9 月 5 日	大噴火　広範囲の降灰砂、田畑大被害。追分火砕流及び舞台溶岩流が火口外に流出、噴出物約 30 億トン（注　以前は史料による 1281 年の噴火が「大噴火」とされていた）。
1281（弘安 4）年	7 月 3 日	噴火？
1527（大永 7）年	5 月	噴火
1528（享禄元）年		噴火
1532（享禄 4）年	1 月 14 日	噴火噴石は火口の周囲 8 ㎞にわたり落下、直径 25m以上の「七尋石(ななひろいし)」が残っている。降灰は 120 ㎞に及びその後の雨とともに積雪が融解・流下し、山麓の道路、人家に被害。なお、この後同年中（天文元年）さらに噴火。
1534（天文元）年		噴火
1582（天正 10）年	2 月 16 日	噴火
1590（天正 18）年		噴火
1591（天正 19）年		噴火
1595（文禄 4）年		噴火？
1596（慶長元）年	5､8 月	噴火
	5 月 1～5 日	噴火　5 日　噴石のため死者多数
	8 月 19 日	噴火
1597（慶長 2）年	4 月	噴火
1598（慶長 3）年		噴火
1599～1600（慶長 4）年		噴火
1605（慶長 10）年		噴火
1609（慶長 14）年		噴火

年	月　日	記　　事
1644（正保元）年	2 月	噴火
1645（正保 2）年	2､5 月	噴火
1647（正保 4）年	2､3 月	噴火
1648（慶安元）年	3 月	噴火　1m 以上の積雪を融解、追分駅を流失、夏にも噴火。
1649（慶安 2）年		噴火
1650（慶安 3）年		噴火
1651（慶安 4）年		噴火
1652（承応元）年		噴火　噴石のため山麓焼ける。
1655（明暦元）年	11 月 25 日	噴火
1656（明暦 2）年	12 月 10 日	噴火
1657（明暦 3）年	11 月 25 日	噴火
1658（万治元）年	7 月 24 日	噴火
1659（万治 2）年	7 月 24 日	噴火　鳴動、降砂。
1660（万治 3）年	4 月 4 日	噴火
1661（寛文元）年		噴火
	4 月 4、14、27 日	噴火 噴火
1695（元禄 8）年	10 月 21 日	噴火？
1703～1704(元禄16～宝永元)年		噴火
1706（宝永 3）年		噴火
1708（宝永 5）年	12 月 29 日	噴火　江戸に降砂。
1710（宝永 7）年	4 月 13 日	噴火
1711（正徳元）年		噴火　降灰。
1713（正徳 3）年		噴火？
1717（享保 2）年	9 月 23 日	噴火
1718（享保 3）年	9 月 26 日	噴火　鳴動。
1719（享保 4）年		噴火
1720（享保 5）年	6 月 6 日	噴火
1721（享保 6）年	6 月 22 日	噴火　噴石のため登山者 15 名死亡、重傷 1 名。
1722（享保 7）年		噴火
1723（享保 8）年		噴火
1728（享保 13）年		噴火
1729（享保 14）年		噴火　降灰。
1732（享保 17）年	7 月 30 日	噴火
1733（享保 18）年	7 月 30 日	噴火　噴石。
1752（宝暦 2）年		噴火
1754（宝暦 4）年		噴火　夏から秋に数回、降灰のため農作物被害。
1776（安永 5）年	9 月 5 日	噴火　降灰。
1777（安永 6）年		噴火　数度にわたり噴火。
1783（天明 3）年		大噴火　5 月 9 日から 8 月 5 日頃まで約 90 日間活動。 7 月 28 日には江戸で戸障子振動し、降灰あり。 8 月 2 日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。 8 月 3 日には牙(ぎっぱ) 山にも噴石落下、山麓まで山火事、銚子まで降灰。

年	月　日	記　　事
		8 月 4 日は北麓に吾妻(あがつま)火砕流を流出。関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになる。8 月 5 日午前大爆発とともに鎌原(かんばら)土石なだれが発生、北麓に流下、吾妻川を塞ぎ次いで決壊、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原土石なだれ発生直後に鬼押出(おにおしだし)溶岩が北側斜面を流下。死者 1,151 名、流失家屋 1,061 棟、焼失家屋 51 棟、倒壊家屋 130 余棟、噴出物総量 4.5×108 ㎥
1803（享和 3）年		噴火　7 月 4 日降灰　11 月 7 日噴石のため分去(わかさり)茶屋倒壊。11 月 20 日江戸に降灰。
1815（文化 12）年	2 月 28 日	噴火
1864（文久 3）年頃より		鳴動
1866～1867(慶応 2～3)年		活動
1867（慶応 3）年	8 月	噴火　降灰
1869（明治 2）年		噴火　春から秋にたびたび噴火。
1875（明治 8）年	6 月 14 日	噴火　降灰
1879（明治 12）年	9 月	噴火
1889（明治 22）年	12 月 24 日	噴火　噴石のため山火事。鳴動。
1890（明治 23）年	1 月 5 日	21 時 00 分より鳴動。翌 6 日 3 時 00 分頃まで 10 余回の鳴動。
1894（明治 27）年		噴火　4～6 月に数回噴火、降灰、爆発音。
1899（明治 32）年		噴火　3、7、8 月に噴火、8 月 7 日に爆発音・降灰が関東北部まで達した。
1900（明治 33）年		噴火　1～4 月噴火、爆発音大、空振、噴石、降灰広範囲。7、8、11、12 月にも噴火、降灰、鳴動。
1901（明治 34）年	3～8 月、10 月	噴火　降灰。
1902（明治 35）年	2、8 月	噴火　鳴動、降灰
1903（明治 36）年	5 月 28 日	噴火
1904（明治 37）年	8 月 4 日	噴火　降灰。
1905（明治 38）年	10月21～28日	鳴動
1906（明治 39）年	4 月 6、20 日	噴火　鳴動。
1907（明治 40）年	1、3、8 月	噴火　鳴動、降灰。
1908（明治 41）年	2、8、9 月	噴火　鳴動または降灰。
1909（明治 42）年		噴火　1 月 29 日　空振のため山麓で小被害。4 月　噴煙多量、関東北部に降灰。5 月 31 日　爆発音 80km まで、降灰広範囲。7 月 7 日　関東北部に降灰。8、11 月　鳴動、12 月 7 日　空振のため山麓で家屋、窓ガラス被害。東京でも家屋振動、降灰は太平洋岸、鳴響は仙台付近及び美濃東部に及ぶ。山林焼失する。
1910（明治 43）年		噴火　1、2、5、7、9、10、11 月に鳴動または降灰など。12 月 2、15、16、25 日には爆発音 100km 以上に及ぶ。
1911（明治 44）年		噴火　1～4 月活発に活動、爆発音大、降灰広範囲で、しばしば関東北・中部に及ぶ。特に爆発

年	月　日	記　　事
		音は1月18日には東方100～150km以上、4月3、4日には富山県まで。 5月8日　噴石多量、死者1名、負傷者2名、空振による家屋の被害、爆発音240kmに及ぶ。 7～9月ときどき噴火、8月15日　死者多数。 10月22日、12月3日爆発音100km以上に及ぶ。
1912(明治45年～大正元)年		噴火　1、2、4、7月　ときどき噴火、爆発音、降灰。10月連続して噴火し、火口底浅くなる。 12月噴火続き、火口底さらに浅くなり火口縁と同じくらいになる。
1913（大正2）年		噴火　2、4月～11月活発に噴火、爆発音大、降石、降灰広範囲。特に5月29日　登山者1名死亡、負傷1名。 6月17日には降灰は東方太平洋まで、爆発音の外聴域出現。
1914（大正3）年		噴火　1～6、11～12月　活発に噴火、爆発音大（東京でも聞こえる）、降灰広範囲。特に3月3日　空振強く山麓で戸障子はずれる。
1915（大正4）年		活動衰えたが、5、6、8月に山頂に火映。
1916（大正5）年	5～10月	弱い噴火
1917（大正6）年	5、7月	弱い噴火
1918（大正7）年	5、6月	噴火　鳴動
1919（大正8）年	3、5、7、8月	噴火　3月14日　噴火、噴石、降灰砂。5、7、8月に弱い噴火。
1920（大正9）年	12月	噴火　連続的に噴石活動、噴煙多量、12月14日　噴石のため峰の茶屋焼失、軽石多量噴出。 12月22日　山火事200ha以上。
1921（大正10）年		噴火　1～6月　噴火活発、1月18日、6月4日に空振のため山麓で戸障子破損。その他鳴動、降灰。
1922（大正11）年		噴火　1～4月噴火、噴石、降灰。特に1月14日爆発音が東京でも聞こえ、山麓で空振のため戸障子破損。
1924（大正13）年	9、10月	噴火　降灰
1927（昭和2）年		噴火　9～12月　噴火、4月頃から噴煙の増加が始まり、9月から鳴動、10月には爆発音大、降灰もあった。
1928（昭和3）年		噴火　2月23日　爆発音大、山麓で空振のため戸障子破損、噴石広範囲で分去茶屋焼失、屋根の破損多数。3月は数回噴火し、鳴動、降灰など。7月も数回噴火し、鳴動、降灰。
1929（昭和4）年		噴火　9月5日　山頂有感地震。9月18日　直径30～60cmの噴石が3kmも飛び、山林焼失。空振のため山麓で戸障子破損。爆発音の外聴域出現。4、10、11月にも1回ずつ噴火。
1930（昭和5）年		噴火　4月は数回鳴動、少量の降灰。6月11日噴火4～5回、強い空振、爆発音の外聴域出現、山

年	月　日	記　　事
		火事。7 月　数回鳴動、降灰。8 月　活発に噴火し降灰、降石、20 日　火口付近で死者 6 名。9 月の爆発も強く噴石、降灰広範囲。10 月 17 日噴火。
1931（昭和 6）年		噴火　3 月、6～7 月に 1～数回の噴火、降灰。8 月は活発に活動し噴石、降灰など。特に 20 日に遭難 3 名、爆発音の外聴域出現。9 月前半に数回噴火、降灰、噴石。 10、12 月　数回噴火し、特に 12 月 8 日には空振のため山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現、関東南部にまで降灰
1932（昭和 7）年		噴火　2～7 月　毎月十数～数十回噴火。爆発音大、降灰広範囲の噴火もあった。9 月にも数回噴火、鳴動、降灰。
1934（昭和 9）年	11 月	小噴火
1935（昭和 10）年		噴火　1、2 月に 1 回ずつ噴火。4 月に数回噴火し特に 20 日は爆発音、空振が大きく山麓で戸障子はずれガラス破損。5 月も活発でしばしば山火事発生。6～11 月も毎月数回噴火。
1936（昭和 11）年		噴火　2～4、7～11 月に毎月数回～数十回の噴火。特に 7 月 22 日には爆発音の外聴域出現。7 月 29 日及び 10 月 17 日にはそれぞれ登山者 1 名死亡。
1937（昭和 12）年		噴火　2～7 月に毎月数回噴火。 3 月 18 日　爆発音、空振大きく山麓で戸障子被害、降灰は関東中部に及ぶ。
1938（昭和 13）年		噴火　3～12 月に毎月数～数十回噴火。5 月 21 日に爆発音の外聴域出現、山麓でガラス破損。6 月 7 日　降灰多量。噴出物総量 2×105 ㎥。7 月 16 日　登山者遭難若干名、農作物被害。9 月 20 日に山麓でガラス破損。10 月 4 日、12 月 11、28 日に爆発音大きく可聴域大。9 月 26 日　13 時 43 分噴煙高度 8,200m。
1939（昭和 14）年		噴火　全月数回噴火。2 月 2、15 日には爆発音大きく可聴域大。
1940（昭和 15）年		噴火　2、4～6、9～11 月に毎月数回、12 月から噴火回数増加。
1941（昭和 16）年		噴火　毎月十数～数十回噴火。 4 月 1 日　爆発音の可聴域大、山麓でガラス破損多数。7 月 13 日　死者 1 名、負傷者 2 名。
1942（昭和 17）年		噴火　全月数～数十回噴火。5 月には可聴域大、山火事など。
1944（昭和 19）年		噴火　6～12 月に毎月数～数十回噴火。
1945（昭和 20）年		噴火　1～8、10～11 月に数～数十回噴火。
1946（昭和 21）年		噴火　10 月に 1 回噴火。
1947（昭和 22）年		噴火　6、7、8 月に 1 回ずつ噴火。 8 月 14 日 12 時 17 分の噴火では噴石、降灰、山火事、噴煙高度 12,000m、登山者 9 名死亡。

年	月　日	記　　事
1949（昭和 24）年		噴火　3、4、7～10 月　噴火。 8 月 15 日　負傷者 4 名。特に 9 月活発、9 月 3、21 日は爆発音の外聴域出現。
1950（昭和 25）年		噴火　9 月 23 日 4 時 37 分の噴火で登山者 1 名死亡、6 名負傷、山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現。10、12 月にも 1 回ずつの噴火、噴石、降灰。
1951（昭和 26）年		噴火　2～6 月に 1～数回の噴火。
1952（昭和 27）年		噴火　6 月に 3 回噴火、降灰。
1953（昭和 28）年		噴火　12 月に 6 回噴火、降灰。
1954（昭和 29）年		噴火　1～7 月毎月数十回、8 月以後 10 月を除き毎月数回噴火。6 月 24 日　関東南部に達する降灰。9 月 6 日　かなりの範囲に噴石、降灰。
1955（昭和 30）年		噴火　1～6 月毎月 1～数十回噴火。 6 月 11 日爆発音の外聴域出現。
1958（昭和 33）年		噴火　10～12 月活発に噴火。11 月 10 日 22 時 50 分　爆発、爆発音の可聴域大、多量の噴石、火砕流、降灰、噴出物総量 3.6×105 ㎥、空振による山麓のガラス・戸障子の被害広範囲、爆発地震の震度 2（追分）。
1959（昭和 34）年		噴火　3～8 月毎月 1～十数回噴火し、ときどき降灰。4 月 14 日は噴石のため山腹に多数の山火事、関東南部まで降灰。
1961（昭和 36）年		噴火　8～11 月に毎月数～数十回噴火。 8 月 18 日に 23 ヶ月ぶりに噴火、かなりの範囲に噴石、降灰、行方不明 1 名、耕地、牧草に被害、噴出物総量 7×104 ㎥。
1965（昭和 40）年		噴火　5 月に弱い噴火、黒煙のみ確認。その後、約 4 年間地震活動の活発な状態続く。
1973（昭和 48）年		噴火　2 月 1 日に 11 年 3 ヶ月ぶり（1965 年 5 月の弱い噴火を除く）に大きな噴火をして 5 月 24 日まで活動。2 月 1 日　空振により山麓のガラス戸破損。小規模な火砕流が 3 回発生。6 月に火映。 地震群発
1981（昭和 56）年	3 月 7～11 日 8 月 10～12 日	地震群発 地震群発
1982（昭和 57）年	4 月 26 日 10 月 2 日	噴火　小規模の火砕流、房総半島まで降灰。農作物被害。 微噴火　群馬県長野原町でごく少量の降灰。
1983（昭和 58）年	4 月 8 日	爆発　爆発音、火口上に電光と火柱、山腹（南斜面）で山火事発生、長野県・関東地方北部・福島県の太平洋まで降灰。
1990（平成 2）年 3 月		地震・微動多発(その中で 7 月 20 日に噴火)。
1991（平成 3）年 2 月	7 月 20 日	微噴火　火口から東～東北東山麓の狭い範囲で微量の降灰。
1991（平成 3）年	1～9 月	地震回数やや多い。
1994（平成 6）年	7～12 月	地震回数やや多い。

年	月　日	記　　事
	11 月 24 日	M2.3 の地震発生。
1995（平成 7）年	4～7 月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
1996（平成 8）年	5～12 月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
1997（平成 9）年	1～5 月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
1999（平成 11）年	5 月 3 日	地震多発。
	8月上旬～中旬	地震多発。
	11～12 月上旬	地震回数やや多い。
2000（平成 12）年	4 月 17 日	地震多発。
	9月 18～23 日	地震多発。
	10 月下旬～12 月	地震回数やや多い。
	11 月下旬～12 月	噴煙活動やや活発。
2001（平成 13）年	1～4 月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
2002（平成 14）年	6月 20～24 日	地震多発。
	6～9 月	地震回数やや多い。噴煙活動活発。
2003（平成 15）年		微噴火。 2 月 6 日、3 月 30 日、4 月 7、18 日　微噴火。2 月 6 日は火口周辺のみ、3 月 30 日は山頂部から山腹にかけて少量の降灰。4 回の噴火のいずれかにより、火口付近（火口縁から約 300m）に最大 4 ㎝火山礫(れき)が飛散。噴煙活動活発。
2004（平成 16）年	9～12 月	噴火　9月 1 日に 21 年ぶりに爆発して活動を再開。9 月 1 日の爆発は、大きい爆発音と空振を伴い、噴石を飛散、山頂の北東 6 ㎞まで最大 3 ㎝の火山礫が降下、北東方向の群馬県・福島県（最も遠いところは相馬市）の一部で降灰
	9月 14～18 日	小噴火がしばしば発生、特に 16 日未明～17 日夕方はほぼ連続的に発生。南東の軽井沢町には多量の降灰があり、群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県（最も遠いところは勝浦市）の一部でも降灰。この頃火口底に新しい溶岩が出現。
	9 月 23 日	爆発。中程度の爆発音と空振が発生。爆発地震により軽井沢町追分･御代田町御代田で震度 1。山頂の北北東 4 ㎞に最大 3 ㎝の火山礫が降下、北北東方向の群馬県・新潟県・山形県（最も遠いところは東根市）の一部で降灰。
	9 月 29 日	爆発。　弱い爆発音と空振が発生。爆発地震により軽井沢追分・御代田町御代田で地震 1 を観測。山頂の北 4km に最大 4cm の火山礫が降下、北から北北東方向の群馬県嬬恋村・長野原町・草津町等の一部で降灰。
	11 月 14 日	爆発。　大きい爆発音と中程度の空振を伴い、山頂の東 4 ㎞に直径 4～5 ㎝火山礫（最大は 7.5 ㎝）が降下、長野県、群馬県、栃木県の一部で降灰。
2008(平成20)年	8 月10 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 南東方向

年	月　日	記　　事
	8 月11 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ200m 南。
	8 月14 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 南東。
2009(平成21)年	2 月2 日	小規模噴火。噴煙の高さ2,000m 南東方向。火口から約１ｋｍに弾道を描いて飛散する大きな噴石が飛散。降灰は関東地方南部まで確認。
	2 月9 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 東。軽井沢町の一部の地域で微量の降灰を確認。
	2 月9～12日	9 日11 時30 分頃～12 日08 時頃小規模噴火。軽井沢町の一部地域で微量の降灰を確認。
	2 月12 日	16:51 ごく小規模な噴火。噴煙の高さ300m 南東。
	2 月12 日	18:07 頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 南東。
	2 月12 日	21:02 頃～22:12 ごく小規模な噴火。噴煙の高さ500m 南東。
	2 月16 日	13:00 頃～14:00 ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 東。
	2 月16 日	16:35 頃ごく小規模な噴火。東京大学浅間火山観測所で微量の降灰を確認。
	2 月17 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 東。
	3 月15 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ200m 東。
	4 月14 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 北東。
	4 月30 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ500m 北東。
	5 月3 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m 北東。
	5 月27 日	ごく小規模な噴火。600m 直上。
2011(平成23)年	3～4 月	東北地方太平洋沖地震(2011 年3 月11 日)以降、3 月12 日から山頂火口の南及び南東で地震活動が活発化。4 月19 日M1.6(震度1:軽井沢町追分)。
2015(平成27)年	6 月16 日	ごく小規模な噴火。浅間山の北から北東にかけて微量(1㎡あたり0～2g)の降灰。噴煙は視界不良のため不明
	6 月19 日	ごく小規模な噴火。長野県設置の黒斑山カメラ画像に火山灰が付着。
2015(平成27)年～2018 年(平成30)年		地震回数多い。噴煙活動活発。二酸化硫黄放出量多い。微弱な火映。
2019(令和元)年	8 月7 日	山頂火口で小噴火。噴火は20 分間継続。噴煙の高さは、火口縁上1800m 以上あがり、北へ流れた。弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口から200m 程度まで飛散。群馬県嬬恋村及び長野原町でわずかな降灰。
	8 月25 日	山頂火口で小噴火。噴煙の高さは、火口縁上概ね600m まで上がり、東へ流れた。浅間山の東側約4 ㎞付近の長野県軽井沢町でごくわずかな降灰。
2020(令和2)年	6月20日頃～	浅間山西側での膨張を示すと考えられる傾斜変動。
	6月25～26日	地震多発、地震回数はその後も増減を繰り返す。二酸化硫黄放出量は概ね多い状態。

<日本活火山総覧（第４版）（気象庁編,２０１３）およびその後の火山観測成果による。>

噴火警報、噴火予報

予報及び警報の名称	略称	発　表　基　準　等	レベル	キーワード
噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル５	避難
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル４	高齢者等避難
噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル３	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル２	火口周辺規制
噴火予報	―	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	レベル１	活火山であることに留意

浅間山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	相定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783 年)の事例】 8 月 4 日～5 日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ○中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火(1783 年)の事例】 8 月 1 日～3 日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ○積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、又は到達すると考えられる 【過去事例】　観測事例なし

噴火警報	居住地域及びそれより火口側	4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火(1783 年)の事例】 7 月 26 日～31 日：中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】　過去事例なし ○積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある
火口周辺警報噴火予報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発性、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から中噴火が発生し、4 ㎞以内に噴石や火砕流が到達 【2004 年噴火の事例】 9 月 1 日：噴石が山頂火口から約 2.7 ㎞まで飛散 【その他の事例】 1973 年 2 月 1 日：噴石が山頂火口から約 2 ㎞まで飛散、火砕流が約 1.5 ㎞まで、融雪型火山泥流が 2 ㎞付近まで到達 1958 年 11 月 10 日：噴石が山頂火口から約 3 ㎞まで飛散、火砕流が約 3 ㎞まで到達 ○中噴火が切迫している 【過去事例】 2004 年 8 月 31 日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973 年 2 月 1 日：地震急増
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、2 ㎞以内に噴石や火砕流が到達 【1982 年噴火の事例】 4 月 26 日：噴石が山頂火口から約 1 ㎞に飛散、火砕流が約 1 ㎞まで到達 ○小噴火の発生が予想される 【2004 年噴火の事例】 7 月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加

噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり

注１）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注２）表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注３）天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注４）中噴火とは、山頂火口から概ね４km以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね４kmを超えることがある）。

注５）小噴火とは、山頂火口から概ね２km以内に噴石飛散させる噴火とする。

資料５６　　土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や渓流は地形･地質や降水量がほぼ同じである場合が殆どであり、近隣で土石流が発生している場合は、隣接する渓流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえる	渓流の上流部で土石流が発生したために、巨礫がぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が渓流に流入し、その後流下してきたときに認められる現象。 土石流発生につながる可能性が高い。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める	渓流の上流崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、渓流の水が貯留されたために認められる現象。 天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	渓流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異(移動)して山鳴りが生じる現象。 崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様な臭い(土臭い、ものの焼ける臭い、すっぱい臭い、木のにおい等)がする	渓流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨礫同士がぶつかり合うときのにおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木の臭いなどが考えられる。
	渓流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している	渓流沿いの斜面が崩れやすくなっている。 大規模な崩壊が発生した場合、土石流は発生の引き金となる。
	渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	渓流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。 土石流発生の引き金となる。
がけ崩れ	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異(亀裂)が生じる現象。 崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からぱらぱらと落ちだす	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。 崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として(移動)するとともに異常な音が発生する現象。 崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。 崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。 斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	湧き水の急激な変化・あるいは減少･枯渇が認められる	同上
地すべり	地鳴り	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、すべり面やブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の擦れ合う音(風のないとき)	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
	亀裂や段差の発生･拡大	地すべりブロック(土塊)の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凸凹の発生	地すべりブロック(土塊)の移動により、その周辺部で凸凹が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック(土塊)の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の緩みや引っ張り	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックと外部との間に変異が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の緩みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形(戸の締りが悪くなる、壁に隙間ができる)	地すべりブロック(土塊)の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の変形が生じる現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変異を生じる現象。
	落石や小崩落の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩落が発生する現象。
	地下水の急激な変化(枯渇や急増)	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象 斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	地下水の濁り	同上
	湧水の流量の変化(枯渇や急増)	同上
	新しい湧き水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。 地すべりブロック内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力(骨動力)が増大する。

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定
〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域
〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が区域指定の対象となります。

がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒になって激しく流れ下る現象

地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

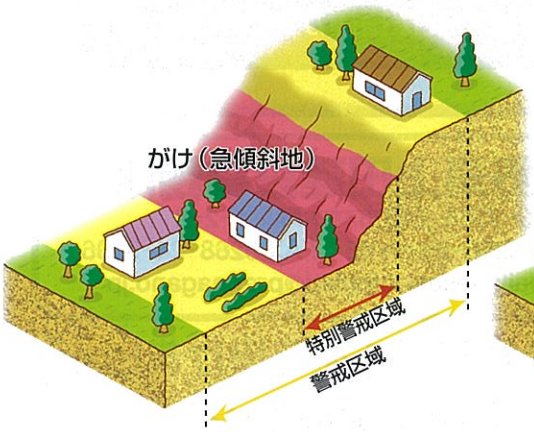

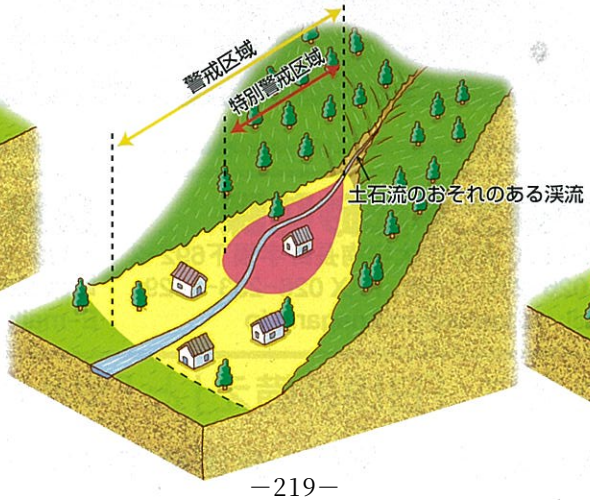

「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

土砂災害警戒区域では…

警戒避難体制の整備

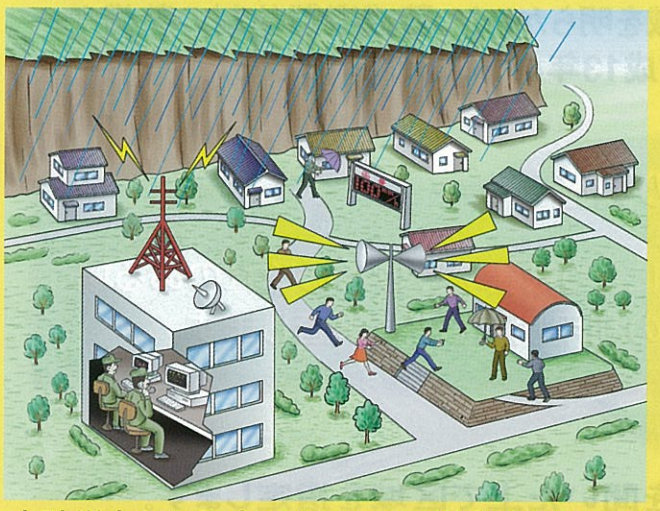

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

特定の開発行為に対する許可制

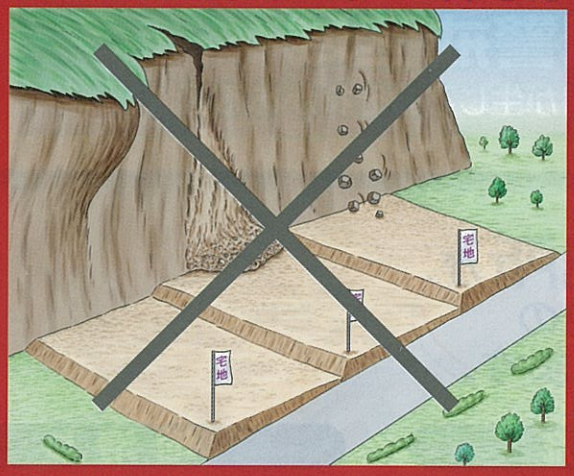

住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

さらに土砂災害特別警戒区域では…

建築物の構造規制

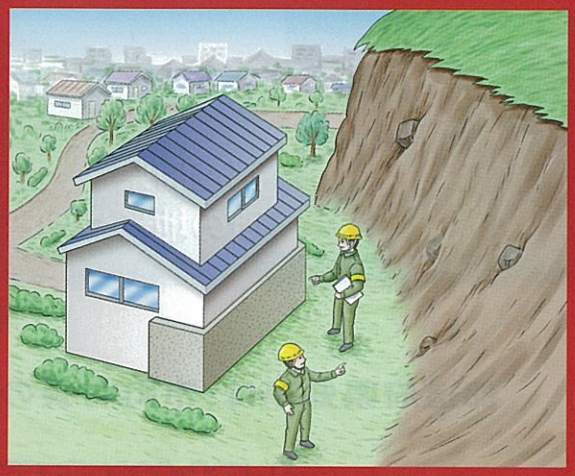

想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

建築物の移転

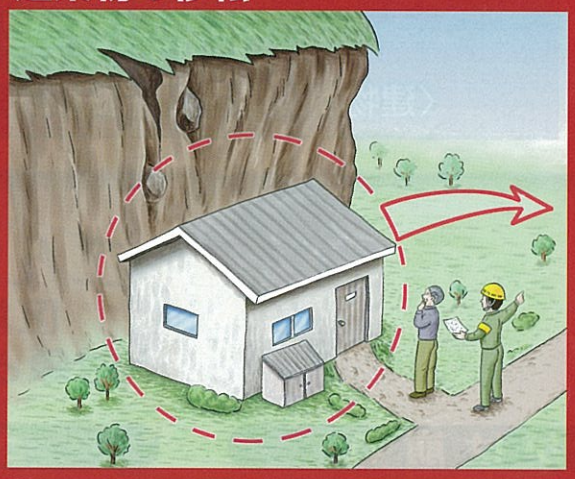

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

避難情報の判断・伝達マニュアル

令和６年２月改訂

東　御　市

目　　次

第１章　総　則
　１　はじめに　・・・・　１
　２　避難行動の原則　・・・・　１
　３　避難行動（安全確保行動）の考え方
　　3-1　避難行動　・・・・　２
　　3-2　避難情報と避難行動　・・・・　２
　　3-3　避難行動の呼称　・・・・　２
　　3-4　立ち退き避難が必要な災害の事象　・・・・　２
　　3-5　避難情報の発令基準　・・・・　３
　４　防災気象情報等の入手先　・・・・　４
　５　自然災害の発生が想定される際の市の防災体制　・・・・　４

第２章　土砂災害に係る避難情報の発令
　１　避難すべき区域　・・・・　５
　２　避難情報の判断基準　・・・・　７
　３　避難情報の伝達手段　・・・・　９
　４　避難情報の伝達文例　・・・・　９

第３章　洪水に係る避難情報の発令
　１　避難すべき区域　・・・・１１
　２　避難情報の判断基準　・・・・１１
　３　水位の基準　・・・・１２
　４　洪水予報の種類　・・・・１２
　５　避難情報の伝達手段　・・・・１３
　６　避難情報の伝達文例　・・・・１３

参考資料
　資料１　土砂災害の前兆現象について　・・・・１４

第１章　「総　則」

１　はじめに

このマニュアルは、東御市地域防災計画に基づき、市長が行う避難指示等（以下「避難情報」という。）を適時・適切に発令できるようにすることを目的とし、国の「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月改定）」及び長野県の「避難情報の判断・伝達マニュアル　風水害編（平成 19 年２月策定）」等を参考に、災害時における避難情報の発令に際して、「どのような状況で発令すべきか」、「どの地域を対象として発令すべきか」といった判断基準等について、具体的に定めたものです。

この「避難情報の判断・伝達マニュアル」は、現時点での知見に基づき取りまとめたものであり、今後の情報体制整備の進捗、情報伝達手段の構築や実際の災害時等の事例からの反省などを踏まえ、随時柔軟に見直していくこととします。

２　避難行動の原則

自然災害に対しては、住民が自らの判断で避難行動をとることを原則とします。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難情報を発令します。住民は、災害種別ごとに自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要があります。

洪水・土砂災害は、台風や前線による降雨により災害が発生する場合が多いので、まず、住民は気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要があります。

気象庁から各種警報、市から避難準備情報が発令された段階では、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする必要があります。特に要配慮者及びその支援に当たる方々は、避難行動を早めに開始することが重要です。なお、台風の場合、避難情報が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要です。

さらに市から避難指示が発令された場合、住民は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとることが重要となります。

３　避難行動（安全確保行動）の考え方

3-1　避難行動

避難行動は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とします。

今後、避難指示等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とします。

① 指定避難場所への移動
② 自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親族や友人の家等）
③ 近隣の高い建物等への移動
④ 建物内の安全な場所での待避

3-2　避難指示等と避難行動

災害対策基本法における市長の避難情報に関しては、「居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる」としております。今般の改正において、避難勧告は廃止となり、避難指示に統一されました。【警戒レベル４】避難指示が発令された時点で、災害のおそれが高いことから、危険な場所から全員避難することとしています。

また、【警戒レベル５】緊急安全確保の発令では、災害発生又は切迫している状況であり、命の危険にもあることから、指定避難所等への立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとしています。

3-3　避難行動の呼称

本マニュアルにおいては、避難指示等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、指定避難所や安全な場所へ移動する避難行動を**「立ち退き避難」**と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を**「屋内安全確保」**と呼ぶこととします。

3-4　立ち退き避難が必要な災害の事象

以下に、災害種別ごとに命を脅かす危険性がある主な事象について例を示します。

（１）土砂災害
① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合
② 土石流が発生し、被害が予測される場合
③ 地滑りが発生し、被害が予測される場合

（２）水害（河川の氾濫）
① 比較的大きな河川において、堤防から水が溢れたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が浸食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合
④ 浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
※道路のアンダーパス部分（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）
⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長時間継続する場合

○立ち退き避難の対象とならない事象

・短時間で局地的な大雨　⇒　側溝等が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に

近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
・中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域　⇒　屋内安全確保で命を脅かす危険性がない。
・浸水の深さが浅い内水　⇒　屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

3-5　避難情報の発令基準

避難情報の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定します。

※避難情報により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区　分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	■高齢者や障がいのある人等、避難に時間のかかる人は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ■高齢者等以外の人も、地域の状況に応じ、避難の準備をしたり、必要に応じ自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	■危険な区域からすべての住民が立ち退き避難する。 ■地域の状況で立ち退き避難することが危険な場合は、屋内で安全確保をする。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	■立ち退き避難することがかえって危険な場合や、発令までに避難しそびれた場合は、近くの堅牢な建物や、家の２階などで安全を確保をする。 ■無理に指定避難所等に避難しようとしない。

４　防災気象情報等の入手先

【全般】

① 長野県公式ホームページ（災害情報・お知らせ）
http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/saigai/oshirase.html

② 長野県公式ホームページ（防災情報）
http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/index.html

③ 気象庁ホームページ（防災情報）
http://www.jma.go.jp/bosai/

【土砂・洪水災害】

① 長野県砂防情報ステーション　　**（土砂・洪水災害情報）**
http://www.persons.sabo-nagano.jp

② 長野地方気象台ホームページ　　**（土砂・洪水災害情報）**
http://www.data.jma.go.jp/nagano/

③ 千曲川河川事務所ホームページ　**（洪水災害情報）**
http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/

④ 川の防災情報〈国土交通省〉　　**（洪水災害情報）**
http://www.river.go.jp/

⑤ 長野県河川水位情報　　**（洪水災害情報）**
http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/

５　自然災害の発生が想定される際の市の防災体制

市地域防災計画風水害対策編第３章第２節「非常参集職員の活動」に定める活動体制をとることとします。

第２章　土砂災害に係る避難情報の発令

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって下流する自然現象）、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊、傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいいます。

１　避難すべき区域

避難情報の発令の対象となる避難すべき区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域を基本とします。なお、その他の場所については、現地確認等の状況により判断することとします。

避難情報の発令の際に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ごとに避難情報を伝達することは困難なことから、次表のとおり行政区単位での発令を行います。

避難区域	対　象　区	想定される災害の種類	備　　考
田中地区	加沢区	土石流	
	常田区	土石流	
	田中区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	本海野区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	西海野区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	白鳥台区	土石流	
滋野地区	赤岩区	がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	片羽区	土石流	
	桜井区	土石流	
	大石区	土石流	
	中屋敷区	土石流	
	別府区	土石流	
	原口区	土石流	
	聖区	土石流	土砂災害特別警戒区域あり
	乙女平区	土石流	
	王子平区	土石流	
祢津地区	新張区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	出場区	土石流	
	金井区	土石流	
	新屋区	土石流	
	東町区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	西宮区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	姫子沢区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	滝の沢区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	鞍掛自治区	土石流	
	奈良原区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	リードリー鞍掛	土石流	

和地区	東上田区	土石流	
	田沢区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	大川区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	栗林区	土石流	
	海善寺区	土石流	
	曽根区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	東入区	土石流、がけ崩れ	土砂災害特別警戒区域あり 急傾斜地特別警戒区域あり
	西入区	土石流、がけ崩れ	土砂災害特別警戒区域あり 急傾斜地特別警戒区域あり
	日向が丘区	土石流、がけ崩れ	
	海善寺北区	土石流	
	寺坂区	土石流	
	睦区	土石流	
北御牧地区	下八重原（山崎）	がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	白樺区	がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	切久保区	がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	八反田区	土石流、がけ崩れ	土砂災害特別警戒区域あり 急傾斜地特別警戒区域あり
	本下之城区	土石流、がけ崩れ	
	田之尻区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	宮区	土石流	土砂災害特別警戒区域あり
	畔田区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	御牧原南部区	がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	布下区	がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	常満区	がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	島川原区	がけ崩れ	
	大日向区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	光ヶ丘区	土石流、がけ崩れ	急傾斜地特別警戒区域あり
	羽毛山区	土石流、がけ崩れ	土砂災害特別警戒区域あり 急傾斜地特別警戒区域あり

２　避難情報の判断基準

避難情報の発令については、次表の基準を参考に、巡視等による状況報告及び以後の気象状況等を総合的に判断し決定します。

（１）　避難情報の判断基準

区　　分	判　　断　　基　　準
【警戒レベル３】 **高齢者等避難**	①～②のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する ①　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 ②　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 **避難指示**	①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する ①　土砂災害警戒情報が発表された場合 ②　土砂災害の危険度分布（キキクル）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ③　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤　土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、上記①～②又は⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。
【警戒レベル５】 **緊急安全確保**	①～③のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する （災害が切迫） ① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②　土砂災害の危険度分布（キキクル）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） ③　土砂災害の発生が確認された場合 ※上記①～③は、立ち退き避難から命を守る行動変容を特に促す場合に発令するものであり、必ず発令しなければならないわけではない。 一方、①～③以外の場合においても居住者等に行動変容を求める場合は発令する

（２）土砂災害の前兆現象の例

状況	土砂災害の種類		
	土石流	がけ崩れ	地すべり
直　　前	○土石流の発生 ○土臭いにおい ○渓流の急激な濁り ○渓流水位激減 ○地鳴り	○湧水の停止 ○湧水の噴き出し ○亀裂の発生 ○斜面のはらみ出し ○小石がぼろぼろ落下 ○地鳴り	○地鳴り・山鳴り ○地面の震動
１～２時間前	○渓流内で転石の音 ○流木発生	○小石がぱらぱら落下 ○新たな湧水の発生 ○湧水の濁り	○池や沼の水かさの急変 ○亀裂、段差の発生・拡大 ○落石・小崩壊の発生 ○斜面のはらみ出し ○構造物のはらみ出し、クラック ○根の切れる音 ○樹木の傾き
２～３時間前	○流水の異常な濁り	○湧水量の増加 ○表面流の発生	○井戸水の濁り ○湧水の枯渇 ○湧水量の増加

※土砂災害の前兆現象の詳細については、14ページ「参考資料１　土砂災害の前兆現象について」を参照のこと。

（３）避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難情報は発令します。

（４）避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとします。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う必要があります。

３　避難情報の伝達手段

避難情報の伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき区域の範囲、時間等を考慮し様々な手段で行います。

① 緊急情報等メール配信、市ホームページへの掲載
② コミュニティＦＭラジオ
③ 東御市 LINE
④ 報道機関（テレビ、ラジオ）
⑤ 電話、ＦＡＸ、衛星携帯電話、防災行政無線による区長等への伝達
⑥ 広報車、消防団車両による広報
⑦ 消防団、各区消防防災班、近隣住民等による直接的な声かけ

４　避難情報の伝達文例

【警戒レベル３】【高齢者等避難】

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。警戒レベル３、高齢者等避難。
■こちらは、東御市です。
■○時○分に東御市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、○時○分に△△区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する「警戒レベル３、高齢者等避難」を発令しました。
■△△区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
■高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難を開始してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難を開始してください。

【警戒レベル４】【避難指示】

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示。警戒レベル４、避難指示。
■こちらは、東御市です。
■○時○分に東御市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に△△区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する「警戒レベル４、避難指示」を発令しました。
■△△区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに区域外に移動するか、定められた避難所等に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
■急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
■××道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。
（*開設した避難所や公民館等も伝達する）

【警戒レベル５】【緊急安全確保】

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、緊急安全確保。警戒レベル５、緊急安全確保。 ■こちらは、東御市です。 ■△△区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。さらなる土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に△△区に土砂災害に関する「警戒レベル５、緊急安全確保」を発令しました。 ■区域内にいる方は命を守る行動をしてください。未だ避難していない方は、無理に避難所に行こうとせず、最寄りの頑強な建物や、建物の谷側の高いところに避難してください。

第３章　洪水に係る避難情報の発令

１　避難すべき区域

避難情報の発令の対象となる避難すべき区域は、長野県が令和２年度に更新作成した千曲川に係る浸水想定区域図を基本とします。なお、その他の場所については、現地確認等の状況により判断することとします。

避難情報の発令の際に、浸水想定区域ごとに避難情報を伝達することは困難なことから、次表のとおり行政区単位での発令を行います。

避難区域（区名等）	浸水想定区域	想定される浸水深等	備　考
布下区	布下区一帯	20.0m 未満	
島川原区	境橋一帯	20.0m 未満	
加沢区	上川原工業団地一部	20.0m 未満	
羽毛山区	羽毛山区北側一部	20.0m 未満	
田中区	郷仕川原町一帯	20.0m 未満	
本海野区	海野宿一帯	20.0m 未満	
西海野区	西海野一帯	20.0m 未満	

２　避難情報の判断基準

避難情報の発令については、次表の基準を参考に、河川巡視等による状況報告及び以後の気象状況等を総合的に判断し決定します。

区　分	判　断　基　準（河川の状況等）
【警戒レベル３】 **高齢者等避難**	①～③のいずれか１つに該当する場合に、警戒レベル３高齢者等避難を伝達するものとする。 ①　千曲川の塩名田観測所の水位が避難判断水位である 3.3mに達し、かつ、上流域の下越観測所の水位上昇が予想される場合 ②　千曲川の塩名田観測所の水位が避難判断水位である 3.3mに達し、かつ、千曲川はん濫警戒情報において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ③　漏水等が発見された場合 【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合】 次のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 ①　大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②　降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

【警戒レベル４】 **避難指示**	①～③のいずれか１つに該当する場合に、警戒レベル４避難指示を発令するものとする。 ①　千曲川の塩名田観測所の水位が氾濫危険水位である 3.9mに達した場合（千曲川氾濫危険情報が発表された場合） ②　異常な漏水等が発見された場合 【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合】 次に該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①　千曲川の塩名田観測所の水位が避難判断水位である 3.3mを超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
【警戒レベル５】 **緊急安全確保**	①～③のいずれか１つに該当する場合に、警戒レベル５緊急安全確保を発令するものとする。 ①　千曲川氾濫発生情報が発表された場合 ②　避難指示による立ち退き避難が十分でなく、住民に安全確保を促す必要がある場合 ③　決壊や氾濫等が発生した場合

３　水位の基準

東御市での洪水予報は、佐久市塩名田及び下越水位局を基準地点としています。

河川名	観測所名	水防団待機水位（m）	はん濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	はん濫危険水位（m）	備　考（所管事務所）
千曲川	塩名田	２．２	３．０	３．３	３．９	佐久建設事務所
	下　越	１．０	１．７	２．２	２．６	佐久建設事務所

４　洪水予報の種類

洪水予報は、洪水予報指定河川（千曲川は指定河川）において、洪水などの被害から地域を守るため、長野県と長野気象台が共同で発表します。

洪水予報の種類	備　考
氾濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表
氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに水位情報が見込まれるとき、あるいは、はん濫危険水位に達すると見込まれるときに発表
氾濫危険情報	はん濫危険水位に到達したときに発表
氾濫発生情報	はん濫が発生したときに発表

５　避難情報の伝達手段

避難情報の伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき区域の範囲、時間等を考慮し様々な手段で行います。

① 緊急情報等メール配信、市ホームページへの掲載
② コミュニティＦＭラジオ
③ 東御市 LINE
④ 報道機関（テレビ、ラジオ）
⑤ 電話、ＦＡＸ、衛星携帯電話、防災行政無線による区長等への伝達
⑥ 広報車、消防団車両による広報
⑦ 消防団、各区消防防災班、近隣住民等による直接的な声かけ

６　避難情報の伝達文例

【警戒レベル３】【高齢者等避難】

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。警戒レベル３、高齢者等避難。
■こちらは、東御市です。
■○○川の水位が避難判断水位に達したため、●時●分に△△区に○○川に関する警戒レベル３、高齢者等避難を発令しました。
■△△区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
■高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、あらかじめ定めた避難場所へ避難開始してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難開始してください。
（*開設した避難所や公民館等も伝達する）

【警戒レベル４】【避難指示】

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示。警戒レベル４、避難指示。
■こちらは、東御市です。
■○○川の水位が堤防の高さを越えるおそれがあるため、●時●分に△△区に○○川に関する警戒レベル４、避難指示を発令しました。
■△△区の方は、直ちに区域外に移動するか、定められた避難所等に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
（*開設した避難所や公民館等も伝達する）

【警戒レベル５】【緊急安全確保】

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、緊急安全確保。警戒レベル５、緊急安全確保。
■こちらは、東御市です。
■○○川の水位が堤防の高さを越え災害が発生する危険が非常に高いため、●時●分に△△区に○○川に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。
■命を守る行動をしてください。まだ避難していない方は、無理に避難所に行こうとせず、最寄りの頑強な建物や、建物の２階など高いところに避難してください。

【参考資料】資料１　土砂災害の前兆現象について

土砂災害の種類	状　況	種　類	現　象　の　内　容	説　　明
土石流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や渓流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する渓流でも土石流の発生する可能性は高い。
		土臭いにおい	異常なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする。	渓流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのにおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。
		渓流の急激な濁り	渓流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が渓流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
		渓流水位激減	渓流の水位が降雨量の減少に関わらず低下しない	渓流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
		地鳴り	異様な山鳴りや地鳴りがする	渓流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として異変（移動）して山鳴り・地鳴りが生じる現象。崩壊が起こり、土石流発生につながる可能性が高い。
	１～２時間前	渓流内で転石の音	渓流付近の斜面が崩れ出したり。落石などが発生している音がする	渓流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金になる。
			立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	渓流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
		流木発生	渓流の流水に流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために倒木が渓流に流入し、流下してきたときに認められる現象。
	２～３時間前	流水の異常な濁り	渓流の流水が異常に濁っている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂が渓流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。
がけ崩れ	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の噴き出し	水の吹き出しが認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		亀裂の発生	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		斜面のはらみだし	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		小石がぼろぼろ落下	小石が斜面からぼろぼろと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		地鳴り	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	１～２時間前	小石がぱらぱら落下	小石が斜面からぱらぱらと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の濁り	普段済んでいる湧き水が濁ってきた	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	２～３時間前	湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		表面流の発生	表面に流水がある	内部に水を含むことが出来ないため表面流が発生する。

土砂災害の種類	状　況	種　類	現　象　の　内　容	説　　明
地すべり	直前	地鳴り・山鳴り	地鳴り・山鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴り・山鳴りが発生する現象。
			家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
		地面の震動	地面の震動	地すべりブロック（土塊）に急激な移動により、地面の震動が発生する現象。
	１～２時間前	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさが急変する。
		亀裂・段差の発生・拡大	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
		落石・小崩壊の発生	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
		斜面のはらみだし	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
		構造物のはらみだし・クラック	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
			舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
			電線のゆるみや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線のゆるみや引っ張りが認められる現象。
			建物等の変形 （戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
			橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋りょうに変異を生じる現象。
		根の切れる音	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
		樹木の傾き	樹木の傾き、木の枝先の擦れ合う音 （風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が傾いたり、すり減ったりする現象。
	２～３時間前	井戸水の濁り	地下水の濁り、湧水の濁りの発生	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の枯渇	湧水の枯渇	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水量の増加	新しい湧水の発生、増加	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。

河川破堤・越水氾濫

河　　川　　名	千曲川　　塩名田水位観測所
対　象　地　区	本海野地区 西海野地区 布下地区 島川原地区
高 齢 者 等 避 難	・ 避難判断水位　3.3mに到達 「引き続き水位の上昇が見込まれる」 ・ 近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生した
避　難　指　示	・ 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災地等）を確認 ・ 氾濫危険水位　3.9mに到達 ・ 「引き続き水位の上昇が見込まれる」 ・ 概に床下浸水や道路冠水が発生し今後も相当量の降雨が予想される
緊 急 安 全 確 保	・ 破堤を確認 ・ 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）

情報の入手先

千曲川洪水警報　　長野地方気象台　TEL（026）232－3773
長野国道事務所上田出張所　TEL（0268）22－2737
千曲川の水位　　河川情報システム
東御市洪水警報　長野地方気象台　TEL（026）232－3773

（　）川、（　）川の破堤・越水氾濫に対する避難勧告等の判断基準と対象地区の関係

対象地区		水位の上昇		《例》	各区間の堤防・施設等において漏水・亀裂等を確認							
		水位観測所		○○川左岸 ○○橋～△△川合流点								
		洪水予報	実測									
		（）観測所	（）観測所									
（　）川	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
（　）川	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
（　）川	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											
	（　　）地区											

土砂災害

警戒区域（避難勧告等の発令単位）	対象区域（土砂災害危険箇所単位）	災害の様相	備考
○○山南麓部	○○地区	がけ崩れ	警戒区域あり
	△△地区	土石流	特別警戒区域あり

※　図面添付

東御市避難所運営マニュアル

令和５年４月 改訂

東　　御　　市

目　　次

●はじめに・・1
●市職員が行う避難所開設の流れ「風水害等」＜フロー図＞・・・・・・・・・・・・・・・・3
●市職員が行う避難所開設の流れ「震災」＜フロー図＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・4
●災害時における時系列的な避難所運営構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第１章　避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
１　応急的な避難所の開設準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
２　避難所の開設準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
３　開設方針の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
４　避難者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
５　開設準備への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
６　建物の安全確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
７　ライフライン等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
８　トイレの使用確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
９　避難スペースの確保、指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
10　利用室内の整理、清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
11　受付の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
12　避難者カードへの記入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
13　生活班の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
14　「避難所」の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
15　要配慮者や負傷者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
16　避難所以外の避難者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
17　災害対策本部への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第２章　避難所運営委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
１　避難所運営委員会の役割（時期別）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
２　避難所運営会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第３章　総務班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
１　災害対策本部との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２　避難所レイアウトの設定、変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
３　防災資機材、備蓄品の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
４　避難所の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
５　避難所運営委員会の事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
６　地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
７　女性の視点に立った避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第４章　避難者管理班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１　避難者名簿の作成、管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
２　安否確認等問い合わせへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
３　取材等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
４　郵便物、宅配便等の取次ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第５章　情報広報班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
１　情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

２　情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
３　情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第６章　施設管理班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１　避難所の安全確認と危険箇所への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
２　防火、防犯への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第７章　食料物資班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
１　食料、物資の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
２　食事（炊き出し）の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
３　物資等の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
４　食料の管理、配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
５　物資の管理、配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第８章　要配慮者・救護班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
１　要配慮者の避難状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
２　要配慮者の状況・要望の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
３　病人、けが人、要配慮者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
４　近隣の救護所、医療機関の開設状況把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
５　医務室の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
６　医薬品の種類、数量の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
７　AED（自動体外式除細動器）設置場所の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
８　往診、相談会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第９章　衛生班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
１　ゴミ・・・24
２　風呂・・・24
３　トイレ・・24
４　寝床の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
５　掃除・・・25
６　衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
７　ペット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
８　生活用水の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第10章　ボランティア班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
１　ボランティアの受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
２　ボランティアの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
第11章　避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
１　閉鎖方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
２　避難所の縮小・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
３　避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
様式一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
様式１～20・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
参考資料一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
参考資料１～６・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

●はじめに

1　本マニュアルの目的

東御市地域防災計画では、指定避難所等（以下、「避難所」）の開設、運営は避難者と市の職員によって行われることが定められていますが、休日や夜間に大規模な災害が発生した場合には、市の職員や施設管理者の出勤が困難となり、計画どおりに避難所運営ができないことも予想されます。

その場合には、行政だけでなく、避難者自身が力を合わせて、避難所での混乱やトラブルをできるだけ抑えることが必要になります。

平成２３年３月に発生した東日本大震災では、自治体職員も被災したため必要な人員を早急に避難所に派遣することや、自治体職員による避難所運営が困難になりました。

しかしながら、ライフラインが途絶した状況のもと、慣れない避難所生活を送る避難者だけで、円滑な避難所運営を行うことは、非常に困難であると考えられます。

本市では、避難所として各区公民館も指定していますが、全ての避難所に職員の出向は極めて困難なことから、各区公民館では消防防災班長を中心に住民が自主的に運営していただくことになります。

また、避難所として指定されている公共施設は、主に文化施設や教育施設であり、学校を中心とした教育施設については、児童・生徒への影響を最小限に抑えるため、できるだけ速やかに本来の施設機能を回復することが望まれます。

本マニュアルは、避難所に避難してきた市民の皆さんが、自主的かつ円滑な避難所運営ができることを目的に作成しました。

地域住民の皆さんや施設管理者が、地域にある施設の特性やその施設の災害種別ごとの指定状況を加味することにより、本マニュアルがさらに充実し実行性のあるものに活用していただきますようお願いします。

2　避難所の機能

避難所は、災害により自宅で居住できなくなった場合等に一定期間滞在し避難生活をする施設です。災害発生直後は、生命の安全確保のため、一時的に安全に過ごせる避難場所にもなります。

地震の揺れや浸水被害が収まっても、家屋の被害や電気、ガス、水道等のライフラインの途絶により生活が困難になったときは、在宅避難者等(注)も含め、被災者への生活支援の拠点となります。

避難所で提供する主な生活支援の内容は以下の３点です。

(1) 一時的な生活の場及び非常食、飲料水、毛布、生活必需品などの提供
(2) 医師や保健師などの巡回、ゴミ処理やトイレなど衛生環境の提供
(3) 被害状況、安否確認、生活支援、復興支援などの情報の提供

東御市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）では、生活支援に必要な食料、物資等の数量を把握する必要があるため、被災者を同居家族単位で登録します。

避難者への生活支援は、公平に行うことを原則としますが、災害時の要配慮者や性別を問わずニーズの違いなどに配慮した優先的な判断も必要になります。

避難所内では、避難者が自主的に運営できるようにするため、避難者の代表者、施設管理者及び市の職員で構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関する事項を協議決定します。

避難者には、少しでも過ごしやすくするために、避難所でのルールをつくるとともに、ルールを守って生活していただきます。

(注) 「在宅避難者等」とは、大規模な自然災害などが発生した際に倒壊や浸水、土砂崩れ等の危険のない安全が確保されている住居であえて避難所に避難せず、自宅にとどまる方たちをいいます。

3 マニュアルの位置づけ

本書は、「東御市地域防災計画」震災対策編 第３章 災害応急対策計画 第11節 避難受入及び情報提供活動「４ 避難所の開設・運営」を具体化し、避難所運営に関わる者の平常時の準備及び避難所開設時のマニュアルとして位置付けます。

●市職員が行う避難所開設の流れ　風水害等＜フロー図＞

＜災害発生又は発生のおそれがあり、小中学校体育館を避難所として開設する場合＞

開設避難所の検討

・開設避難所の検討【災害対策本部】

↓

開設避難所の決定

・開設避難所の決定【本部長(市長)】
・職員の派遣【総務班・市民班・福祉班・教育部】
　※必要により他班から職員を増員
・避難情報、避難所開設の周知【情報通信班】

↓

避難所の開設

・施設の開錠【教育部、施設管理者】
・施設内の点検等【教育部】

↓

避難者の受入

・避難者の受付、把握、災害対策本部への報告【市民班】
・要配慮者の把握と支援策等の検討【福祉班】
・非常食料品等の搬入(必要に応じ)【救護調査班】
・必要最小限の災害物資等の搬入【救護調査班】
・避難者への情報提供、災害対策本部との連絡調整【総務班】

↓

報　　告

・災害対策本部への状況報告【総務班】
・県へ避難所開設の報告【本部室】

↓

避難所の管理・運営

要配慮者支援

・当面の避難所の管理・運営【管理運営班】
　※必要により他班から職員を増員
・福祉避難所の受入れ協議(必要に応じ)【福祉班】
・公営住宅への受入れ(必要に応じ)【建設班】
・協定先等と受入れ協議　(必要に応じ)【総務班】

●市職員が行う避難所開設の流れ　震災＜フロー図＞

＜小中学校体育館を避難所として開設する場合（震度５強以上）＞

開設避難所の状況確認

・職員の派遣【施設を所管する課】

↓

応急危険度判定

・応急危険度判定の実施
【県建設士会上小支部、職員のチェックリストによる判定】
・災害対策本部へ報告

↓

開設避難所の検討

・開設避難所の検討【災害対策本部】

↓

避難所の決定

・開設避難所の決定【本部長(市長)】
・避難情報、避難所開設の周知【情報通信班】
・避難場所から開設避難所への誘導【消防団等】

↓

避難所の開設

避難者の受入

・施設の開錠【教育部・施設管理者】
・施設内の点検等【教育部・施設管理者】
・避難者の受付、把握、災害対策本部への報告【市民班】
・要配慮者の把握と支援策等の検討【福祉班】
・非常食料品等の搬入(必要に応じ)【救護調査班】
・必要最小限の災害物資等の搬入【救護調査班】
・避難者への情報提供、災害対策本部との連絡調整【総務班】

↓

報　告

・災害対策本部への報告【総務班】
・県へ避難所開設の報告【本部室】

↓

避難所の管理・運営

要配慮者支援

・当面の避難所の管理・運営【管理運営班】
※必要に応じ、職員を増員
・福祉避難所の受入れ協議　(必要に応じ)【福祉班】
・公営住宅への受入れ　(必要に応じ)　【建設班】
・協定先等との受入れ協議　(必要に応じ)【総務班】

●災害時における時系列的な避難所運営構成

時期	避難所の運営及び状況
災害発生直後 （～３日程度）	・災害発生直後の混乱状態の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間です。 ・発災期における避難所の開設・運営の責任者は、原則として市の職員です。 ・市の職員が不在で、かつ緊急の場合は施設管理者がその役割を補完します。 ・市の職員、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には、避難所リーダー（区役員や消防防災班等）が当マニュアルに基づき、業務を代行します。
３日 ～３週間程度	・避難者にとっては、避難所の仕組みやルールに従って日常性を確立する時期です。 ・避難所の運営は、避難者の自立再建の原則に基づき、避難者が主体とする避難所運営委員会を設立し、当委員会が担っていきます。 ・避難所運営委員会は、具体的な業務を執行、運営するために必要な活動班を設置します。
３週間程度以降	・この時期は、毎日の生活に落ち着きが戻り、長期化に伴って避難者の心身の抵抗力が低下するときです。 ・避難者のニーズが多様化し、より高度化するときでもあり、柔軟な対応で必要業務を行う期間です。 ・避難所運営委員会は、避難所の撤収の予測をふまえ、避難者の自立再建に向けた運営を行います。
撤収期	・周辺のライフライン機能が回復し、その地域の生活が再開可能になったときが、避難所生活の必要性がなくなるときです。 ・住居を喪失した人には、避難所の段階的集約や仮設住宅への移設など、避難所となっている施設の本来業務の再開に向けての必要な業務を行う期間です。 ・撤収期における避難者の合意づくりは、避難所運営委員会が担います。 ・避難所運営委員会は、避難所となっている施設の現状回復と、避難者の生活再建を重視して協議、運営をします。

第１章 避難所の開設

１　応急的な避難所の開設準備

避難所の開設は原則として、災害対策本部長（市長）の指示により市職員が各地区の学校を中心に開設していきますが、市職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を開設する必要がある場合は、区長や消防防災班等を中心に各地区の公民館等に一時的な避難所を開設して貰うこともあります。

２　避難所の開設準備

市職員は、避難所（広域避難施設）開設手順及び避難所開設の流れに添って開設準備を行います。【様式１：開設準備チェックシート】を用いて臨時的に各項目の安全と対応を確認していきます。

３　開設方針の確認

避難所は、次のいずれかの場合に開設します。

(1) 市長から避難所開設の指示がでたとき。
(2) 避難所周辺の地域に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されたとき。
(3) 被災者（現に被害を受ける恐れがある者を含む）からの開設要望等があったとき。

４　避難者の安全確保

(1) 開設準備中は建物外での待機を呼びかけます。《参考資料１：呼びかけ文例》
(2) 雨天時や厳寒時には、改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導します。
(3) 避難者の移動経路（敷地入口から建物入口まで等）と物資輸送車両の進入経路上は、自家用車等の駐車を禁止とします。

５　開設準備への協力要請

避難者に対して、当面の避難所運営への協力を呼びかけます。《参考資料１：呼びかけ文例》

６　建物の安全確認

避難所となる建物については、災害対策本部の応急危険度判定等による安全確認をすることが基本ですが、大規模災害の発生直後は全ての避難所に対し直ちに対応することが困難であることから、【様式２：建物被災状況チェックシート】を用いて臨時的に施設の安全を確認します。その際には、２人以上で実施し、少しでも安全性に不安があるときは、災害対策本部に連絡して確認を受けます。

災害対策本部では、災害時応援協定に基づき、県建築士会上小支部などに応急危険度判定を速やかに要請し、避難所の危険度判定を行います。

7　ライフライン等の確認

避難所内で、次のライフライン等が使用できるか確認します。

・電気　・放送設備　・水道　・電話　・ＦＡＸ　・インターネット　・下水道

8　トイレの使用確認

トイレが使用できるか確認します。使用できない場合は「使用不可」の表示をし、代替設備について検討、手配します。

9　避難スペースの確保、指定

(1)　【様式３：避難所の開放スペース等】及び《参考資料２：避難所の開放スペース（学校の例)》を参考に、避難所の利用範囲を確認して決定します。

(2)　部屋割り、スペース割りを指定します。

(3)　立入禁止スペースを指定し、貼り紙やロープで表示します。

10　利用室内の整理、清掃

避難者の入場に備えて、利用する室内の破損物や備品等を片付けるとともに、最低限の清掃を行います。

11　受付の設置

(1)　受付場所を指定します。

(2)　備品（長机、椅子、筆記用具等）を準備します。

(3)　避難者カードを準備します。

(4)　受付付近に、《参考資料２：避難所の開放スペース》による避難所利用範囲や《参考資料３：避難所のルール例》などによりルールを表示します。

(5)　【様式４：受付時チェックシート】に従って受付を開始します。

12　避難者カードへの記入

(1)　受付において同居している家族の単位で避難者世帯代表者に【様式５:避難者カード】へ記載例を参考に記入してもらいます。

(2)　記入が困難な世帯の方には係員が聞き取りなどにより代筆で記入します。

(3)　性別については、男女数を確認する必要から、戸籍上の性別を記入してもらいます。

13　生活班の編成

避難生活の長期化が見込まれる場合は、区や支区、又は隣組長などを中心に、生活班を編成し、班の名称は「〇〇区」又は「〇支区〇組〇班」とします。

区や組の範囲による班編成ができない場合は、避難以前に住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士が集まることができるようアドバイスしつつ、避難者自身に組織してもらいます。

観光客など地域内に居住していない避難者は、まとめて編成します。

避難所敷地内の車中泊者についても、できるだけ「車中泊班」を編成してもらいます。

14　「避難所」の表示

建物の門や玄関付近に、「避難所」のバナー表示を行います。バナーがない場合は貼り紙や看板等により表示をします。

15　要配慮者や負傷者への対応

災害時の要配慮者や負傷者を早期に把握して、災害対策本部と連携しつつ、適切に対処します。

16　避難所以外の避難者について

被災した自宅などに避難する在宅避難者等については、実態の把握が難しく、場合によっては避難所よりも支援が届きにくい状況となるため、在宅避難者等の支援についても、市や地域住民等と協力し合って支援が行き届くようにします。

17　災害対策本部への報告

避難所を開設したら、【様式７：避難所状況報告書】により、速やかに災害対策本部へ避難所開設の報告をします。

その後の報告については、１日最低１回とします。

第２章 避難所運営委員会の役割

１　避難所運営委員会の役割（時期別）

〈展開期：災害発生後から３日以内〉

(1) 生活班の代表選出、各活動班の設置

災害発生直後の混乱した状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりを始めます。各生活班では、班長と各活動班の代表者を決めます。

班長等はできるだけ交代制とするなど個人の負担が偏らないように注意します。

正副委員長には避難者の代表として消防防災班長（区長）等から選出してもらいます。【様式19：避難所運営委員会名簿】に従い、各活動班や居住組を編成し記入します。

避難している各区消防防災班の役員から各活動班の班長、副班長等を選出していただき、速やかに運営ができる体制を図ります。

(2) 避難所内での場所の移動

避難者の増減など、状況変化により、避難所内での移動が必要となった場合は、避難者の了解を得て、移動を行います。

避難所開設直後から、避難所内での場所の移動があることを周知しておくことが必要です。

〈安定期：災害発生後３日以降から撤収期〉

(3) 活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合には、適宜、活動班の再編成を行います。

(4) 避難所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など場所の移動を行います。

〈撤収期：周辺のライフライン機能が回復し、被災者にとっての本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期〉

(5) 避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成

避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き状況などを考慮しつつ、災害対策本部の指示を受けた上で、避難者の合意形成を行い、施設管理者と相談しながら決定します。

(6) 避難所閉鎖に向けての解散準備等

災害対策本部の指示の下で避難所の閉鎖方針が決定した場合は、避難所運営委員会に配置されている人員についても、徐々に縮小することになります。

避難所の撤収を円滑に進めるための段取りを決めます。

(7) 避難所の撤収

避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に関る記録、使用した台帳等の整理を行い、災害対策本部に引き継ぎます。また、使用した施設を元に戻し、清掃した上で、避難所を撤収します。

２　避難所運営会議の開催

(1) 開催目的

災害対策本部との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるため、避難所運営委員会会議（以下「運営会議」という。）を開催します。

会議事項については【様式20：避難所運営会議記録用紙】に毎回記録し、重要事項は避難者に周知します。

(2) 開催頻度

災害発生直後は、１日２回、朝食前及び夕食後に運営会議を開催します。

朝の会議では、前夜の運営会議以降に連絡する必要が生じた事項の連絡を主に、夕食後の会議では、問題点についての話し合いを主に運営会議を行います。

災害発生から時間が経ち、連絡事項が減少すれば、朝の会議は省略します。

特に連絡事項がない場合でも、最低１日１回は会議を開催し、問題点の有無などを確認します。

(3) 参加者（次の者が共に参加するよう配慮する）

ア　委員長、副委員長、各居住組、各活動班長

イ　市の職員

ウ　施設管理者

エ　（必要に応じ）ボランティア団体代表や地元企業等の代表者等

第３章 総務班の役割

１　災害対策本部との調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営委員会での協議を前提としますが、急を要する場合には、各活動班の班長と協議し、後に運営会議で報告します。

２　避難所レイアウトの設定、変更

大勢の人々の共同生活が円滑に進められるよう、災害発生時間、被害状況、避難状況に見合った避難所レイアウトを早急に設定します。

傷病者・高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦などの要配慮者に対しては、より居住性の高い部屋を優先的に提供する必要があります。

居住性の高い部屋とは、１階にある移動が楽な部屋、和室や空調設備のある過ごしやすい部屋、小さめの部屋になります。

なお、要配慮者の中には、特別扱いされることに抵抗を示す人もいるため、居住性の高い部屋を提供する際には、家族や本人の意向を確認する必要もあります。

また、避難が長期化した場合、自宅に帰る避難者もいるため、避難者が少なくなった場合、部屋割り等再編成する必要がありますので、このような場合は避難者の意向を尊重しつつ、再編成を行います。

要配慮者で避難所内での生活が困難な人がいる場合には、災害対策本部と協議を行い、福祉避難所等と調整をはかり移動してもらいます。

(1) 要配慮者への配慮

ア　トイレに近い場所の確保
イ　寒くない、暑くない場所への誘導
ウ　段差が無く車イスで移動可能な場所
エ　畳の部屋がある場合は要配慮者を優先
オ　可能な限りのプライバシーの確保

(2) 個別ニーズに配慮

ア　男女別トイレの分離
イ　更衣室の確保（男女別）
ウ　間仕切りの設置
エ　授乳スペースの確保
オ　女性専用の物干し場等
カ　意見箱等の設置

３　防災資機材、備蓄品の確保

救出、救護に必要な軽微な防災資機材を確保するとともに、必要な場所には貸し出しを行います。

備蓄品については、品名、数量を明確にするとともに、賞味期限など適切な備蓄管理と確保を行います。

4　避難所の記録

後世への教訓として非常に有用な資料とするためにも、避難所内の情報を記録として一本化し、避難所運営会議の内容や避難所での出来事を正しく記録を残すため、【様式８：避難所記録用紙】に記入します。

5　避難所運営委員会の事務局

避難所運営委員会及び避難所運営会議の開催に関する事務を執り行います。

6　地域との連携

大規模な災害が発生すると、電気、ガス、水道といったライフラインも停止します。このため、自宅の被害をまぬがれた人々でも、食料や物資の調達ができない場合があります。

災害発生直後は、これら在宅避難者等へも、災害対策本部によって食料、物資の提供を行います。

(1) 食料、物資は、在宅避難者等の分も一括して避難所へ送られて来ます。
(2) 必要に応じて、在宅避難者等にも、地区ごとの組織を作ってもらいます。

7　女性の視点に立った避難所運営

女性や子供は特別なニーズを持った存在であり、更衣室や授乳室等、災害時であっても最大限考慮するよう心配りをすることが重要です。

また、男女それぞれのニーズには違いがあり、女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけます。

(1) 女性専用トイレの確保
(2) 女性用更衣室の確保
(3) 授乳スペースの確保
(4) 女性による物資の配布
(5) 男女別の物干し場の確保
(6) 女性専用相談窓口の設置

第４章 避難者管理班の役割

１　避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行わなければならない重要な仕事であり、安否確認への対応と災害対策本部への報告、物資や食料を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠です。できるだけ迅速かつ正確に作成する必要があります。

(1) 避難者名簿の整理

ア　避難者の受付時、又は避難者を避難スペースに誘導した後、【様式５：避難者カード】を配布し、世帯主から世帯全員の氏名等について、記載例を参考に記入を依頼して、記入後は回収します。

イ　体調が悪い方、視力の弱い方、外国人などについては、係員が聞き取りして代筆などにより記入を手伝います。

ウ　避難者名簿の記載内容は、個人情報であることから、取扱い保管には厳重に注意します。

エ　市の職員は、回収した避難者カードを【様式６：避難者名簿】に集計します。パソコンに入力（パソコンが使用できない場合は手計算で集計）し、毎日定時で避難者の入所状況等をまとめます。

(2) 入所者、退所者の管理

ア　入所する人がいる場合、【様式５：避難者カード】に記入を依頼します。

イ　空いているスペースを確認して、部屋の割り振りを行います。

ウ　避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明します。

エ　市の職員は、避難者カードの情報を避難者名簿に記入し管理します。

オ　市の職員は、退所する方がいる場合、【様式６：避難者名簿】の退所日欄に記入し、退所者の情報を管理、整理します。

カ　退所した方の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用するため、総務班に情報を伝えます。

(3) 外泊者の管理

外泊する人がいる場合、【様式９：外泊届用紙】に記入を依頼します。外泊期間を経過しても戻らない方には、携帯などへ連絡し外泊者を管理します。

２　安否確認等問い合わせへの対応

災害発生直後は、安否確認する電話や来訪者による問い合わせが殺到します。また、避難所には様々な人が出入りすることが予想されます。安否確認には作成した名簿に基づき迅速に対応するとともに、避難者のプライバシーや安全を守るためにも受付を一本化し、訪問者（部外者）が避難所内にむやみに立ち入ることを規制します。

(1) 安否確認への対応

ア　被災直後は、施設あてにかかってくる電話と避難者あてにかかってくる電話が混乱します。誰が電話の対応を行うのか、施設管理者と調整します。

イ　被災直後は、安否確認の電話など、施設内の電話は非常に混雑します。電話番を当番制にするなどして、特定の人に負担がかからないようにします。

ウ　市の職員は、問い合わせ等には、個人情報の保護に基づいて適切に対応します。

(2) 避難者への伝言

ア　施設内の電話は、混雑回避のため直接避難者へは取り次がないようにします。

イ　伝言を避難者に伝達し、折り返しかけ直していただきます。

ウ　伝言方法については、緊急度やその時の状況（人員、忙しさ）に応じて次のような対応が考えられます。

(ｱ) 伝令要員を準備する

(ｲ) 伝言板を用意する

(ｳ) 館内放送を利用する

エ　要配慮者には、その障がい等に対応した適切な手段により、確実に伝達します。

(3) 訪問者への対応

避難者以外は、原則として居住空間に立ち入りを禁止します。

入口付近に面会場所を用意し、訪問者との面会はそこで行うことを周知徹底します。

3　取材等への対応

発災直後、避難所には報道機関や訪問団が詰めかけることが予想されます。

(1) 基本的な対応方針の決定

取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについて運営会議で決定します。

(2) 具体的な対応

ア　基本的には、取材及び調査に対しては、避難所運営委員会の代表が対応します。

イ　避難所運営委員会の代表者は、あらかじめ取材者に対し、避難者のプライバシーに十分配慮すること又それが守られない場合は取材を中止することを伝えます。

ウ　避難所で取材を行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、【様式 10：取材用受付用紙】に記入してもらいます。

エ　取材バッチ又は腕章をつけるなど、避難者以外の人が避難所内に立ち入る場合には、身分を明らかにしてもらいます。

オ　避難者が寝起きする居住空間での見学及び取材は、その居住者の了承を得た場合を除き、禁止します。

カ　避難所の見学には、必ず班員が立会い、避難者に対する取材は、班員を介して避難者が同意した場合のみ行います。

4　郵便物、宅配便等の取次ぎ

避難所生活が長引くと避難者あての郵便物等もかなりの量が配達されることが予想されます。

郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者に直接手渡してもらいますが、防犯の観点から受付に一言声をかけるよう協力を依頼します。避難者の人数が多い場合などには、郵便物を受付で保管します。この場合【様式 11：郵便物等受取簿】を作成するとともに、郵便物の紛失がないよう十分に注意します。

第５章　情報広報班の役割

１　情報収集

通信手段が絶たれた状態が続くことから、情報が錯綜します。被災者にとって必要な情報を収集するために、市の広報や緊急防災ラジオ（コミュニティFMとうみ）などから詳細な情報収集します。自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携をとるなどして、正確な情報収集を行うことも有効的です。

(1) 行政からの情報収集

ア　各種関係機関へ直接連絡して、必要な情報を収集します。

イ　定期的に災害対策本部に出向き、公開されている情報を収集します。

ウ　緊急防災ラジオからの情報を避難者で共有するとともに周知します。

(2) 他の避難所との情報交換

ア　営業している公衆浴場や商店の情報など、その地域独自の情報は口コミの情報も有効です。近隣の避難所と情報交換することで地域の状況を把握します。

イ　情報源については明確に把握し、デマに踊らされることがないよう十分注意します。

(3) 各種マスコミからの情報収集

ア　テレビ・ラジオ・新聞などのメディアから、最新の情報を収集します。

イ　集まった情報を分かりやすく整理します。

ウ　情報は常に新しくなるので、その情報を受けた日時は必ず明記します。

２　情報発信

避難所の状況を正確にかつ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要です。また、避難所が地域の被害情報を発信することにより、災害対策本部では被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができます。

(1) 行政への情報発信

情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報を整理します。

(2) 地域の情報拠点

ア　避難所は地域の情報拠点となります。

イ　避難所以外の在宅避難者等が自由に情報を得ることができるように、外部の人でも閲覧できる場所に広報掲示板や防災伝言板を設置します。

ウ　情報が錯綜することを防ぐため、広報掲示板には必ず避難所内で掲示しているものと同じ情報を掲示します。

３　情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切です。避難所内にある情報を効率よく、かつ、漏れがないように避難者に伝えます。

特に、要配慮者への伝達には十分配慮します。

(1) 避難者全体への情報伝達

ア　避難所内の情報伝達は、原則として文字情報（防災伝言板への貼り紙など）によるものとします。

イ　施設内の入口付近など、避難者全員の目につきやすい位置に広報掲示板や防災伝言板を設置します。

ウ　広報掲示板や防災伝言板に掲載する情報には、以下の内容があります。

(ｱ)「最新情報」（今日入った情報）

(ｲ)「市からの情報」（り災証明書発行、被災者生活再建支援制度など）

(ｳ)「生活情報」（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）

(ｴ)「復興情報」（求人、復興資金など）

(ｵ)「使用施設関連情報」（避難所となった施設に関する情報）

(ｶ)「避難所新聞」（かわら版）

(ｷ)「何でも伝言板」（避難者同士の情報交換など）

エ　広報掲示板・防災伝言板に掲載する情報には、必ず掲示開始日時を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にします。

オ　避難者へ定期的に広報掲示板や防災伝言板を閲覧することを呼びかけます。

カ　特に重要な項目については、避難所運営会議で生活班長に連絡し、生活班を通じて口頭で避難者へ伝達してもらいます。

キ　視覚や聴覚に障がいのある方や外国人など、情報が伝わりにくい避難者に対しては、災害対策本部と連携して、それぞれに対応した音声や文字又通訳のできる人などにより、情報伝達ができるように特に配慮します。

ク　車中泊者への情報伝達に配意します。

(2) 避難者個人への情報伝達

ア　避難者個人への情報伝達は、様々な方法が考えられますが、ここで紹介する伝言箱の設置も有効な手段です。

イ　避難者個人あての連絡用に生活班又は世帯別にひとつの伝言箱を設け、生活班長が受け取りに来る体制をつくります。

ウ　伝言箱の中身は、プライバシーの保護に気を付けて取り扱います。

第６章　施設管理班の役割

１　避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震や非構造部材などによる二次災害を防ぐためにも、施設の安全確認と危険箇所への対応を早急に行います。

(1) 災害対策本部による施設の安全確認

施設の安全確認については、災害対策本部へ要請し、早急に行ってもらいます。

(2) 危険箇所への立入禁止措置

ア　危険と判定された箇所については、立入を厳重に禁止し、貼り紙や進入禁止のロープを用いるなどして、注意を呼びかけます。

イ　特に、子どもなどが立ち入る可能性がある危険箇所については、バリケードを設けるなど厳重に立入り禁止の措置を行います。

(3) 日常的な安全確認

【様式２：建物被災状況チェックシート】を使用して、日常的に建物の安全性の変化を確認します。

２　防火、防犯への対応

災害後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられます。また、集団生活においては火災の危険性も増大します。そのため、防火、防犯に留意するよう、避難所内外に呼びかけます。

(1) 火気の取扱い場所の制限

ア　基本的に室内は、火気の使用及び喫煙を禁止とします。

イ　喫煙は、定められた喫煙場所でのみ許可します。

(2) 火気の取扱い注意

ア　部屋ごとに火元責任者を決め、暖房器具などの室内で使用する火気については、厳重に管理します。

イ　調理に必要な火の元（カセットコンロ等）の配置場所に注意します。人の目につきやすく、燃えやすいものから離れていることが必要です。

ウ　火気を取り扱う場所には、必ず消火器や消火バケツ等を設置します。

(3) 夜間の当直制度の設定

異常事態に備えて、夜間も当直制度を設け、当直者は運営本部室で仮眠をとるようにします。

(4) 避難所内への部外者の立入りを制限

多くの避難者が生活する避難所では、全ての入口の扉を施錠することはできないため、不特定多数の人の出入りが可能となり、盗難やトラブルが起こりやすくなるため、立入を制限する措置をとります。

日中は、入口付近に受付を設け、担当者が外来者をチェックする体制をとります。

夜間は、全ての入口を施錠し、原則として、運営本部室に近い入口を一箇所だけ開錠して、夜遅くに避難所へ戻る避難者が出入りできるようにします。

(5) 防火、防犯のための巡回の実施

ア　被災地が混乱している間は、避難所内の治安を維持するため、当直者は、夜間巡回を行います。

イ　余裕があれば、警察と協力し周辺地域の巡回を行い、地域の防犯にも努めます。

(5) 特に女性用トイレや女性用更衣室は、照明や防犯ブザー等で安全を確保します。

第７章　食料物資班の役割

１　食料、物資の調達

災害発生直後は、食料の十分な供給を受けることができません。災害対策本部へ避難所の場所と避難者数や必要な食料、物資の数等を速やかに報告するとともに、調理設備等が衛生的に利用でき、かつ、防火対策が講じられる場合は、避難者が協力し合って、炊き出し等を行うことにより食料の確保を行います。

ただし、難病患者、人工透析患者、糖尿病患者等には食事制限があること、幼児や高齢者には、やわらかいものが必要であること、アレルギーや宗教により食べられない物があることなど、要配慮者に対する食料の確保には十分配慮します。また、状況が落ち着いてきたら、避難者の食料や物資に対する要望をまとめ、それらの支給を災害対策本部に働きかけます。

(1) 必要な食料や物資を災害対策本部に報告します。

ア【様式12：食料依頼伝票】

イ【様式13：物資依頼伝票】

(2) 災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として独自に入手を試みるなど、対応策を考える必要があります。

(3) 避難者ニーズの反映

状況が落ち着いてきたら、各生活班に対し必要とする食料や物資の調査を行い、避難者ニーズを把握して災害対策本部へ要請を行います。

食料、物資の要請は、将来的な予測を立てて行います。【様式14：食料・物資要望票】

２　食事（炊き出し）の提供

避難所開設直後の食事については備蓄食料の配布を中心に対応しますが、できるだけ早い時期に避難者自らが本格的な調理できるよう、調理材料の確保、調理器具等の調達、栄養士等による栄養指導を図ります。

また、手洗い・手指消毒や食品の衛生管理を徹底し、感染症予防や食中毒防止を図ります。

３　物資等の受入

災害対策本部などから届く物資等の受入れ、搬入には大量の人員が必要になります。当番制により、できるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資等を搬入します。

受け入れた物資等は、【様式15：物資受払簿】に記入し管理します。

４　食料の管理、配付

避難所内にある食料の在庫や状態を把握することは、避難所の運営において必須の仕事です。特に災害発生直後の混乱した状況下では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫を把握し、計画的に配付することが重要となります。

5　物資の管理、配付

避難所内にある物資の種類とその在庫を把握することも、避難所の運営において必須の仕事です。物資の在庫や状態を把握することで、避難者のニーズに迅速に対応することが可能となり、不足しそうな物資の支給を効率よく災害対策本部に働きかけることが可能となります。

女性用品や介護用品はプライバシーに係る物資のため、女性が配布できるようにし配布場所にも配慮します。

第８章　要配慮者・救護班の役割

災害時には、全ての避難所に救護所（災害対策本部医療班が医療救護を実施する場所）が設置されるとは限りません。避難者がお互いに協力し合い、障がい者や高齢者といった要配慮者のサポートや負傷者に対する応急手当など行いながら、避難所運営をしていく必要があります。

特に障がいのある子供へは特別な配慮が必要です。

１　要配慮者の避難状況の確認

(1) 未確認者の把握

区や消防防災班等が把握している避難行動要支援者登録名簿と避難者名簿【様式６：避難者名簿】を照らし合わせて、確認ができない要配慮者がいた場合は、区や消防防災班等に対し、避難状況を確認するよう依頼します。なお、初動期にあっては、要配慮者・救護班が設置されていないことから、避難所担当職員等が実施します。

(2) 災害対策本部への報告と救援依頼

区や消防防災班等が、未確認の避難状況を確認した結果、なお所在が不明な場合には、家族等に安否情報の確認を行い、状況により捜索が必要となる可能性があります。

このため、未確認者の正確な情報を災害対策本部へ報告するとともに、救援依頼をします。災害対策本部では関係機関と協力連携して、他の避難所や市外に避難しているかを調査します。

(3) 要配慮者の所在把握後の対応

区や消防防災班等が、未確認者の避難状況を確認した結果、当該避難所や自宅等で支援を必要とする要配慮者を確認した場合は【様式６：避難者名簿】に記入してもらい把握に努めます。

２　要配慮者の状況・要望の把握

(1) 要配慮者用窓口の設置

避難所における要配慮者用の窓口を明らかにし、要配慮者からの申し出による状況・要望の把握ができるようにする必要があります。また、障がい者・高齢者の枠組みにとらわれず、生命に係るなど「一番困っている人」から柔軟に、臨機応変に対応することが求められます。

(2) 福祉施設等への緊急入所

要配慮者のうち、避難所での生活が困難な人については、災害時応援協定に基づき市内福祉施設等と入所人員などの協議を行い、福祉施設への移動、又は病院への収容も検討し災害対策本部に要請します。

(3) 支援の要請

要配慮者に対する必要な支援を把握し、食料、物資が必要な場合は、【様式12：食料依頼伝票】により、おかゆ等の食料や【様式13：物資依頼伝票】によりおむつなどの物資の要望について、災害対策本部に要望します。また、人的支援が必要な場合は、通訳や福祉関係者等の専用ボランティア等の派遣について、災害対

策本部に要請を行います。併せて避難者の中に介護福祉士等の有資格者がいれば、協力を依頼します。

(4) 多様な特性に配慮した情報伝達

避難所には多様な要配慮者が避難することから、一人ひとりに合った方法で、情報が確実に伝達できるよう配慮します。

3　病人、けが人、要配慮者への対応

避難者のうち、病人、けが人、要配慮者については、以下の内容について把握します。ただし、プライバシー保護の観点から、把握した情報の管理には十分に注意します。

・氏名　・住所　・生年月日　・年齢　・病名　・通常使用している薬 ・かかりつけの病院、医師　・食事、物資等の個別の要望

4　近隣の救護所、医療機関の開設状況把握

近隣の救護所の開設状況を把握し、周知を図ります。

地域内の医療機関の開設状況を把握し、連絡先を確認するとともに、事前に緊急の往診などの協力を依頼します。

5　医務室の設置

発災直後は、地域内の医療機関も被災し、診察が不可能な場合も考えられます。

必要に応じて、急病人等に対応するため、避難所内に医務室を開設します。

避難所内の医務室で対応できない場合には、速やかに救護所や近隣の医療機関に災害対策本部から応援を要請します。

避難者の中に、医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請します。

6　医薬品の種類、数量の把握

避難所内にある医薬品の種類、数量について把握し、管理します。

必要最低限の医薬品については、物資担当者と連絡をとり、常備するよう心がけます。

7　AED（自動体外式除細動器）設置場所の確認

避難所内にAEDがある場合は、その設置場所を確認するとともに、全員に周知を図ります。

避難内にAEDがない場合は、最寄りの設置場所を確認するとともに、全員に周知を図ります。

避難者の中にAED講習会の受講者等がいるか確認し、把握しておきます。

8　往診、相談会の開催

医療機関からの往診や健康に関する相談会、支援に関する相談会、女性専用相談窓口などを定期的に開催します。

第９章　衛生班の役割

１　ゴミ

避難所では多人数が生活するため、大量のゴミが発生します。

特に、災害発生直後の混乱した状況では、ゴミの収集も滞るおそれがあります。

(1) 避難所敷地内の屋外で、以下のような場所にゴミ集積場を設置します。

ア　ゴミ収集車が出入りしやすい場所で、避難者の経路等に安全な場所

イ　調理室など衛生に関して十分に注意を払わなければならない箇所から離れた場所

ウ　居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる場所

エ　直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

(2) ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保ちます。

ア　通常通りの分別収集をするよう呼びかけます。

イ　危険物（空のカセットボンベ等）の分別には特に注意を払います。

ウ　各世帯から出るゴミは、居住組ごとにゴミ袋を設置してまとめ、ゴミ集積場に捨てます。

(3) ゴミ収集が滞り、やむを得ない場合には、処分方法について災害対策本部と検討を行います。

２　風呂

多人数の避難者が生活する場所において、避難者が平等かつ快適に入浴の機会を得られるようにします。

(1) 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合

ア　市内温泉施設の使用が可能な場合は、その開設状況を把握し避難者が利用できるよう調整します。

(2) 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置された場合

ア　個別に利用時間を設定します。

イ　当番を決めて交代で清掃を行います。

ウ　防犯ブザーをつけるなど、安全への配慮を行います。

エ　衣類の洗濯等もできるよう洗濯機の設置を行います。

３　トイレ

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数に応じたトイレを確保し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において重要な仕事です。

(1) トイレの使用可能状況の把握

ア　施設内のトイレの配水管、排水管が使用可能かどうか早急に調べます。

イ　配水管、排水管が使用不可能な場合は、トイレを使用禁止とし、貼り紙をして避難者に周知します。

(2) 既設トイレが使用できない場合は（多数の避難者がいる避難所では既設トイレの使用可否に関わらず)、速やかに仮設トイレの設置場所と必要数（概ね30人から50人あたり１基）を災害対策本部に連絡します。

ア　屋外では照明設備や防犯ブザー等を確保する必要があります。

イ　仮設トイレの設置には、要配慮者に配慮し、洋式仮設トイレの設置が必要です。

ウ　女性専用トイレの数を多くし、設置場所も男性用とは離れるよう配置にも配慮します。

エ　男女別以外に、性別にかかわりなく使用出来る多目的トイレの設置を検討します。

(3) トイレ用水の確保

排水管が使用可能な場合には、汚物を流すための用水を確保し、トイレを使用します。（水の確保については、「７　生活用水の確保」参照）

(4) トイレの衛生管理

ア　トイレの清掃・消毒は、定期的（当初は毎日数回ずつ）に行います。

イ　避難者にトイレの清潔な使用方法について、十分に周知し注意を払います。

ウ　トイレの使用後の手洗い・消毒ができるよう配慮します。例えば入口に消毒水を手洗い用として用意し、消毒水は作成日時を明記し、定期的に交換します。

エ　清掃用具、汚物専用容器、トイレットペーパーの確保に努めます。

4　寝床の確保

１世帯１空間のパーテーションを設置しプライバシーを保護するとともに、段ボールベッドや毛布等必要数を確保できるよう努めます。特に高齢者等には座位での就寝もできるよう、多目的ベッドの優先的提供なども考慮します。

また、定期的な保健師の巡回を計画し、避難所生活の長期化に伴うエコノミークラス症候群予防等にも努めます。

避難が長期化する場合は、リフレッシュのため、ホテルや旅館等への一時宿泊も検討します。

5　掃除

多数の人が共同生活を行う避難所では、避難者全員が避難所内の清掃を心がける必要があります。

ア　共有部分の掃除は、生活班を単位に当番制をつくり、交代で清掃を行います。

イ　居住部分の掃除は、毎週１回程度の清掃時間を設け全員で行います。

6　衛生管理

ライフラインが停止し、物資が不足する中での避難所生活は、決して衛生的なものとはいえません。疾病の発生を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理には十分に注意を払います。

(1) 手洗いの徹底

ア　手洗い用の消毒液を調達して消毒水を作り、トイレなどに用意し、手洗いを励行します。

イ　季節によっては、施設内の必要箇所（調理室等）を消毒するための消毒液などを調達し、定期的に消毒を行います。

(2) 食器の衛生管理の徹底

ア　衛生管理の観点から、できるだけ使い捨ての食器を使用します。

イ　使い捨ての食器を十分調達できない場合には、使い捨ての食器又は通常の食器を再利用します。

ウ　食器の再利用を行う場合には、各自が用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任を持って行うこととします。

(3) 避難所での集団生活においては、風邪などの感染症が蔓延しやすくなるため、十分な対策を講じます。

ア　外出から帰った時は、手を洗いうがいをするなど、十分に予防策を講じます。

イ　マスクやうがい薬など、予防のために必要なものは、適宜、食料物資班の担当者を通して災害対策本部に要望します。

7　ペット

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。様々な人が避難生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する必要があります。

なお、盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬は、ペットではありません。「身体障害者補助犬法」により、公共的施設を身体障がい者が利用する場合に同伴が認められています。

(1) 避難所の居住部分には、原則としてペットの同伴禁止

多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペットの同伴は禁止します。

(2) ペット飼育スペースの設置

ア　敷地内の屋外（余裕のある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場で飼育するようにします。

イ　ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は飼育者が全責任を負って管理することとします。

(3) 登録台帳の記入

避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届けるよう呼びかけ【様式16：避難所ペット登録台帳】に記入します。

(4) 大型動物・危険動物の同伴禁止

大型動物や危険動物を避難所へ同伴することは断るようにします。

(5) ペットの飼育場所のルール

ペットの飼育場所と飼育ルール（《参考資料４：ペットの飼育ルールの広報文案》参照）を、飼育者及び避難者に周知し、徹底を図ります。

(6) ペットの救護活動情報

ペットの一時預かり等救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供します。

8　生活用水の確保

災害時に生活用水を確保することは、非常に重要な仕事です。生活用水の確保は、労力を必要とする仕事なので、避難者全員で協力して行います。

(1) 避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区分します。

ア　飲料水、調理用

イ　手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用

ウ　風呂、洗濯用

エ　トイレ用

(2) 飲料水、調理用の確保

ア　飲料用の水は、救援物資として届くペットボトルを使用します。

イ　ペットボトルの水はできるだけ冷暗室に保管し、開栓後は長く保存しないように注意します。

ウ　ペットボトルの水が確保できない場合、又は不足する場合は、給水車の水、飲用可能な井戸水、湧水、緊急用浄水装置の水を使用します。

エ　給水車の水、井戸水、湧水、緊急用浄水装置の水の保管は短期間とし、清潔を保つように留意します。

(3) 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水の確保

ア　手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水は、原則として給水車の水、飲用可能な井戸水、湧水、緊急用浄水装置の水を使用します。

イ　水の保管は短期間とし、清潔を保つように留意します。

ウ　手洗い、洗顔等として使用した水は、トイレ用水として再利用することを心がけます。

《用途別の生活用水の使い方の例》

	飲料用 調理用	手洗い用 洗顔用 歯磨き用 食器洗い用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水(ペットボトル)	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
井戸水、湧水、浄水装置水　(飲用可能)	○	◎	◎	○
井戸水、湧水(飲用不可)	×	×	△	◎
プール、河川の水	×	×	×	◎

凡例　◎：最適な使用方法　○：使用可　△：水質により判断　×：使用不可

第10章　ボランティア班の役割

災害時には、被災地域や避難所に多数のボランティアが詰めかけることが予想されます。

避難所の運営は、あくまで避難所組織による自主運営が基本ですが、避難所運営による避難者の負担を軽減し、また、運営が円滑に実施できるようボランティアにも積極的に協力を仰ぎ、避難所を効率よく運営していきます。

１　ボランティアの受入れ

(1) 避難所運営の中で、特にマンパワーの大きくかかる部分については、災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じてボランティアの支援を受けます。

(2) ボランティアの派遣は、原則として災害対策本部を通じて受け入れます。

避難所に直接訪ねてきたボランティアについては、県や市等の受入れ窓口でボランティア登録を行うよう依頼します。

(3) 災害対策本部又は社会福祉協議会等の職員により、ボランティアの窓口を設置します。

【様式17：災害ボランティア受付カード】に必要事項を記入してもらいます。

災害対策本部又は社会福祉協議会等の職員は、災害ボランティア受付カードに記入してもらった名簿を【様式18・災害ボランティア集計名簿】に集計して、災害対策本部や社会福祉協議会の災害ボランティア事務局などに連絡を行います。

(4) 必ずボランティア保険等に加入しているかを確認します。

保険に加入していないボランティアについては、災害対策本部又は社会福祉協議会等に問い合わせボランティア保険等の加入を要請します。

２　ボランティアの管理

(1) ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、運営会議で検討し、決定します。

組織化されたボランティアの場合、ボランティアのリーダーと協議して、どの役割を担ってもらうか決めるのも良いでしょう。

(2) ボランティアに対する具体的な作業指示は、各活動班の作業担当者が行います。また、ボランティアの安全には十分配慮し、危険な作業は決して行わせてはいけません。

(3) ボランティアであることが一目で分かるように、名札や腕章の着用を義務づけます。

(4) 一日の災害ボランティア活動が終了時に、【様式18・災害ボランティア集計名簿】内に終了時間及び負傷の有無を確認して集計名簿欄に記入します。

負傷者がいる場合は、災害対策本部及び災害ボランティア事務局に連絡するとともに病院への受診を勧めます。

第11章　避難所の閉鎖

1　閉鎖方針

避難所はあくまでも一過性のものです。被災者及び地域社会が自立に向けて次の一歩を踏み出せるよう援助し、少しでも早く避難所が不要となり、避難生活が解消できるよう努めることが必要です。

基本的には、避難者がいなくなったときに避難所を閉鎖することになりますが、早期に施設機能の回復（学校の再開等）を求められますので、避難者がわずかとなった場合は、他の近隣の避難所との統廃合も検討する必要があります。この場合、残っている避難者に統廃合を周知し、希望を確認して他の避難所に移ってもらうよう理解を求める必要があります。

避難者が残っている状態で、避難所を統廃合するにあたっては、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、避難所運営委員会は施設職員や災害対策本部と協議し、調整を図る必要があります。

2　避難所の縮小

避難所の統廃合以前の対応として、施設機能の回復（学校の再開等）を求められることから、避難所を徐々に縮小していく必要があります。

避難所運営委員会は、避難所フロアマップを活用し、避難所の閉鎖時期や縮小の方法等について協議を行う必要があります。

また、施設機能の回復（学校の再開等）が実施された後も避難者がおり、施設利用者が共存せざるを得ない状況に備え、ルールや体制づくりも検討する必要があります。

3　避難所の閉鎖

避難者の解消や他の避難所との統廃合により、避難所が閉鎖される際には、避難所運営委員会を解散します。

その後、避難所配置職員は、施設職員とともに施設の点検を行い、原則として避難所使用前の状態に現状復旧を行ったうえで、避難所の閉鎖を行います。

また、避難所配置職員は、避難所の閉鎖後には、早急に登庁し所属配備の業務に従事することとなりますが、避難所が閉鎖された後も災害復旧のための業務があるため、各所属の災害復旧業務に従事する必要があります。

様　　式

【様式１：開設準備チェックシート】・・・・・・・・ 31

【様式２：建物被災状況チェックシート】・・・・・ 32

【様式３：避難所の開放スペース等】・・・・・・・・ 34

【様式４：受付時チェックシート】・・・・・・・・・ 35

【様式５：避難者カード】・・・・・・・・・・・・・ 36

【様式６：避難者名簿】・・・・・・・・・・・・・・ 38

【様式７：避難所状況報告書】・・・・・・・・・・・ 40

【様式８：避難所記録用紙】・・・・・・・・・・・・ 41

【様式９：外泊届用紙】・・・・・・・・・・・・・・ 42

【様式 10：取材用受付用紙】・・・・・・・・・・・・ 43

【様式 11：郵便物等受取簿】・・・・・・・・・・・・ 44

【様式 12：食料依頼伝票】・・・・・・・・・・・・・ 45

【様式 13：物資依頼伝票】・・・・・・・・・・・・・ 46

【様式 14：食料・物資要望票】・・・・・・・・・・・ 48

【様式 15：物資受払簿】・・・・・・・・・・・・・・ 49

【様式 16：避難所ペット登録台帳】・・・・・・・・・ 51

【様式 17：災害ボランティア受付カード】・・・・・ 52

【様式 18：災害ボランティア集計名簿】・・・・・・ 53

【様式 19：避難所運営委員会名簿】・・・・・・・・・ 55

【様式 20：避難所運営会議　記録用紙】・・・・・・ 56

【様式１：開設準備チェックシート】

開設準備チェックシート

項　　目	内　　容	確認
開設方針の確認	災害対策本部から開設指示が出た	□
	避難情報が出た	□
	被災者からの開設要望があった	□
避難者の安全確保	開設準備中は建物外での待機を呼びかける	□
	雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導する	□
	避難者の移動経路と物資輸送車両の進入経路上は、駐車禁止とする	□
開設準備への協力要請	避難者に対して当面の運営協力を呼びかける	□
建物の安全確認	災害対策本部による安全確認	□
	「建物被災状況チェックシート」による安全確認	□
ライフラインの確認	電気の使用	□
	放送設備の使用	□
	水道の使用	□
	電話の使用	□
	ＦＡＸの使用	□
	インターネットの使用	□
	下水道の使用	□
トイレの使用確認	使用できない場合は表示と代替設備の準備、要請	□
避難スペースの確保・指定	避難所の利用範囲を確認（避難生活用、運営管理用、救護活動用など）	□
	部屋割り・スペース割の指定	□
	立入り禁止スペースの指定・表示（張り紙・ロープ）	□
利用室内の整理・清掃	破損物・備品等の片付け、清掃	□
受付の設置	場所の確認［場所：　　］	□
	備品の準備（長机、椅子、表示、筆記用具等）	□
	避難者カードの準備	□
	受付付近に、避難所利用範囲や各種ルールの表示	□
生活班の編成	区、支区、隣組の班などを参考に編成する	□
	観光客など、地域内に居住していない避難者は、まとめて編成する	□
	班長を決定する	□
避難所の表示	門・玄関付近に避難所の表示を設置	□
要配慮者への対応		□
負傷者への対応		□
災害対策本部への連絡	避難所状況報告書（第１報）の FAX 又は電話連絡	□

【様式２：建物被災状況チェックシート】

建物被災状況チェックシート（表面）

チェックを行う前に必ず読んでください。
○避難所を開設にあたって、避難所となる施設の安全性を確認します。
○市の避難所担当課職員、施設管理者等のうち、２人以上で危険箇所を注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。
○一見して危険と判断できる場合は、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。
○質問１から順番に点検を行います。
○質問１から８（外部の状況）までのうち、Ｂ又はＣと判断した場合は、建物に入らず、質問９以降について、調査する必要はありません。
○危険と認められる場合は、張り紙をするなどして、施設への立入を禁止とします。
○このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物状況に不安がある場合は、災害対策本部へ連絡し応急危険度判定などの確認を受けます。
○質問１～１３を集計し、下記「チェック結果」に該当する項目の合計を記入します。
○以下の判定により、必要な対応をとります。

Ｃ又はＢ	判定	対応
Ｃが一つでもある	危険	施設内へは立入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Ｃはないが、Ｂが一つでもある又は 14 の記入内容に気になる点がある	要注意	施設内へは立入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急危険度判定を行い、必要な措置を講ずる。
Ｃ又はＢが一つもない	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

○余震による被害が進んだと思われる場合には、再度チェックシートで被災状況を点検する。
○このチェックシートによる判断はあくまで臨時的なものであり、災害対策本部に連絡し専門家による応急危険度判定等の調査・確認を受けること。

チェック結果

避難所名	確認日時	確認者名
Ａの数	Ｂの数	Ｃの数

【様式２：建物被災状況チェックシート】

建物被災状況チェックシート（裏面）

《外部状況》

質　　問	該　当　項　目		
	A	B	C
１ 建物周囲に、地すべり、崖崩れ、地割れ、砂の吹き出し、液状化現象、地盤沈下などが生じましたか	いいえ	生じた	ひどく生じた
２ 建物の基礎が壊れましたか	いいえ	壊れたところがある	ひどく壊れた
３ 建物が傾きましたか	いいえ	傾いている気がする	明らかに傾いている
４ 外壁材は壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	大きな亀裂がある 一部落下している	大きく壊れている 落下している
５ 屋根材は壊れましたか	いいえ	壊れている 一部落下している	大きく壊れている
６ 窓ガラスは壊れましたか	いいえ又は現場でふさげる程度	現場で対応できないほど割れた	
７ 外部階段、バルコニー、高架水槽、大型看板、隣接する建物等が余震などにより避難所の建物や敷地内に落下、倒壊する危険性はありますか	いいえ	可能性がある	今にも落下、 倒壊しそうだ
８ ガス臭、灯油等の臭い（ガス漏れ、灯油等の漏れの可能性）はありますか	いいえ	ややある	かなりある 漏れている

ここまでのチェックで、Ｂ又はＣの該当項目があった場合は、建物内に入ってチェックする必要はありません。（質問９以降は点検不要です）

その他、気がついた状況があれば、質問１４の回答欄に記入してください

質問	該当項目		
	A	B	C
９ 床が壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	少し傾いた、又は沈下した	大きく傾いた
10 柱が折れましたか	Ｂ・Ｃ以外	大きなひび・ゆがみを生じたものがある	完全に折れたものがある
11 内部の壁が壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	大きなひび割れがある 一部落下している	大きく壊れている 落下している
12 出入口・各室のドアは動きますか	Ｃ以外		かなり動きにくい 動かない
13 天井や高所の照明器具が壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	落下の危険性がある	落下している
14 その他、気がついた状況を記入してください （例：塀が壊れた、水・ガス・灯油等が漏れている、付近の電線が切れ垂れ下がっている、家具が倒れているなど）			

【様式３：避難所の開放スペース等】

避難所の開放スペース等

教育施設である小・中学校では、児童・生徒への影響を最小限に抑えるため、体育館施設のみを開放し使用します。大規模災害では他の教室等の使用もありますが、できるだけ速やかに本来の学校機能の回復に努めます

分　　類		部　屋　名
◎避難者生活スペース		
要配慮者スペース		
避難所運営用	◎受付場所	
	◎広報場所	
	◎事務所	
	運営委員会本部室	
	会議場所	
	仮眠場所	
救護活動用	◎救護室	
	物資保管室	
	物資配付場所	
	特設公衆電話の設置場所	
	相談室	
避難生活用	◎更衣室（兼授乳場所）（男女別）	
	休憩所	
	調理場所	
	勉強場所	
屋外	仮設トイレ（男女、多目的）	
	ゴミ集積場所	
	喫煙場所	
	物資の荷下ろし場所	
	仮設入浴場所	
	洗濯・物干し場（女性専用）	
	駐輪場・駐車場	

◎印が付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにします

【様式４：受付時チェックシート】

受付時チェックシート

チェック項目	チェック内容
□１．受付 ※多人数が集中した場合は、名簿への記入は事後となることもやむを得ないが、家族人数の把握に努め、できるだけ早い段階で氏名、住所等の基礎的な内容だけでも記入してもらう	・同居している家族等の単位で記入してもらう。（要配慮者等の場合、必要に応じて記入を手伝う） →【様式５：避難者カード】
□２．避難所内の割当て・誘導	・早い者勝ちではないことを周知する。 ・できるだけ地域（編成が済んでいれば生活班）ごとにグループでまとまるように誘導する ・状況により移動してもらう可能性があることを説明する。
□３．ルール等の周知	・当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降順次見直す →《参考資料３：避難所のルール例》

【様式５：避難者カード】　　No.＿＿＿＿＿＿

避　難　者　カ　ー　ド（世帯ごとに記載）　　避難者世帯代表者⇒避難者受付

記入日　　年　　月　　日　　避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※避難所担当者記入欄（避難者記入不要）	１　避　難　者　（避難所での生活を希望する方）
	２　在宅避難者等　（自宅等で生活するが配給等が必要な方）

※①から⑥までについて記入または○を付けてください

①	区　　名		支　区　名			
②	氏　名　等 ＊避難世帯の方は世帯主から世帯全員の氏名等を記載してください ＊避難状況欄には避難所に避難されている方には○を記載し、それ以外の方は居場所を記載してください	ふりがな 氏　　名	生年月日	性 別	要配慮者	避難状況
		１世帯主		男・女		
		２		男・女		
		３		男・女		
		４		男・女		
		５		男・女		
		６		男・女		
	住　　所					
	電　　話	固定電話　　（　）　　代表者携帯：　　（　）				
③	家屋被害等 分かるものに○	１全壊　２大規模半壊　３半壊　４一部損壊 ５床上・床下浸水　６断水　７被害なし　８その他（　　）				
④	緊急連絡先	＊親族の連絡先など　氏名　続柄 固定電話　携帯電話				
⑤	特記事項	＊特に配慮を必要とすることがあれば記載してください ＊特技や資格など協力できることがあれば氏名欄の番号と内容を記載してください				

⑥	１　安否の問い合わせに情報を公表してもよいですか	はい　・　いいえ
	２　関係機関等に避難者として公表してよいですか	はい　・　いいえ

以下の表は避難所受付担当で記載します

避難者名簿　ナンバー	退所年月日／在宅支援終了日	転出先と連絡先
		転出先： 固定電話 携帯電話

【様式５：避難者カード】　　No.　　記載例

避　難　者　カ　ー　ド　（世帯ごとに記載）　避難者世帯代表者⇒避難者受付

記入日　　年　　月　　日　　避難所名

※避難所担当者記入欄 （避難者記入不要）	１　避　難　者　（避難所での生活を希望する方）
	２　在宅避難者等　（自宅等で生活するが配給等が必要な方）

※①から⑥までについて記入または○をつけてください

①	区　　名		支　区　名			
②	氏　名　等 ＊避難世帯の方は世帯主から世帯全員の氏名等を記載してください ＊避難状況欄には避難所に避難されている方には○を記載し、それ以外の方は居場所を記載してください	ふり　がな 氏　　名	生年月日	性　別	要　配 慮者	避難状況
		１世帯主		男・女		
		２		男・女		
		３		男・女		
		４		男・女		
		５		男・女		
		６		男・女		
	住　　所					
	電　　話	固定電話：　　（　）　　代表者携帯：　　（　　）				
③	家屋被害等 分かるものに○	１全壊　２大規模半壊　３半壊　４一部損壊 ５床上・床下浸水　６断水　７被害なし　８その他（　　）				
④	緊急連絡先	＊親族の連絡先など　氏名　続柄 固定電話　携帯電話				
⑤	特記事項	＊特に配慮を必要とすることがあれば記載してください。 ＊特技や資格など協力できることがあれば氏名欄の番号と内容を記載してください。				
⑥	１　安否の問い合わせに情報を公表してもよいですか			はい　・　いいえ		
	２　関係機関等に避難者として公表してよいですか			はい　・　いいえ		

避難者と在宅避難者等を分けて名簿にしますので避難所担当者が記入してください。

・①氏名欄は世帯員全員の氏名等を世帯主から記載してください。
・「在宅避難者等」は、支援を必要とする世帯員の氏名を代表者から記載してください。
・避難状況欄には避難所に避難されている方に○、それ以外の方は居場所を記載してください。
・要配慮者とは次のような方などです。
　＊障がいのある方、身体が不自由な方、妊産婦、外国人
・避難者数確認のため、性別欄は戸籍上の性別に○をしてください。

住家の住所は番地まで、自宅電話番号と携帯電話番号を記載してください。

住家の被害状況について、分かる範囲で○をしてください。

緊急時の連絡先は親戚などの氏名と電話番号を記載してください。

避難所内の支援や対応をきめる際の参考にしますので、配慮が必要なことがあれば具体的に記載してください。物資を要請する際の参考にしますので、特に必要な食料など記載してください。アレルギー対応、粉ミルク、哺乳瓶、お粥、おむつ、生理用品などが必要な方など

資格に関らず得意な分野や協力できることがあれば記載してください。

１避難所に安否確認の問い合わせがあった場合の対応、２関係機関(消防・警察)等に公表する意思確認です。個人情報ですので必ずどちらかに○をつけてください。

なお、国、県等からの情報提供については個人情報保護条例等における法令の定めにより、目的外使用（情報提供）が可能です。本人の同意は不要とされています。

【様式６：避難者名簿】

避　難　者　名　簿　（集計表　No.　１）

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	カード番号	氏　　名	住　　所	性別	生年月日	安否情報公表○×	避難情報公表○×	備考						退所日
								ミルク	おむつ	お粥	柔らかな物	アレルギー		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

【様式６：避難者名簿】

避　難　者　名　簿　（集計表　№　２）

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	カード番号	氏　　名	住　　所	性別	生年月日	安否情報公表○×	避難情報公表○×	備考						退所日
								ミルク	おむつ	お粥	柔らかな物	アレルギー		
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														

【様式７：避難所状況報告書】

避 難 所 状 況 報 告 書 ［第　　報］

避難所名	
報告者	職氏名：　　（避難所担当職員/施設職員/地域団体）
報告日時	年　　月　　日　　時　　分
避難所連絡先	施設電話：　　FAX：　　携帯電話

報　告　事　項			備考・特記事項
避難者	避難世帯数		＊避難者数に関すること
	避難者数		
	負傷者数	重症者　　名 中等者　　名 軽症者　　名	
	災害時要配慮者数	名	
	在宅避難者等 世帯・数	世帯 名	
建物	避難所建物の被害	有　・　無	＊建物に関すること
	避難所の使用	可　・　否	
ライフライン	電気使用の可否	可　・　否	＊ﾗｲﾌﾗｲﾝに関すること
	水道使用の可否	可　・　否	
	ガス使用の可否	可　・　否	
	電話使用の可否	可　・　否	
職員	避難所担当職員	名	
	施設職員	名	
避難所運営委員会		設置済・未設置	
市災害対策本部への要請事項・連絡事項			

・一日最低１回は災害対策本部へ報告する

・「避難世帯・避難者数」とは、自宅が被災し住めなくなり、避難所で生活している方

・「在宅避難者等」とは、自宅に住むことができるが、ライフラインの途絶等により避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給を受けている方

【様式８：避難所記録用紙】

避　難　所　記　録　用　紙

避難所名：

記録者職氏名		
記録日時		年　　月　　日　　時　　分
避難者数		人　（　　時現在）
避難者世帯数		世帯　（　　時現在）
連絡事項	総　務　班	
	避難者管理班	
	情報広報班	
	施設管理班	
	食料物資班	
	要配慮者・救護班	
	衛　生　班	
	ボランティア班	
対処すべき事項、予見される事項		

【様式９：外泊届用紙】

外　泊　届　用　紙

避難所名：

氏　　名			
被災前住所			
外泊予定期間	月　　日～　　月　　日		
同行者氏名			
緊急時連絡先 （外泊先）			
携帯電話			
外泊開始日時 **（避難者管理班）**	月　　日 時　　分	**外泊終了日時** **（避難者管理班）**	月　　日 時　　分

・帰られた時には必ず受付（避難者管理班）に声をかけてください
・外泊期間延長する場合には必ず受付（避難者管理班）に連絡をしてください

【様式 10：取材用受付用紙】

取 材 用 受 付 用 紙

避難所名：

<table>
<tr><td colspan="2">受付日時</td><td colspan="4">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">退所日時</td><td colspan="4">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者</td><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">連絡先（所在地、電話番号等）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">同行者</td><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">取材目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">放送・掲載等の予定</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所側の付添者</td><td colspan="4" rowspan="2">（名刺添付場所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td></tr>
</table>

・避難者のプライバシーに十分配慮し、居住空間での取材は原則禁止とします
・担当者が立会いますので同意した場合のみ取材を行うことができます
・お帰りの際にも必ず受付へお寄りください

【様式 11：郵便物等受取簿】

郵 便 物 等 受 取 簿

台帳 №　　避難所名：

№.	受付月日	宛先	郵便物等の種類	受取月日	受取人
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封筒・小包・その他（　　）	月　　日	

・避難者担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します
・受取に来た方に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます

【様式 12：食料依頼伝票】

食 料 依 頼 伝 票

<table>
<tr><td rowspan="8">避難所</td><td colspan="2">依頼日時</td><td>月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 者
電話・FAX</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">依
頼
者</td><td>避難者用</td><td>食（内やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>在宅避難者等用</td><td>食（内やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>食（内やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の依頼内容</td></tr>
<tr><td rowspan="10">災害対策本部</td><td colspan="2">受信日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理時刻</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">配
送
数</td><td>避難者用</td><td>食（内やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>在宅避難者等用</td><td>食（内やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>食（内やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td colspan="2">発注業者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">配送業者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">配送確認時間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">備考</td></tr>
</table>

【様式 13：物資依頼伝票】

物 資 依 頼 伝 票

①	依頼日時				②	発注業者名 電話 FAX		
	避難所名							
	住所					伝票№.　　伝票枚数		
	担当職氏名					本部受付日時 月　日　時　分		
						本部受信者名 電話　　FAX		
	電話　　FAX							
		品　名	サイズ等	数量		出荷数量	個口	備 考
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
・一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はきりの良い数字で注文してください。性別などは、「サイズ等」欄に記入してください							個口合計	

・担当者は、この伝票に記入し、災害対策本部に原則として FAX で注文・配達を依頼してください

・FAX が使えない場合には、必ず控えを残し保管しておいてください

③	出荷時期　　月　日　時　分	④	
	配達者名 電話 FAX	避難所 受領 サイン	
	配達場所		
	配達日時　　月　日　時　分		

〈様式 13：「物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法〉

１　食料物資班の担当者は、避難者各班長からの食料・物資の要望を「様式 14：食料・物資要望票」により提出してもらい、運営委員会等で検討を行い伝票の①の枠内に依頼事項を記入します。

（１）「様式 14：食料・物資要望票」伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。

（２）「様式 13：物資依頼伝票」に物資の品名ごとに伝票№と依頼数量などを転記します。

（３）転記後は、伝票を食料物資班の班長に渡します。

（４）食料物資班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。

２　災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入します。

（１）災害対策本部の物資管理を担当する職員は、伝票の内容を品名ごとの受付簿に記入します。

（２）発送時に、その内容を台帳及び伝票を記入します。

（３）発送担当者に伝票を渡します。

３　発送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入します。（物資班担当者が直接配送するときは、職員が配送担当者と同様に記入を行います。）

（１）配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所物資班の責任者のサインを得てから物資を渡します。

（２）物資班の責任者が不在のときは、班員のサインを受けます。

（３）配送担当者は、この伝票を災害対策本部の物資管理を担当する職員に渡します。

（４）食料物資班は、「様式 15：物資受払簿」に数量などを記入します。

４　災害対策本部の物資管理担当する職員は、台帳に到着確認時間を記入し、台帳と伝票を保管します。

【様式 14：食料・物資要望票】

食料・物資要望票

避難者班名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　班長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

① 要望提出日	年　　月　　日　　時　　分		
② 要望品名・摘要・数量など			
品　　名	摘 要（サイズ等）	数　量	備　考

・一行につき１品、サイズごとに記入してください
・性別等は「摘要(サイズ等)」の欄に記入してください
・その他必要な事項は(説明しておくべき事情や緊急に要する物であるのか等)は、備考欄に記入してください

【様式 15：物資受払簿】

物資受払簿

台帳№　　避難所名：

品名			サイズなど				
依頼日時			依頼数量				
月　日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考

・物資等の受領時に記入します
・この用紙は避難所で保管します

〈様式 15 :「物資受払簿」の記載方法及び使用方法〉

１　物資班の担当者は、依頼した物資が配布されたら、必要事項を記入します。

（１）「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは寄付者名を記入するなど出所を明示します。

（２）「受」には、受け入れた数量を記入します。

２　物資を避難者に配布した場合、配布した数と残数を記入します。

（１）「払出先」には、避難所の班ごとに配布した時は班の番号、避難者ごとに配布したときは避難者氏名などを記入します。

（２）「払」には、配布した数量を記入します。

（３）現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します。

【様式 16：避難所ペット登録台帳】

避難所ペット登録台帳

避難所名：

No.	飼育者	入退所日	種類	名前 (呼び名)	性別	特徴	スペース
例	氏名：東御太郎 住所：田中〇〇 電話：64 - 1234	入 〇月〇日 退 〇月〇日	犬	トーミ	(オス) メス	体格：中型 体長：50cm 毛色：白 その他	(外)(校庭) 内(　　)
1	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)
2	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)
3	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)
4	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)
5	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)
6	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)
7	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)
8	氏名 住所 電話	入 月　日 退 月　日			オス メス	体格： 体長： 毛色： その他：	外(　　) 内(　　)

【様式 17：災害ボランティア受付カード】

受付年月日	年　　月　　日
整理番号	
受付担当者	

災害ボランティア受付カード

下の枠内に記入してください

ふりがな 氏　　名		性　　別	男　・　女
生 年 月 日	S・H　　年　　月　　日	年　　齢	歳
職　　業： 団体・学校名			
住　　所	〒　　固定電話　　（　　）		
緊急連絡先	〒　　固定電話　　（　　） 携帯電話　　（　　）		
活動内容など			
活動月日 活動時間	月　　日 開始時間　　時　　分から終了予定時間　　時　　分		
ボランティア 保険	1　加入済　　・　　2　未加入		
その他			

【様式 18：災害ボランティア集計名簿】

災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 集 計 名 簿 （ No. 1 ） 月 日（1日毎に記載）

避難所名

※ 事務局が記入

No.	ふりがな 氏 名	年 齢	性 別	職業 団体・学校名	住 所	緊急連絡先	活動時間	保険 有無	※終了 確認	※体調不良・負傷の 有無 その他記入
1			男 女				開始 : 終了 :			
2			男 女				開始 : 終了 :			
3			男 女				開始 : 終了 :			
4			男 女				開始 : 終了 :			
5			男 女				開始 : 終了 :			
6			男 女				開始 : 終了 :			
7			男 女				開始 : 終了 :			
8			男 女				開始 : 終了 :			
9			男 女				開始 : 終了 :			
10			男 女				開始 : 終了 :			

【様式18：災害ボランティア集計名簿】

災害ボランティア集計名簿（№ ２）　　月　　日（１日毎に記載）

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　※　事務局が記入

№.	ふりがな 氏　名	年齢	性別	職業 団体・学校名	住　所	緊急連絡先	活動時間	保険有無	※終了確認	※体調不良・負傷の有無　その他記入
11			男 女				開始　： 終了　：			
12			男 女				開始　： 終了　：			
13			男 女				開始　： 終了　：			
14			男 女				開始　： 終了　：			
15			男 女				開始　： 終了　：			
16			男 女				開始　： 終了　：			
17			男 女				開始　： 終了　：			
18			男 女				開始　： 終了　：			
19			男 女				開始　： 終了　：			
20			男 女				開始　： 終了　：			

【様式 19：避難所運営委員会名簿】

避難所運営委員会名簿　No.＿＿＿＿

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　編成：　　月　　日から

避難所運営委員会			名　　簿	
委　員　長				
副　委　員　長				
副　委　員　長				
各活動班	総　務　班（事務局）	班　　長		
		副 班 長		
	避難者管理班	班　　長		
		副 班 長		
	情報広報班	班　　長		
		副 班 長		
	施設管理班	班　　長		
		副 班 長		
	食料物資班	班　　長		
		副 班 長		
	要配慮者・救護班	班　　長		
		副 班 長		
	衛　生　班	班　　長		
		副 班 長		
	ボランティア班	班　　長		
		副 班 長		
居住組	1	組　　長		
		副 組 長		
	2	組　　長		
		副 組 長		
	3	組　　長		
		副 組 長		
	4	組　　長		
		副 組 長		
	5	組　　長		
		副 組 長		
	6	組　　長		
		副 組 長		

・居住組欄が不足する場合には別紙に記載してください

【様式 20：避難所運営会議　記録用紙】

避難所運営会議　記録用紙

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開催日時		月　　日（　）　　時　　分から　　時　　分	
参加者			
連絡事項	総務班		
	避難者管理班		
	情報広報班		
	施設管理班		
	食料物資班		
	要配慮者・救護班		
	衛生班		
	ボランティア班		
	各居住組		
	避難所担当職員		
	施設管理者施設職員		
協議事項		決定した内容や方針	担当班

・協議事項欄に記入できない場合には別紙に記載してください

参 考 資 料

《参考資料１　呼びかけ文例》・・・・・・・・・・・・・ 58

《参考資料２　避難所の開放スペース（学校の例)》・・59

《参考資料３　避難所のルール例》・・・・・・・・・・ 60

《参考資料４　ペットの飼育ルールの広報文例》・・・ 61

《参考資料５　ボランティア活動の際の注意事項例》・ 62

《参考資料６　避難所運営委員会規約例》・・・・・・ 63

《参考資料１　呼びかけ文例》

○開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、○○避難所運営委員会です。
ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設建物の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらくは安全な○○○（例：グラウンド、駐車場）で待機してください。
現在分かっている災害情報は、○○○○［収集した地震に関する情報等］ということです。
この地区や市の被害情報は現在確認中です。
東御市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められておりますので、落ち着いて行動してください。
なお、皆さんの中で、開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、こちらまでお越しください。
以上、○○避難所運営委員会からでした。
※繰り返します。

○受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、○○避難所運営委員会です。
ただいま、施設建物の安全性が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。
受付で、避難者カードに記入していただき、ルールを確認していただいてから入室していただきます。避難所の場所は早い者勝ちではありませんので、これから申し上げる順に同居している家族ごとに受付に来てください。
また、今後の状況及び避難者数により、施設内で移動していただくこともありますのでご了承ください。
できるだけ衣服や毛布等を持参して、貴重品は手から離さず施設内にお入りください。
障がいをお持ちの方や介護が必要な方がいるご家族、高齢者の皆さんを優先しますが、必ず皆さんに安全に避難していただきます。
まず、身体に障がいがある方、介護が必要な方がいるご家族から受付に来てください。
・・・・・・
次にご高齢者がいる家族の方、受付に来てください。
・・・・・・
次に○○区・組内の方、受付に来てください。

《参考資料２　避難所の開放スペース（学校の例）》

分類	部屋名
◎第一次避難スペース ・要配慮者スペース	・体育館（状況により教室） ・多目的室　・和室（畳部屋等）
〈避難所運営用〉 ◎受付所 ◎事務室 ・運営委員会本部室 ◎広報場所 ・会議室 ・仮眠所（避難所運営者用）	・体育館入口 ・受付に近く（重要物品は校長室で保管） ・受付付近
〈救援活動用〉 ◎救護室 ・物資等の保管場所 ・物資等の配布場所 ・特設公衆電話の設置場所 ・相談室	・保健室
〈避難生活用〉 ◎更衣室（兼授乳場所） ・休憩所 ・調理場 ・遊戯場、勉強場所	
〈屋外〉 ・仮設トイレ ・ゴミ集積場 ・喫煙場所 ・物資の荷下ろし場・配布場所 ・炊事・炊き出し場 ・仮設入浴場 ・洗濯・物干し場（ジェンダーに配慮） ・駐輪・駐車場（原則として自動車の乗り入れは認めない）	
〈利用しない部屋〉 校長室、職員室、事務室、理科室実験室、家庭科室など危険物のある特別教室	
〈予備スペース〉 緊急的な遺体安置場所（原則として避難所には遺体を安置しないが、大規模災害の状況によりやむを得ない短時間の場合は、避難スペースから遠く隔離した位置に確保することもある）	

※　◎印の付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。
　　施設配置図、平面図等に上記の内容を図示する。

《参考資料３　避難所のルール例》

避難所のルール

この避難所でのルールは次のとおりです。

１　この避難所は、市の指定避難所で拠点施設です。

２　この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市の職員、施設の管理者、避難所の代表者からなる、避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。

・委員会は、毎日午前○○時と午後○○時に定例会議を行います。

・委員会の運営組織として、名簿班、総務班、避難者管理班、情報広報班、施設管理班、食料物資班、要配慮者・救護班、衛生班、ボランティア班の活動班を避難者で編成しますのでご協力をお願いします。

３　避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することめどに縮小、閉鎖します。

４　避難者カードにより、世帯単位で登録していただきます。

・避難所を退所する時は、必ず受付に転出先をご連絡ください。

５　盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬以外の動物を避難所に入れることは禁止します。

・必要に応じて、ペットの飼育スペースを準備しますので、受付でペット登録してください。

６　施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋等には立入りできません。

・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。

７　授乳室と女性更衣室は準備でき次第ご利用ください。

８　食料や物資は、原則として全員に提供できるまでは配布しません。

９　消灯は、夜○○時です。

・廊下は点灯したままとし、就寝スペースは照明を落とします。

・管理に必要な部屋は、防犯上の理由により、点灯したままとします。

・消灯時間から朝○○時まで、就寝スペースでの携帯電話での通話（メールの送受信を除く）や着信音・アラーム等の鳴動を禁止します。電源を切るか、マナーモードに設定してください。

10　就寝中は、避難者皆さんとの共同生活となりますので静かにしてください。

11　施設の固定電話は、発信のみを行います。（伝言を受けます）

・伝言を受けた後、伝言板に掲示します。（ただし緊急時には放送で呼び出します。）

・発信は公衆電話や各自の携帯電話にて就寝スペース以外でお願いします。

12　トイレの使用場所・方法は次のとおりです。

・○○棟○○室　横トイレ

・○○棟○○室　横トイレ

13　指定された場所以外での喫煙、火気の使用は禁止します。

14　使用していないコンセントがある場合、携帯電話等の充電に使用して構いません。多くの希望者が予想されることから、お互いに譲り合って使用してください。

・なお、公共的な用途でコンセントを使用する必要性が生じた場合、携帯電話の充電が途中であっても、中断していただく場合があります。

15　教育施設である小・中学校では、児童・生徒への影響を最小限に抑えるため、

始めに体育館施設のみを開放します。大規模災害時は他の教室の使用もありますがご協力をお願いします。

《参考資料４　ペットの飼育ルールの広報文例》

ペット飼育者の皆さんへ

避難所では被災された多く皆さんが共同生活を送っていますので、ペット飼い主の皆さんは、次のことを必ず守って避難所生活を送ってください。

1　ペットは、指定された場所につなぐか、オリの中で飼ってください。
2　飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
3　ペットの苦情や、危害防止に努めてください。
4　屋外の指定された場所に排便させ、後始末を行ってください。
5　給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
6　ノミの駆除に努めてください。
7　運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
8　飼育困難な場合は、一次預かりが可能なペットホテルや動物病院などの施設に相談してください。
9　他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡してください。

避難所運営委員会

《参考資料５　ボランティア活動の際の注意事項例》

災害ボランティア活動される皆さんへ

社会福祉協議会
避難所運営委員会

この度は、本避難所へのボランティア参加をいただき、誠にありがとうございます。

皆様に安全に、また気持ちよく活動していただくために、以下の各項目について、ボランティア活動の際の留意点としてご確認くださいますようお願いいたします。

記

１　ボランティア保険への加入はお済でしょうか？ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いいたします。

２　ボランティア活動の際には、受付時に渡される腕章や名札などの「ボランティア証」を身につけてください。

３　グループでの作業をお願いした場合には、皆さんの中でリーダーを決めてください。仕事の進捗状況や完了時の報告をお願いする場合があります。

４　体調の変化や健康管理などは、各自で十分注意の上、決して無理をしないようにお願いいたします。

５　ボランティア活動に際して体調不良や怪我を負った場合には、速やかにボランティア班の担当者に申し出てください。

６　ボランティア活動が終了した場合には、担当者やリーダーは必ず受付において終了時間の確認と体調不良や負傷の有無の報告をお願いします。
　なお、体調不良や負傷された場合には、速やかに病院に受診してください。

以上、ご確認のほどお願いいたします。

《参考資料６　避難所運営委員会規約例》

○○○避難所運営委員会規約

（目的及び設置）

第１条　○○○小学校周辺及び地区内において地震等の大規模災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るため、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所運営管理体制を確立するため、○○○避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は、各区・自治会（以下「区等」という。）から選出された委員並びに東御市役所の職員、施設関係者をもって構成する。

（運営活動）

第３条　運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営を図るため、次の事項について協議し活動する。

(1) 避難所の運営に関すること

(2) その他必要な事項

（活動班）

第４条　運営委員会には、次の活動班を設ける。

(1) 総務班

避難所のレイアウト配置、地域との連携、その他避難所の管理に関すること。

(2) 避難者管理班

避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物、宅配便の取次ぎに関すること。

(3) 情報広報班

情報収集、情報発信、情報伝達に関すること。

(4) 施設管理班

避難所の安全確保と危険箇所への対応、防火・防犯に関すること。

(5) 食料物資班

食料や物資の調達、受入れ、管理、配付、炊き出しに関すること。

(6) 要配慮者・救護班

医療、要配慮者等への介護活動に関すること。

(7) 衛生班

ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること。

(8) ボランティア班

ボランティアの受入れ、管理に関すること。

（役員の種類及び定数）

第５条　運営委員会には次の役員を置く。

(1) 委員長	１名
(2) 副委員長	若干名
(3) 総務班長（事務局長）	１名
(4) 避難者管理班長	１名
(5) 情報広報班長	１名
(6) 施設管理班長	１名
(7) 食料物資班長	１名
(8) 要配慮者・救護班長	１名
(9) 衛生班長	１名
(10) ボランティア班長	１名

（役員の選出）

第６条　役員の選出は互選による。

（役員の職務）

第７条　会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。
３　事務局長は事務を総括し、運営委員会の庶務、会計その他必要な事項を行う。
４　各活動班長は班を総括する。

（会議）

第８条　運営委員会の会議は、運営活動に関する協議を行うため会長が認めたときに開催し、会長がその議長となる。

（経費）

第９条　運営委員会の会議、運営に係る費用は別途定める。

（疑義）

第 10 条　この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度、運営委員会で協議し決定するものとする。

**** 改訂経過 ****

平成 29 年３月　改訂
令和３年６月　改訂
令和５年４月　改訂

東御市避難所運営マニュアル【別冊】

指定緊急避難所・避難所での
新型コロナウイルス感染症対策

・事前準備チェックリスト

・避難所担当職員向け感染予防マニュアル

令和３年６月改訂
東　御　市

（目次）

はじめに ・・・・・1

第１章　発災前の対策

１　資器材の調達 ・・・・・2

（１）避難所運営用資器材の調達

（２）避難所担当職員用資器材の調達

２　運営職員の安全管理 ・・・・・5

（１）避難所担当職員への説明

（２）避難所担当職員の体調管理体制

３　施設管理者との調整 ・・・・・8

（１）避難所施設管理者との調整

（２）福祉避難所施設管理者との調整

（３）可能な限り多くの避難場所・避難所の開設

第２章　発災後の対策

４　人権等への配慮 ・・・・・11

５　避難所運営ルールの決定 ・・・・・12

６　発熱、咳等の症状が現れた者、濃厚接触者への対応 ・・・・・14

第３章　長期化・閉鎖時対策

７　長期の避難所生活に備えた対策 ・・・・・16

（１）ホテル・旅館等の活用

（２）ゴミの処分

（３）保健医療体制

８　避難所閉鎖 ・・・・・19

（１）避難所閉鎖時の対応

避難所レイアウト ・・・・・20

参考資料 ・・・・・33

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、被災者はもちろんのこと、避難所を運営する職員の感染をも防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要となっている。

そのため、市が設置した指定緊急避難場所又は避難所を運営するに当たり、事前の準備事項、避難所での取組み内容及び職員の感染予防について、留意点をとりまとめたものである。

第１章　発災前の対策

１　資器材の調達

（１）避難所運営用資器材の調達　　総務課・健康保健課

【資器材】

目　的	資器材	調達すべき数量	チェック
流水での手洗い	液体せっけん（ポンプ式が望ましい）		
手指・物の消毒	アルコール消毒液		
手指・物の消毒	脱脂綿		
ドアノブ等消毒	台所用漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム液）		
消毒剤作り方説明書	次亜塩素酸ナトリウム％別作成用		
消毒液作成 拭取り消毒	ポリバケツ（10ℓ・目盛付） （次亜塩素酸ナトリウム液作成用）		
消毒液容器	スプレーボトル 次亜塩素酸ナトリウム液 0.1％用		
消毒液容器	スプレーボトル 次亜塩素酸ナトリウム液 0.05％用		
希釈用水入れ容器	ウォータージョグ（蛇口付）		
拭取り消毒	雑巾		
拭取り消毒	ビニール手袋		
清掃、手拭き	ペーパータオル		
体調チェック	ＡＩサーマルカメラ／接触型体温計 ／非接触型電子体温計		
換気用	扇風機（サーキュレーター）		
生活環境の改善	ベッド		
生活環境の改善	パーティション		
感染症予防	洗濯機（発災後のリース）		
感染症予防	備蓄用マスク		

【取組内容・備考】

- 避難者個人のマスク等の衛生資器材は持参を基本として周知する。
- 手洗い場での布タオルの共用は厳禁。
- 受付手前でＡＩサーマルカメラにて体温チェックを行い、発熱表示の出た避難者を非接触型電子体温計で再度検温する。
- 接触型の体温計は必ずアルコール等で清拭してから使用する。
- 界面活性剤（台所用洗剤等）を感染対策に活用する。
- 0.1％及び 0.05％次亜塩素酸ナトリウム液を作成する場合、次亜塩素酸ナトリウム液（台所漂白剤等）を原液とする。
- 作成した 0.1％及び 0.05％次亜塩素酸ナトリウム液は必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。

第１章　発災前の対策

- 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度は次のとおり目的別に 0.1％と 0.05％使い分ける。
  ・吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒　：0.1％次亜塩素酸ナトリウム液
  ・ドアノブや床、調理器具等の消毒　：0.05％次亜塩素酸ナトリウム液
- いずれの品目も、避難所収容規模から必要数量を事前に概算して備蓄をはかる。
- プッシュ支援は、発災から最低３日以上、到着まで時間を要するため、事前備蓄の量を検討しておく。
- パーティションの高さは、飛沫感染防止のため、少なくとも、ベッドに座った状態でも口元が隠れる高さとし、換気を考慮しつつ、プライバシー確保のため、より高いものとする。
- 長期化が見込まれたらすぐに洗濯機を設置する。

（２）避難所担当職員用資器材の調達　　総務課・健康保健課

【資器材】

目　的	資器材	調達すべき数量	チェック
感染症予防	使い捨て手袋		
感染症予防	使い捨てキャップ		
感染症予防	マスク		
感染症予防	フェイスシールド（防護ゴーグル）		
感染症予防	ビニールエプロン		
装備品廃棄	足踏み式ゴミ箱／取手付ゴミ箱用蓋		
装備品廃棄	ゴミ袋		

【取組内容・備考】

- マスクは常時付ける。
- 使い捨て手袋は清掃、物資・食事の配布、ゴミ処理時等に使用する。
- 使い捨て手袋は汚れたとき、破れたとき、一連の作業が終了するごとに交換する。作業場所が変わるときも交換する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者や濃厚接触者との対応において、２ｍ以上の間隔を確保できないときは、ビニールエプロンやフェイスシールドを着用する。
- 足踏み式ゴミ箱（ゴミに直接触れず投棄できる）もしくは、取手付の蓋を準備する。取手は、適宜アルコール等で消毒する。

２　運営職員の安全管理

（１）避難所担当職員への説明　　総　務　課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
統一した感染対策	避難所担当職員向け感染予防マニュアルの検証、周知	
統一した指針の確立	手袋・マスク・ビニールエプロン等着脱方法の研修	
統一した指針の確立	飛沫・接触リスクの説明	

【備考】

- 使い捨て手袋・マスク・ビニールエプロン等は脱ぐ時が一番汚染されるため、以下の点を徹底する。(【徹底事項】装備の外側は汚染されているため、触らない)。

＜装備を脱ぐ時の手順＞
①ビニールエプロンの結びひもを引きちぎる
②エプロンの袖と手袋を一緒に脱いで丸めて感染症廃棄物入れへ
　※外側（汚染部分）が内側になるよう丸める
③手洗い・手指消毒
④フェイスシールド、キャップ、マスクの順に外し感染症廃棄物入れへ
　※１つ外すたびに手洗い・手指消毒

- 避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備は以下を参考とする。

	マスク	フェイスシールド	使い捨て手袋	使い捨てキャップ	掃除用手袋	ビニールエプロン
避難所受付時の対応	○	△	○			
清掃・消毒	○	○	○			
発熱、咳等の症状のある者等の専用ゾーンでの対応	○	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある者等の専用ゾーンでの清掃・消毒	○	○	○	○		
ゴミ処理	○	○	○			○
リネン・衣類の洗濯	○	○			○	
シャワー風呂の清掃	○	○			○	○

第１章　発災前の対策

【担当職員への周知事項／感染予防策】

- 発熱、咳等の症状が現れた者については専用スペースを確保し、他者から離し、専用スペースへ移動させる。
- 専用スペースとして個室を確保出来ない場合は、距離を２ｍ以上保ち、パーティションやカーテンなどを設置し、ウイルスが飛沫して感染する可能性を少しでも減らす。
- 濃厚接触者については、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて専用スペースを確保する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者に対応する職員を限定する。
- 避難所にいる全員がマスクを着用し、使用したマスクは、他の場所に持ち出さずに、すぐ捨てる。
- マスクを外す際は、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに廃棄する。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗う（手指のアルコール消毒可）。
- 鼻をかんだティッシュ等は密閉して捨てる。
- ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると粘膜・結膜を通して感染することがあるため、こまめに、うがい手洗いを行う。
- 定期的に換気を行う。大雨の際で窓を開けての十分な換気が難しい場合は扇風機等を使用して、空気を入れ替える。
- トイレ・取手・ドアノブなど共用し、人が触る部分を重点的に清掃と消毒をする。
- ゴミは密閉して捨てる。廃棄の際は、マスク、手袋を着用し、廃棄後直ちに手洗いを行う。
- 発熱、咳等の症状が現れた者への食事提供は、他の人とは別の場所で行うなどの工夫を行う。
- 発熱、咳等の症状が現れた者や濃厚接触者との対応において、２ｍ以上の間隔を確保できないときは、ビニールエプロンやフェイスシールドを着用する。

（２）避難所担当職員の体調管理体制　　総　務　課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
安全な職務環境の確立	職員の体調管理方法・対応のルール	
安全な職務環境の確立	業務従事前後の体調チェック表	

【備考】

- 業務従事前後に、検温や体調のチェックを行う。
- 職員が納得して業務に従事できるよう、丁寧なアフターケア体制を構築する。
- 不特定多数の方と会話するため、平時の業務より感染リスクが高く、ストレスも生じやすい。連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮を行う。

３　施設管理者との調整

（１）避難所施設管理者との調整　　総務課・教育課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
従来の開設との違いの確認	開設手順の確認	
	役割分担	
	発熱、咳等の症状が現れた者、濃厚接触者のための専用のスペースの確保(施設ごと)	
	利用ルール確認	
３密を防ぐ	開放する部屋の優先順位	

【備考】

- 今までの避難所開設とは異なる業務であることを、対策本部と施設管理者の間で共有する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者や濃厚接触者専用のスペースの確保等、避難所レイアウトの検討を、施設ごとに管理者と実施する。
- 専用のスペースとして個室を確保出来ない場合は、距離を２ｍ以上保ち、パーティションやカーテンなどを設置し、ウイルスが飛沫して感染する可能性を少しでも減らす。
- 症状が現れた者の専用のスペースは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
- 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の施設消毒についても、事前に協議しておく。

（２）福祉避難所施設管理者との調整

福　祉　課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
現状の把握	受け入れ可否の事前確認	
避難所の確保	新たな福祉避難所の確保	
統一した感染対策	市感染予防マニュアルの共有	

【備考】

- 福祉避難所として開設できるかを、事前に確認をしておく。

（３）可能な限り多くの避難場所・避難所の開設　　総務課・商工観光課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
施設の確保	利用可能な施設の洗い出し	
施設の確保	利用可能な施設の管理者への協力依頼と整理	
ホテル･旅館等の活用	ホテル・旅館等(組合)への口頭等による事前の協力依頼	

【備考】

- 避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通時よりも、可能な限り多くの避難場所・避難所の開設を図る。
- 市町村内に、ホテル・旅館等が不足する場合、近隣市町村に協力を依頼しておく他、国から提供される活用について前向きな宿泊施設リストを活用する。

４　人権等への配慮

人権同和政策課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
多様で細やかな配慮	人権に配慮した啓発ポスターの準備	
生活への支援	要配慮者対応の確認	

【人権保護】

- 感染を恐れるあまり、感染者や感染疑いの者、濃厚接触者に対する誹謗・中傷等の事例が生じないよう、防止策を講じておく。
- ゾーニングや空間上の区別が、差別的な態度に転化しないよう、職員は言動や行動に注意する。

【要配慮者対応】

- 常に相談ができるような窓口や相談者を準備しておく。

５　避難所運営ルールの決定　総務課・健康保健課

【確認事項】※避難所に配置された職員誰もが対応できるようにすること。

目　的	タスク	チェック
健康状態の確認	避難所到着時の健康状態の確認方法整理	
スペースの確保	避難先のレイアウト検討	
濃厚接触者の後追い	後で連絡が取れる避難者名簿の準備	
衛生ルールの確立	断水時の手洗い環境の整備	
衛生ルールの確立	自主防災組織等との避難所運営ルールの共有	

【受付での対応】

- 避難者の健康状態を確認するため、可能な限り、避難所入口の外に事前受付を設置する。
- 受付係と避難者の間にはパーティションを設置する。
- 受付では発熱、咳等の症状の有無を確認する他、マスクの着用呼びかけ、他者との距離を２ｍ以上確保することを周知する。

【避難所のレイアウト】

- 人と人の間隔、世帯間の間隔を確保する。
- パーティションの高さは、飛沫感染防止のため、少なくとも、ベッドに座った状態でも口元が隠れる高さとし、換気を考慮しつつ、プライバシー確保のため、より高いものとする（レイアウト案、20 ページ参照）。
- 避難者の動線があまり交差しないようにする。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、ベッドや間仕切りの確保と衛生資材等が十分にある、広い空間の提供に努める。
- 必要に応じてテントを利用する。
- 掲示板周辺等、人が密集しやすい場所は、養生テープで当該エリアを囲い、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなどのルールを設定する。

【避難者名簿】

- 感染者発生時、接触者を後追いできるように、避難者名簿には滞在区画の記録を追加する。

【手洗い環境の整備】

- 蛇口等がついたプラスチック容器を利用して、断水時に流水での手洗いができるような手洗い場の設置を検討する。

【避難所運営ルール】

(基本事項)

- 発熱、咳等の症状が現れた者については専用スペースを確保し、他者から離し、専用スペースへ移動させる。
- 専用スペースとして個室を確保出来ない場合は、距離を2m以上保ち、パーティションやカーテンなどを設置し、ウイルスが飛沫して感染する可能性を少しでも減らす。
- 濃厚接触者については、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて専用スペースを確保する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者に対応する職員を限定する。
- 避難所にいる全員がマスクを着用し、使用したマスクは、他の場所に持ち出さずに、すぐ捨てる。
- マスクを外す際は、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに廃棄する。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗う(手指のアルコール消毒可)。
- 鼻をかんだティッシュ等は密閉して捨てる。
- ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると粘膜・結膜を通して感染することがあるため、こまめに、うがい手洗いを行う。
- ゴミは密閉して捨てる。廃棄の際は、マスク、手袋を着用し、廃棄後直ちに手洗いを行う。
- 発熱、咳等の症状が現れた者や濃厚接触者との対応において、2m以上の間隔を確保できないときは、ビニールエプロンやフェイスシールドを着用する。
- 手洗いタイミングの徹底①手が汚れた時②外出から戻った時③多くの人が触れたと思われる場所を触った時④咳・くしゃみ・鼻をかんだ時⑤配布等の手伝いをする前後⑥炊き出しをする前⑦食事の前⑧症状のある人の看病や家族・動物の排泄物をとり扱った後⑨トイレの後。
- 手洗いを必要とする場所へアルコール手指消毒薬を設置する。

(消毒・換気)

- 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。
- トイレ・取手・ドアノブなど共用し、人が触る部分を重点的に清掃と消毒をする。
- 清掃消毒は、アルコールや 0.05％次亜塩素酸ナトリウム溶液を、用途別で用いる(次亜塩素酸ナトリウム溶液は腐食性があるため、金属等はふき取りを行う)。避難者数などを考慮し、「1時間ごと」などルールを決める。
- 換気は、避難者数などを考慮し、「時間毎、10 分間」などルールを決める。空気の流れをできるだけ作る。
- 大雨の際で窓を開けての十分な換気が難しい場合は扇風機等を使用して、空気を入れ替える。

(食事・物資配布ルールの基本)

- 発熱、咳等の症状が現れた者への食事提供は、他の人とは別の場所で行うなどの工夫を行う。
- その他の者についても、一斉に食事を取りに来るような方法や手渡しは避ける。
- 食事を床に置くのは避ける。
- 食器は原則使い捨てのものを使い、なければ、ラップやポリ袋を被せ、一回ごとに取り替える。
- 担当者は手袋とマスクを必ず着用する。

６　発熱、咳等の症状が現れた者、濃厚接触者への対応

総務課・健康保健課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
感染波及の予防	発熱、咳等の症状が現れた者、濃厚接触者への対応フロー、連絡先の整理	
対応指針の明示	専用スペースの開設	
安心の提供	体調相談窓口の設置	

【発熱、咳等の症状が現れた者への対応】

- 対応する職員を限定する。対応した後は、こまめに石鹸を用いた手洗いもしくは手指のアルコール消毒を行う。
- 次のとおり、相談・受診の目安に該当する症状が現れた者がいた場合は速やかに、かかりつけ医あるいは下記相談センターへ連絡する。

相談の目安(令和２年５月21日時点)

●少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆　息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆　重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

☆　上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が４日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

●　上の症状に至らない軽微な症状のみでも、ご相談いただくことができます。

☆　本感染症が疑われる方と接触した場合

☆　ご自身やご家族が２週間以内に県外に滞在歴がある場合

☆　嗅覚障害・味覚障害がある場合

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、有症状者相談窓口やかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

※　なお、この目安は、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

＜上小地域の新型コロナウイルス受診・相談センター＞
コールセンター　TEL　０２６８－２５－７１７８

第２章　発災後の対策

【健康観察】

- 毎日朝夕２回の検温と記録をするよう、声をかける。
- 毎日、避難所の職員が体調について、定期的に確認をする。
- 感染の不安を訴える避難者には、別紙「新型コロナウイルス感染症セルフチェックシート（東御市民病院作成）」（36 ページ）により受診や健康相談の判断が行えるようにする。
- 濃厚接触者の体調が悪化した時は、保健所へすぐに連絡する。

【専用スペースの開設】

- 発熱、咳等のかぜ症状を持つ者の専用スペースを開設する。
- 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくないが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切る。
- 同じ空間で寝るときは、頭の向きを互い違いにし、お互いの顔からの距離をとる。

【濃厚接触者等が避難してきた場合】

- 避難所での受付時にヒアリングし、その時点で可能であれば専用スペースへ誘導する。
- 指定緊急避難場所等に濃厚接触者が避難して来た場合は、拒否することなく受け入れる。
- 濃厚接触者については、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて、専用スペースを確保する。
- 濃厚接触者について、専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別に確保するよう努める。

※　市が警戒レベル３（高齢者等避難）を発令すると、濃厚接触者の名簿が県から届きます。市災害対策本部では、名簿に記載された者に避難に関する助言を行うとともに、避難所と共有を図ります。（令和２年 10 月５日より実施（２感第 82 号通知））なお、名簿の取り扱いについては、東御市個人情報保護条例による。

【体調相談窓口の設置】

- 避難所に体調相談担当者や窓口を設置する。要員が確保できない場合は巡回相談とする。ただし、状況が不安定な場合は巡回は見合わせ、本部と連絡を取り合い対応する。

７　長期の避難所生活に備えた対策

（１）ホテル・旅館等の活用　　総務課・商工観光課・健康保健課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
避難所の過密解消	利用可能なホテル・旅館等の確認手続きの整理	
避難所の過密解消	ホテル･旅館等へ移動する被災者の受付方法の整理	
避難所の過密解消	ホテル・旅館等への移送手段の検討	
避難所の過密解消	ホテル･旅館等へ移動した方の健康管理方法の検討	

- 発災後速やかに利用可能なホテル・旅館等を確認するため、専任の部署を予め定める。
- ホテル・旅館等の確保数が限られている場合、次のとおり優先して移動させる被災者として整理する。

＜優先順位例＞

① 過密状態の避難所の高齢者、基礎疾患を有する者、妊産婦及び乳児(その家族含)
② 車中泊を行っている高齢者、基礎疾患を有する者、妊産婦及び乳児(その家族含)
③ 過密状態の(世帯間の距離が２ｍ以上とれていない)避難所の高齢者等以外
④ 過密状態ではない避難所の高齢者、基礎疾患を有する者、妊産婦及び乳児(その家族含)
⑤ その他避難者

- ホテル・旅館等の協力が得られる場合には、長期の避難生活に限らず、緊急避難場所としてもホテル・旅館等は活用できる。
- 費用については、災害救助法が適用となった場合、対象経費の全額、県と国が費用を負担する。
- ホテル・旅館等への移動については、原則、被災者自身で行うこととするが、車等を持たない高齢者、基礎疾患を有する者の移動については、バス会社や、タクシー会社に依頼する体制を構築する。
- ホテル・旅館等への移動した避難者についても、電話等で定期的に健康状態を確認できるよう、担当部署を予め定めておく。
- ホテル・旅館等運営者の理解を得られれば、これらの者を管理責任者に充てる方法もある。

（２）ゴミの処分　　総務課・生活環境課・健康保健課

【確認事項】

目　的	資器材とタスク	調達すべき数量	チェック
衛生管理	世帯ごとのゴミ袋		
衛生管理	足踏み式ゴミ箱／取手付ゴミ箱用蓋		
ゴミ管理	感染性廃棄物として取り扱う場合のルール		

【ゴミ管理ルールの考え方】

- 各世帯から出るゴミは、世帯ごとに小～中のゴミ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のゴミ箱に捨てる。
- 発熱、咳等のかぜ症状を持つ者の専用スペースから出るゴミとその他のゴミは分けて、収集する。
- ゴミ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り一般ゴミとして処分する。
- 発熱、咳等の症状の者の専用スペースでは、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて一般ゴミとして処分する。
- ゴミは密閉して捨てる。廃棄の際は、マスク、手袋を着用し、廃棄後直ちに手洗いを行う。
- 使用済みのマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いものについては、特に慎重に扱う。ゴミ袋を二重にし、ゴミ袋の外側を次亜塩素酸ナトリウムでふき取る。
- 感染性廃棄物やかぜ症状を持つ者の専用スペースから出たゴミは、回収者に中身が分かるよう明記しておく。

（３）保健医療体制

健康保健課・福祉課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
保健医療提供の柔軟な対応	救護所設置場所の検討	
	感染症者以外の傷病者の搬送	
	保健師の巡回体制	
	避難所支援者対応	

【保健医療提供の柔軟な対応】

- 感染症者以外の傷病者の搬送ルールを取り決めておく。
- 在宅の避難者が来る可能性も想定する。
- マスクの着用等の感染防御対策・資材を準備していない支援者（ボランティア含）は、避難所へ入ることを断る。
- 避難所生活による体調不良が起きやすいため、水分補給や栄養バランスが取れた食事摂取、エコノミークラス症候群の予防、口腔衛生管理やストレスを溜めないような生活が送れるよう務める。
- 内服薬の不足等の事態がある場合は、「お薬手帳」をもとにかかりつけ医と連絡を取るよう促し、対応不可の場合は近隣医療機関や保健所等と協議する。

８　避難所閉鎖

（１）避難所閉鎖時の対応　　総務課・教育課

【確認事項】

目　的	タスク	チェック
現状復帰	感染者が利用した後の対応方法	

【備考】

● 感染者の利用後の対応
・退去後の居室の清掃等　・退去後は、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
・清掃は、0.05％次亜塩素酸ナトリウム溶液又はアルコールによりドアの取手やノブ等を拭く。
・清掃の際は、ビニール手袋、サージカルマスク、フェイスシールド、ビニールエプロンを使用する。

*** 改訂経過 ***
令和２年７月　作成
令和３年３月　改訂
令和３年６月　改訂

新型コロナウイルス感染症対策下における避難所レイアウト

令和2年5月21日付け府政防第939号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）等通知を参考に作成しております。

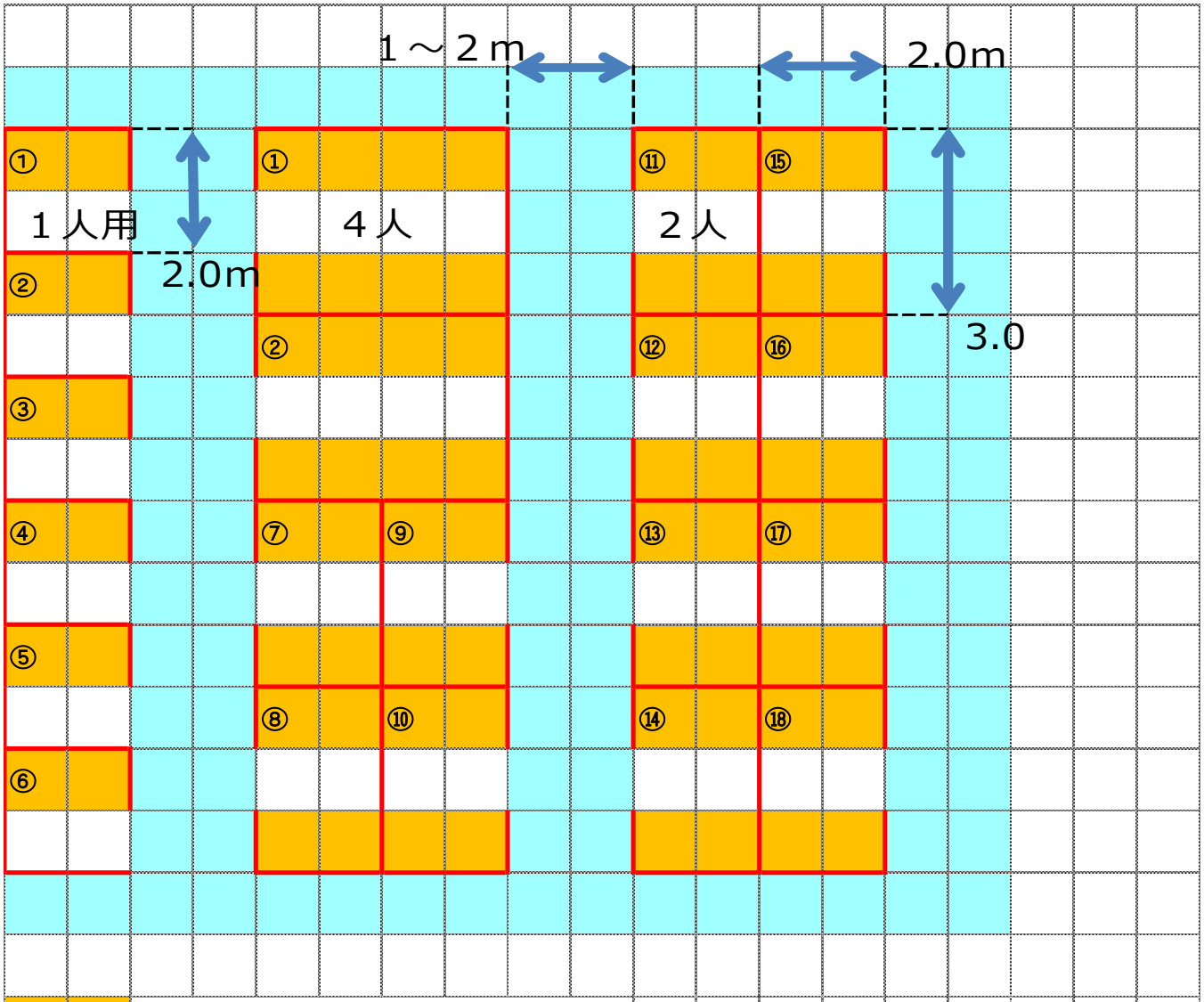

・・・段ボール製ベッド（≒1,850×950㎜）

・・・段ボール製間仕切り（パーテーション）
（高さ1,500㎜）

⇒　パーティションの高さは、飛沫感染防止のため、少なくとも、ベッドに座った状態でも口元が隠れる高さとし、換気を考慮しつつ、プライバシー確保に努める

★1人当たりの面積・・・　①1人用：4㎡

（スフィア基準　3.5㎡）　②2人用：3㎡

③4人用：3㎡

・・・通路、共有スペース

避難所滞在スペースのレイアウト（案）

東部中学校

①収容人数	188人	⑤手洗い場	1箇所、6
②男子トイレ	大2、小4、手洗い2	⑥隔離場所	柔剣道場
③女子トイレ	5、手洗い2	⑦学校外候補	
④多目的トイレ	1、手洗い1	⑧受付	体育館横北口玄関

体育館レイアウト（40.6m × 31.7m） 1マス（2.1m×2.1m）

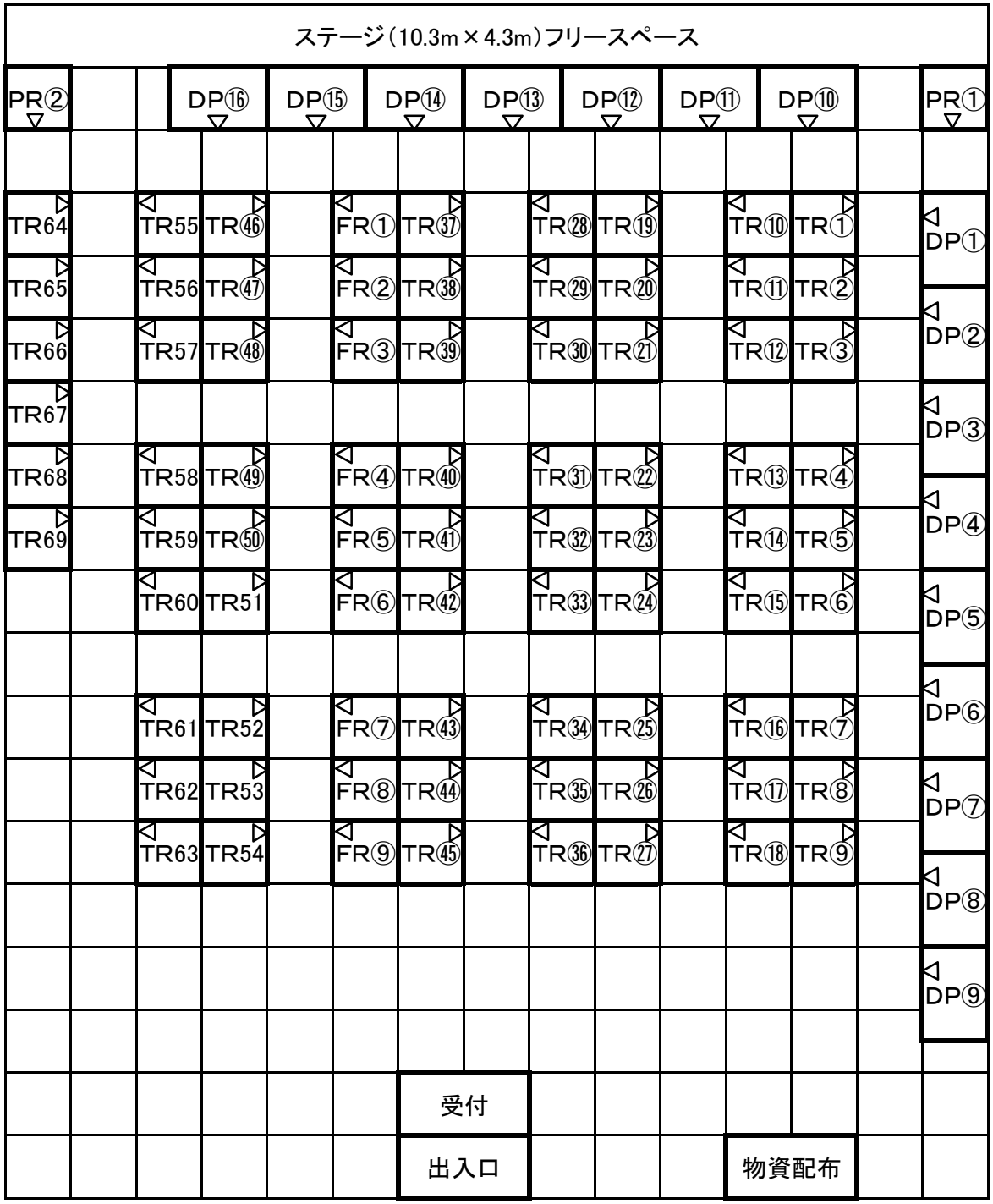

※ DP：段ボールパーティション2人用(32)　TR：テントルーム2人用(138)

FR：ファミリールーム屋根無2人用(18)　PR：プライベートルーム（着替え、授乳スペース）

△：出入口方向

避難所全体の動線

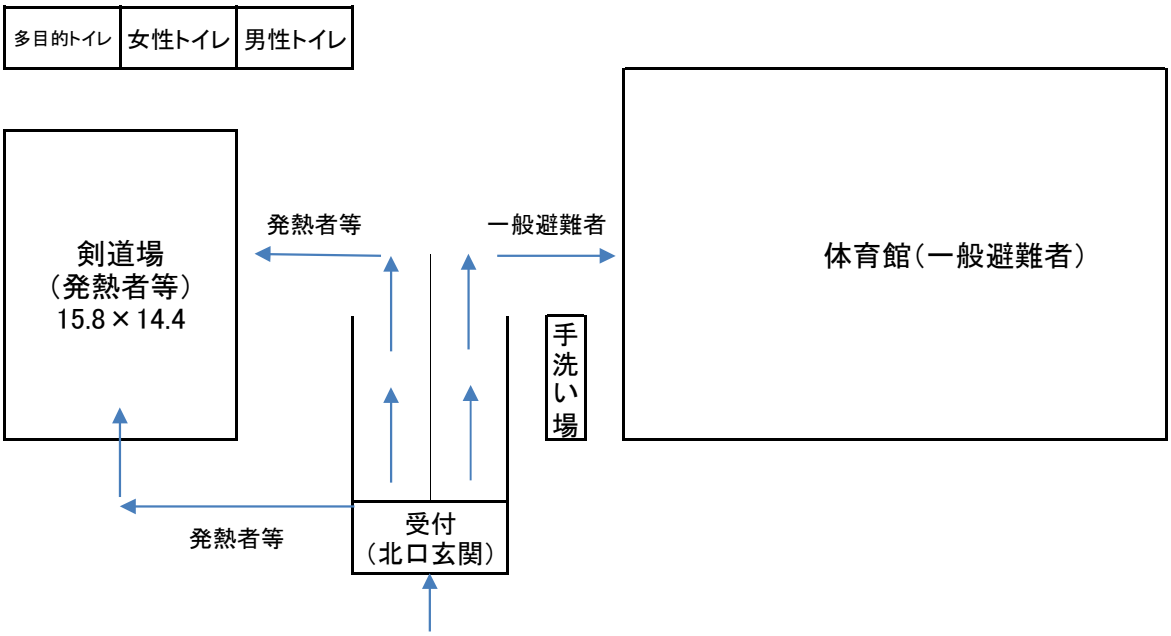

備品・消耗品必要数

①マスク	400枚	⑪フェイスシールド	100枚	㉑スプレー容器	4個
②アルコール手指消毒液	5L	⑫ビニールエプロン	100枚	㉒蓋つきゴミ箱	3個
③非接触型体温計	3個	⑬使い捨て手袋	200組	㉓段ボールベッド	20人分
④アルコールティッシュ	500枚	⑭使い捨てキャップ	100枚	㉔パーティション（段ボール）	45人分
⑤タオル	240枚	⑮ラップ	5個	㉕屋内用テント	138人分
⑥ペーパータオル	1000枚	⑯ポリ袋	500枚	㉖プライベートルーム	2個
⑦新聞紙	20日分	⑰レジ袋	500枚	㉗ファミリールーム	18人分
⑧ハンドソープ	5個	⑱ジップロック袋	600枚	㉘ビニールシート	10枚
⑨家庭用洗剤	5個	⑲ゴミ袋	50枚	㉙AIサーマルカメラ	1台
⑩次亜塩素酸ナトリウム	16本	⑳バケツ	5個	㉚ポータブル蓄電池	1台

申し送り事項

①体育館・柔剣道場以外の部屋は使用禁止（カギがかかっていない）。

②剣道場のスペアキーの作成。

避難所滞在スペースのレイアウト（案）

田中小学校

①収容人数	134人	⑤手洗い場	1箇所、3
②男子トイレ	大2、小3、手洗い2	⑥隔離場所	学校内なし
③女子トイレ	3、手洗い2	⑦学校外候補	田中児童館
④多目的トイレ	1、手洗い1	⑧受付	体育館北入口

体育館レイアウト（34.7m × 25.6m） 1マス（2.1m×2.1m）

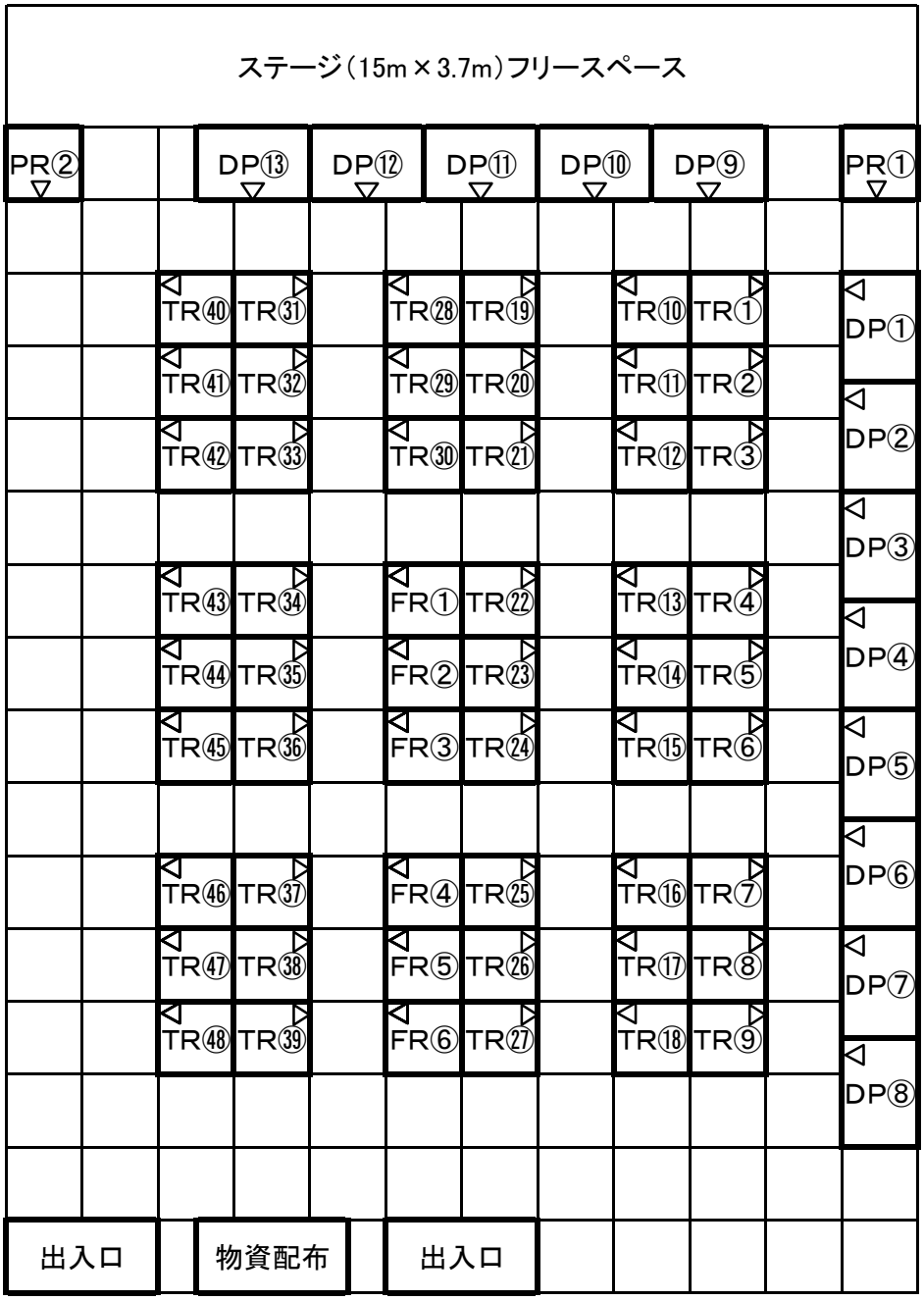

※ DP：段ボールパーティション2人用(26)　TR：テントルーム2人用(96)
FR：ファミリールーム屋根無2人用(12)　PR：着替え、授乳スペース
△：出入口方向

避難所全体の動線

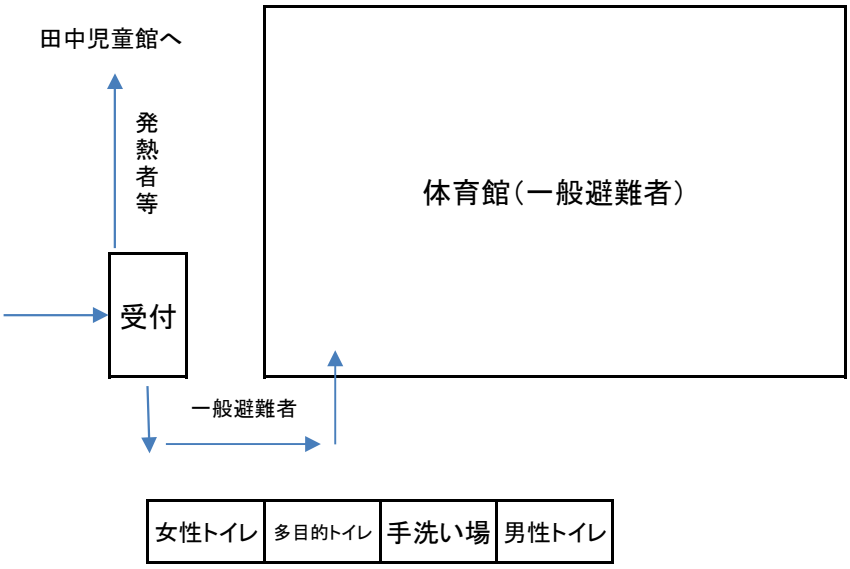

備品・消耗品必要数

①マスク	300枚	⑪フェイスシールド	100枚	㉑スプレー容器	4個
②アルコール手指消毒液	5L	⑫ビニールエプロン	100枚	㉒蓋つきゴミ箱	3個
③非接触型体温計	3個	⑬使い捨て手袋	200組	㉓段ボールベッド	15人分
④アルコールティッシュ	500枚	⑭使い捨てキャップ	100枚	㉔パーティション（段ボール）	30人分
⑤タオル	240枚	⑮ラップ	5個	㉕屋内用テント	96人分
⑥ペーパータオル	1000枚	⑯ポリ袋	500枚	㉖プライベートルーム	2個
⑦新聞紙	20日分	⑰レジ袋	500枚	㉗ファミリールーム	12人分
⑧ハンドソープ	5個	⑱ジップロック袋	600枚	㉘ビニールシート	10枚
⑨家庭用洗剤	5個	⑲ゴミ袋	50枚	㉙AIサーマルカメラ	1台
⑩次亜塩素酸ナトリウム	16本	⑳バケツ	5個	㉚ポータブル蓄電池	1台

申し送り事項

①学校内で隔離場所は用意できない。

避難所滞在スペースのレイアウト（案）

滋野小学校

①収容人数	88人	⑤手洗い場	2箇所、4（更衣室内）
②男子トイレ	大1、小2、手洗い1	⑥隔離場所	プレイルーム
③女子トイレ	3、手洗い1	⑦学校外候補	
④多目的トイレ	1、手洗い1	⑧受付	体育館西入口

体育館レイアウト（28.8m × 18.5m） 1マス（2.1m×2.1m）

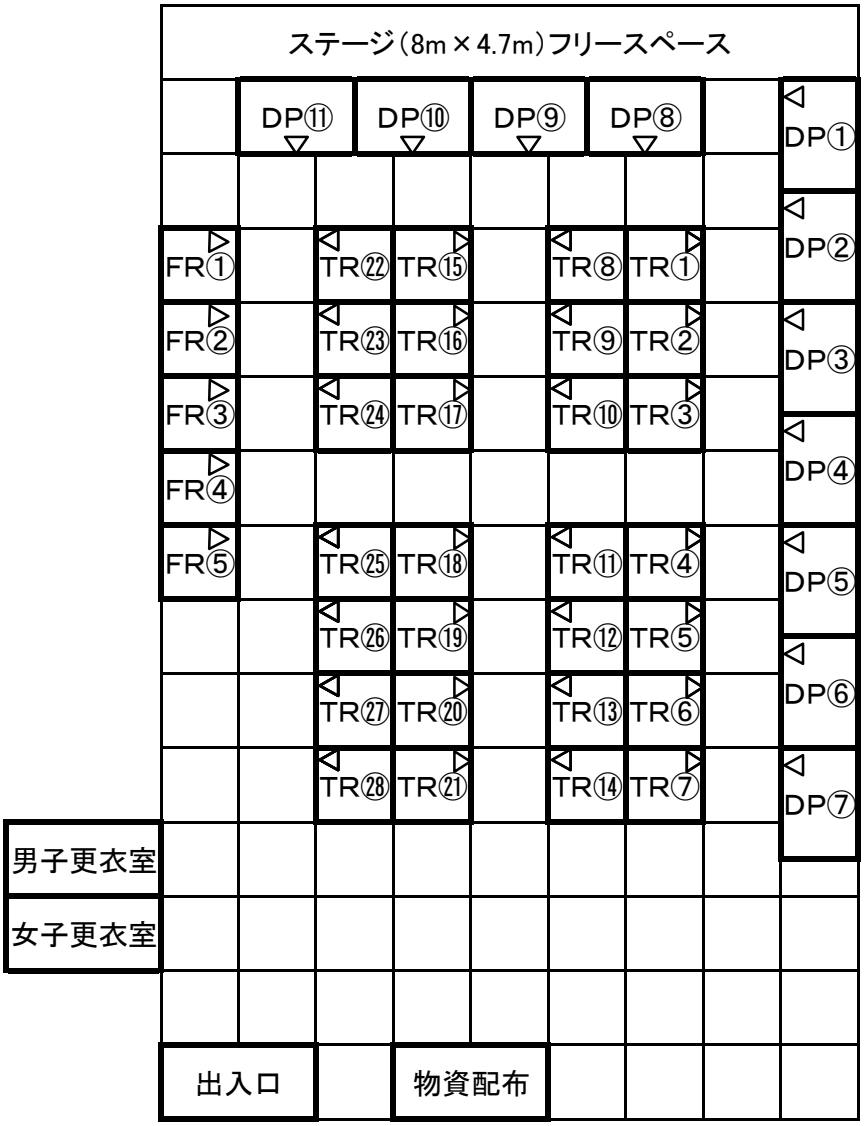

※ DP：段ボールパーティション2人用(22)　TR：テントルーム2人用(56)
FR：ファミリールーム屋根無2人用(10)　PR：着替え、授乳スペース
シートのみ：4人用　△：出入口方向

避難所全体の動線

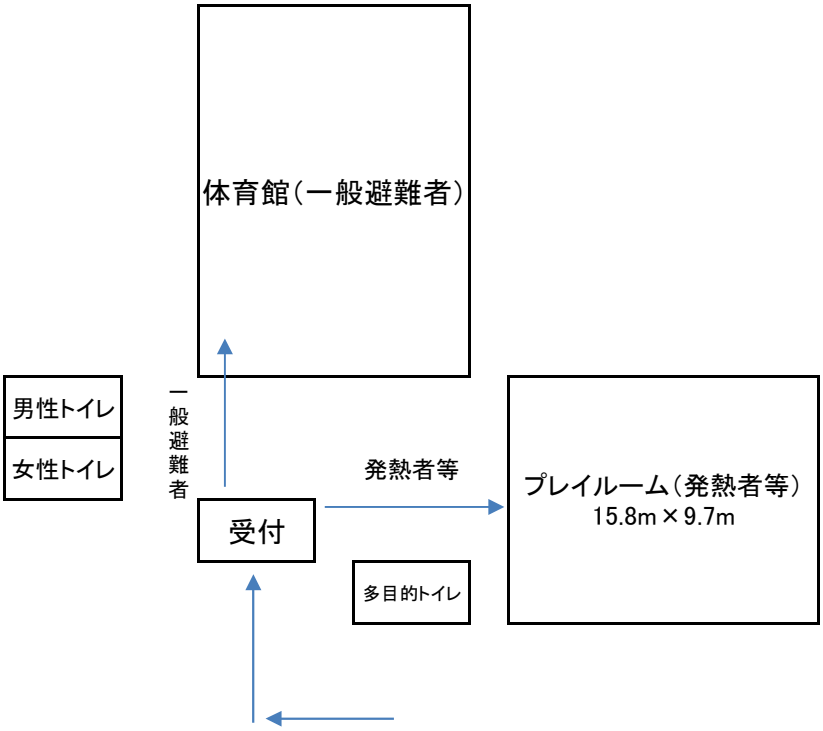

備品・消耗品必要数

①マスク	200枚	⑪フェイスシールド	100枚	㉑スプレー容器	4個
②アルコール手指消毒液	5L	⑫ビニールエプロン	100枚	㉒蓋つきゴミ箱	3個
③非接触型体温計	3個	⑬使い捨て手袋	200組	㉓段ボールベッド	15人分
④アルコールティッシュ	500枚	⑭使い捨てキャップ	100枚	㉔パーティション（段ボール）	30人分
⑤タオル	240枚	⑮ラップ	5個	㉕屋内用テント	60人分
⑥ペーパータオル	1000枚	⑯ポリ袋	500枚	㉖プライベートルーム	
⑦新聞紙	20日分	⑰レジ袋	500枚	㉗ファミリールーム	10人分
⑧ハンドソープ	5個	⑱ジップロック袋	600枚	㉘ビニールシート	5枚
⑨家庭用洗剤	5個	⑲ゴミ袋	50枚	㉙AIサーマルカメラ	1台
⑩次亜塩素酸ナトリウム	16本	⑳バケツ	5個	㉚ポータブル蓄電池	1台

申し送り事項

避難所滞在スペースのレイアウト（案）

祢津小学校

①収容人数	80人	⑤手洗い場	2箇所、4（更衣室内）
②男子トイレ	大1、小2、手洗い1	⑥隔離場所	学校内なし
③女子トイレ	2、手洗い1	⑦学校外候補	祢津公民館
④多目的トイレ	なし	⑧受付	体育館北入口

体育館レイアウト（29.0m × 18.3m） 1マス（2.1m×2.1m）

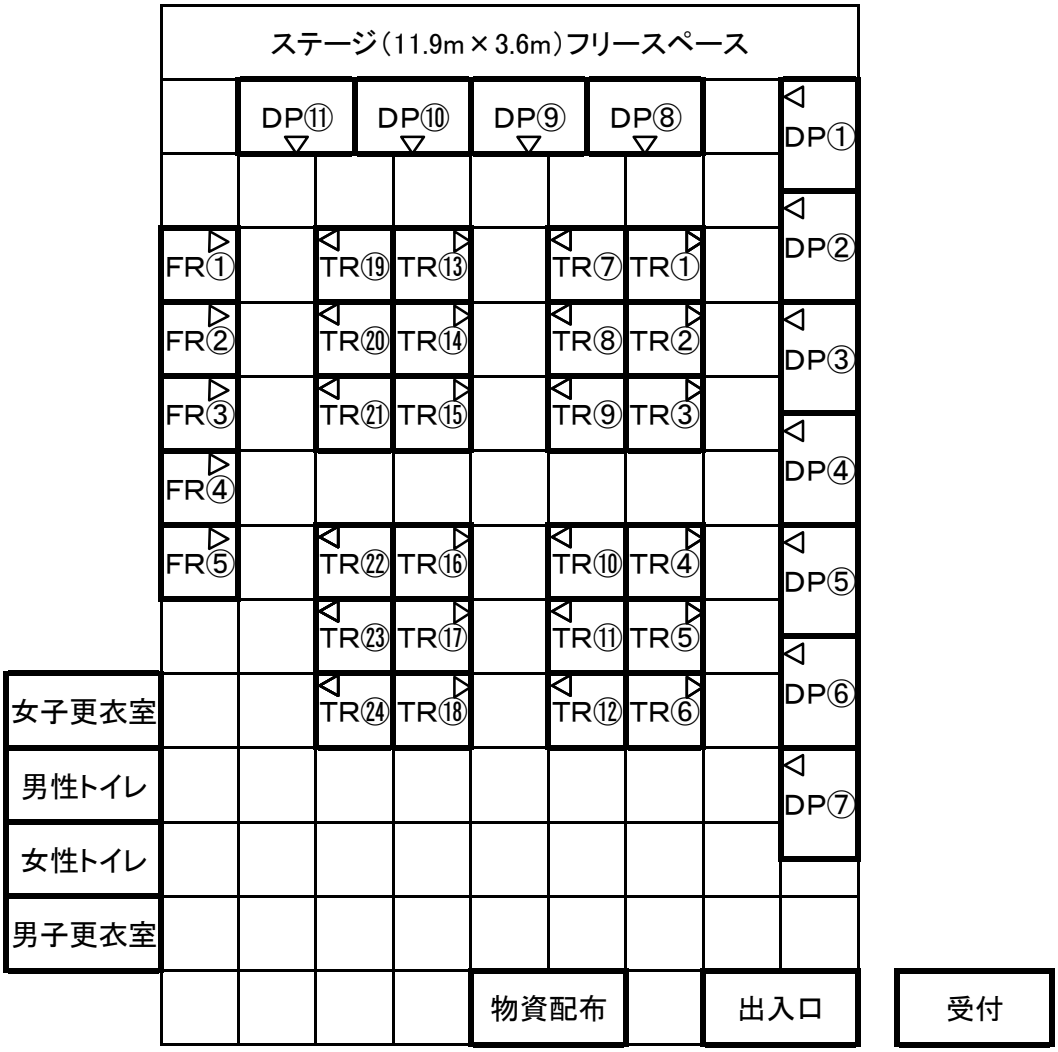

※ DP：段ボールパーティション2人用(22)　TR：テントルーム2人用(48)
FR：ファミリールーム屋根無2人用(10)　PR：着替え、授乳スペース
シートのみ：4人用　△：出入口方向

避難所全体の動線

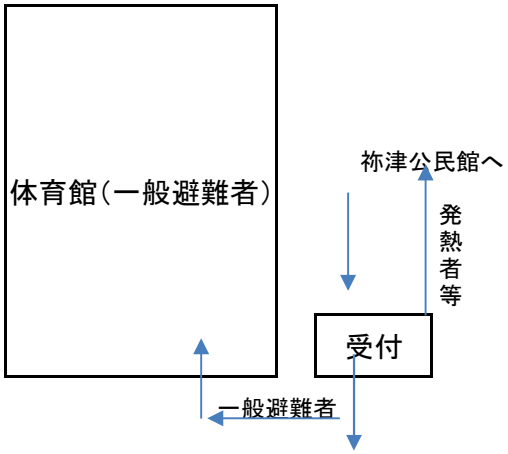

備品・消耗品必要数

①マスク	200枚	⑪フェイスシールド	100枚	㉑スプレー容器	4個
②アルコール手指消毒液	5L	⑫ビニールエプロン	100枚	㉒蓋つきゴミ箱	3個
③非接触型体温計	3個	⑬使い捨て手袋	200組	㉓段ボールベッド	15人分
④アルコールティッシュ	500枚	⑭使い捨てキャップ	100枚	㉔パーティション（段ボール）	30人分
⑤タオル	240枚	⑮ラップ	5個	㉕屋内用テント	60人分
⑥ペーパータオル	1000枚	⑯ポリ袋	500枚	㉖プライベートルーム	
⑦新聞紙	20日分	⑰レジ袋	500枚	㉗ファミリールーム	10人分
⑧ハンドソープ	5個	⑱ジップロック袋	600枚	㉘ビニールシート	5枚
⑨家庭用洗剤	5個	⑲ゴミ袋	50枚	㉙AIサーマルカメラ	1台
⑩次亜塩素酸ナトリウム	16本	⑳バケツ	5個	㉚ポータブル蓄電池	1台

申し送り事項

①学校内で隔離場所は用意できない。

避難所滞在スペースのレイアウト（案）

和小学校

①収容人数	90人	⑤手洗い場	1箇所、4（正面玄関横）
②男子トイレ	大1、小1、手洗い1	⑥隔離場所	プレイルーム
③女子トイレ	2、手洗い1	⑦学校外候補	
④外トイレ	男3、女3	⑧受付	体育館東入口

体育館レイアウト（18.5m × 30.3m） 1マス（2.1m×2.1m）

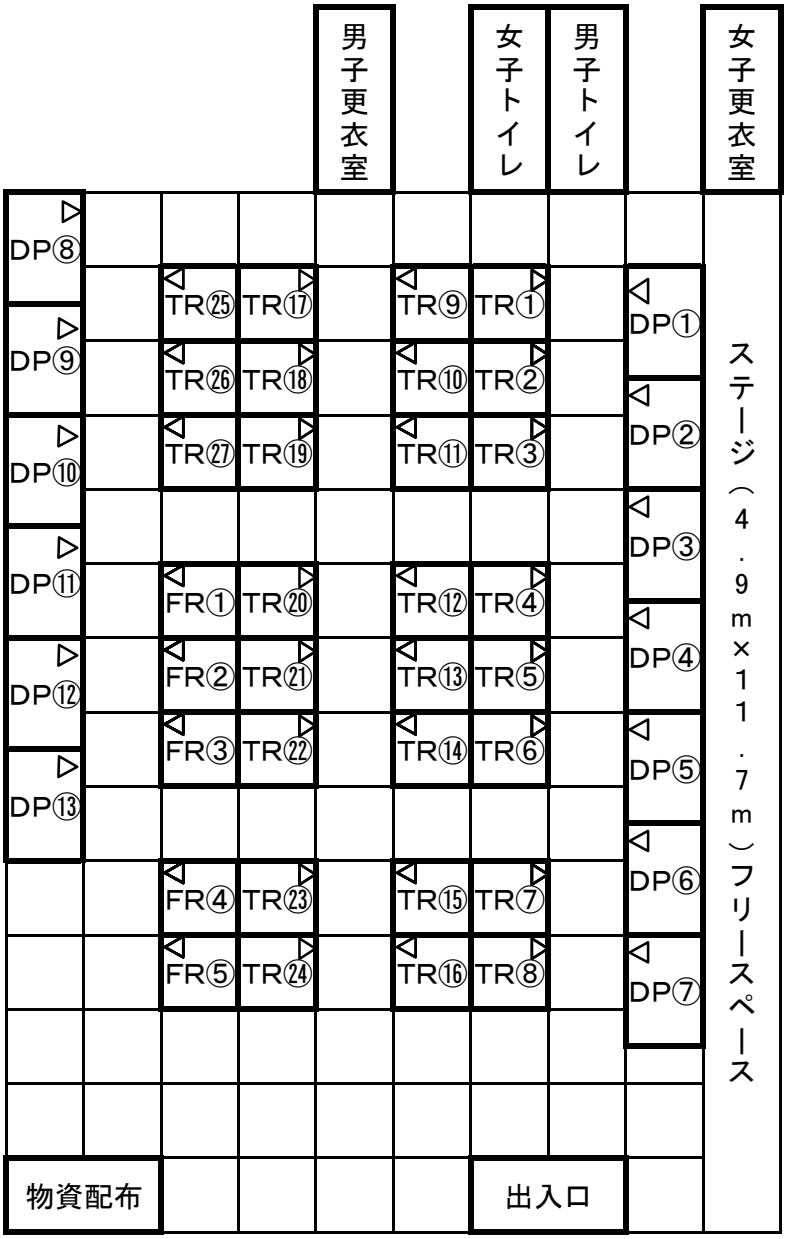

※ DP：段ボールパーティション2人用(26)　TR：テントルーム2人用(54)
FR：ファミリールーム屋根無2人用(10)　PR：着替え、授乳スペース
シートのみ：4人用　△：出入口

避難所全体の動線

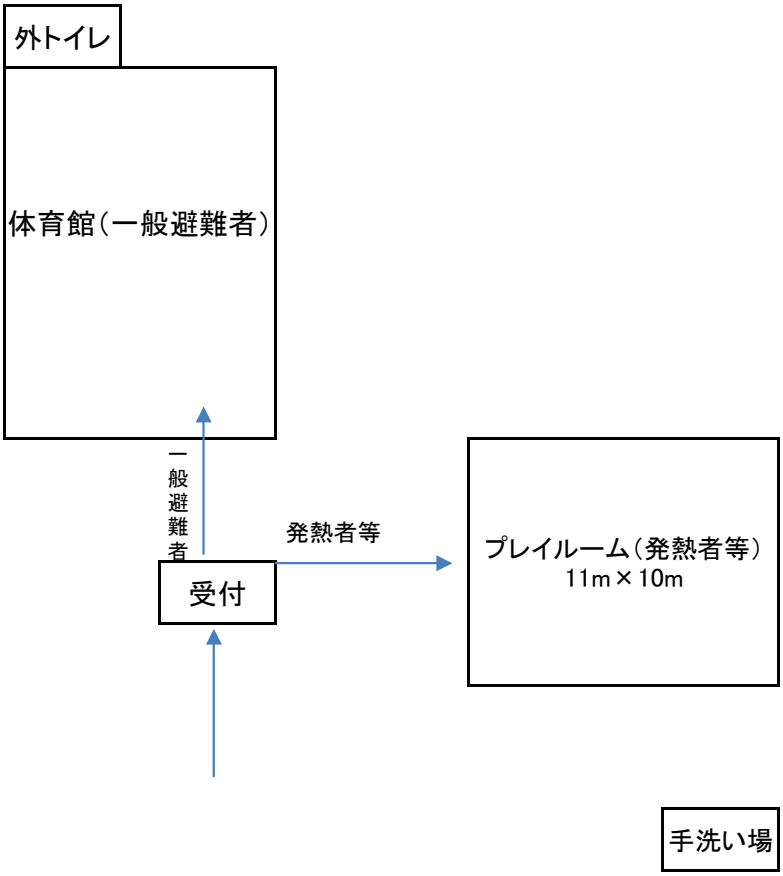

備品・消耗品必要数

①マスク	200枚	⑪フェイスシールド	100枚	㉑スプレー容器	4個
②アルコール手指消毒液	5L	⑫ビニールエプロン	100枚	㉒蓋つきゴミ箱	3個
③非接触型体温計	3個	⑬使い捨て手袋	200組	㉓段ボールベッド	15人分
④アルコールティッシュ	500枚	⑭使い捨てキャップ	100枚	㉔パーティション（段ボール）	30人分
⑤タオル	240枚	⑮ラップ	5個	㉕屋内用テント	60人分
⑥ペーパータオル	1000枚	⑯ポリ袋	500枚	㉖プライベートルーム	
⑦新聞紙	20日分	⑰レジ袋	500枚	㉗ファミリールーム	10人分
⑧ハンドソープ	5個	⑱ジップロック袋	600枚	㉘ビニールシート	5枚
⑨家庭用洗剤	5個	⑲ゴミ袋	50枚	㉙AIサーマルカメラ	1台
⑩次亜塩素酸ナトリウム	16本	⑳バケツ	5個	㉚ポータブル蓄電池	1台

申し送り事項

①プレイルームのカギの問題あり。

避難所滞在スペースのレイアウト（案）

北御牧中学校

①収容人数	132人	⑤手洗い場	1箇所、4
②男子トイレ	大2、小4、手洗い4	⑥隔離場所	学校内なし
③女子トイレ	5、手洗い4	⑦学校外候補	ふれあい体育館
④多目的トイレ	2、手洗い2	⑧受付	体育館西入口

体育館レイアウト（34.6m × 27.6m） 1マス（2.1m×2.1m）

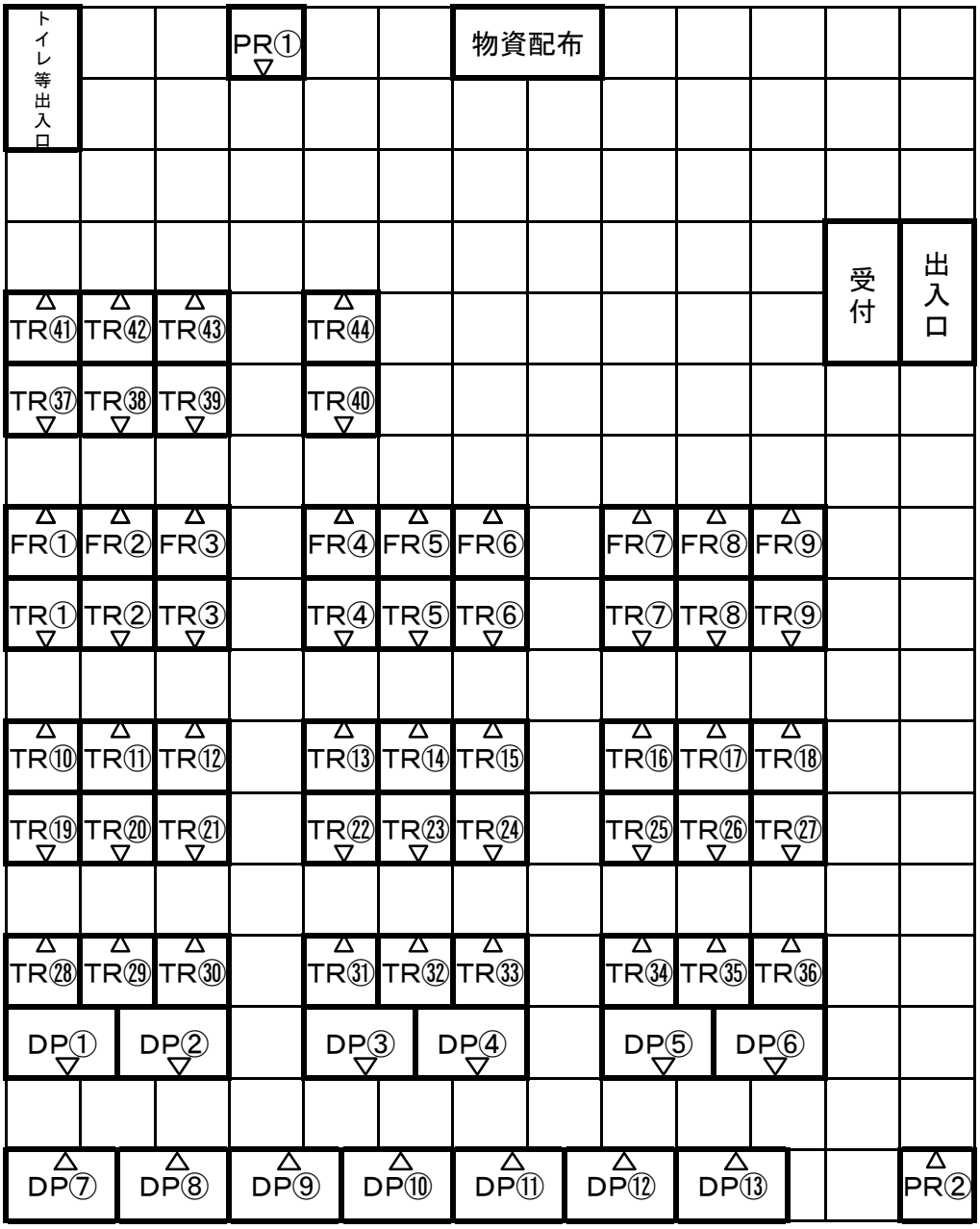

※ DP：段ボールパーティション2人用(26)　TR：テントルーム2人用(88)
FR：ファミリールーム屋根無2人用(18)　PR：着替え、授乳スペース
△：出入口方向

避難所全体の動線

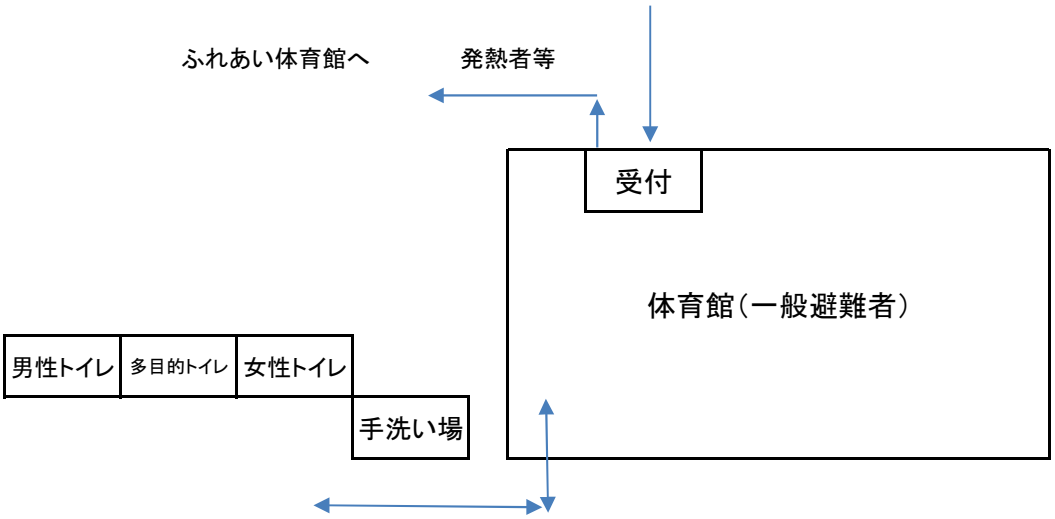

備品・消耗品必要数

①マスク	300枚	⑪フェイスシールド	100枚	㉑スプレー容器	4個
②アルコール手指消毒液	5L	⑫ビニールエプロン	100枚	㉒蓋つきゴミ箱	3個
③非接触型体温計	3個	⑬使い捨て手袋	200組	㉓段ボールベッド	20人分
④アルコールティッシュ	500枚	⑭使い捨てキャップ	100枚	㉔パーティション（段ボール）	40人分
⑤タオル	240枚	⑮ラップ	5個	㉕屋内用テント	88人分
⑥ペーパータオル	1000枚	⑯ポリ袋	500枚	㉖プライベートルーム	2個
⑦新聞紙	20日分	⑰レジ袋	500枚	㉗ファミリールーム	18人分
⑧ハンドソープ	5個	⑱ジップロック袋	600枚	㉘ビニールシート	10枚
⑨家庭用洗剤	5個	⑲ゴミ袋	50枚	㉙AIサーマルカメラ	1台
⑩次亜塩素酸ナトリウム	16本	⑳バケツ	5個	㉚ポータブル蓄電池	1台

申し送り事項

①学校内で隔離場所は用意できない。

②正面玄関については、開放しない（過去に子供たちの上履き、傘等が多く無くなった経過があるため）。

③過去に学校に電話があり、取次を依頼されたが、学校では対応できない。

受付時　健康状態チェックリスト

＜受付日：令和　　年　　月　　日＞

●太枠の中の項目についてご記入ください。

避難所名

氏名	生年月日／年齢
	（　　才）
区名／連絡先	

	チェック項目	
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい　・　いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい　・　いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい　・　いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい　・　いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい　・　いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい　・　いいえ
7	吐き気がありますか？	はい　・　いいえ
8	下痢がありますか？	はい　・　いいえ
9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい　・　いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい　・　いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？　（症状：　　） （医療機関名：　　）	はい　・　いいえ
12	現在、服薬をしていますか？　（薬名：　　）	はい　・　いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？	はい　・　いいえ
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください	
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい　・　いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？	はい　・　いいえ
	※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	
16	乳幼児と一緒ですか？（妊娠中も含む）	はい　・　いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？	はい　・　いいえ
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください	
18	てんかんはありますか？	はい　・　いいえ

（以下は、受付担当者が記入します）

体　温	℃	受付者名	
滞在スペース・区画			

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

滞在スペースと区画の振り分けについて

① 総合受付にて、避難者に「受付時　健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。

② 受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画（パーティション〇〇番区画など）を決定する。

滞在スペース		状態	目安となる基準
集合スペース	避難者スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかった人
		要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
	障がい者高齢者スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
専用スペース	濃厚接触者ゾーン	健康観察中の濃厚接触者	健康に関する項目1にチェックした人
	発熱者等ゾーン	発熱、咳等の症状がある人	健康に関する項目2～10にチェックがついた者、発熱がある人
	要配慮者ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、特に支援が必要な人	要配慮者に関する項目14～18のいずれかにチェックがついた人（高年齢の方）、およびその家族
	妊産婦ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人	要配慮者に関する項目16にチェックがついた人のうち、希望する人

③ 避難者は、決められた滞在スペースに移動する。

④ 運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

避難者健康チェックシート

氏名（ふりがな）	年齢

（避難所名:　　）

体温測定		／　（月）	／　（火）	／　（水）	／　（木）	／　（金）	／　（土）	／　（日）
		朝　℃	朝　℃	朝　℃	朝　℃	朝　℃	朝　℃	朝　℃
		昼　℃	昼　℃	昼　℃	昼　℃	昼　℃	昼　℃	昼　℃
		夜　℃	夜　℃	夜　℃	夜　℃	夜　℃	夜　℃	夜　℃
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に〇 ・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ（発疹）が出ている ・目が赤く、目やにが多い　など	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）
チェック欄								

新型コロナウイルス感染症　セルフチェックシート

住　所	東御市 番地	氏　名	
		生年月日	T･S･H･R　　年　　月　　日（　　歳）

● 症状

〇症状が出た日はいつですか？

月　　日

〇症状が出てから、今までに、以下の症状がありましたか？

☆ 37.5度以上の発熱　最高　　度　／　本日　　度		4
☆ 臭覚、味覚の異常　（匂いや味がわからない）		4
☆ 全身の異様なだるさ		3
☆ 咳（セキ）がでる	空咳	3
	黄色い痰（タン）を伴う咳	−3
☆ 安静時の息苦しさ　（横になって安静にしていても息苦しさがある）		2
☆ からだの痛み		2
☆ のどの痛み		1
☆ 下痢		1
☆ 鼻汁		−1
小　計　①		

● 接触歴

〇最近２週間で以下のことはありましたか？

☆ 新型コロナウイルスが陽性と診断された人との接触、あるいは間接的な接触	6
☆ 自分や家族の流行地域または海外への往来	4
☆ 屋外イベントへの参加、カラオケ、ナイトクラブ、家族以外との飲食、密室でのおしゃべり	4
☆ 同じ職場内で、発熱、咳、嗅覚・味覚異常などの症状が出た人がいた	3
小　計　②	

● 症状①と、接触歴②の合計

合　計　①＋②	点

● 感染リスクのセルフチェック

〇症状の小計①と、接触歴の小計②の合計数値を下の表に当てはめて、相談または受診を判断してください。

点　2　3　4　5	6　7　8　9	10　11　12　・・・・
かかりつけ医に電話相談し必要により受診してください	かかりつけ医に電話相談しその指示に従ってください	感染が疑われます 上田保健所に電話相談してください 電話0268−25−7135

参考：重症化するリスク（危険）の確認

以下の症状がある方は、早めの受診をお勧めします。

基礎疾患、症状等	該当に〇
現在の喫煙習慣	
糖尿病	
高血圧	
高血圧以外の心臓病	
COPD、肺気腫、慢性気管支炎	
肺機能の低下（結核の後遺症）	
ステロイド　免疫抑制剤の服用	
がん	

東 御 市 受 援 計 画

令和４年４月改定

東御市

目次

第１章　総則..... 1
１．１　背景・目的等..... 1
１．２　東御市受援計画の位置づけ..... 1
（１）　東御市受援計画と各種防災計画の関係..... 1
（２）　東御市受援計画の構成..... 2
１．３　適用基準..... 2
（１）　対象とする災害の規模..... 2
（２）　東御市受援計画の適用基準..... 2
１．４　受援の範囲及び受援体制..... 2
（１）　東御市受援計画が対象とする受援の範囲..... 2
（２）　県及び東御市の受援体制..... 4
１．５　費用負担及び事故時の責任..... 5
１．６　計画の継続的な見直し..... 6
第２章　防災拠点計画..... 7
２．１　防災拠点計画の基本方針..... 7
（１）　防災拠点の意義..... 7
（２）　各種の防災拠点..... 8
第３章　機能別活動計画..... 10
３．１　機能別活動計画の基本方針..... 10
（１）　受援業務項目..... 10
（２）　受援対象業務全体の流れ..... 10
３．２　機能別活動の行動計画..... 12
（１）　救助・消防・救命活動..... 12
（２）　航空医療搬送..... 15
（３）　緊急輸送ルートの確保..... 18
（４）　行政職員支援..... 21
（５）　建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援..... 24
（６）　避難所運営支援..... 29
（７）　住家の被害認定調査・罹災証明交付支援..... 32
（８）　ボランティア・ＮＰＯ等の活動調整..... 35
（９）　遺体の対応..... 39
（10）　災害廃棄物等の処理..... 42
（11）　その他技術・専門職員支援..... 45
（12）　物資の確保..... 49
（13）　物資流通..... 53
（14）　救護所支援・保健指導支援・医療機関支援..... 56
（15）　要配慮者対応支援..... 59
（16）　緊急車両・優先給油施設への燃料供給..... 62

巻末資料..... 65
様式集..... 66
【様式１】人的支援要請 ・ 派遣通知..... 66
【様式２】物的支援要請 ・ 支援通知..... 67
参考資料..... 68
【資料１】指定緊急避難場所・指定避難所（広域避難施設）..... 68
【資料２】指定緊急避難場所（広域避難地）..... 69
【資料３】指定緊急避難場所・指定避難所（地区別避難場所）..... 70
【資料４】災害対策用場外離着陸場一覧..... 72
【資料５】物資輸送拠点一覧..... 72
【資料６】関係機関連絡先..... 72
【資料７】災害時応援協定連絡先..... 73

第１章　総則

１．１　背景・目的等

○　市は、大規模災害時において、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、市に課された重要業務と、被災者支援等の災害時業務を並行して遂行する必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。

○　また、住民の避難生活が長期化した場合には、国、県や全国知事会、業界団体等から供給される支援物資を受け入れ、適切に避難者に配布する必要がある。

○　平成 23 年の東日本大震災では、受援側の地方公共団体において、要請ルートの混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。また、平成 28 年熊本地震では、支援物資の受入れと被災者への供給や、応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。

○ 長野県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（平成 31 年３月）を策定した。

○ 東御市受援計画は、長野県広域受援計画と整合し、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

１．２　東御市受援計画の位置づけ

（１）　東御市受援計画と各種防災計画の関係

○ 現在、東御市においては災害対策基本法に基づく法定計画である東御市地域防災計画のほか、任意計画である東御市業務継続計画、東御市避難所運営マニュアルなどの各種計画・マニュアル等を運用している。

○ 本計画において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、東御市業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定した。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とした（図１－１）。

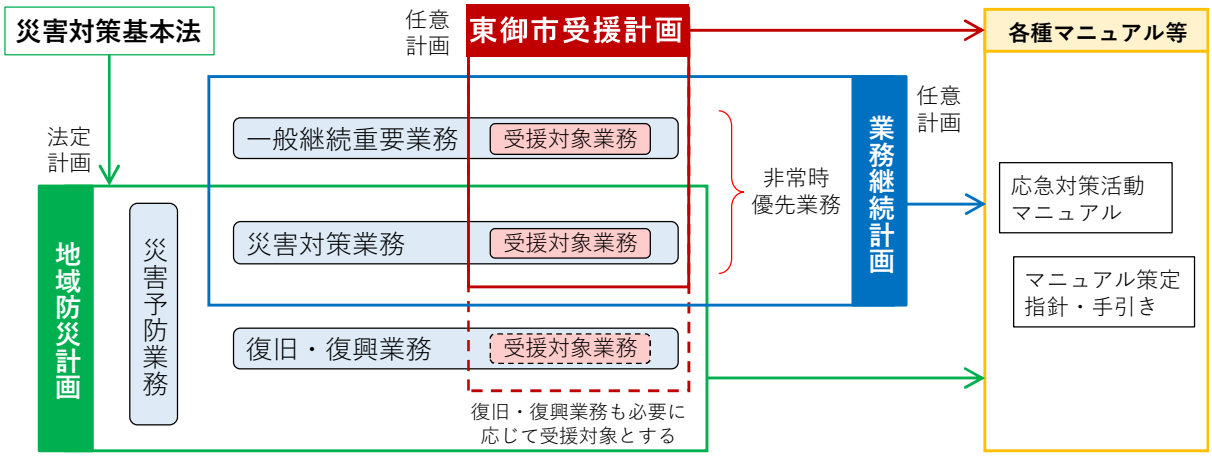

図１－１　東御市受援計画と防災関連計画の関係

（２）　東御市受援計画の構成

○ 東御市受援計画は、本計画の背景・目的や位置づけ、適用基準等を示した「第１章　総則」と、受援対象業務ごとの実施内容や体制を示した「第２章　機能別活動計画」から構成されるものとする。

○ 機能別活動計画では、市の人的・物的リソースを大幅に超過し、長野県及び県外からの支援や、県市町村災害時相互応援協定による支援が必要な業務を機能別に整理し、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行う。

１．３　適用基準

（１）　対象とする災害の規模

○ 東御市受援計画においては、管外からの支援を受けるような状況を想定することから、原則として市のみでは対応が困難な規模の災害を対象とする。

（２）　東御市受援計画の適用基準

○ 市は、以下の場合に、東御市受援計画に基づき行動を開始する。

- 長野県庁において、長野県地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」、「緊急体制」及び「全体体制」がとられたとき
- 東御市地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「三次体制」、または「四次体制」がとられたとき

１．４　受援の範囲及び受援体制

（１）　東御市受援計画が対象とする受援の範囲

○　本受援計画が対象とする「受援」の範囲は、長野県広域受援計画に定められた下記の支援の受入れのうち、①～③を対象とする（図１-2）。

○　市は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。

①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
④ 【本計画の対象外】他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

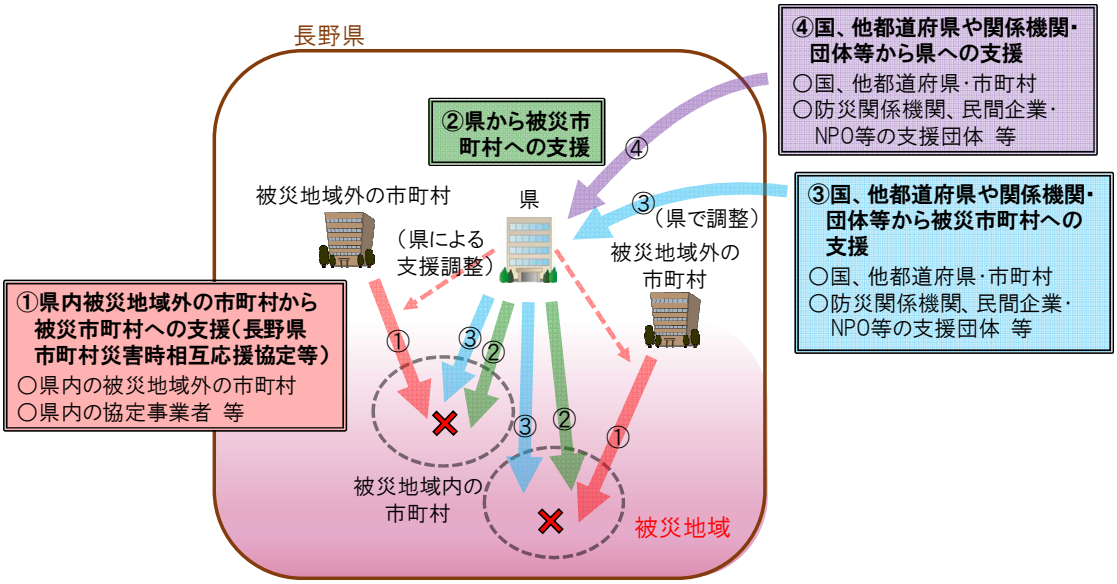

図１-2　長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ

（２） 県及び市の受援体制

○ 県は、市町村や関係機関等に対する一元的な受援窓口として、長野県広域受援計画（平成31年３月）において位置づけられた「応援・受援本部」を災害対策本部室に設置する（**図 1-3**）。

○ 市は、受援に関する庁内外の総合調整や支援の提供・受入れ窓口となる「応援・受援班」を災害対策本部に設置する。

○ 応援・受援班の組織体制及び分掌は、以下のとおりとする。

【応援・受援班の組織体制及び分掌】

役職	担当	分掌
班長	総務課長	・応援、受援に係る総合調整に関すること ・応援、受援に係る調整会議を開催すること
副班長	総務係長	・応援、受援班長を補佐すること （※必要に応じて設置）
防災拠点担当	文化・スポーツ振興課 建設課 商工観光課	・地域内輸送拠点（第一体育館、ふれあい体育館）、救助活動拠点（東御中央公園）、被災地域内進出拠点（文化会館、芸術むら公園）の利用調整に関すること
	建設課	・広域防災拠点（東御中央公園）の利用調整に関すること
人的受援担当	総務課	・応援職員等のニーズの把握、派遣に関すること ・応援職員の必要人数等の把握、要請に関すること
物資受援担当	税務課	・支援物資のニーズの把握、提供に関すること ・支援物資の必要量等の把握、要請に関すること

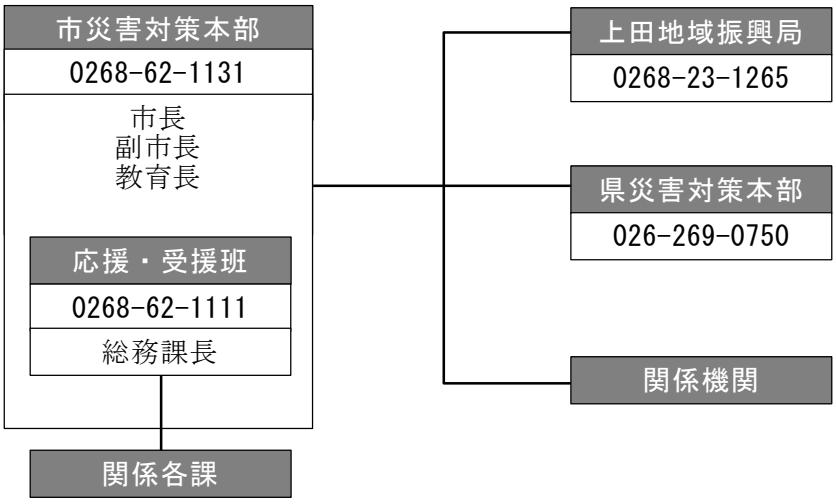

図 1-3 東御市受援体制

１．５　費用負担及び事故時の責任

１）費用負担の考え方

○　協定に基づく応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側（市）が負担することとする。詳細については、当該協定等に定めるとおりとする。

○　協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として市が負担することとする。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

○　協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

２）事故時の責任の考え方

○　応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

＜参考＞

○ 災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を**表１-1** に示す。

　なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表１-1　主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考
※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第３条１項第一号）。

出典）地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成 29 年３月）

１．６　計画の継続的な見直し

○ 本計画は、上位関連計画の修正や、市の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見、本計画に基づき実施する訓練の結果等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

第２章　防災拠点計画

２．１　防災拠点計画の基本方針

（１）　防災拠点の意義

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府、平成29年６月）（以下「南海トラフ地震具体計画」という。）による防災拠点等の定義を参考に、本県の広域防災拠点を**表２－１**に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表２－１　長野県における防災拠点の定義

拠点		定義※	備考
広域防災拠点		・都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点。 （上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている）	
	進出拠点	・広域応援部隊・応援職員が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	長野県において下線部を加筆
	救助活動拠点	・各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの ・電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点	長野県において下線部を加筆
	航空搬送拠点	・航空機による医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU[1]が設置可能なもの ＜県内の航空搬送拠点＞ ・県内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者をSCUにて受け入れ、航空機による医療搬送するための拠点である。本県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 ＜県外の航空搬送拠点＞ ・長野県内からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点	長野県において下線部を加筆・変更
	広域物資輸送拠点	・国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該県が設置するもの	
	備蓄拠点	・地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊に提供する水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄している拠点	長野県において定義
地域内輸送拠点		・広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点	
被災地域内進出拠点		・応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点（振興局の庁舎等を想定）	長野県において定義

※「南海トラフ地震具体計画」（内閣府、H29.6）による定義に加筆・変更

[1] SCU（航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit）：航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

（２） 各種の防災拠点

長野県広域受援計画で定める広域防災拠点、東御市地域防災計画で定める防災拠点のうち、本計画で取り扱う防災拠点一覧を**表２－２**、防災拠点位置図を**図２-1** に示す。

表２－２　東御市の防災拠点一覧

拠点種別		名称	住所	施設管理者	連絡先
自治体	地域内輸送拠点	**東御中央公園第一体育館**	東御市鞍掛 177 番地 2	東御市長	0268-62-2200（直通）
		北御牧ふれあい体育館	東御市下之城 962 番地 3	東御市長	0268-75-1455（スポーツ係）
	救助活動拠点【市町村】	**東御中央公園**	東御市鞍掛 177 番地 2	東御市長	0268-64-5914（都市計画係）
	被災地域内進出拠点	**東御市文化会館**	東御市鞍掛 177 番地 2	東御市長	0268-62-3700（直通）
		芸術むら公園	東御市八重原 1806 番地 1	東御市長	0268-64-5895（商工労政係）
県（管内に立地する場合）	広域物資輸送拠点	**東御中央公園**	東御市鞍掛 177 番地 2	東御市長	0268-64-5914（都市計画係）
	救助活動拠点【県】	**東御中央公園**	東御市鞍掛 177 番地 2	東御市長	0268-64-5914（都市計画係）
	進出拠点	**（上田地域振興局）**			
	航空搬送拠点	**（信州上田医療センター）**			

図２-1　防災拠点位置図

（旧東部町地域）

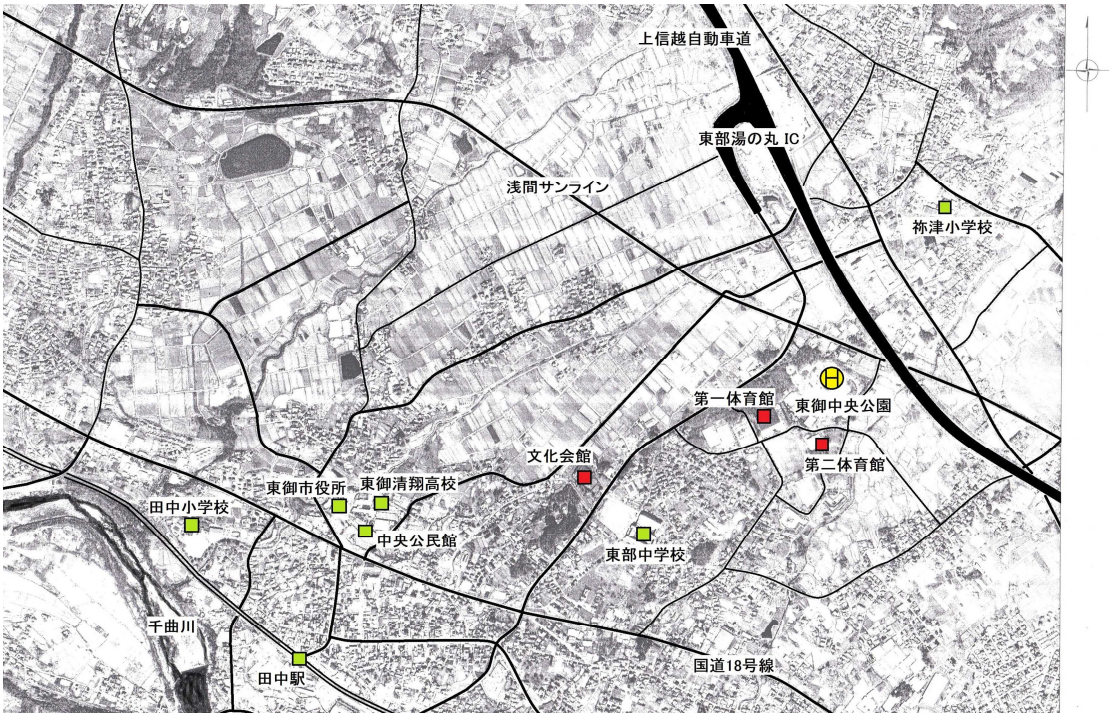

（旧北御牧村地域）

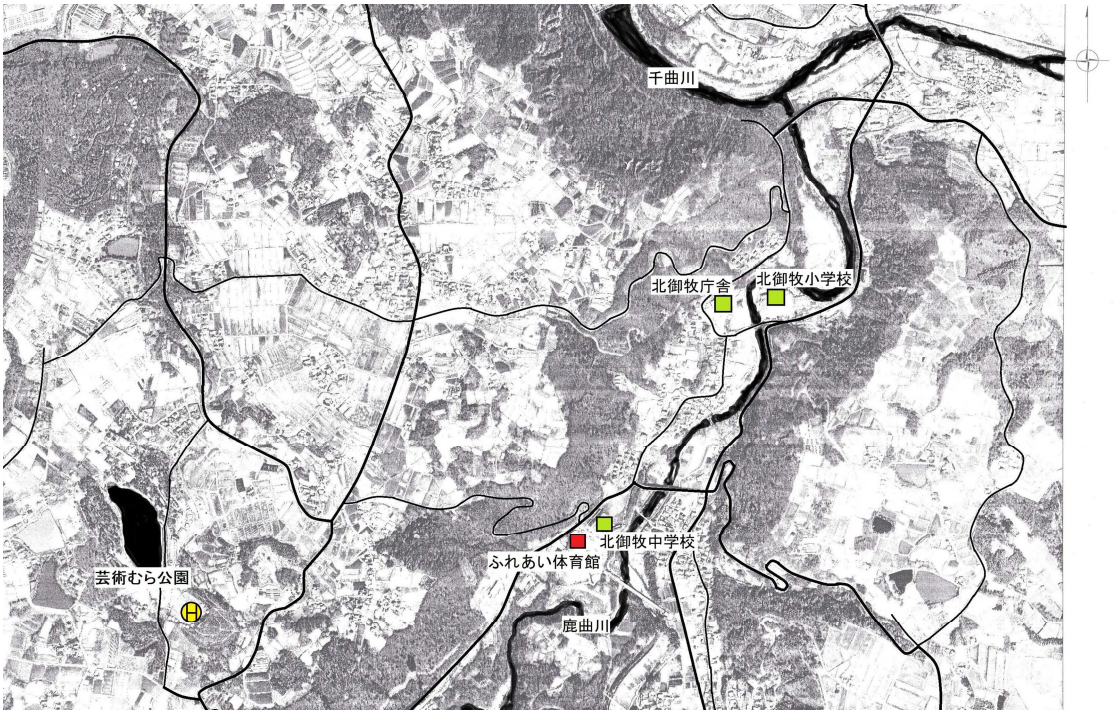

第３章　機能別活動計画

３．１　機能別活動計画の基本方針

（１）　受援業務項目

長野県広域受援計画で定める受援対象業務のうち、本計画で扱う業務を表３－1に示す。

表　3-1　本計画で扱う受援対象業務

長野県広域受援計画で定める受援対象業務		本計画で扱う業務
1. 救助･消防･救命活動	(1)救助･消防･救命活動	○
	(2)航空医療搬送	○
2. 緊急輸送ルートの確保	(3)緊急輸送ルートの確保	○
3. 人的支援(応援職員の受入れ)	(4)行政職員支援	○
	(5)建築物応急危険度･宅地危険度の判定支援	○
	(6)避難所運営支援	○
	(7)住家の被害認定調査･罹災証明交付支援	○
	(8)ボランティア･NPO 等の活動調整	○
	(9)遺体の対応	○
	(10)災害廃棄物等の処理	○
	(11)その他技術･専門職員支援	○
4. 物的支援	(12)物資の確保	○
	(13)物資流通	○
5. 医療･保健･福祉活動	(14)救護所支援･保健指導支援･医療機関支援	○
	(15)要配慮者対応支援	○
6. 燃料調達	(16)緊急車両･優先給油施設への燃料供給	○

（２）　受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを図３-1 に整理する。

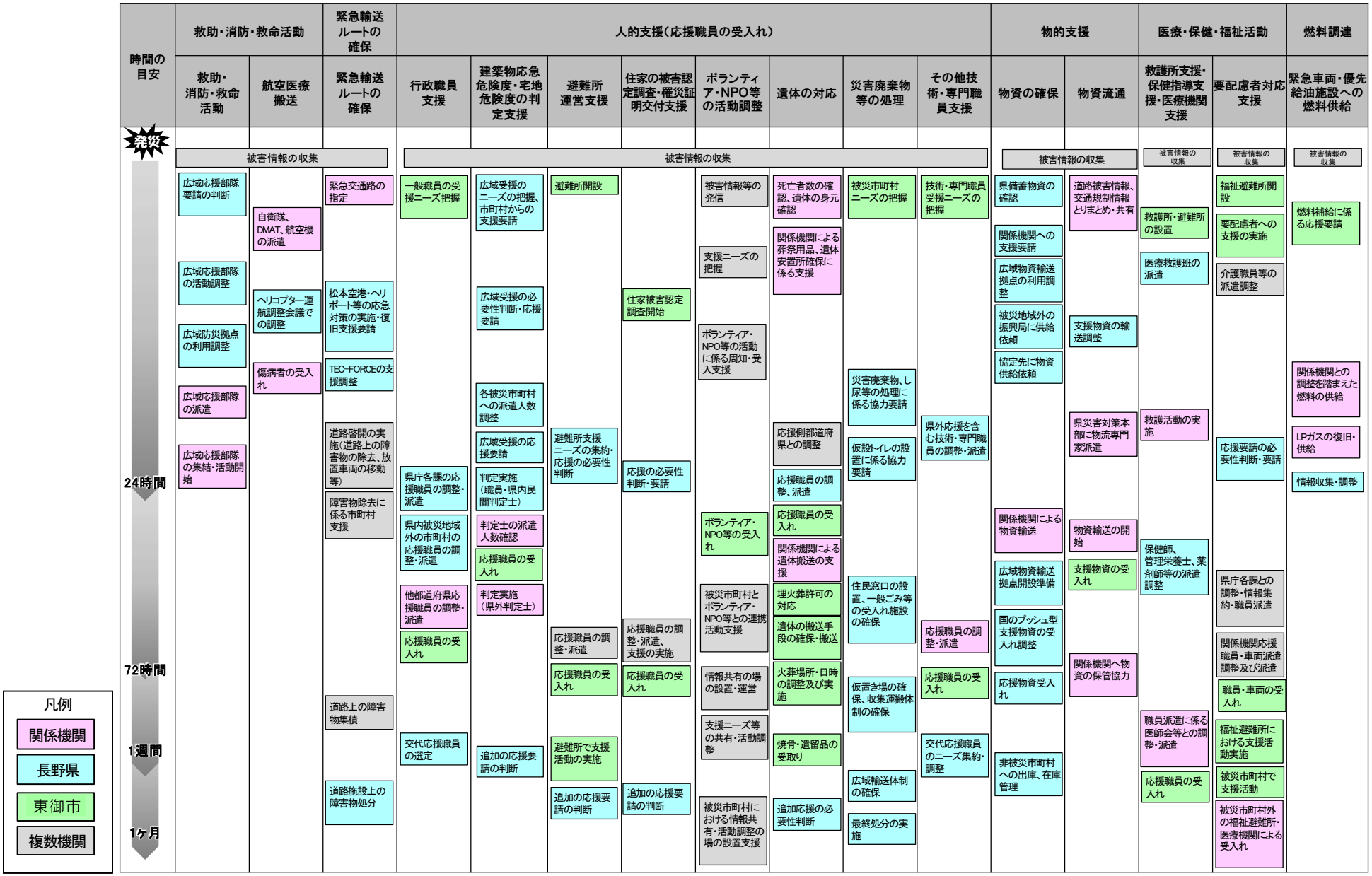

※業務開始時期の順序の目安を示している。

図３-1　全受援対象業務の流れ

３．２　機能別活動の行動計画

（１）　救助・消防・救命活動

１）目標

○ 市は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT[2]、TEC-FORCE 等の関係機関による応援を円滑に受け入れる。

２）基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	自衛隊		・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること
	警察庁		・警察災害派遣隊の派遣
	DMAT		・医療救護活動
	消防庁		・緊急消防援助隊の派遣
	国土交通省各地方整備局		・緊急輸送を確保するために必要な道路の啓開・啓開支援
	長野県警察本部		・警察災害派遣隊の援助の要求
長野県	災害対策本部	活動調整担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること
		災害医療本部	・DMAT の活動調整
		広域応援・救助担当	・救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関すること ・緊急消防援助隊の活動調整
	上田地域振興局		・被災市町村の情報収集に関すること
東御市	総務課	本部班	・関係機関、団体等に対する応援要請に関すること ・自衛隊の派遣、救援活動に関すること ・緊急消防援助隊、長野県消防相互応援隊等の応援要請に係る連絡調整に関すること
	企画振興課	情報通信班	・被害情報の収集に関すること
	市民課	市民班	・人の被害調査に関すること
	健康保健課	保健班	・負傷者の収容及び救護等に関すること
	市民病院	医療班	・負傷者の医療に関すること
	建設課	建設班	・救助活動拠点(東御中央公園)に関すること
	文化・スポーツ振興課	文化・スポーツ振興班	・地域内進出拠点(文化会館)の利用調整
	商工観光課	商工観光班	・地域内進出拠点(芸術むら公園)の利用調整

[2] DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	市民課	0268-75-2007		0268-63-6908
	健康保健課	0268-64-8882		0268-64-8880
	市民病院	0268-62-0050		0268-62-0400
	建設課	0268-64-5914		0268-64-5881
	文化・スポーツ振興課	0268-71-0670		0268-63-5431
	商工観光課	0268-64-5895		0268-64-5881
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田保健福祉事務所	0268-25-7148		0268-23-1973
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	上田地域広域連合消防本部	0268-26-0119		0268-23-6901
	上田警察署	0268-22-0110		0268-25-9110
	陸上自衛隊第 13 普通科連隊	0263-26-2766		0263-26-2766
	自衛隊長野地方協力本部	026-233-2108		026-233-2109
	信州上田医療センター	0268-22-1890		0268-24-6603

■役割分担

01

機能	（1）救助・消防・救命活動

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　総務係長	内）1111～1114
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	市民班	市民生活部　市民課　国保年金係長	内）1231, 1232, 1234
	エ	保健班	健康福祉部　健康保健課　保健係長	内）72+2151～2154
	オ	医療班	市民病院　医療事務部　庶務係長	内）73+2501～2503
	カ	建設班	都市整備部　建設課　都市計画係長	内）1381、1382
	キ	文化・スポーツ振興班	企画振興部　文化・スポーツ振興課　文化係長	内）1157
	ク	商工観光班	産業経済部　商工観光課　商工労政係長	内）1451、1452

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班	○	□	①関係機関、団体等の応援要請に関すること
		○	□	②自衛隊の派遣、救援活動に関すること
		○	□	③緊急消防援助隊等の応援要請に関すること
	情報通信班	○	□	④被害情報の収集に関すること
	市民班	○	□	⑤人の被害調査に関すること
	保健班	○	□	⑥負傷者の収容及び救護等に関すること
		○	□	⑦救護所の設置、運営に関すること
	医療班	○	□	⑧負傷者の医療に関すること
	建設班		□	⑨救助活動拠点(東御中央公園)に関すること
	文化・スポーツ振興班		□	⑩地域内進出拠点(文化会館)に関すること
	商工観光班		□	⑪地域内進出拠点(芸術むら公園)に関すること

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □長野県消防相互応援協定書 □長野県消防相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画

（２） 航空医療搬送

１） 目標

○ 市は、国、県、他都道府県、自衛隊、消防、警察、医療機関等の関係機関に対して応援要請を行うとともにヘリコプター運航調整会議を開催し、円滑な航空医療搬送を実施する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、航空医療搬送に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">関係機関・課</th><th>主な対応</th></tr>
<tr><td rowspan="7">関係機関</td><td colspan="3">厚生労働省</td><td>・広域医療搬送に関すること
・広域的なドクターヘリの派遣調整等に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">自衛隊</td><td>・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">被災地外医療機関</td><td>・傷病者の受入れに関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">ドクターヘリ連絡担当基地病院</td><td>・地域ブロック内ドクターヘリの派遣調整等に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">DMAT</td><td>・医療救護活動に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">長野県警察本部</td><td>・警察災害派遣隊の援助の要求に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設管理者</td><td>・施設の使用に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">長野県</td><td rowspan="3">災害対策本部</td><td rowspan="2">災害医療本部</td><td>活動調整担当</td><td>・各機関のヘリコプターの運航調整に関すること
・ヘリコプター運航調整会議に関すること
・DMAT 派遣要請に関すること
・SCU の設置・運営に関すること
・ドクターヘリの運航に関すること
・救護所・医療機関等の状況把握に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">応援・受援本部
人的応援・受援担当</td><td>・人的応援・受援の総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">広域応援・救助担当（消防応援活動調整本部）</td><td>・救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関すること
・消防防災ヘリコプターの運航に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">上田地域振興局</td><td>・被害情報の収集・伝達に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="5">東御市</td><td colspan="2">総務課</td><td>本部班</td><td>・航空搬送の要請に関すること
・自衛隊、消防等関係機関との連絡調整に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">企画振興課</td><td>情報通信班</td><td>・被害情報の収集に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康保健課</td><td>保健班</td><td>・救護所の運営等に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民病院</td><td>医療班</td><td>・他医療機関との連絡調整に関すること
・DMAT 派遣要請に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	健康保健課	0268-64-8882		0268-64-8880
	市民病院	0268-62-0050		0268-62-0400
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田保健福祉事務所	0268-25-7148		0268-23-1973
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	上田地域広域連合消防本部	0268-26-0119		0268-23-6901
	上田地域広域連合	0268-43-8811		0268-42-6740
	信州上田医療センター	0268-22-1890		0268-24-6603
	佐久医療センター	0267-62-8181		0267-88-7354
	佐久 Dr ヘリ通信センター FAX			0267-88-7385

■役割分担

02

機能	（2）航空医療搬送

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　総務係長	内）1111～1114
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	保健班	健康福祉部　健康保健課　保健係長	内）72+2151～2154
	エ	医療班	市民病院　医療事務部　庶務係長	内）73+2501～2503

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①航空搬送の要請
		○	□	②自衛隊、消防等関係機関との連絡調整
	情報通信班	○	□	③被害情報の収集
	保健班	○	□	④救護所の運営等に関すること
	医療班	○	□	⑤他医療機関との連絡調整に関すること
		○	□	⑥DMAT 派遣要請

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □長野県消防相互応援協定 □長野県消防相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画

（３） 緊急輸送ルートの確保

１） 目標

○ 市は、国土交通省 TEC-FORCE による技術的支援を受け入れ、管理施設の被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、緊急排水、土砂災害危険箇所などの二次災害の防止等の対応を円滑に実施する。

２） 基本方針

○ 市は、管理道路上の放置車両等の障害物の移動を行い、緊急通行車両の通行ルートを確保する。対応力を超える障害物が発生した場合は、上田地域振興局を通じて知事等への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国土交通省　各地方整備局		・緊急輸送を確保するために必要な道路（直轄国道以外の路線）の啓開に係る技術的支援に関すること ・TEC-FORCE の派遣による施設被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、二次災害の防止等に係る技術的支援に関すること
	関東農政局		・被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援に関すること。
	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱		・上信越自動車道、長野自動車道、中部横断自動車道、中央自動車道の防災に関すること
	県建設業協会		・県が管理する公共施設の応急対策業務への協力に関すること
	長野県警察本部	交通規制課	・道路調査及び交通情報の収集、伝達に関すること ・交通規制に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	資源循環推進課		・災害廃棄物の処理に係る調整に関すること
	建設政策課技術管理室		・TEC-FORCE への応援要請の調整に関すること ・土木資材の確保に関すること
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	総務課	総務班	・県、関係機関の応援要請に関すること
	企画振興課	情報通信班	・道路及び交通の被害情報の収集に関すること
	生活環境課	生活環境班	・災害廃棄物の処理に関すること
	建設課	建設班	・道路等の応急対策に関すること ・TEC-FORCE との連絡調整

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	生活環境課	0268-64-5869		0268-63-6908
	建設課	0268-64-5892		0268-64-5881
上田地域部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田建設事務所維持管理課	0268-25-7164		0268-24-9996
	上田建設事務所整備課	0268-25-7165		0268-23-0550
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	関東地方整備局長野国道事務所 管理第二課	026-264-7008		026-264-7041
	関東地方整備局長野営繕事務所 総務課	0268-235-3481		026-235-8713
	上田警察署	0268-22-0110		0268-25-9110
	東御市建設業協会 （東御市商工会）	0268-75-5536		0268-75-0875
	長門運輸有限会社	0268-64-3066		0268-64-3042
	長野県建設業協会上小支部 事務局長	0268-24-8133	090-5342-2401	0268-27-1425

■役割分担

03

機能	（3）緊急輸送ルートの確保

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　総務係長	内）1111～1114
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	生活環境班	市民生活部　生活環境課　クリーンリサイクル係長	0268-62-1110
	エ	建設班	都市整備部　建設課　土木係長	内）1391、1392

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①市管理道路上の放置車両等の移動等に係る知事等への応援要請
	情報通信班	○	□	③被害状況の情報収集
		○	□	④啓開状況の情報収集及び情報共有
	生活環境班	○	□	⑤災害廃棄物の処理等調整
	建設班	○	□	⑥道路の応急対策
			□	⑦関係機関への応援要請
		○	□	⑧TEC-FORCE との連絡調整

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書
	□長野県市町村災害時相互応援協定実施細則
	□東御市地域防災計画
	□東御市業務継続計画
	□災害時における大型クレーン作業の提供に関する協定（長門運輸有限会社）
	□災害時における応急措置に関する協定（東御市建設業協会）
	□大規模災害時における応急対策業務に関する協定（長野県建設業協会上小支部）

（４） 行政職員支援

１） 目標

○ 市は、市職員のみでは十分な災害対応ができない場合は、県一般職員や近隣市町村、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき受援する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の派遣が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">関係機関・課</th><th>主な対応</th></tr>
<tr><td rowspan="3">関係機関</td><td colspan="2">全国知事会（中部ブロック知事会幹事県）</td><td>・県外職員の派遣に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">被災ブロック代表市町村</td><td>・県内市町村職員の派遣に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">市長会・町村会</td><td>・職員派遣情報の共有に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">長野県</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>応援・受援本部
人的応援・受援担当</td><td>・人的応援・受援の総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td>総括調整担当</td><td>・被災市町村への応援派遣の要否の決定に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">各部局主管課</td><td>・県職員の派遣に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">上田地域振興局</td><td>・被災市町村におけるニーズの集約に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">東御市</td><td>総務課</td><td>総務班</td><td>・応援、派遣職員等の動員に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107

■役割分担

04

機能	（4）行政職員支援

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　総務係長	内）1111～1114

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①一般職員受援ニーズの把握
			□	②応援市町村との人数調整
		○	□	③県派遣職員情報の共有
		○	□	④派遣職員の受入
		○	□	⑤県外派遣職員の受入

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町）

（５） 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援

【被災建築物応急危険度判定の支援】

１） 目標

○ 市職員のみでは被災建築物応急危険度判定を実施できない場合、判定士の速やかな派遣による判定支援を受け、二次災害を防止する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、被災建築物応急危険度判定に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて、知事への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国土交通省（住宅局）		・判定士の建築関係団体及び機構職員へ派遣調整に関すること ・地震の被害が大規模又は広範囲にわたる場合の応急危険度判定支援調整本部に関すること
	全国被災建築物応急危険度判定協議会		・判定士の実施体制の整備に関すること ・民間の判定士の補償に関すること
	10 都県被災建築物応急危険度判定協議会		・広域支援本部に関すること
	中部圏被災建築物応急危険度判定協議会		・広域支援本部に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	建築住宅課		・被災建築物応急危険度判定に関すること ・支援本部に関すること
	上田地域振興局		・被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関すること
東御市	総務課	総務班	・上田地域振興局への被害状況報告に関すること
	企画振興課	情報通信班	・被害状況の把握に関すること
	建設課	建設班	・判定士及び建築関係団体への派遣、連絡調整及び調査に関すること ・建築物応急危険度判定の実施に関すること

【被災宅地危険度判定の支援】

１） 目標

○ 市職員のみでは被災宅地危険度判定が実施できない場合、判定士の確保及び速やかな派遣による判定支援を受け、二次災害を防止する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、被災宅地危険度判定に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて、知事への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">関係機関・課</th><th>主な対応</th></tr>
<tr><td rowspan="2">関係機関</td><td colspan="2">国土交通省（都市局）</td><td>・判定士の機構職員及び宅地擁壁技術協会、他都道府県へ派遣調整に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">被災宅地危険度判定連絡協議会</td><td>・判定士の実施体制の整備に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">長野県</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>応援・受援本部
人的応援・受援担当</td><td>・人的応援・受援の総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td>総括調整担当</td><td>・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市・まちづくり課</td><td>・被災宅地危険度判定に関すること
・支援本部に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">上田地域振興局</td><td>・被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">東御市</td><td>総務課</td><td>総務班</td><td>・上田地域振興局への被害状況報告に関すること</td></tr>
<tr><td>企画振興課</td><td>情報通信班</td><td>・被害状況の把握に関すること</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td>建設班</td><td>・被災宅地危険度判定の実施に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	建設課	0268-64-5882		0268-64-5881
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田建設事務所　建築課	0268-25-7142		0268-28-5566
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	長野県建築士会上小支部	0268-26-1412		0268-26-1416

■役割分担

05-1

機能	（5）①被災建築物応急危険度判定の支援

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　契約財産係長	内）1121～1124
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	建設班	都市整備部　建設課　住宅係長	内）1371、1372

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①上田地域振興局への被害状況報告
	情報通信班	○	□	②被害状況の把握
	建設班	○	□	③実施本部の設置
		○	□	④判定士及び建築関係団体への派遣及び連絡調整
			□	⑤応援判定士の受入れ等
		○	□	⑥避難施設の判定
		○	□	⑦判定結果の集計

関連計画・マニュアル等	
	□東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書（長野県建築士協会上小支部） □被災建築物応急危険度判定必携 □被災建築物応急危険度判定マニュアル

機能	（5）②被災宅地危険度判定の支援

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　契約財産係長	内）1121～1124
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	建設班	都市整備部　建設課　住宅係長	内）1371、1372

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①上田地域振興局への被害状況報告
	情報通信班	○	□	②被害状況の把握
	建設班	○	□	③実施本部の設置
		○	□	④県災害対策本部へ判定士の派遣要請及び連絡調整
			□	⑤応援判定士の受入れ等
		○	□	⑥宅地危険度判定の実施
		○	□	⑦判定結果の集計

関連計画・マニュアル等	□被災宅地危険度判定実施要綱

（６） 避難所運営支援

１） 目標

○ 市は、市職員のみでは避難所運営に必要な一般職員及び避難所の確保ができない場合、地方部を通じて、県庁内関係課や県内被災地域外の市町村、県外市町村へ応援を要請し、円滑な避難所運営を実施する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、避難所運営に係る応援が必要と判断した場合は、知事に対して応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">関係機関・課</th><th>主な対応</th></tr>
<tr><td>関係機関</td><td colspan="2">応援側の都道府県（知事会等）</td><td>・派遣職員の調整に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">長野県</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>応援・受援本部
人的応援・受援担当</td><td>・人的応援・受援の総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td>総括調整担当</td><td>・避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">食品・生活衛生課</td><td>・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること
・被災家庭動物の救護及び飼育者支援に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">上田地域振興局</td><td>・被災市町村におけるニーズの集約に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="13">東御市</td><td>総務課</td><td>総務班</td><td>・食料等の調達に関すること</td></tr>
<tr><td>企画振興課</td><td>情報通信班</td><td>・避難者情報の収集に関すること</td></tr>
<tr><td>文化・スポーツ振興課</td><td>文化・スポーツ振興班</td><td rowspan="7">・避難所の開設及び管理に関すること</td></tr>
<tr><td>人権同和政策課</td><td>人権同和政策班</td></tr>
<tr><td>子育て支援課</td><td>子育て支援班</td></tr>
<tr><td>商工観光課</td><td>商工観光班</td></tr>
<tr><td>教育課</td><td>教育班</td></tr>
<tr><td>生涯学習課</td><td>生涯学習班</td></tr>
<tr><td>健康保健課</td><td>保健班</td><td>・避難所の衛生確保に関すること</td></tr>
<tr><td>生活環境課</td><td>生活環境班</td><td>・避難所の環境保持に関すること</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td>建設班</td><td>・県が設置する応急仮設住宅建設の調整に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	文化・スポーツ振興課	0268-71-0670		0268-63-5431
	生活環境課	0268-64-5896		0268-63-6908
	人権同和政策課	0268-64-5902		0268-64-5011
	子育て支援課	0268-64-5814		0268-64-3128
	健康保健課	0268-64-8882		0268-64-8880
	商工観光課	0268-64-5895		0268-64-5881
	建設課	0268-64-5882		0268-64-5881
	教育課	0268-64-5879		0268-64-5878
	生涯学習課	0268-64-5885		0268-64-5610
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区（防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町（住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107
	(有)シーエスエスサービス	0268-22-2951		0268-26-3990
	長野県環境整備事業協同組合	0267-88-6566		0267-88-6567
	学校法人成田会（長野救命医療専門学校）	0268-64-6699		0268-64-6611
	学校法人郁文館夢学園	0268-63-6612		
	中部電気保安協会長野支店	0268-23-0985		0268-23-0987
	中部電力株式会社 電力ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾝﾊﾟﾆｰ	0268-23-8200		0268-27-8546
	NPO 法人長野県 G 空間情報技術協会（株式会社みすず綜合コンサルタント内）	0268-24-8230		0268-24-8353
	カクイチ建材工業株式会社	0268-62-0777		0268-62-1596
	株式会社アドバンテック	03-5220-5331		03-5220-5332

■役割分担

06

機能	（6）避難所運営支援

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　防災係長	内）1196
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　広報統計係長	内）1141～1143
	ウ	文化・スポーツ振興班	企画振興部　文化・スポーツ振興課　文化係長	内）1157
	エ	人権同和政策班	市民生活部　人権同和政策課　人権同和政策係長	内）1531
	オ	子育て支援班	健康福祉部　子育て支援課　子育て支援係長	内）1240、1241
	カ	商工観光班	産業経済部　商工観光課　商工労政係長	内）1451、1452
	キ	教育班	教育部　教育課　学校教育係長	内）1511～1515
	ク	生涯学習班	教育部　生涯学習課　社会教育・公民館係長	内）1542～1543
	ケ	保健班	健康福祉部　健康保健課　健康増進係長	内）72+2161～2163
	コ	生活環境班	市民生活部　生活環境課　環境対策係長	内）1221、1222
	サ	建設班	都市整備部　建設課　住宅係長	内）1371、1372

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	ア	○	□	①食料等の調達
	イ	○	□	②避難者情報の収集
	ウ,エ,オ,カ,キ,ク	○	□	③避難所の開設及び管理
	ケ	○	□	④避難所の衛生確保
	コ	○	□	⑤避難所の環境保持
	サ	○	□	⑥県が設置する応急仮設住宅建設の調整

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書
	□長野県市町村災害時相互応援協定実施細則
	□東御市地域防災計画
	□避難所運営マニュアル（東御市）
	□東御市業務継続計画
	□災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町）
	□災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定書（有限会社シーエスエスサービス）
	□災害時におけるし尿収集業務に関する協定書（長野県環境整備事業協同組合）
	□災害時における施設使用に関する協定書（学校法人成田会、学校法人郁文館夢学園）
	□災害時における電気の保安に関する協定書（一般財団法人中部電気保安協会長野支店）
	□災害時における相互協力に関する協定書（中部電力株式会社電力ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾝﾊﾟﾆｰ）
	□災害時における無人航空機の活用に関する協定（NPO 法人長野県 G 空間情報技術協会）
	□災害発生時等における支援協力に関する協定書（カクイチ建材工業株式会社）
	□災害時等における避難所等への電力供給に関する協定書（株式会社アドバンテック）

（７） 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

１） 目標

○ 市は、市職員のみでは住家の被害認定調査・罹災証明交付の対応ができない場合、県庁内関係課や県内被災地域外の市町村、県外市町村へ応援を要請し、住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員を確保する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、住家の被害認定調査・罹災証明交付に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	全国知事会（中部・関東ブロック知事会幹事県）		・派遣職員の調整に関すること
	被災ブロック代表市町村		・派遣職員の調整に関すること
	市長会・町村会		・職員派遣情報の共有に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること ・県各機関、非被災市町村、及び他県への派遣職員の要請に関すること ・派遣可能な職員の人数調整に関すること
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	総務課	総務班	・応援、派遣職員等の動員に関すること
	税務課	救護調査班	・家屋の被害調査に関すること ・罹災証明に関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	税務課	0268-64-5877		0268-63-6908
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107

■役割分担

07

機能	（7）住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　契約財産係長	内）1121～1124
	イ	救護調査班	市民生活部　税務課　資産税係長	内）1171、1172

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①応援、派遣職員等の受援調整
	救護調査班	○	□	②住家の被害認定調査
		○	□	③罹災証明の発行

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町）

（８） ボランティア・NPO 等の活動調整

１） 目標

○ 市は被災者の多様な支援ニーズに対応できるよう、ボランティア・NPO 等が情報を共有する場を設置し、活動の広域調整支援を受ける。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、ボランティア・NPO 等の活動調整に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	長野県社会福祉協議会 （災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（通称：支援Ｐ））		・災害ボランティアに関すること ・支援Ｐとの連携に関すること
	長野県ＮＰＯセンター		・ＮＰＯの受入れ等に関すること ・ＪＶＯＡＤとの連携に関すること
	全国災害支援ボランティア支援団体ネットワーク （ＪＶＯＡＤ）		・ＮＰＯの受入れ等に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること ・災害ボランティア、NPO の受入れ等に関すること
	県民協働課		・NPO の受入れ等に関すること
	地域福祉課		・災害ボランティアの受入れ等に関すること
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	企画振興課	情報通信班	・ボランティア等活動情報の収集に関すること
	福祉課	福祉班	・災害ボランティア、NPO の受入れ等に関すること ・社会福祉協議会、民間協力団体との連絡調整に関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	福祉課	0268-64-8888		0268-64-8880
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東御市社会福祉協議会	0268-62-4455		0268-64-5695
	学校法人成田会 （長野救命医療専門学校）	0268-64-6699		0268-64-6611

■役割分担

08-1

機能	（8）①ＮＰＯ等の活動調整

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	イ	福祉班	健康福祉部　福祉課　福祉推進係長	内）72+2111～2114

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	情報通信班		□	①ボランティア等活動情報の収集
	福祉班	○	□	②ボランティアニーズの把握
		○	□	③ボランティアセンターの開設、運営
		○	□	④ＮＰＯ、専門ボランティアの配置

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書
	□長野県市町村災害時相互応援協定実施細則
	□東御市地域防災計画
	□東御市業務継続計画
	□災害時における施設使用及びボランティアに関する協定書（学校法人成田会）

機能	（8）②一般ボランティアの活動調整

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	イ	福祉班	健康福祉部　福祉課　福祉推進係長	内）72+2131～2132

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	情報通信班		□	①ボランティア等活動情報の収集
	福祉班	○	□	②ボランティアニーズの把握
		○	□	③ボランティアセンターの開設、運営
		○	□	④ＮＰＯ、専門ボランティアの配置

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画

（９） 遺体の対応

１） 目標

○ 市は、広域応援部隊による捜索、県内、県外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等に係る支援を受け、円滑に遺体の対応を実施する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、捜索及び遺体の扱いに係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて県に応援を要請する。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	信州葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会		・棺及び葬祭用品の供給に関すること ・遺体の搬送に関すること
	（公社）長野県トラック協会		・遺体の搬送に関すること
	救護班		・遺体の検案に関すること
	警察機関		・行方不明者の捜索、検視、身元確認等に関すること
	自衛隊		・行方不明者の捜索、安置所までの搬送等に関すること
	応援側の都道府県（近隣都県）		・応援火葬場との調整に関すること
	応援火葬場（県内・県外）		・遺体の火葬に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	食品・生活衛生課		・広域火葬の応援・協力の要請に関すること ・遺体の搬送協力の調整に関すること
	医療推進課		・遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関すること
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	総務課	総務班	・関係機関等に対する協力及び応援要請に関すること
	企画振興課	情報通信班	・被害者情報に関すること
	市民課	市民班	・遺体の埋火葬等に関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	市民課	0268-75-2007		0268-63-6908
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	上田地域広域連合	0268-43-8811		0268-42-6740
	大星斎場	0268-22-0983		0268-24-0983
	依田窪斎場	0268-42-4851		0268-42-4909

■役割分担

09

機能	（9）遺体の対応

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　契約財産係長	内）1121～1124
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	市民班	市民生活部　市民課　市民係長	内）1211～1213

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①応援要請(遺体搬送、火葬場不足等)
	情報通信班	○	□	②被害者情報の収集
	市民班	○	□	③死亡者数の確認、遺体の身元確認
		○	□	④遺体安置所の設置
		○	□	⑤遺体の引き取り対応、身元不明人の広告
			□	⑥埋火葬許可への対応
		○	□	⑦遺体の搬送手段の確保・搬送
		○	□	⑧火葬場所・日時等の連絡調整
			□	⑨焼骨・遺留品の受け取り（引取り者のないもの）

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画

（１０） 災害廃棄物等の処理

１） 目標

○ 市は、市職員の不足により、被災地域の災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理ができない、また、市の処理能力を超える場合の広域応援による処理について、支援を受ける。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、災害廃棄物等の処理に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて県に応援を要請する。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	応援側の都道府県(知事会等)		・派遣職員の調整に関すること
	長野県資源循環保全協会		・災害廃棄物の処理等に必要な処理業者の手配に係る協力に関すること
	長野県環境整備事業協同組合		・し尿等の処理に必要な処理業者の手配に係る協力に関すること
	長野県建設機械リース業協会		・仮設トイレのリースに係る協力に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部物資調整担当	・仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること
	資源循環推進課		・災害廃棄物処理協定、し尿収集運搬協定に基づく支援に関すること ・災害廃棄物処理・施設復旧補助金活用のための助言に関すること ・廃棄物処理施設等の被災状況把握に関すること ・仮置き場等の施設確保・運営に関すること ・災害廃棄物の撤去に関すること ・運搬体制確保に関すること ・地域の窓口対応に関すること ・災害廃棄物の広域処理の調整に関すること
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	総務課	総務班	・応援、派遣職員等の動員に関すること ・仮設トイレの設置要請に関すること
	企画振興課	情報通信班	・被害情報の収集に関すること ・仮置場設置の広報に関すること
	生活環境課	生活環境班	・災害廃棄物、し尿等の処理に関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	生活環境課	0268-62-1110		0268-63-6814
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
長野県庁	災害対策本部	026-269-0763 （衛星電話 1-231-5652～5656）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107
	(有)シーエスエスサービス	0268-22-2951		0268-26-3990
	長野県環境整備事業協同組合	0267-88-6566		0267-88-6567

■役割分担

10

機能	（10）災害廃棄物の処理

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　財政係長	内）1131～1132
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	生活環境班	市民生活部 生活環境課　クリーンリサイクル係長 〃　〃　環境対策係長	0268-62-1110 内）1221、1222

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①応援、派遣職員等の動員に関すること
		○	□	②仮設トイレの設置要請
	情報通信班	○	□	③被害状況・ニーズの把握
		○	□	④災害廃棄物仮置場設置の広報
	生活環境班	○	□	⑤災害廃棄物処理に係る事務委託
		○	□	⑥災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配要請
		○	□	⑦避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
		○	□	⑧災害廃棄物の仮置場の設置・運営
		○	□	⑨災害廃棄物処理の状況共有
		○	□	⑩最終処分の実施

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町） □災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定書（有限会社シーエスエスサービス） □災害時におけるし尿収集業務に関する協定書（長野県環境整備事業協同組合）

（１１） その他技術・専門職員支援

１） 目標

○ 市は、庁内の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、応援職員の受入れにより円滑な災害対応を実施する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、技術・専門職員による応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて県に応援を要請する。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	応援職員派遣元関係機関		・派遣職員の調整に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への応援派遣の要否の決定に関すること
	総合政策課		・県外職員の派遣に係る全国知事会との調整に関すること
	市町村課		・県内市町村職員の派遣に関すること ・県外職員の派遣に関すること（全国知事会との調整を除く）
	人事課		・派遣職員の選定等の調整に関すること
	水大気環境課		・被災建築物の石綿露出状況等の調査に関すること
	生活排水課		・下水道、農業集落排水施設、浄化槽の復旧に係る関係機関・団体への応援要請に関すること
	農業政策課		・農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること
	農地整備課		・農地や水路、ため池等の応急対策に関すること
	信州の木活用課		・林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること
	森林づくり推進課		・林地及び治山施設の応急対策等に関すること
	建設政策課技術管理室		・TEC-FORCE の出動要請に関すること ・土木学会等からの技術支援等の要請に関すること
	河川課		・水防活動の応援に関すること
	砂防課		・土砂災害危険箇所点検に関すること
	教育政策課		・教職員の派遣に関すること
	心の支援課		・スクールカウンセラーの派遣に関すること
	文化財･生涯学習課		・文化財の応急対策に関すること
	各部局主幹課		・職員の派遣に関すること
	上田地域振興局		・管内市町村の被災状況の確認、報告 ・被災市町村におけるニーズの集約に関すること

	関係機関・課		主な対応
東御市	総務課	総務班	・応援、派遣職員等の動員に関すること
	企画振興課	情報通信班	・被害情報の収集に関すること
	健康保健課	保健班	・カウンセラー等の受け入れに関すること
	農林課	農林班	・農業関連施設の応急対策に関すること ・林業関連施設の応急対策等に関すること
	建設課	建設班	・土砂災害危険箇所点検に関すること
	上下水道課	上下水道班	・上下水道施設の復旧に関すること
	教育課	教育班	・教職員の受け入れに関すること
	生涯学習課	文化財係	・文化財の応急対策に関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	健康保健課	0268-64-8888		0268-64-8880
	農林課	0268-64-5894		0268-64-5881
	建設課	0268-64-5892		0268-64-5881
	上下水道課	0268-64-5874		0268-62-0233
	教育課	0268-64-5879		0268-64-5878
	生涯学習課	0268-75-2717		0268-64-5610
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田建設事務所　建築課	0268-25-7142		0268-28-5566
	上田保健福祉事務所	0268-25-7148		0268-23-1973
長野県庁	災害対策本部	026-269-0763 （衛星電話 1-231-5652～5656）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107

■役割分担

11

機能	（11）その他技術・専門職員支援

	班名		担当者	連絡先
担当	ア	総務班	総務部　総務課　総務係長	内）1111～1114
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	保健班	健康福祉部　健康保健課　健康増進係長	内)72+2161～2163
	エ	農林班	産業経済部　農林課　農政係長	内）1311、1312
			産業経済部　農林課　耕地林務係長	内）1321、1322
	オ	建設班	都市整備部　建設課　土木係長	内）1391、1392
	カ	上下水道班	都市整備部　上下水道課　水道係長	内）1421、1422
			都市整備部　上下水道課　下水道係長	内）1411、1412
	キ	教育班	教育部　教育課　学校教育係長	内）1511～1515
	ク	生涯学習班	教育部　生涯学習課　文化財係長	内）1521、1522

	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
実施内容	総務班		□	①応援、派遣職員等の動員
	情報通信班	○	□	②被害情報の収集
	保健班	○	□	③カウンセラー等の受け入れ
	農林班	○	□	④農業関連施設の応急対策
		○	□	⑤林業関連施設の応急対策等
	建設班	○	□	⑥土砂災害危険箇所の点検
	上下水道班	○	□	⑦上下水道施設の復旧
	教育班	○	□	⑧教職員の受け入れ
	生涯学習班	○	□	⑨文化財の応急対策

関連計画・マニュアル等	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町）

（１２） 物資の確保

１） 目標

○ 市は、国、他都道府県等の関係機関からの支援物資を円滑に受け入れ、被災者へ配分するための物資を確保する。

２） 基本方針

○ 市は、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、上田地域振興局を通じて県に対し支援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国（政府緊急対策本部・消防庁・農水省・厚労省・経産省・国交省）		・プッシュ型支援の実施に関すること
	応援側の都道府県(知事会等)		・支援物資の調整に関すること
	長野県倉庫協会		・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部物資調整担当	・食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること ・食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること
	くらし安全・消費生活課		・食料・生活物資の調達に関すること
	上田地域振興局		・市町村からの物資供給要請をとりまとめ及び災害対策本部からの物資調達情報の連絡に関すること
東御市	総務課	総務班	・応援、派遣職員等の動員に関すること ・食料等の調達に関すること ・総合的な緊急車両に関すること
	企画振興課	情報通信班	・被害情報の収集に関すること
	税務課	救護調査班	・物資の供給・受け入れに関すること ・物資の輸送に関すること ・食糧の供給・受け入れに関すること
	市民病院	医療班	・医療品の供給・受入れに関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	税務課	0268-64-5877		0268-63-6908
	市民病院	0268-62-0050		0268-62-0400
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田保健福祉事務所	0268-25-7148		0268-23-1973
長野県庁	災害対策本部	026-269-0763 （衛星電話 1-231-5652～5656）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107
	株式会社ツルヤ	0267-22-3311	070-5011-9372 （チーフリーダー酒井氏） 070-5577-7599 （マネージャー玉本氏）	0267-23-2866
	株式会社やおふく （本社）	0268-64-6133 0268-22-3300		050-3541-1125 050-3541-1187
	株式会社マツヤ			
	NPO 法人コメリ災害対策センター	025-371-4185		025-371-4151
	東御市くらしの会	0268-62-0451		0268-62-0281
	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 （東信支店）	0268-64-8620		0268-64-8621
	サントリービバレッジサービス株式会社	0268-64-6090	080-1045-9506 （上田支店）	0268-64-6088
	上小トラック協会	0268-27-1316		0268-27-1824
	社団法人上田薬剤師会	0268-22-6130		0268-22-6809

	信州うえだ農業協同組合 （総務企画部）	0268-25-7800		0268-25-7820
	生活協同組合コープながの （管理部）	026-261-1200		026-261-1201
	コムパックシステム株式会社	0268-24-9500		0268-22-2202

■役割分担

12

機能	（12）物資の確保

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　防災係長	内）1196
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	救護調査班	市民生活部　税務課　住民税係長	内）1161、1162
	エ	医療班	市民病院　医療事務部　庶務係長	内)73+2501～2503

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①応援、派遣職員等の動員 ②食料等の調達
	情報通信班	○	□	③被害情報の収集
	救護調査班	○	□	④物資の供給・受入れ
		○	□	⑤食糧の供給・受入れ
		○	□	⑥応援物資受入れ
		○	□	⑦避難所への物資の輸送
	医療班	○	□	⑧医療品の供給・受入れ

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町） □災害時における物資の調達に関する協定（株式会社ツルヤ、株式会社やおふく、NPO 法人コメリ災害対策センター、東御市くらしの会、） □災害時における飲料水の提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリービバレッジサービス株式会社） □災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書（上小トラック協会） □災害時における医療救護及び医薬品等の供給についての協定書(社団法人上田薬剤師会) □災害時における災害対応の協力に関する協定書（信州うえだ農業協同組合） □災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープながの） □災害時における物資供給の協力に関する協定書（コムパックシステム株式会社）

（１３） 物資流通

１） 目標

○ 市は、物流関係機関による物資輸送に係る応援を円滑に受け入れ、市内輸送拠点までの物資輸送を実施する。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、物流関係機関による物資輸送が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて、知事への応援要請を行う。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	長野県トラック協会		・災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送協力に関すること
	赤帽長野県軽自動車運送協同組合		・食料、生活必需品等の輸送協力に関すること
	長野県倉庫協会		・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関すること
	国土交通省 北陸地方運輸局		・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
	国土交通省各地方整備局	応援・受援本部 物資調整担当	・路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
	長野県警察本部	応援・受援本部 物資調整担当	・交通規制に関すること ・緊急通行車両等の確認事務に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・食料品、生活必需品等の輸送に関すること
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	総務課	総務班	・関係機関等に対する協力及び応援要請に関すること ・食料等の調達に関すること ・総合的な緊急車両に関すること
	企画振興課	情報通信班	・道路及び交通の被害情報の収集に関すること
	税務課	救護調査班	・物資の供給・受け入れに関すること
	建設課	建設班	・道路等の応急対策に関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	税務課	0268-64-5877		0268-63-6908
	建設課	0268-64-5892		0268-64-5881
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田建設事務所維持管理課	0268-25-7164		0268-24-9996
	上田建設事務所整備課	0268-25-7165		0268-23-0550
長野県庁	災害対策本部	026-269-0763 （衛星電話 1-231-5652～5656）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107
	関東地方整備局長野国道事務所 管理第二課	026-264-7008		026-264-7041
	関東地方整備局長野営繕事務所 総務課	0268-235-3481		026-235-8713
	上田警察署	0268-22-0110		0268-25-9110
	東御市建設業協会 （東御市商工会）	0268-75-5536		0268-75-0875
	長門運輸有限会社	0268-64-3066		0268-64-3042
	上小トラック協会	0268-27-1316		0268-27-1824
	生活協同組合コープながの （管理部）	026-261-1200		026-261-1201

■役割分担

13

機能	（13）物資流通

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　防災係長	内）1196
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	救護調査班	市民生活部　税務課　住民税係長	内）1161、1162
	エ	建設班	都市整備部　建設課　土木係長	内）1391、1392

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①関係機関等に対する協力及び応援要請
		○	□	②食料等の調達
		○	□	③総合的な緊急輸送
	情報通信班	○	□	④道路及び交通の被害情報の収集
	救護調査班	○	□	⑤物資の供給・受け入れ
	建設班	○	□	⑥道路等の応急対策

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書
	□長野県市町村災害時相互応援協定実施細則
	□東御市地域防災計画
	□東御市業務継続計画
	□災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町）
	□災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書（上小トラック協会）
	□災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープながの）

（１４） 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援

１） 目標

○ 市は、関係機関に派遣要請を行い、災害対応に係る保健医療活動を行うチーム（以下、「保健医療活動チーム」という。）を円滑に受け入れる。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、救護所・保健指導・医療に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて県に応援を要請する。

３） 関係機関・関係課の主な対応

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">関係機関・課</th><th>主な対応</th></tr>
<tr><td>関係機関</td><td colspan="2">国・自治体・医師会等</td><td>・医療、助産等救助、救護に関すること
・被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">長野県</td><td rowspan="3">災害対策本部</td><td>災害医療本部</td><td>・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td>応援・受援本部
人的応援・受援担当</td><td>・人的応援・受援の総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td>総括調整担当</td><td>・ニーズ把握のとりまとめに関すること
・他分野との総合調整に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">各地方部</td><td>・被災市町村におけるニーズの集約に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="5">東御市</td><td>総務課</td><td>総務班</td><td>・関係機関等に対する協力及び応援要請に関すること</td></tr>
<tr><td>企画振興課</td><td>情報通信班</td><td>・被害情報の収集に関すること</td></tr>
<tr><td>健康保健課</td><td>保健班</td><td>・保健衛生全般に関すること
・負傷者の収容及び救護等に関すること
・保健師等の受け入れに関すること</td></tr>
<tr><td>市民病院</td><td>医療班</td><td>・負傷者の医療に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	健康保健課	0268-64-8888		0268-64-8880
	市民病院	0268-62-0050		0268-62-0400
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田保健福祉事務所	0268-25-7148		0268-23-1973
長野県庁	災害対策本部	026-269-0763 （衛星電話 1-231-5652～5656）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107
	上田地域広域連合	0268-43-8811		0268-42-6740
	上田地域広域連合消防本部	0268-26-0119		0268-23-6901
	信州上田医療センター	0268-22-1890		0268-24-6603
	社団法人上田市医師会	0268-22-0655		
	社団法人小県医師会	0268-24-1022		0268-23-7236
	社団法人上田小県歯科医師会	0268-22-2160		
	社団法人上田薬剤師会	0268-22-6130		0268-22-6809

■役割分担

14

機能	（14）救護所支援・保健指導支援・医療機関支援

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　財政係長	内）1131～1132
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	保健班	健康福祉部　健康保健課　保健係長	内）72+2151～2154
	エ	医療班	市民病院　医療事務部　庶務係長	内)73+2501～2503

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①関係機関等に対する協力及び応援要請
	情報通信班	○	□	②被害情報の収集
	保健班	○	□	③保健衛生全般
		○	□	④負傷者の収容及び救護
		○	□	⑤保健師等の受け入れ
	医療班	○	□	⑥負傷者の医療

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町） □災害時の医療救護についての協定（(社)上田市医師会、(社)小県医師会、(社)上田小県歯科医師会） □災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定（(社)上田薬剤師会）

（１５） 要配慮者対応支援

１） 目標

○ 市は、市職員のみでは職員が不足する場合、被災地域において、高齢者や障がい者、外国人の方等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が、速やかに避難し、また良好な環境のもとで避難生活が送れるよう支援を受ける。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、要配慮者対応に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて、県に応援を要請する。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	長野県社会福祉協議会・応援側の都道府県（知事会等）		・要配慮者支援に係る職員・車両派遣調整に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること ・派遣職員数等の結果報告に関すること
	こども・家庭課		・児童福祉司、児童心理司の派遣に関すること
	健康福祉政策課		・健康福祉部に所属する職員の派遣に関すること
	障がい者支援課		・手話通訳者の派遣に関すること
	山岳高原観光課		・観光客の安全確保に関すること
	国際課		・災害多言語支援センターに関すること
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	総務課	本部班	・関係機関、団体等に対する応援要請に関すること
	企画振興課	情報通信班	・被害情報の収集に関すること
	生活環境課	生活環境班	・外国人の避難及び援護に関すること
	福祉課	福祉班	・要配慮者の避難及び援護に関すること
	商工観光課	商工観光班	・観光客の避難及び援護に関すること

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
	生活環境課	0268-64-5896		0268-63-6908
	福祉課	0268-64-8888		0268-64-8880
	商工観光課	0268-64-5895		0268-64-5881
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田保健福祉事務所	0268-25-7148		0268-23-1973
長野県庁	災害対策本部	026-269-0763 （衛星電話 1-231-5652～5656）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	東京都大田区 （防災危機管理課）	03-5744-1235		03-5744-1519
	秋田県美郷町 （住民生活課環境安全班）	0187-84-4903		0187-85-2107
	(福)ちいさがた福祉会	0268-64-7200		0268-64-7202
	(医)緑風会	0268-61-0008		0268-62-0057
	(福)みまき福祉会	0268-61-6001		0268-61-6003
	NPO 法人おもいやり乙女平	0268-63-5969		0268-63-5969
	(株)ライフサポート陽心	0268-75-9771		0268-63-0377

■役割分担

15

機能	（15）要配慮者対策支援

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　財政係長	内）1131～1132
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153
	ウ	生活環境班	市民生活部　生活環境課　生活安全係長	内）1261、1262
	エ	福祉班	健康福祉部　福祉課　地域包括支援係長 〃　〃　福祉援護係長	内）72+2141～2142 内）72+2121～2123
	オ	商工観光班	産業経済部　商工観光課　観光係長	内）1453、1454

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①関係機関等に対する協力及び応援要請
	情報通信班	○	□	②被害情報の収集
	生活環境班	○	□	③災害多言語支援センター設置・運営
	福祉班	○	□	④要配慮者へ応急的支援
		○	□	⑤福祉避難所開設
	商工観光班		□	⑥観光客の安全確保

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □東御市地域防災計画 □東御市業務継続計画 □災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区、秋田県美郷町） □災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（(福)ちいさがた福祉会、(医)緑風会、(福)みまき福祉会、NPO 法人おもいやり乙女平、(株)ライフサポート陽心）

（１６） 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

１） 目標

○ 市は、政府や石油業界等の関係機関による燃料供給を円滑に受け入れ、緊急車両や重要施設等の燃料確保を図る。

２） 基本方針

○ 市は、管内の被害状況を踏まえ、緊急車両・優先給油施設への燃料供給に係る応援が必要と判断した場合は、上田地域振興局を通じて県に応援を要請する。

３） 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	長野県ＬＰガス協会		・液化石油ガスの緊急輸送に関すること
	長野県石油商業組合		・緊急車両への石油類の優先供給に関すること ・災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先供給に関すること
	全国石油商業組合連合会		・非定形的な燃料供給に関する調整
	各石油会社・ＳＳ		・緊急車両、重要施設への給油・配達等
	石油連盟		・非定形的な燃料供給に関する調整
	経済産業省・エネルギー庁		・全国的な燃料供給の調整に関すること
	政府緊急災害対策本部		・重要施設等への燃料供給に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部物資調整担当	・協定団体への要請及び優先給油の調整
	上田地域振興局		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
東御市	総務課	総務班	・関係機関、団体等に対する応援要請に関すること ・燃料の輸送、供給等に関すること
	企画振興課	情報通信班	・情報の収集に関すること

連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	携帯電話番号	ファクシミリ
庁内	総務課	0268-64-5876		0268-63-5431
	企画振興課	0268-64-5806		0268-63-5431
上田地方部	上田地域振興局	0268-23-1265 （衛星電話 1-234-2182）	080-2110-2565 080-2110-2566	0268-25-7115 （県防災行政無線 1-234-8741）
	上田建設事務所維持管理課	0268-25-7164		0268-24-9996
	上田建設事務所整備課	0268-25-7165		0268-23-0550
長野県庁	災害対策本部	026-269-0750 （衛星電話 1-231-5600～5602）	090-3137-3032	026-235-4332 （県防災行政無線 1-231-8990）
関係機関	長野県石油商業組合上小支部 （上小支部局 武重商会）	0268-22-6111		0268-24-6111
	長野ＬＰ協会上小支部	0268-23-3609		0268-75-0322
	(社)長野県ＬＰガス協会	026-229-8734		026-229-8735

■役割分担

16

機能	（16）緊急車両・優先給油施設への燃料供給

担当	班名		担当者	連絡先
	ア	総務班	総務部　総務課　防災係長	内）1196
	イ	情報通信班	企画振興部　企画振興課　企画政策係長	内）1151～1153

実施内容	役割分担		項目	
	災対本部班	応援職員		
	総務班		□	①関係機関、団体等に対する応援要請
		○	□	②燃料の輸送、供給等に関すること
	情報通信班	○	□	③被害情報の収集

関連計画・マニュアル等	
	□長野県市町村災害時相互応援協定書 □長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 □災害時における燃料等の供給に関する協定（長野県石油商業組合上小支部） □災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定（長野ＬＰ協会上小支部、(社)長野県ＬＰガス協会）

巻末資料

様式集

・【様式１】　人的支援要請・派遣通知
・【様式２】　物的支援要請・支援通知

参考資料

・【資料１】　指定緊急避難場所・指定避難所（広域避難施設）
・【資料２】　指定緊急避難場所（広域避難地）
・【資料３】　指定緊急避難場所・指定避難所（地区別避難場所）
・【資料４】　災害対策用場外離着陸場一覧
・【資料５】　物資輸送拠点一覧
・【資料６】　関係機関連絡先
・【資料７】　災害時応援協定連絡先

【様式１】　人的支援要請　・　派遣通知

<table>
<tr><td>日　時</td><td colspan="4">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>要請先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">要請元</td><td>機関名</td><td></td><td>担当者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">TEL・Email・FAX・(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="15">要請職種
業務内容
人数</td><td rowspan="3">1</td><td colspan="3">☐ 一般行政職員　☐ 行政職員（職種：　　）
☐ 支援団体等職員　☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td><td>人数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td colspan="3">☐ 一般行政職員　☐ 行政職員（職種：　　）
☐ 支援団体等職員　☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td><td>人数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td colspan="3">☐ 一般行政職員　☐ 行政職員（職種：　　）
☐ 支援団体等職員　☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td><td>人数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td colspan="3">☐ 一般行政職員　☐ 行政職員（職種：　　）
☐ 支援団体等職員　☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td><td>人数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">5</td><td colspan="3">☐ 一般行政職員　☐ 行政職員（職種：　　）
☐ 支援団体等職員　☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td><td>人数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

受理日時		担 当		No.

【様式２】　物的支援要請　・　支援通知

日　時	月　　日　　時　　分				
要請先					
要請元	機関名		担当者		
	TEL・Email・FAX・(　　)				
要請物資 品目 数量	1	□ 食品　□ 飲料水等　□ 生活必需品等　□ 燃料等　□ その他			
		品目	数量	希望日時	
	2	□ 食品　□ 飲料水等　□ 生活必需品等　□ 燃料等　□ その他			
		品目	数量	希望日時	
	3	□ 食品　□ 飲料水等　□ 生活必需品等　□ 燃料等　□ その他			
		品目	数量	希望日時	
	4	□ 食品　□ 飲料水等　□ 生活必需品等　□ 燃料等　□ その他			
		品目	数量	希望日時	
	5	□ 食品　□ 飲料水等　□ 生活必需品等　□ 燃料等　□ その他			
		品目	数量	希望日時	
受取場所					
	住所		電話番号		
	物流環境	トラック　□２トン可　□４トン可　□10トン可 フォークリフト　□有り　□無し ハンドリフト　□有り　□無し			
特記事項					

受理日時		担 当		No.

【資料１】　指定緊急避難場所・指定避難所（広域避難施設）

No.	名　　称	住　　所	指定緊急避難場所 災害種別ごとの指定			指定 避難所
			地震	洪水	土砂	
1	東御清翔高等学校	県 276	○	○	○	○
2	東部中学校	常田 300-2	○	○	○	○
3	田中小学校	県 71-2	○	○	○	○
4	田中保育園	田中 459-2	○	－	○	○
5	田中児童館	県 109	○	－	○	○
6	子育て支援センター	県 282-2	○	○	○	○
7	文化会館	常田 505-1	○	○	○	○
8	東部人権啓発センター	県 288-3	○	○	○	○
9	長野救命医療専門学校	田中 66-1	○	－	○	○
10	ゆうふる tanaka	田中 278-18	○	－	○	○
11	中央公民館	県 288-4	○	○	○	○
12	滋野小学校	滋野乙 2966-3	○	○	－	○
13	滋野保育園	滋野乙 2023-1	○	－	－	○
14	滋野児童館	滋野乙 507-7	○	－	－	○
15	滋野コミュニティーセンター	滋野乙 2962	○	○	○	○
16	祢津小学校	祢津 1009	○	○	○	○
17	祢津保育園	祢津 1262	○	－	－	○
18	祢津児童館	祢津 917-4	○	－	－	○
19	東御中央公園第一体育館	鞍掛 177-2	○	○	○	○
20	東御中央公園武道館	鞍掛 167	○	○	○	○
21	祢津公民館	祢津 917-4	○	－	－	○
22	和小学校	海善寺 1244-1	○	○	○	○
23	和保育園	和 8017-2	○	－	○	○
24	和児童館	海善寺 1070-1	○	○	－	○
25	和コミュニティーセンター	和 2628	○	－	－	○
26	湯楽里館	和 3875	○	○	○	○
27	北御牧中学校	下之城 947	○	○	○	○
28	北御牧小学校	大日向 623	○	－	○	○
29	北御牧体育館	下之城 978-1	－	○	－	○
30	ふれあい体育館	下之城 962-3	○	○	－	○
31	青年研修センター	下之城 962-5	○	○	－	○
32	北御牧人権啓発センター	八重原 2813-1	○	○	○	○
33	北御牧保育園	大日向 102	○	○	－	○
34	北御牧公民館	大日向 337	○	－	－	○
35	みまき未来館	大日向 338-1	○	－	－	○
36	明神館	八重原 1806-1	○	○	○	○
37	御牧乃湯	布下 35-4	○	－	○	○
38	奈良原研修センター鴻夢館	新張 1931				○

【資料２】　指定緊急避難場所（広域避難地）

No.	名　　称	住　　所	災害種別ごとの指定		
			地震	洪水	土砂災害
1	不動公園	和 1654-2	○	－	－
2	伊豆宮公園	常田 142-1	○	－	－
3	原公園	加沢 1409-105	○	○	－
4	田中公園	県 147	○	－	○
5	田町公園	田中 35-4	○	－	○
6	城ノ前公園	田中 800-46	○	－	○
7	市民交流広場（市役所）	県 281-2	○	－	○
8	あがた御膳水公園	県 192-10	○	－	○
9	白鳥台遊園地	本海野 1496-145	○	－	－
10	原口農村広場	滋野乙 3410-1	○	○	○
11	大石農村広場	滋野乙 1872-1	○	－	－
12	乙女平山公園	滋野 736-240	○	○	○
13	別府公園	滋野乙 4675-1	○	○	－
14	東御中央公園芝生広場	鞍掛 177-2	○	－	○
15	西宮公園	祢津 2275	○	○	○
16	新張青少年広場	新張 1123-6	○	○	－
17	奈良原青少年広場	新張 2085	○	○	－
18	なかよし公園	海善寺 1069-1	○	－	－
19	田沢農村公園	和 4858-3	○	－	－
20	東上田運動広場	和 7622-2	○	－	○
21	東上田井高公園	和 8482-1	○	－	－
22	西深井農村広場	和 201-7	○	－	○
23	大田区休養村とうぶ多目的グラウンド	和 6714-1 他	○	○	○
24	日向が丘ひだまりの園	海善寺 854-22	○	－	－
25	寺坂団地公園	和 8333－119	○	○	－
26	菖蒲沢団地公園	御牧原 1130-3	○	○	○
27	北御牧グラウンド	下之城 965-1	○	○	－
28	芸術むら公園	八重原 1806-1	○	○	○
29	南部農村公園	御牧原 716	○	○	○
30	中八重原コミュニティー広場	八重原 1439-1	○	○	○
31	白水グラウンド	八重原 3533-47	○	○	○
32	白樺団地公園	八重原 3533－1050	○	○	○

【資料３】　指定緊急避難場所・指定避難所（地区別避難場所）

No.	名　　称	住　　所	指定緊急避難場所 災害種別ごとの指定			指定避難所
			地震	洪水	土砂災害	
1	加沢公民館	加沢 1206-1	○	○	－	○
2	常田公民館	田中 135-1	○	○	○	○
3	田中公民館	田中 97-2	○	○	○	○
4	県公民館	県 381-1	○	－	○	○
5	海野宿ふれあいセンター(本海野区)	本海野 1125-1	○	－	－	○
6	海野宿囲炉裏の家(西海野区)	本海野 461-1	○	－	－	○
7	白鳥台公民館	本海野 1496-66	○	○	－	○
8	城ノ前公民館	田中 590-85	○	○	○	○
9	赤岩公民館	滋野甲 1970	○	○	○	○
10	片羽区公民館	滋野乙 3104-1	○	○	○	○
11	桜井公民館	滋野乙 605-1	○	○	－	○
12	大石公民館	滋野乙 2331-3	○	○	－	○
13	中屋敷公民館	滋野乙 2923-1	○	○	○	○
14	別府公民館	滋野乙 4641-5	○	○	－	○
15	原口公民館	滋野乙 3967-5	○	○	－	○
16	聖公民館	滋野甲 4175-2	－	○	○	○
17	乙女平公民館	滋野 736-243	○	○	○	○
18	王子平公民館	滋野乙 1621	○	○	－	○
19	新張公民館	新張 1125	○	○	－	○
20	横堰公民館	新張 690-1	○	○	－	○
21	出場構造改善センター	鞍掛 1184	○	○	－	○
22	金井公民館	鞍掛 633	○	○	－	○
23	新屋公民館	新屋 98-2	○	○	－	○
24	東町公民館	祢津 901-1	○	○	○	○
25	西宮公民館	祢津 2144-1	○	－	－	○
26	姫子沢公民館	祢津 2938-1	○	○	－	○
27	滝ノ沢集会所	祢津 493-2	－	○	－	○
28	湯の丸高原ビジターセンター	新張 1269	○	○	○	○
29	祢津南公民館	祢津 300-71	○	－	○	○
30	奈良原公民館	新張 2544-2	○	○	－	○
31	伊勢原公民館	常田 222-56	○	－	○	○
32	リードリーくらかけコミュニティー	鞍掛 942-55	○	○	－	○

	センター					
33	東上田公民館	和 7563-1	○	－	○	○
34	田沢公民館	和 5145	○	－	－	○
35	大川公民館	和 2613-1	○	○	－	○
36	栗林公民館	和 3419-1	○	－	－	○
37	海善寺公民館	海善寺 834-2	－	－	－	○
38	曽根公民館	和 1846	○	－	－	○
39	東深井公民館	和 715-1	○	○	○	○
40	西深井公民館	和 395-1	○	○	○	○
41	西入集会所	和 6710-2	○	○	○	○
42	東入集会所	和 6739-6	○	○	－	○
43	日向が丘公民館	海善寺 854-90	○	○	－	○
44	海善寺北公民館	海善寺 741-6	○	○	－	○
45	寺坂コミュニティーセンター	和 8333-65	○	○	○	○
46	県営日向が丘団地集会所(睦区)	海善寺 854-91	○	○	－	○
47	上八重原公民館	八重原 523-2	○	○	○	○
48	田楽平公民館	八重原 2-576	○	○	○	○
49	中八重原生活改善センター	八重原 1441-1	○	○	○	○
50	旧山崎公民館	八重原 1884-1	○	○	○	○
51	下八重原生活改善センター	八重原 2916-1	○	○	○	○
52	芸術むら公民館	八重原 3533-646	○	○	○	○
53	白樺公民館	八重原 3533-1110	○	○	○	○
54	切久保集落センター	下之城 779-6	○	○	－	○
55	本下之城集落センター	下之城 457-5	○	○	－	○
56	八反田公民館	下之城 625-9	○	○	－	○
57	田之尻公民館	下之城 324-5	○	○	－	○
58	宮公民館	下之城 110-1	○	○	－	○
59	生きがい交流センター（畔田区）	下之城 45-6	○	○	○	○
60	南部公民館	御牧原 730	○	○	○	○
61	北部区公民館	御牧原 1404-1	○	○	○	○
62	布下公民館	布下 315-1	○	－	○	○
63	常満団地集会所	布下 430-59	○	○	－	○
64	島川原農業生活改善施設	島川原 265	○	－	○	○
65	大日向集落センター	大日向 174	○	○	－	○
66	光ヶ丘集会所	大日向 440-21	○	○	○	○
67	羽毛山コミュニティーセンター	羽毛山 336-1	○	－	○	○
68	羽毛山団地集会所(牧ヶ原区)	羽毛山 717-1	○	－	○	○

【資料４】　災害対策用場外離着陸場一覧

No.	所在地	名　　称	管理者	施設規模	広さ（m）
1	鞍掛 188 番地	東御中央公園グラウンド	東御市長	大型	100×160
2	八重原 1807 番地 1	八重原グランド	東御市長	中型	110×90

【資料５】　物資輸送拠点一覧

No.	所在地	名　　称	管理者
1	鞍掛 177 番地 2	東御中央公園第一体育館	東御市長
2	下之城 962 番地 3	北御牧ふれあい体育館	東御市長

【資料６】　関係機関連絡先

機　関　名	電話番号（県防災行政無線）	衛星携帯電話	ファクシミリ（県防災行政無線）
長野県災害対策本部　応援・受援本部	026-269-0750	090-3137-3032	026-235-4332 (1-231-8990)
広域防災拠点担当	(1-231-5603～5605)		
人的応援・受援担当	(1-231-5600～5602)		
物資調整担当	026-269-0763 (1-231-5652～5656)		
上田地域振興局	0268-23-1265 (1-234-2182)	080-2110-2565 050-2110-2566	0268-25-7115 (1-234-8741)
上田保健福祉事務所	0268-25-7148		0268-23-1973
上田建設事務所	0268-25-7161		0268-25-7163
上田地域広域連合　事務局	0268-43-8811		0268-42-6740
上田地域広域連合　消防本部	0268-26-0119		0268-23-6901
上田警察署	0268-22-0110		0268-25-9110
関東地方整備局長野国道事務所 管理第二課	026-264-7008		026-264-7041
信州上田医療センター	0268-22-1890		0268-24-6603

【資料７】　災害時応援協定連絡先

団体・企業名	電話番号	携帯電話	ファクシミリ
東京都大田区　防災危機管理課	03-5744-1235		03-5744-1519
秋田県美郷町　住民生活課環境安全班	0187-84-4903		0187-85-2107
市内郵便局　（東御郵便局）	0268-62-0042		0268-64-3048
東御市建設業協会　（東御市商工会）	0268-75-5536		0268-75-0875
株式会社ツルヤ チーフリーダー マネージャー	0267-22-3311	 070-5011-9372 070-5577-7599	0267-23-2866
株式会社やおふく 本社	0268-64-6133 0268-22-3300		050-3541-1125 050-3541-1187
有限会社シーエスエスサービス	0268-22-2951		0268-26-3990
上小トラック協会	0268-27-1316		0268-27-1824
社団法人 上田薬剤師会	0268-22-6130		0268-22-6809
株式会社 信越精密	0268-64-5511		0268-64-2111
NPO 法人 コメリ災害対策センター	025-371-4185		025-371-4151
長野県環境整備事業協同組合	0267-88-6566		0267-88-6567
学校法人 成田会　（長野救命医療専門学校）	0268-64-6699		0268-64-6611
北陸コカ・コーラボトリング株式会社 （東信支店）	0268-64-8620		0268-64-8621
長門運輸有限会社	0268-64-3066		0268-64-3042
社会福祉法人 ちいさがた福祉会	0268-64-7200		0268-64-7202
医療法人 緑風会	0268-61-0008		0268-62-0057
社会福祉法人 みまき福祉会	0268-61-6001		0268-61-6003
NPO 法人 おもいやり乙女平	0268-63-5969		0268-63-5969
株式会社 ライフサポート陽心	0268-75-9771		0268-63-0377
一般財団法人 長野ＬＰ協会上小支部	0268-23-3609		0268-75-0322
一般財団法人 長野県ＬＰガス協会	026-229-8734		026-229-8735
株式会社 エフエムとうみ	0268-63-1003		0268-63-1103
社団法人 長野県建築士会上小支部	0268-26-1412		0268-26-1416
東御市くらしの会	（生活環境課経由）		
一般財団法人 中部電気保安協会長野支店	0268-23-0985		0268-23-0987
サントリービバレッジサービス株式会社 上田支店	0268-64-6090	 080-1045-9506	0268-64-6088
学校法人 郁文館夢学園 （奈良原研修センター鴻夢館）施設長	0268-63-6612	 090-1403-4912	0268-63-7766
信州うえだ農業協同組合　総務企画部	0268-25-7800		0268-25-7820
社団法人 上田市医師会	0268-22-0655		

社団法人 小県医師会	0268-24-1022		
社団法人 上田小県歯科医師会	0268-22-2160		
社団法人 上田薬剤師会	0268-22-6130		0268-22-6809
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	0268-64-5883		0268-62-0233
上田市上下水道事業管理者	0268-72-4253		
小諸市	0267-22-1700		
長野県水道協議会	026-235-7168		
生活協同組合コープながの　管理部	026-261-1200		026-261-1201
上小生コン事業協同組合			
生活協同組合コープながの　管理部	026-261-1200		026-261-1201
中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー	0268-23-8200		0268-27-8546
ヤフー株式会社	03-6898-6763		
株式会社 ゼンリン	026-263-3755		026-263-3977
東日本電信電話株式会社	026-225-4384		
コムパックシステム株式会社	0268-24-9500		0268-22-2202
NPO 法人長野県 G 空間情報技術協会（株式会社みすず綜合コンサルタント内）	0268-24-8230		0268-24-8353
株式会社上田ケーブルビジョン	0268-23-1600		0268-25-3243
カクイチ建材工業株式会社	0268-62-0777		0268-62-1596
長野県建設業協会上小支部 事務局長	0268-24-8133	090-5342-2401	0268-27-1425
株式会社アドバンテック	03-5220-5331		03-5220-5332